

さいたま市

図書館要覧

令和4年度

凡例 *表中の次の図書館名は以下のように省略する
 大宮西部図書館三橋分館 → 三橋分館
 与野図書館西分館 → 西分館
 桜図書館大久保東分館 → 大久保東分館
 *年度の記載が無いものはすべて令和4年度

目次

1 運営方針

- ①さいたま市図書館ビジョン 1
- ②図書館評価 3

2 図書館案内

- ①沿革 5
- ②各図書館一覧 7
- ③組織図 9
- ④利用案内・図書館配置図 10
- ⑤各図書館概要
 - 中央図書館／北浦和図書館 11
 - 東浦和図書館／美園図書館 12
 - 大宮図書館／大宮西部図書館 13
 - 桜木図書館／馬宮図書館 14
 - 三橋分館／春野図書館 15
 - 大宮東図書館／七里図書館 16
 - 片柳図書館／与野図書館 17
 - 与野南図書館／西分館 18
 - 岩槻図書館／岩槻駅東口図書館 19
 - 岩槻東部図書館／桜図書館 20
 - 大久保東分館／北図書館 21
 - 宮原図書館／武蔵浦和図書館 22
 - 南浦和図書館 23
- ⑥移動図書館・配本所・返却ポスト 24
- ⑦図書館コンピュータシステム 25

3 令和3年度活動報告

- ①さいたま市図書館に関連ある新聞記事 26
- ②さいたま市図書館の一年 28
- ③主な行事 30
- ④主な刊行物 40
- ⑤テーマ資料展示 43
- ⑥ボランティア団体一覧 47

4 統計

- ①統計指標 48
- ②利用統計（登録 貸出 開館日数 利用人数） 48
- ③所蔵資料統計 53
- ④図書資料受入除籍統計 55
- ⑤予約・参考統計（予約 レファレンス 複写 相互貸借） 57
- ⑥インターネット端末利用 59
- ⑦広域利用統計 60
- ⑧バリアフリーサービス統計 61
- ⑨文化施設利用統計 62
- ⑩学校図書館サービス 63
- ⑪児童サービス統計 64
- ⑫移動図書館・配本所統計 65
- ⑬統計推移 所蔵状況 66
- 貸出状況 67
- ⑭政令指定都市図書館統計 69

5 予算・決算

- ①予算 71
- ②決算 73

6 図書館協議会

- ①図書館協議会開催記録 75
- ②さいたま市図書館協議会委員名簿 75

7 視聴覚ライブラリー

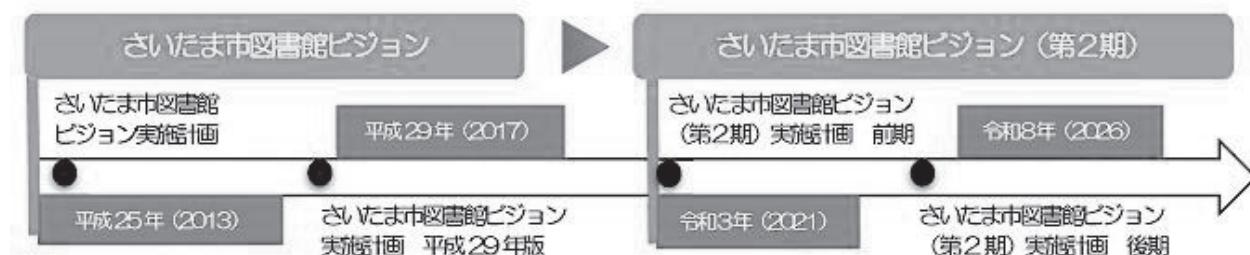
- ①利用案内 ②予算・決算 ③主催事業 76
- ④所蔵資料・機材数 76
- ⑤利用統計 77
- ⑥視聴覚ライブラリー運営委員会開催記録 78
- ⑦さいたま市立視聴覚ライブラリー運営委員会委員名簿 78

8 例規集

- さいたま市図書館条例 79
- さいたま市図書館条例施行規則 82
- さいたま市図書館協議会規則 84
- さいたま市図書館協議会の委員公募実施要綱 85
- さいたま市子ども読書活動推進会議設置要綱 85
- さいたま市子ども読書活動推進会議委員
公募実施要綱 85
- さいたま市子ども読書活動推進会議委員
候補選考要綱 85
- さいたま市子ども読書の日を定める要綱 86
- さいたま市子ども読書活動優秀実践表彰要綱 86
- さいたま市図書館文化施設の利用に関する要綱 86
- さいたま市図書館資料取扱要領 87
- さいたま市図書館図書資料収集・保存分担基準 88
- さいたま市図書館資料選定会議運営基準 89
- さいたま市図書館地域資料収集方針 89
- 大宮図書館文学資料の収集及び取扱い要領 90
- さいたま市図書館における電子書籍の
利用に関する要領 90
- さいたま市図書館県外図書館協力貸出取扱基準 91
- さいたま市図書館個人貸出業務等実施要領 91
- さいたま市図書館資料有料宅配実施要領 93
- さいたま市図書館団体貸出業務等実施要領 94
- さいたま市図書館図書館資料の貸出停止等に
関する実施基準 95
- さいたま市図書館視覚障害者等サービス要綱 95
- さいたま市図書館資料宅配実施要領 96
- さいたま市図書館複写取扱要領 97
- さいたま市図書館ポスター等設置基準 98
- さいたま市図書館リサイクル事業実施要領 98
- さいたま市図書館雑誌サポート事業実施要綱 99
- さいたま市図書館インターネット端末運用基準 99
- さいたま市立視聴覚ライブラリー条例 99
- さいたま市立視聴覚ライブラリー条例施行規則 100
- 学校図書館支援センター運営要領 100
- 学校図書館支援センター貸出業務等実施要領 101
- さいたま市移動図書館運営要領 101
- さいたま市移動図書館駐車場の設置・統廃合基準 102
- さいたま市移動図書館業務端末取扱基準 102
- さいたま市配本所運営要領 102
- さいたま市図書館運営検討委員会設置要綱 102
- さいたま市図書館専門部会設置要綱 103
- さいたま市図書館の運営状況に関する評価実施要項 103
- さいたま市図書館指定管理業務履行にかかる
抽出検査実施要領 104
- さいたま市図書館 Twitter（ツイッター）運用方針 104
- さいたま市図書館防犯カメラ等の設置及び
運用等に関する要領 105

①さいたま市図書館ビジョン

さいたま市の図書館が、今後、取り組むべきサービスの目標や指針、管理運営などの基本方針を「さいたま市図書館ビジョン」として平成25年3月に策定しました。令和2年度をもって当ビジョンの対象期間が終了したことに伴い、令和3年度から令和10年度の8年間を対象期間とした「図書館ビジョン（第2期）」を、「生涯学習ビジョン」及び「公民館ビジョン」とも連携を図り令和3年3月に策定したものです。



基本理念

人生100年時代。私たちはどう生きるのか。

図書館は、生きていくための知識やあらゆる情報を、誰もが自由に手に入れることができる場所として、最適な情報提供を行います。その情報を取捨選択して使いこなすための情報リテラシーを身に付ける手助けをすることによって、「新しい時代の新たな学び」を支えます。

また、図書館は一人一人を大切にするとともに、人々が集い、つながり、知を創造し、社会参加していくために必要な情報リテラシーのセンター機能を持った「本と人 人と人が出会う『知のひろば』」としてさらなる歩みを進めていきます。



①さいたま市図書館ビジョン

基本的方向性

さいたま市図書館の基本理念「本と人 人と人が会う 『知のひろば』」を実現するために、4つの基本的方向性を決めました。

《基本的方向性1 知りたいにこたえる》

何かについて知りたいと思ったとき、それが、仕事、趣味やスポーツ、医療や健康のことでも、あるいは生活に関すること、人生に関することでも、「そうだ、あそこに行ってみよう」と思える場所が「私たちのまちの図書館」です。

あらゆる情報が溢れる Society5.0 時代にあって、「どの情報を選んだらいいのか分からない」「知りたいことがあっても、どうしたらよいか分からない」。そんなときは、情報探索の専門家である図書館司書に聞いてください。あなたの課題等を解決するため全力でサポートします。

また、ICT 等を活用して、いつでも、どこでも、誰もが必要な情報にアクセスできる図書館機能を充実させます。さらに、視覚障害者向けの録音資料、点字資料や音読サービスなど、誰一人取り残さない多様なサービスを展開します。

《基本的方向性2 本と人をつなげる》

じっくり本の世界に浸りたいとき、たくさん本が並んだ棚の前に立てば、これまで人類が積み重ねた知を体感できます。講座等のイベントに参加すれば、仲間と出会うことができます。感染症の影響で外出自粛が求められる状況下でも、自宅に居ながらにして、本を読む、音楽を楽しむ、調べものができるといった環境や、オンライン開催のイベントにより、図書館は「本と人」、本を媒介として「人と人」をつなぐお手伝いをします。

本や情報を媒介にした交流の場を、オンラインと対面との最適な組み合わせにより提供し、いつでも、どこでも、誰もが気軽に利用できる身近な図書館を構築します。

《基本的方向性3 子どもの豊かな心と生きる力をはぐくむ》

子どもの頃に出会うお気に入りの本は、かけがえのない宝物です。読書は、豊かな言葉と出会い、知らなかったことを知る喜びを子どもに与えてくれます。1冊の本との出会いが、その子の人生を支え、子どもの心に「生きる力」の種をまきます。その種が成長し、子どもの思考力や表現力を高め、主体的に生きていく力として実を結びます。

図書館は、子どもの身近にいる人々へ働きかけ、魅力あふれる活動を通じて、子どもと本との出会いを応援します。また、家庭、幼稚園・保育所、地域、学校と連携・協働する取組をこれまで以上に充実させることで、「読書が好き」な子どもをたくさん育てます。

《基本的方向性4 つながりから地域の未来をひらく》

地域にかかわる本を収集し保存することは、「地域の宝」を守ることでもあります。その宝を活用して地域の人々と共に分かち合う活動を通して、また、ICTの最先端技術も積極的に活用しながら、地域の歴史や文化・伝統を100年先の未来に伝えていきます。

また、市民の学びや経験が地域社会の活動に生かされ、その活動から見えてくる課題を解決するために、市民が再び学びに向かうという「学びと活動の好循環」を、全ての図書館が館の枠を超えてダイナミックにサポートします。

さらに、図書館司書がコーディネート力を発揮し、家庭、地域、学校との連携・協働に加え、大学、企業、NPOや市民ボランティア団体など、多様な主体とのネットワークを強化することで、人と人、人と地域等をつなげ、地域の未来の扉を市民と共にひらきます。

図書館評価について

さいたま市図書館ビジョンの4つの基本的方向性を評価の目標として、令和4年度の指標と目標値を設定しています。

令和4年度目標、指標及び目標値

基本的方向性 1 知りたいにこたえる

目標	指標	目標値
(1)レファレンスサービスの充実による市民の課題解決の支援	レファレンス受付件数	130,000件
(2)市民の課題解決に役立てられる資料の提供	知識の獲得に対する図書館資料の貢献度	3.83ポイント
	課題解決に対する図書館資料の貢献度	3.59ポイント
	新しいチャレンジに対する図書館資料の貢献度	3.67ポイント
	個人的な楽しみに対する図書館資料の貢献度	3.88ポイント
(3)図書館利用に障害のある方への支援	バリアフリー資料の所蔵数	24,400点
(4)専門的職員の養成による図書館サービスの質の向上	図書館専門研修の実施・派遣回数	310回
(5)図書館評価と市民意識の反映	利用者満足度	91.5%

基本的方向性 2 本と人をつなげる

目標	指標	目標値
(1)市民の多様な要求にこたえる資料の充実	蔵書新鮮度	3.34%
(2)情報発信による図書館利用の促進	貸出総数	9,834,000点
(3)講座等の催しと市民の交流の場の提供	講座等の満足度	89.5%
(4)資料の紹介による本との出会いの創出	テーマ資料展示の実施回数	935回
(5)安全で快適な環境の整備	防災・消防訓練の実施回数	41回

基本的方向性 3 子どもの豊かな心と生きる力をはぐくむ

目標	指標	目標値
(1)子どもの世界をひろげる資料の紹介	子ども向けブックリストの作成数	49点
(2)子どもが本に親しむ機会の提供	おはなし会の開催回数	1,100回
(3)家庭・学校等との連携による子どもの読書活動への支援	読書が好きな子どもの割合(小学生)	82.0%
	読書が好きな子どもの割合(中学生)	73.0%
	読書が好きな子どもの割合(高校生)	82.6%

基本的方向性 4 つながりから地域の未来をひらく

目標	指標	目標値
(1)地域の歴史と文化の保存	地域・行政資料の蔵書数	167,000冊
(2)市民との協働による地域交流の活性化と持続的な交流の場の提供	ボランティアとの協働事業数	114事業
(3)市の各部署との連携による市民生活の向上	さいたま市との連携部署数	29部署
(4)県・他自治体・民間等との連携による市民の知的活動への支援	さいたま市以外の自治体及びNPO等民間との連携機関数	20機関

令和2年度図書館評価一覧 『令和3年度さいたま市図書館評価報告書（令和2年度事業対象）』より

目 標		評価	指 標
知的 好奇心に 応える 図書館	①	図書館利用の普及とPR及び情報発信の強化	B 新規登録者数=b 貸出総数=b 来館者数=c 貸出利用人数=b 市民一人当たりの貸出数=b メールマガジン配信件数=a パブリシティ件数=評価せず
	②	幅広く計画的な資料の収集・保存	B 資料回転率=b 雑誌タイトル数=b 新聞タイトル数=b 所蔵タイトル数(図書)=b 市民一人当たりの資料数=b
	③	地域の歴史と文化の保存	B 地域・行政資料の蔵書数=b デジタル化してインターネット公開した地域資料の閲覧回数=a
	④	ICT(情報通信技術)を活用したサービスの充実	A ホームページコンテンツの充実=a インターネット延利用人数=評価せず 自動貸出機の整備=a
	⑤	文化事業の開催	評価せず 講座等の実施回数=評価せず 講座等の参加人数=評価せず 映画会の開催回数=評価せず 映画会の参加人数=評価せず 展示会の開催回数=評価せず
生きる 力を支える 図書館	⑥	あらゆる世代に向けたサービスの充実	B テーマ資料展示の実施回数=評価せず 各世代向けの本の紹介資料作成=b
	⑦	レファレンスサービスの充実	B レファレンス受付件数=c レファレンス事例の公開件数(年間)=c 職員レファレンス研修の開催回数=a パスファインダー(調べ方案内)作成数=a
	⑧	地域の課題解決	B 町おこしや地域活性化、地域コミュニティなどの課題に関わる資料の市民への提供=評価せず 市の各所管からの業務に対する問合せ件数=b
	⑨	生活支援サービスの展開	A 日常生活での課題解決に関わる分野の情報提供の取組=a
	⑩	バリアフリーサービスの充実	B 音訳資料・点訳資料の所蔵数=b 対面朗読回数=評価せず 宅配サービスの貸出数=a
	⑪	多文化サービスの充実	A 外国語資料の受入点数=a 多文化サービスに関わる展示=a
	⑫	子ども読書活動への支援及び学校図書館との連携	C 小学生の不読者の割合=c 中学生の不読者の割合=c 高校生の不読者の割合=c 子ども向け行事開催数=評価せず 読み聞かせや本に関する講座・講演会の実施=評価せず 子ども向けの資料案内の作成=a 学校・保育園等に対する訪問・招待実施回数=評価せず
市民と ともに 歩む 図書館	⑬	図書館評価と市民意識の反映	A 図書館評価の実施と公表=a 「さいたま市図書館の利用に関するアンケート」の実施と公表=a
	⑭	市民との協働	評価せず ボランティアとの協働事業数=評価せず ボランティアとの協働事業の延実施回数=評価せず
	⑮	関連機関(公共機関・民間機関・NPO)との連携	評価せず 連携事業の連携先機関数=評価せず 職場体験の受入件数=評価せず
	⑯	地域の特色を生かした運営	評価せず 地域の特色を生かした取組=評価せず
誰もが 安心して 使える 図書館	⑰	親しみやすい図書館づくり	B 「さいたま市図書館の利用に関するアンケート」における満足度=b
	⑱	職員の資質・能力の向上	評価せず 組織内研修の実施回数=評価せず 派遣研修の件数=評価せず
	⑲	専門的職員の配置	評価せず 専門性の向上につながる研修の受講=評価せず 専門性の向上につながる研修への講師等としての派遣=評価せず
	⑳	施設・設備の充実	A 施設・設備の計画的な改修及びバリアフリー化の推進=a
	㉑	持続的で安定した図書館の運営	B 業務マニュアルの整備・見直し=a 財源確保や経費節減につながる取組=c
	㉒	危機管理体制の強化	A 職員の危機管理意識を高める取組=a

評価基準

A—達成した B—ほぼ達成した C—あまり達成できなかった D—達成できなかった

* 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休館の影響を受ける目標値は補正を行い評価した

* 休館の影響だけでは目標値の補正を行うことが困難と判断した指標については「評価せず」とした

①沿革

※大正から昭和初期の部分については図書館で把握しているもののみ記載させていただいております。

(閉館時期についても省略)

大正	13年	3月	大宮町立図書館、大宮小学校内に開館
		6月	野田町立簡易図書館、野田小学校内に開館
		8月	谷田町立図書館、谷田小学校内に開館
			尾間木町立図書館、尾間木小学校内に開館
		9月	浦和町立少年図書館、浦和小学校内に開館
	14年		大門町立図書館、大門小学校内に開館
			与野町立図書館、与野小学校内に開館
			植水町立図書館、植水小学校内に開館
昭和	3年		七里町立図書館、七里小学校内に開館
			川通町立川通図書館、川通小学校内に開館
			岩槻町立岩槻図書館、岩槻小学校内に開館
			和土町立和土図書館、和土小学校内に開館
			片柳図書館、片柳小学校内に開館
	4年		三室町立三室図書館、三室小学校内に開館
	9年		浦和市立第二少年図書館、常盤小学校内に開館
			浦和市立第五図書館、本太小学校内に開館
	28年	4月	大宮市立図書館設置条例施行
	44年	6月	与野市公民館図書室開設
	46年	4月	与野市図書館開館
		9月	岩槻市立中央図書館開館
	47年	7月	移動図書館「なかよし号」(与野)巡回開始
	48年	2月	大宮市立図書館(のち大宮図書館に改称)、高鼻町に新館開館
		7月	移動図書館「はたる号」(大宮)巡回開始
	49年	1月	浦和市立図書館(のち北浦和図書館に改称)開館
		4月	移動図書館「しらさぎ号」(浦和)巡回開始
		9月	4配本所(大宮)開室、以降順次開室(のち図書館開館等により順次閉室)
	50年	10月	移動図書館「こだま号」(岩槻)巡回開始
	51年	10月	浦和市立図書館中央分館(のち北浦和図書館東高砂分館に改称)開館
	53年	5月	岩槻市立中央図書館(のち岩槻図書館に改称)新館開館
	53年	10月	与野市図書館南分館、大戸小学校内に開設
	56年	12月	与野市図書館(のち与野図書館に改称)新館開館
	60年	8月	浦和市立南浦和図書館開館
	61年	4月	与野市図書館南分館(のち与野図書館南分館、与野南図書館に改称)新館開館
	62年	6月	大宮市立西部図書館(のち大宮西部図書館に改称)開館
平成	4年	6月	大宮市立東図書館(のち大宮東図書館に改称)開館
		10月	与野市図書館西分館(のち与野図書館西分館に改称)開館
	5年	3月	移動図書館「なかよし号」廃止
	6年	10月	4市1町(浦和・大宮・上尾・与野・伊奈)広域利用開始
	7年	1月	浦和市図書館、戸田市図書館と相互利用開始
		4月	浦和市図書館、川口市図書館と相互利用開始
	8年	4月	岩槻市立岩槻駅東口図書館開館
	9年	4月	浦和市図書館、蕨市図書館と相互利用開始
		4月	浦和市立東浦和図書館開館
	10年	4月	岩槻市立東部図書館(のち岩槻東部図書館に改称)開館
		6月	大宮市立春野図書館開館
	12年	5月	大宮市立西部図書館三橋分館(のち大宮西部図書館三橋分館に改称)開館
		7月	大宮市立七里図書館、宮原図書館開館
	13年	5月	さいたま市誕生
		11月	さいたま市図書館協議会・さいたま市視聴覚ライブラリー運営委員会発足
	14年	7月	馬宮図書館開館
	15年	4月	政令指定都市へ移行
	16年	7月	桜木図書館開館
	17年	3月	図書館コンピュータシステムの一元化
		4月	岩槻市編入 岩槻図書館、岩槻駅東口図書館、岩槻東部図書館が 加わり、さいたま市図書館19館に
18年	1月	6月	インターネット予約開始
		7月	桜図書館開館
			岩槻区のシステムを統合

①沿革

平成	18年	3月	移動図書館「こだま号」廃止
		4月	移動図書館「しらさぎ号」が「こだま号」担当駐車場の巡回開始 3市（川越・春日部・蓮田）広域利用開始 視聴覚資料の予約受付開始
		5月	片柳図書館開館
19年	11月		移動図書館「ほたる号」廃止、「宝くじ号」巡回開始
	4月		桜図書館大久保東分館開館 与野図書館南分館が与野南図書館に昇格 利用時間、開館日の拡充（開館時刻の統一、月末休館日の廃止）
		5月	市内9館と3分館にて、窓口業務（貸出、返本、書架整理等の定型的業務）委託開始
		9月	北浦和図書館東高砂分館閉館
	11月		中央図書館開館 図書館組織の再編成 （中央図書館、拠点図書館、地区図書館・分館の3構成になる）
	12月		移動図書館「しらさぎ号」廃止
			移動図書館「宝くじ号」が「しらさぎ号」担当駐車場の巡回開始
	20年	4月	市内3分館の全面窓口業務委託開始
		5月	北図書館開館（設計と建設はPFI事業で実施） 視聴覚ライブラリーの統合、北図書館内にリニューアルオープン
	22年	3月	図書館コンピュータシステムの更新 メールマガジン配信開始
23年		4月	貸出点数の変更（各館で10点までから、全館で30点までに変更）
		6月	長期延滞利用者に対する貸出停止の実施 行財政改革公開審議「図書館管理運営事業について」の開催（第1回、第2回は7月に実施）
		11月	中央図書館にて図書館海援隊への参加
	3月		東日本大震災後の計画停電による臨時休館、利用時間の変更等を実施
	24年	3月	与野図書館でICタグによる資料管理開始
		4月	休館日分散化・利用時間の変更 馬宮、宮原、与野南、岩槻東部図書館で窓口等業務委託開始
	25年	1月	武蔵浦和図書館開館、南浦和図書館が地区館に
		4月	大宮東、七里、片柳図書館で窓口等業務委託開始
		8月	行財政改革公開審議「図書館運営の見直し」の開催
		11月	「さいたま市図書館への指定管理者制度導入について」を図書館協議会に諮問（平成26年11月に答申）
26年		4月	桜木、岩槻駅東口図書館で窓口等業務委託開始
		6月	国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの開始
		8月	行財政改革公開審議「図書館への指定管理者制度の活用」の開催
	27年	3月	東浦和駅前に「図書館専用返却ポスト」を設置
		9月	指定管理者制度導入について条例改正
28年		1月	美園図書館開館
		3月	図書館コンピュータシステムの更新（電子書籍サービス開始） 東浦和図書館、宮原図書館でICタグによる資料管理開始
		6月	大宮図書館指定管理者の指定について市議会で議決
		10月	宮原駅前に「図書館専用返却ポスト」を設置
	29年	3月	大宮西部図書館、南浦和図書館、桜図書館大久保東分館でICタグによる資料管理開始
30年		11月	Twitterによる情報発信を開始
		3月	大宮西部図書館三橋分館、春野図書館でICタグによる資料管理開始
		5月	音楽配信データベース「ナクソス・ミュージック・ライブラリー」を導入
		10月	西浦和駅市民の窓口敷地内に「図書館専用返却ポスト」を設置
	31年	3月	北浦和図書館でICタグによる資料管理開始 移動図書館「宝くじ号」廃止、「あじさい号」巡回開始
令和	元年	5月	大宮図書館移転開館
	2年	3月	大宮東図書館、岩槻図書館、与野南図書館、与野図書館西分館でICタグによる資料管理開始 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館を実施
		4月	1市（白岡）広域利用開始
		6月	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休館より再開
	3年	3月	桜木図書館、馬宮図書館、七里図書館、岩槻駅東口図書館、岩槻東部図書館、移動図書館でICタグによる資料管理を開始し、全館でICタグによる資料管理が可能に

②各図書館一覧

図 書 館 名	所 在 地 電話番号 FAX番号	開館年月 (創立年月)	構造
中 央 図 書 館	〒330-0055 浦和区東高砂町11-1 電話:048-871-2100 FAX:048-884-5500	平成19年11月	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上10階地下4階(8階部分)
北 浦 和 図 書 館	〒330-0074 浦和区北浦和1-4-2 電話:048-832-2321 FAX:048-832-2324	昭和49年1月	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、一部 鉄筋コンクリート造、地上4階地下1階
東 浦 和 図 書 館	〒336-0932 緑区中尾1440-8 電話:048-875-9977 FAX:048-875-9687	平成9年4月	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階(1階及び地下部分)
美 園 図 書 館	〒336-0967 緑区美園4-19-1 電話:048-764-9610 FAX:048-764-9622	平成28年1月	鉄筋コンクリート造 地上3階(2階部分)
大 宮 図 書 館	〒330-0843 大宮区吉敷町1-124-1 電話:048-643-3701 FAX:048-648-8460	令和元年5月 (大正13年3月)	鉄骨造、一部コンクリート充填鋼管構造 地上6階(1・2・3階部分)
大 宮 西 部 図 書 館	〒331-0825 北区櫛引町2-499-1 電話:048-664-4946 FAX:048-667-7715	昭和62年6月	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階
桜 木 図 書 館	〒330-0854 大宮区桜木町1-10-18 電話:048-649-5871 FAX:048-649-5875	平成16年7月	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上10階地下2階(4階部分)
馬 宮 図 書 館	〒331-0061 西区西遊馬533-1 電話:048-625-8831 FAX:048-625-8833	平成14年7月	鉄筋コンクリート造 地上3階(1階部分)
三 橋 分 館	〒331-0052 西区三橋6-642-4 電話・FAX:048-625-4319	平成12年5月	鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階(2階の一部分)
春 野 図 書 館	〒337-0002 見沼区春野2-12-1 電話:048-687-8301 FAX:048-687-8306	平成10年6月	鉄筋コンクリート造 地上2階
大 宮 東 図 書 館	〒337-0052 見沼区堀崎町48-1 電話:048-688-1434 FAX:048-687-9744	平成4年6月	鉄筋コンクリート造 平屋建
七 里 図 書 館	〒337-0014 見沼区大谷1210 電話:048-682-3248 FAX:048-687-3932	平成12年7月	鉄筋コンクリート造 地上2階(1階部分)
片 柳 図 書 館	〒337-0026 見沼区染谷3-147-1 電話:048-682-1222 FAX:048-682-1444	平成18年5月	鉄筋コンクリート造 地上2階(2階部分)
与 野 図 書 館	〒338-0002 中央区下落合5-11-11 電話:048-853-7816 FAX:048-857-1946	昭和56年12月 (昭和46年4月)	鉄筋コンクリート造 地上3階
与 野 南 図 書 館	〒338-0012 中央区大戸6-28-16 電話:048-855-3735 FAX:048-855-6173	昭和61年4月 (昭和53年10月)	鉄筋コンクリート造 地上2階(1階部分)
西 分 館	〒338-0005 中央区桜丘2-6-28 電話:048-854-8636 FAX:048-854-8694	平成4年10月	鉄筋コンクリート造 地上2階(2階部分)
岩 槻 図 書 館	〒339-0057 岩槻区本町4-2-25 電話:048-757-2523 FAX:048-758-5100	昭和53年5月 (昭和46年9月)	鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階(1階及び地下部分)
岩 槻 駅 東 口 図 書 館	〒339-0057 岩槻区本町3-1-1 電話:048-758-3200 FAX:048-757-8711	平成8年4月	鉄筋コンクリート造 地上5階(3階の一部分)
岩 槻 東 部 図 書 館	〒339-0005 岩槻区東岩槻6-6 電話:048-756-6665 FAX:048-756-8222	平成10年4月	鉄筋コンクリート造 平屋建
桜 図 書 館	〒338-0835 桜区道場4-3-1 電話:048-858-9090 FAX:048-858-9091	平成17年7月	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階(1・2階部分)
大 久 保 東 分 館	〒338-0826 桜区大久保領家131-6 電話・FAX:048-853-7100	平成19年4月	鉄筋コンクリート造 地上3階(1階部分)
北 図 書 館	〒331-0812 北区宮原町1-852-1 電話:048-669-6111 FAX:048-669-6115	平成20年5月	鉄筋コンクリート造 地上4階(1階部分)
宮 原 図 書 館	〒331-0811 北区吉野町2-195-1 電話:048-662-5401 FAX:048-653-8563	平成12年7月	鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階(2階部分)
武 蔵 浦 和 図 書 館	〒336-0021 南区別所7-20-1 電話:048-844-7210 FAX:048-844-7207	平成25年1月	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上10階地下1階(2・3階部分)
南 浦 和 図 書 館	〒336-0024 南区根岸1-7-1 電話:048-862-8568 FAX:048-862-8589	昭和60年8月	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階

※延床面積は、小数点以下切り捨てで表示。

②各図書館一覧

延床面積 (㎡)	カウンター数	収容可能冊数 (冊)	開架(上段) 閉架(下段)(冊)	閲覧席 (座席数)	椅子 (座席数)	文化施設・その他
5,799	4	約700,000	約200,000 約500,000	一般 308 児童 36	129	
3,015	3	約250,000	約120,000 約130,000	一般 56 児童 26	85	学校図書館支援センターを併設
2,206	3	約200,000	約100,000 約100,000	一般 122 児童 41	109	
600	1	約60,000	約40,000 約20,000	一般 38 児童 22	13	
4,084	3	約341,500	約121,500 約220,000	一般 202 児童 21	63	展示スペース、研修室(24名×2)、研究席(9席)、学習支援室(120席)、ステップリビング(32席)
3,499	2	約515,000	約150,000 約365,000	一般 69 児童 34	59	会議室(18名)、ギャラリー、視聴覚ホール(117名) 移動図書館・配本所の運営
570	1	約50,000	約32,000 約18,000	一般 12 児童 10	27	
537	1	約60,000	約43,000 約17,000	一般 8 児童 13	33	
227	1	約34,000	約22,000 約12,000	一般 4	17	
1,135	1	約80,000	約60,000 約20,000	一般 9 児童 8	31	会議室(24名)
501	1	約79,000	約62,000 約17,000	一般 6 児童 8	28	会議室(24名)
365	1	約46,000	約31,000 約15,000	一般 15	18	
586	1	約60,000	約40,000 約20,000	一般 10 児童 8	30	
2,487	3	約144,000	約125,000 約19,000	一般 95 児童 14	36	視聴覚ホール(70名)、展示ホール
755	1	約61,000	約46,000 約15,000	一般 19 児童 10	27	集会室、展示コーナー
537	1	約46,000	約44,000 約2,000	一般 4 児童 10	12	集会室
1,020	1	約120,000	約70,000 約50,000	一般 22 児童 12	36	学習室(32席)
594	1	約52,000	約42,000 約10,000	一般 23 児童 8	33	
423	1	約40,000	約38,000 約2,000	一般 10	33	
2,976	4	約200,000	約100,000 約100,000	一般 174 児童 82	57	
305	1	約30,000	約30,000 —	一般 16 児童 32	15	
2,114	3	約200,000	約100,000 約100,000	一般 114 児童 20	55	視聴覚ライブラリーを併設
504	1	約44,000	約34,000 約10,000	一般 8 児童 7	27	
1,296	3	約80,000	約75,000 約5,000	一般 65 児童 24	46	
1,315	2	約98,000	約85,000 約13,000	一般 18 児童 18	39	

③組織図

組織図

教育委員会

令和4年4月1日現在

中央(1館) 拠点館(10館) 地区館(11館) 分館(3館)
部相当 課相当 係相当

		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度		30年度	
中央図書館		職員数	司書	職員数	司書	職員数	司書	職員数	司書	職員数	司書
管理課	管理係、企画・調査係	13 再1	4	13 再1	3	14 再1	5	13 再1	5	13	4
資料サービス課	資料整理係、調査相談係、 利用サービス係、児童サービス係	24 再2	16	24 再3	19	24 再3	19	24 再3	19	24 再2	17
中央図書館小計		37 再3	20	37 再4	22	38 再4	24	37 再4	24	37 再2	21
北浦和図書館	資料案内係、児童・地域係	16 再1	10	16 再1	9	16 再1	10	16 再1	10	16 再1	10
東浦和図書館	資料案内係、児童・地域係	15 再1	11	15 再1	9	14 再1	8	15 再1	10	15	11
	美園図書館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
*大宮図書館	図書館運営業務 図書館文化施設等運営業務	33 13	28 2	37 13	30 3	35 13	31 3	35 10	28 2	16 再4	14
大宮西部図書館	資料案内係、児童・地域係	18 再2	12	18 再1	12	18 再2	12	18 再1	13	16 再1	10
	桜木図書館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	馬宮図書館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	三橋分館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
春野図書館	資料案内係、児童・地域係	14 再1	9	14 再1	7	14 再1	8	14 再1	8	14	7
	大宮東図書館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	七里図書館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	片柳図書館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
与野図書館	資料案内係、児童・地域係	16 再1	10	16 再1	9	16 再1	10	16 再1	11	16 再1	9
	与野南図書館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西分館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩槻図書館	資料案内係、児童・地域係	12 再1	8	12 再1	8	12 再2	7	12 再2	8	12 再1	6
	岩槻駅東口図書館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	岩槻東部図書館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
桜図書館	資料案内係、児童・地域係	13 再1	9	13 再1	10	13 再1	12	13 再1	9	13	8
	大久保東分館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北図書館	資料案内係、児童・地域係	8 再1	4	8	5	8	5	8	5	8	4
	宮原図書館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
武蔵浦和図書館	資料案内係、児童・地域係	15	11	16	11	16	11	16	10	16	11
	南浦和図書館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		210 再15	134	215 再11	135	213 再10	141	210 再12	138	179 再10	111
職員に占める司書の割合		59.6%		59.7%		62.4%		62.2%		58.7%	

※再は再任用職員、各年度とも4月1日現在の数字。司書は司書補を含む。

* 大宮図書館は指定管理者による運営(令和元年5月7日より)。

④利用案内・図書館配置図

- 貸出点数：全館で30点まで
- 貸出期間：14日間
- 利用できる人：市内在住・在勤・在学の人
上尾市・伊奈町・戸田市・川口市・蕨市・川越市・春日部市・蓮田市・白岡市に在住している人

館 名	利 用 時 間	休 館 日
中央図書館	月～金曜日：9時～21時 土・日・祝休：9時～18時	月曜日 中央図書館は第1・第3 月曜日のみ休館 * 祝日・休日の場合は開館し、 翌々日（水曜日）に休館 12月29日～1月4日 特別整理期間
北浦和図書館 東浦和図書館 美園図書館 大宮西部図書館 桜木図書館 春野図書館 与野図書館 岩槻駅東口図書館 桜図書館 北図書館 武蔵浦和図書館 南浦和図書館	火～金曜日：9時～20時 土・日・祝休：9時～18時	
大宮図書館	9時～21時30分	特別整理期間 * 文化施設等は除く
馬宮図書館 大宮西部図書館三橋分館 大宮東図書館 七里図書館 片柳図書館 与野南図書館 与野図書館西分館 岩槻図書館 岩槻東部図書館 桜図書館大久保東分館 宮原図書館	月・水～金曜日：9時～18時 土・日・祝休：9時～17時	火曜日 * 祝日・休日の場合は開館し、 翌日（水曜日）に休館 12月29日～1月4日 特別整理期間

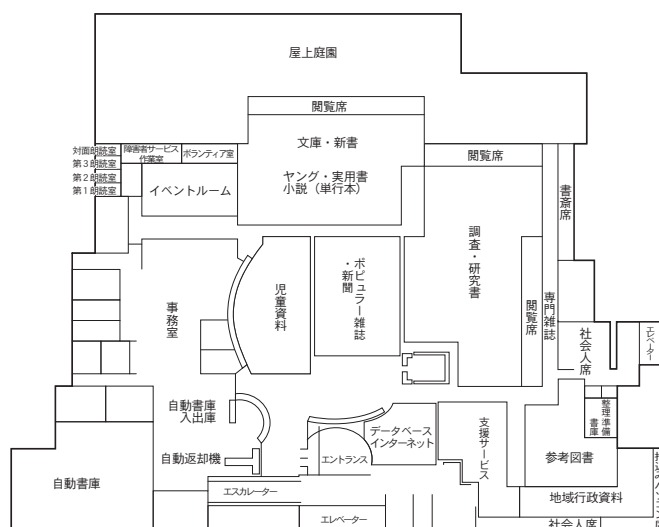
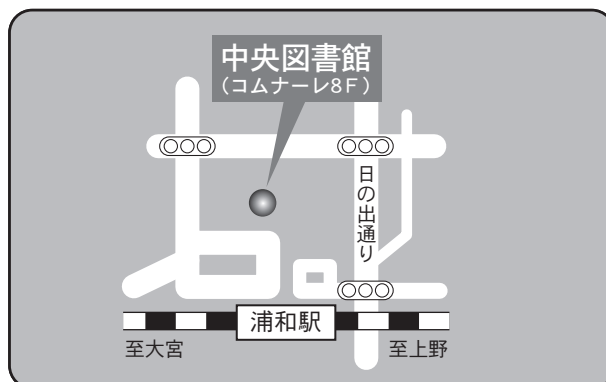


⑤各図書館概要 中央図書館／北浦和図書館

1 中央図書館

〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町11-1
 コムナーレ8F
 TEL：048-871-2100 FAX：048-884-5500

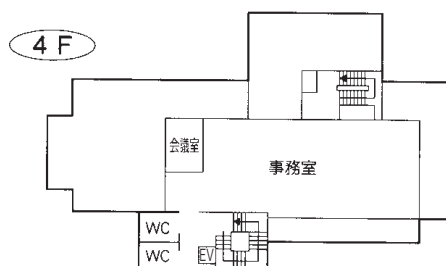
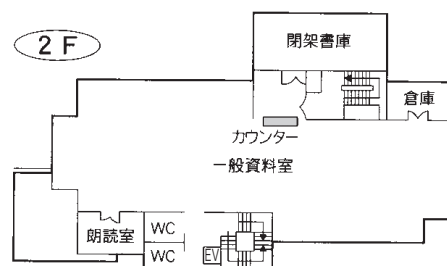
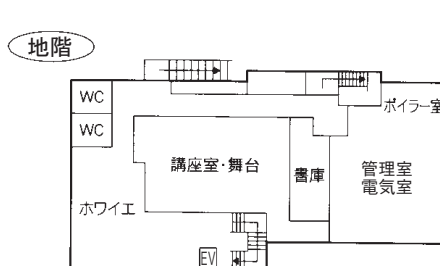
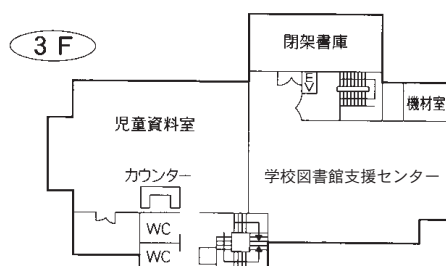
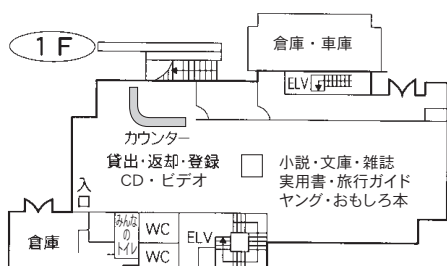
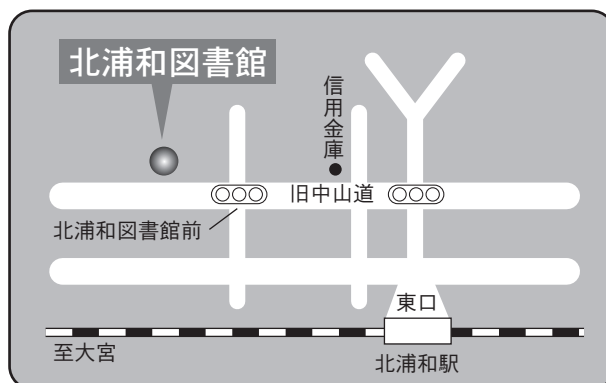
駐車場 835台（市営・有料）
 交通 浦和駅東口徒歩1分



2 北浦和図書館

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和1-4-2
 TEL：048-832-2321 FAX：048-832-2324

駐車場 6台
 交通 北浦和駅東口徒歩5分



⑤各図書館概要 東浦和図書館／美園図書館

3 東浦和図書館

〒336-0932 さいたま市緑区中尾1440-8

プラザイースト 1F

TEL：048-875-9977 FAX：048-875-9687

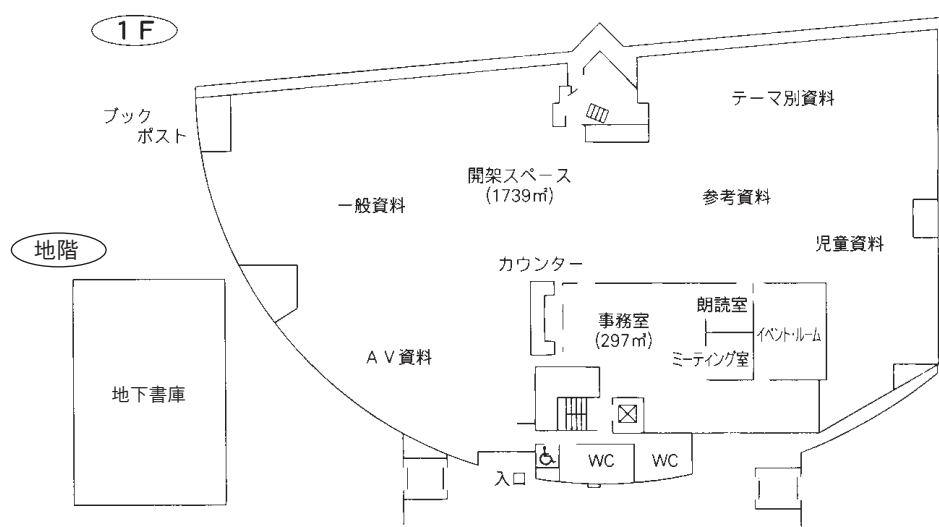
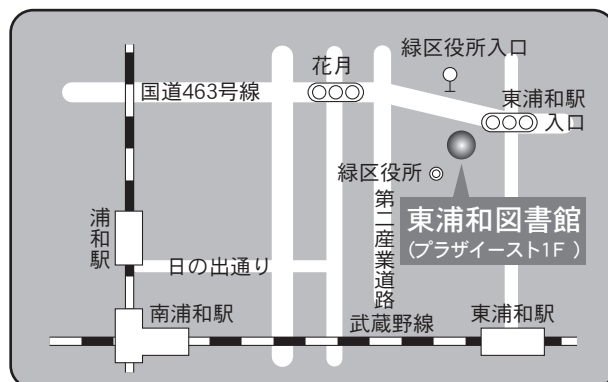
駐車場 123台（共用：駐車2時間以降有料）

交通 ・浦和駅東口1番 国際興業バス『緑区役所入口』下車

・東浦和駅4番 国際興業バス

(1)「浅間下経由浦和駅東口」行き『緑区役所入口』下車

(2)「中丸公園経由緑区役所」行き『プラザイースト南』下車



4 美園図書館

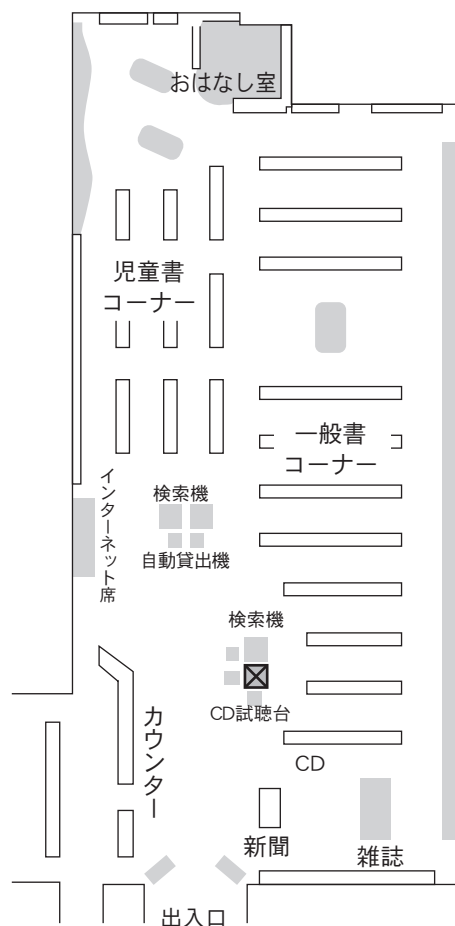
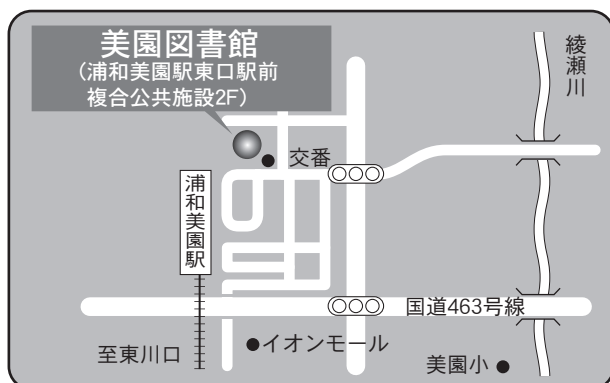
〒336-0967 さいたま市緑区美園4-19-1

浦和美園駅東口駅前複合公共施設 2F

TEL：048-764-9610 FAX：048-764-9622

駐車場 53台（共用：有料(施設利用の認証を受けた場合は2時間まで無料)）

交通 浦和美園駅東口徒歩1分

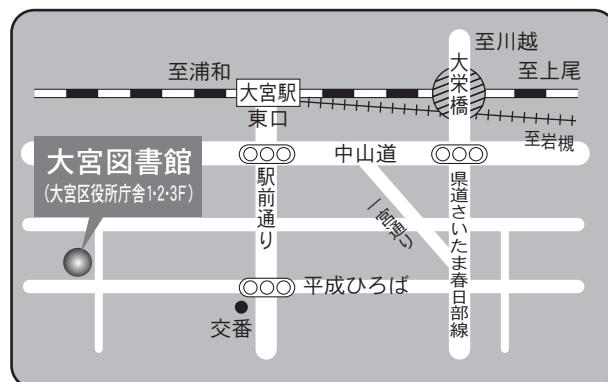
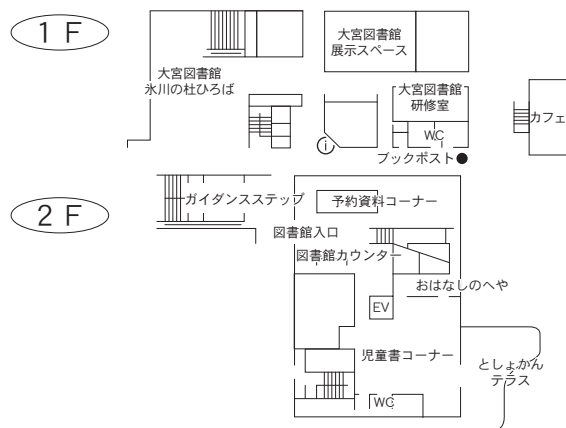


⑤各図書館概要 大宮図書館／大宮西部図書館

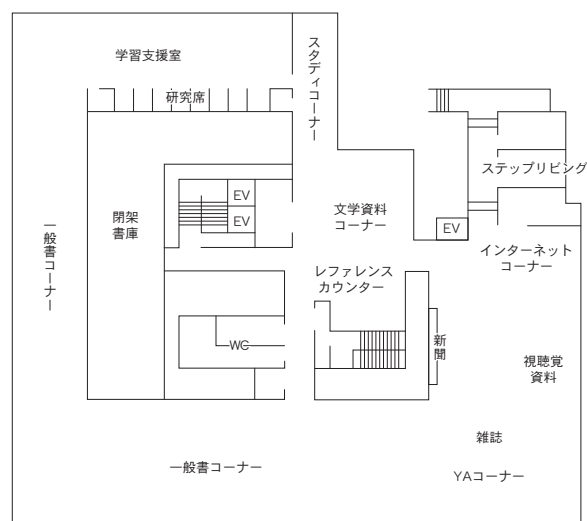
5 大宮図書館

〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町1-124-1
大宮区役所庁舎1・2・3F
TEL：048-643-3701 FAX：048-648-8460

駐車場 89台（共用：駐車60分以降有料）
交通 大宮駅東口徒歩15分
・大宮駅東口2番から東武バス
「さいたま市立病院」行き
・さいたま新都心駅東口2番から東武バス
「大宮駅東口（大宮区役所経由）」行き
ともに『大宮区役所』下車



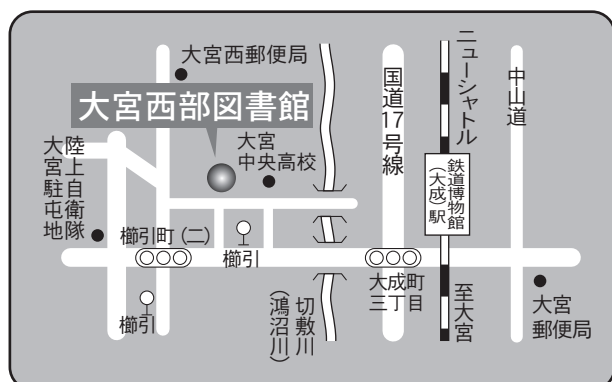
3 F



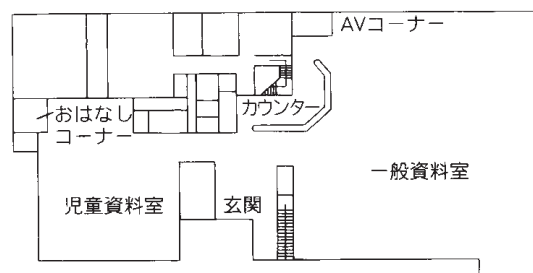
6 大宮西部図書館

〒331-0825 さいたま市北区櫛引町2-499-1
TEL：048-664-4946 FAX：048-667-7715

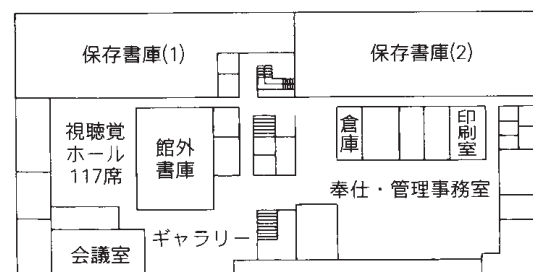
駐車場 27台
交通 大宮駅西口 東武バス
6番「三進自動車」行き
6・7番「シティハイツ三橋」行き
8番「平方」、「リハビリセンター」行き
いずれも『櫛引』下車 徒歩3分
・大宮駅西口 けんちゃんバス
「大宮駅西口循環線（大成先回り）」行き
『西部図書館前』下車 徒歩5分
・ニューシャトル鉄道博物館（大成）駅
徒歩12分



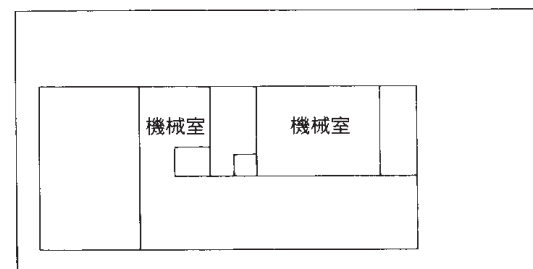
1 F



2 F



3 F

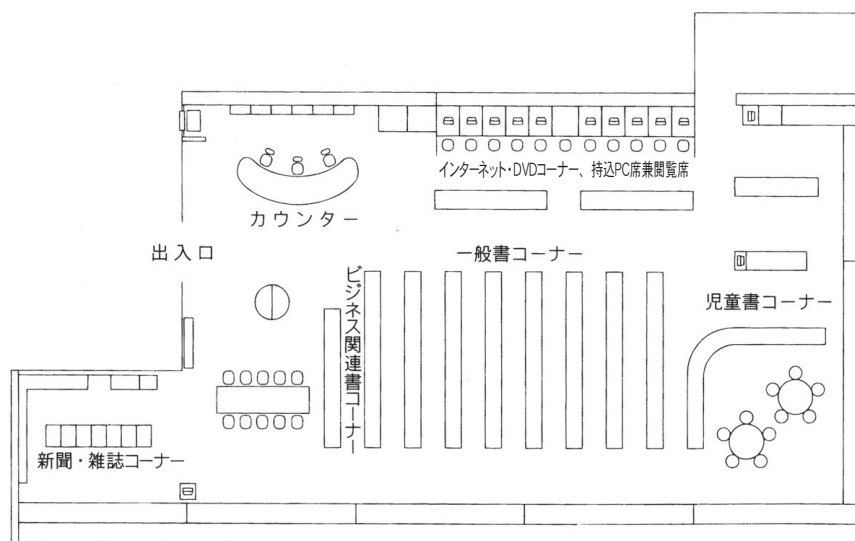


⑤各図書館概要 桜木図書館／馬宮図書館

7 桜木図書館

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-18
 シーノ大宮センタープラザ4F
 TEL：048-649-5871 FAX：048-649-5875

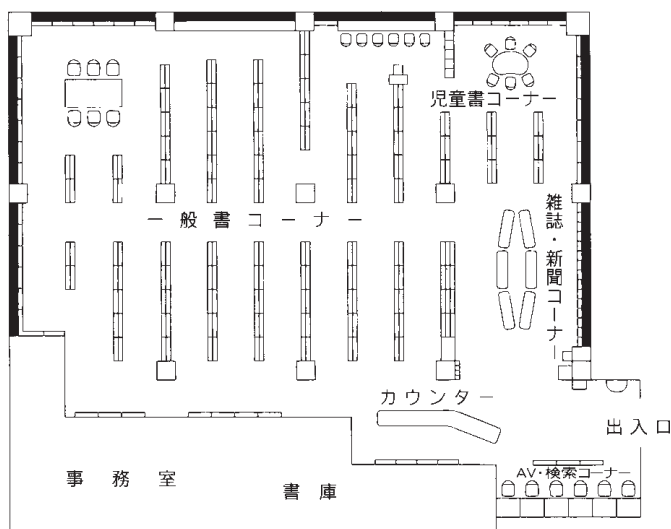
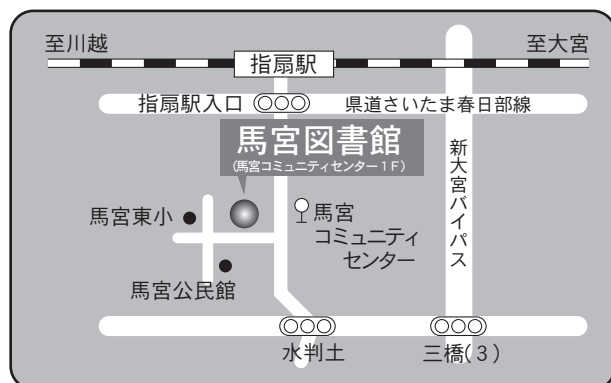
駐車場 無
 交通 大宮駅西口 徒歩5分



8 馬宮図書館

〒331-0061 さいたま市西区西遊馬533-1
 馬宮コミュニティセンター1F
 TEL：048-625-8831 FAX：048-625-8833

駐車場 81台（共用：無料）
 交通 ・大宮駅西口2番 西武バス「指扇駅」行き
 ・指扇駅1番 西武バス「大宮駅西口」行き
 とともに『馬宮コミュニティセンター』下車

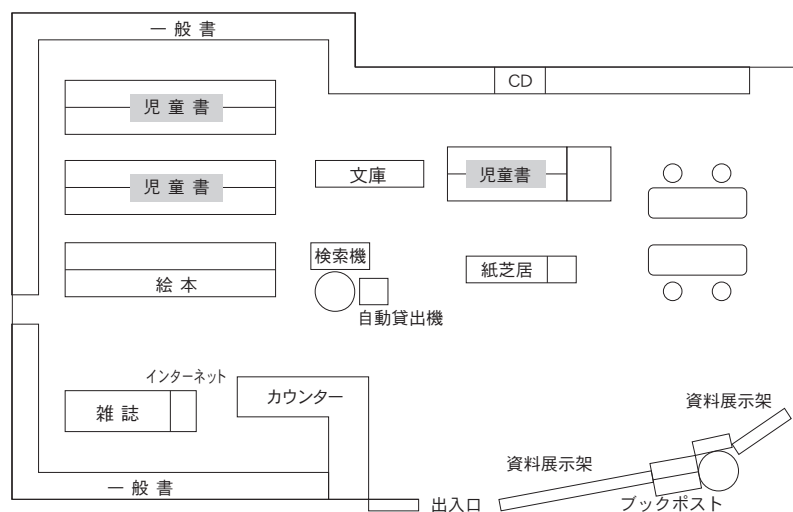
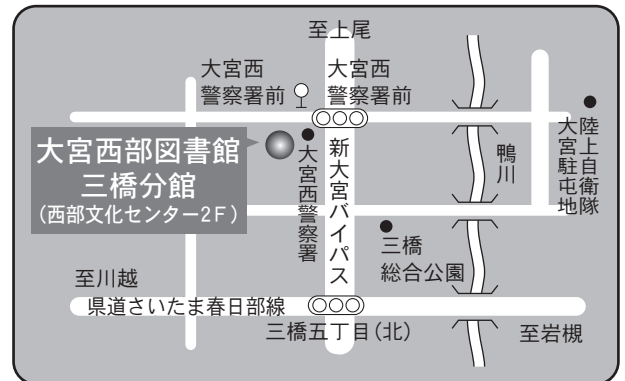


⑤各図書館概要 大宮西部図書館三橋分館／春野図書館

9 大宮西部図書館三橋分館

〒331-0052　さいたま市西区三橋6-642-4
西部文化センター2F
TEL：048-625-4319　FAX：048-625-4319

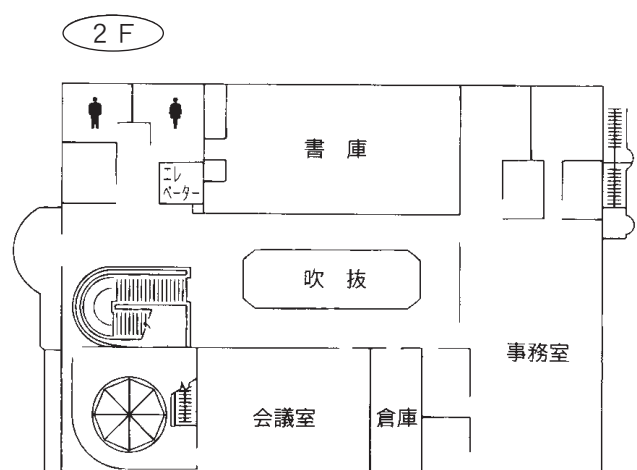
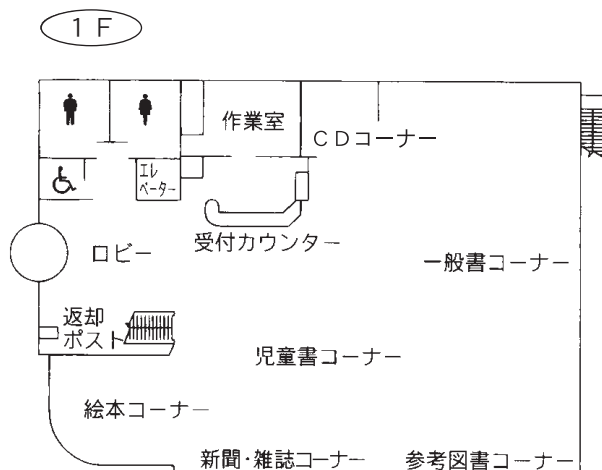
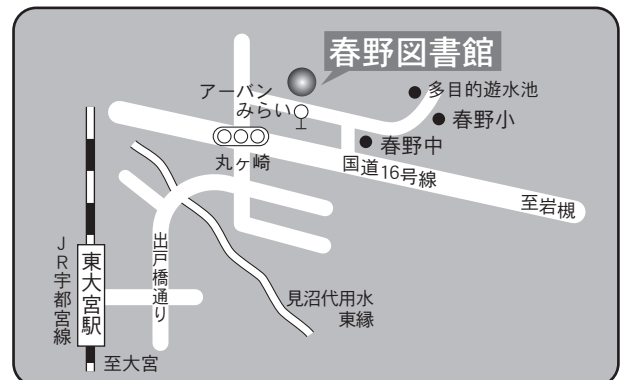
駐車場 72台（共用）
 交 通 大宮駅西口6・7番 東武バス
 「シティハイツ三橋」行き
 『大宮西警察署前』下車



10 春野図書館

〒337-0002　さいたま市見沼区春野2-12-1
TEL：048-687-8301　FAX：048-687-8306

駐車場 29台
 交通 東大宮駅東口2番 国際興業バス
 『アーバンみらい』下車 すぐ

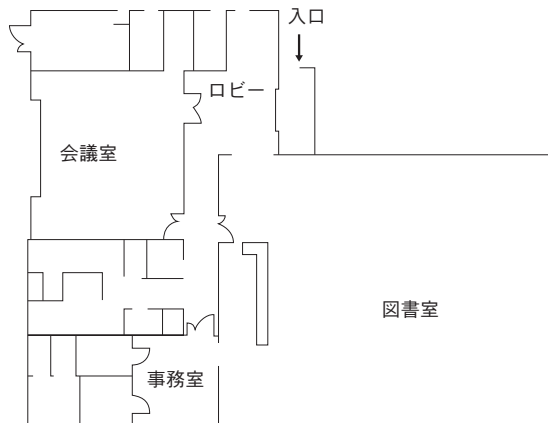
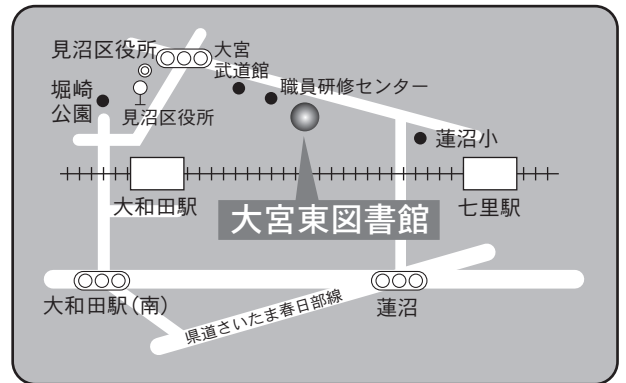


⑤各図書館概要 大宮東図書館／七里図書館

11 大宮東図書館

〒337-0052 さいたま市見沼区堀崎町48-1
TEL：048-688-1434 FAX：048-687-9744

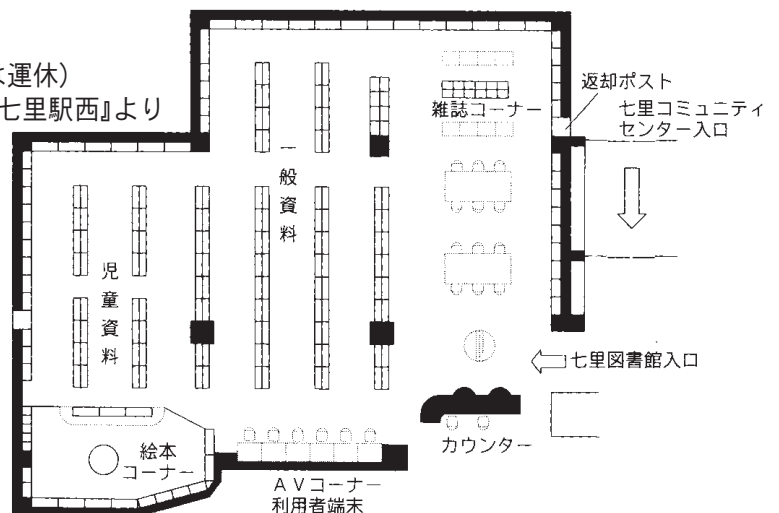
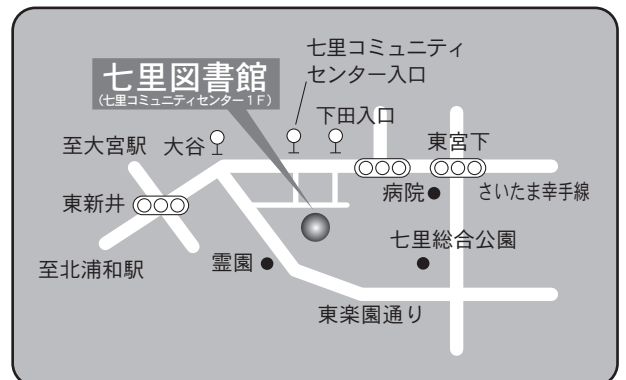
駐車場 100台（共用：無料）
交 通 ・大和田駅または七里駅徒歩12分
・東大宮駅東口1番 国際興業バス
「大和田駅」行き
『見沼区役所』下車 徒歩2分



12 七里図書館

〒337-0014 さいたま市見沼区大谷1210
七里コミュニティセンター1F
TEL：048-682-3248 FAX：048-687-3932

駐車場 30台（共用：無料）
交 通 ・大宮駅東口7番 国際興業バス「大谷県営住宅」、「東部リサイクルセンター」行き
『大谷』下車 徒歩5分
・北浦和駅東口5番 東武バス「宮下」、「岩槻駅」行き
『下田入口』下車 徒歩3分
・コミュニティバス（土日祝・年末年始は運休）
大和田駅『大和田駅』または七里駅『七里駅西』より
『七里コミュニティセンター入口』
下車 徒歩2分

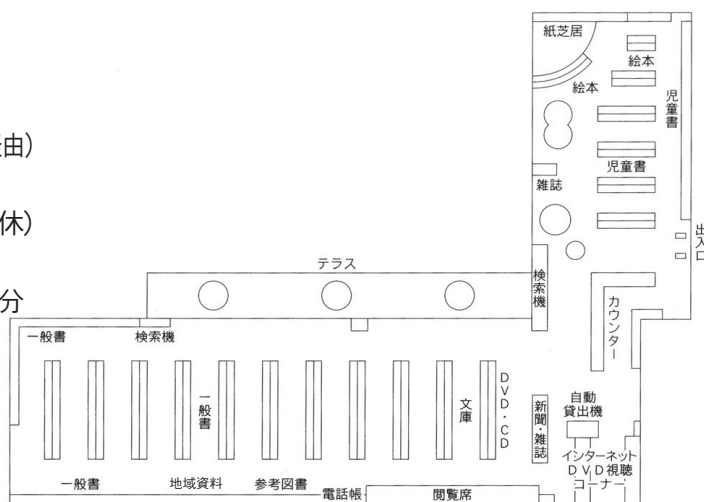
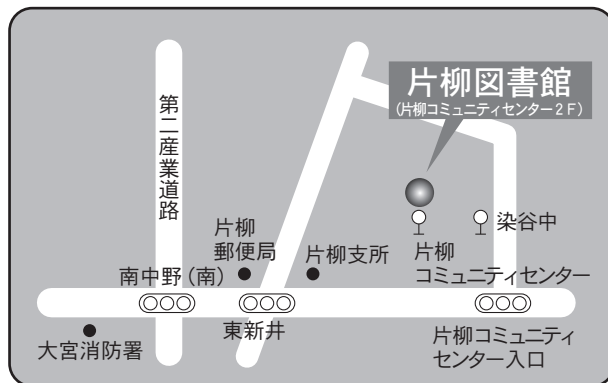


⑤各図書館概要 片柳図書館／与野図書館

13 片柳図書館

〒337-0026 さいたま市見沼区染谷3-147-1
 片柳コミュニティセンター 2F
 TEL：048-682-1222 FAX：048-682-1444

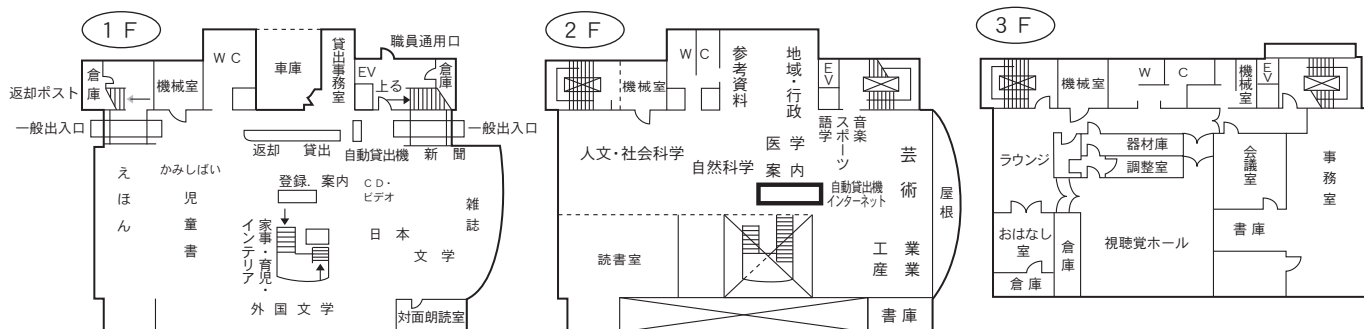
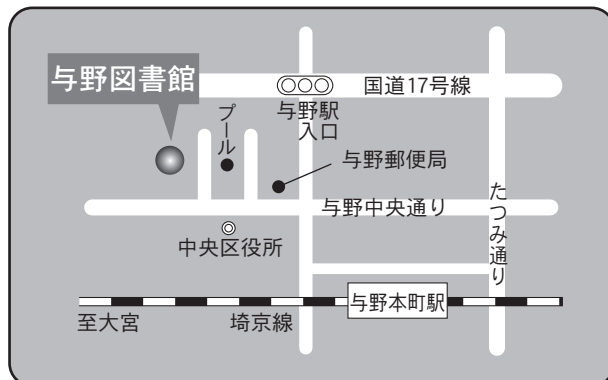
- 駐車場 80台（共用）
- 交通
- ・大宮駅東口7番 国際興業バス
 「浦和学院高校」、「浦和美園駅西口」、
 「浦和東高校」、「さいたま東営業所」行き
 『染谷新道』下車 徒歩12分
 「染谷折返場」行き
 『染谷中』下車 徒歩2分
 - ・浦和駅東口2番 国際興業バス
 「さいたま東営業所」行き（浦08-2系統・南台経由）
 『染谷新道』下車 徒歩12分
 - ・コミュニティバス（土日祝・年末年始は運休）
 大和田駅または七里駅『七里駅西』より
 『片柳コミュニティセンター』下車 徒歩1分



14 与野図書館

〒338-0002 さいたま市中央区下落合5-11-11
 TEL：048-853-7816 FAX：048-857-1946

- 駐車場 無
- 交通 与野本町駅東口徒歩7分



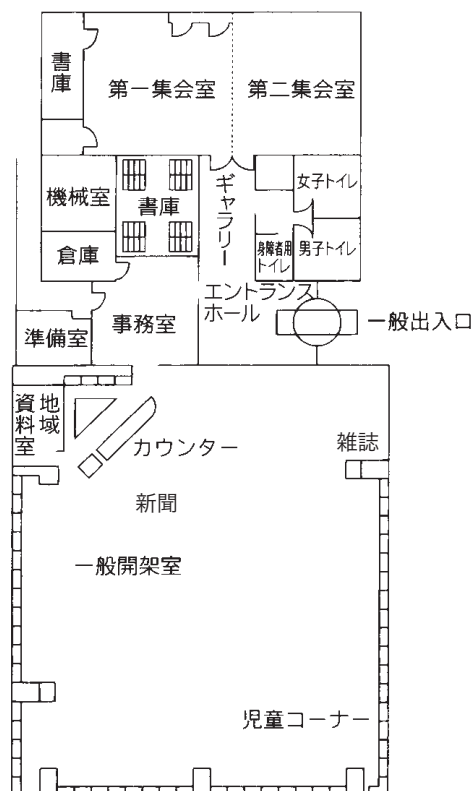
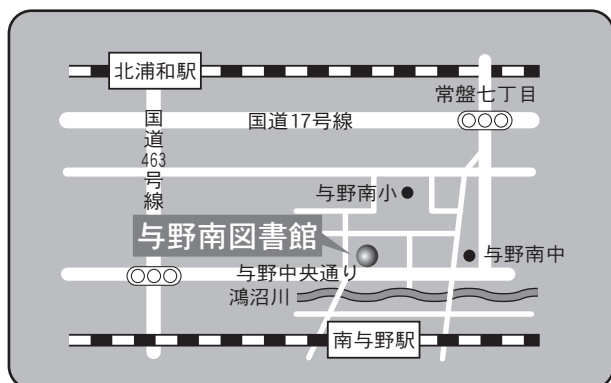
⑤各図書館概要 与野南図書館／与野図書館西分館

15 与野南図書館

〒338-0012 さいたま市中央区大戸6-28-16

TEL：048-855-3735 FAX：048-855-6173

駐車場 8台
交通 南与野駅東口徒歩7分



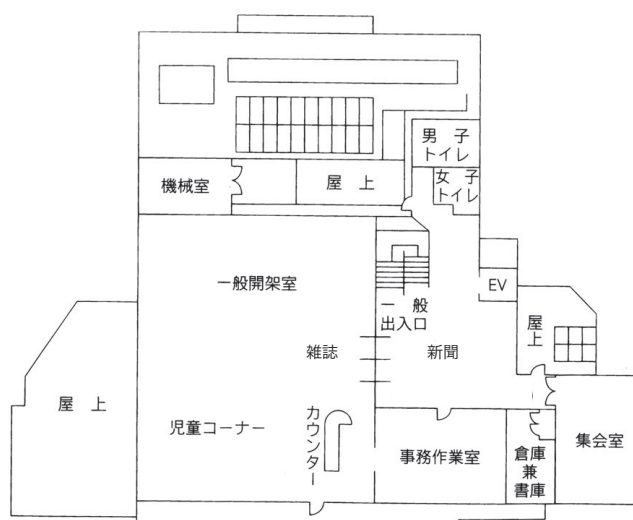
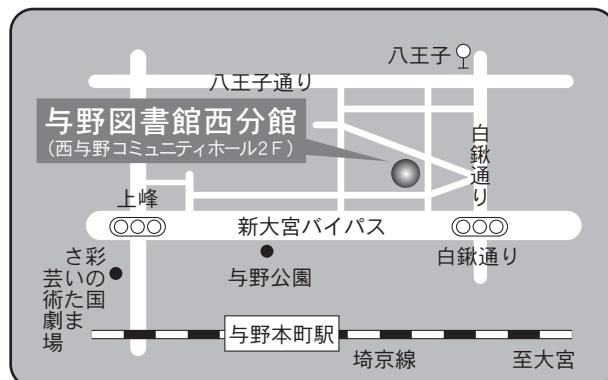
16 与野図書館西分館

〒338-0005 さいたま市中央区桜丘2-6-28

西与野コミュニティホール2F

TEL：048-854-8636 FAX：048-854-8694

駐車場 7台（共用：無料）
交通 与野本町駅西口徒歩20分

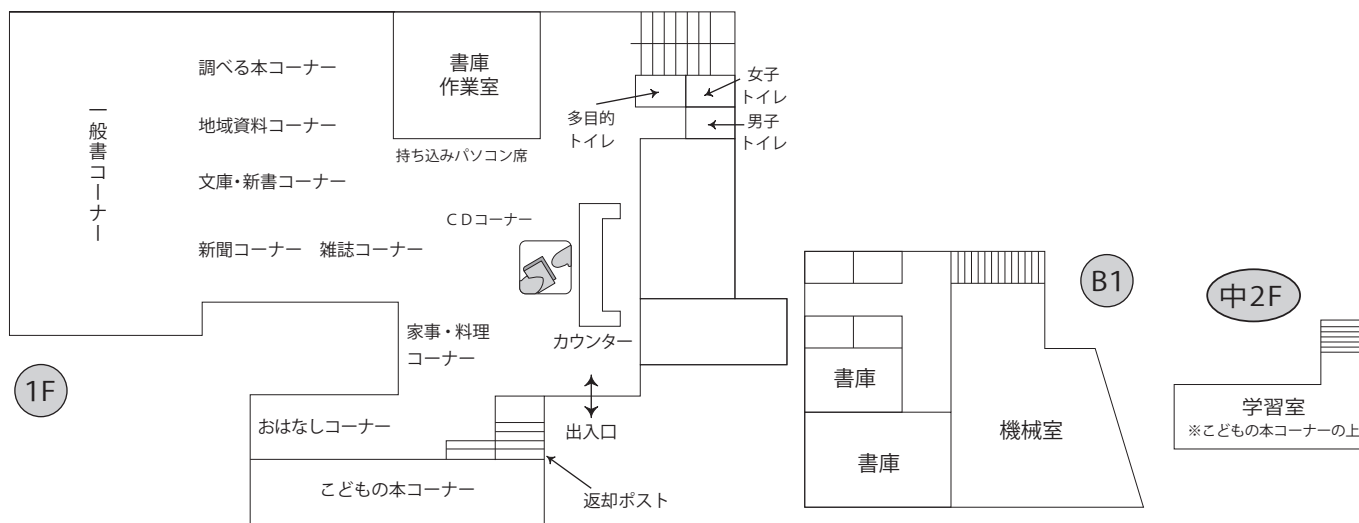
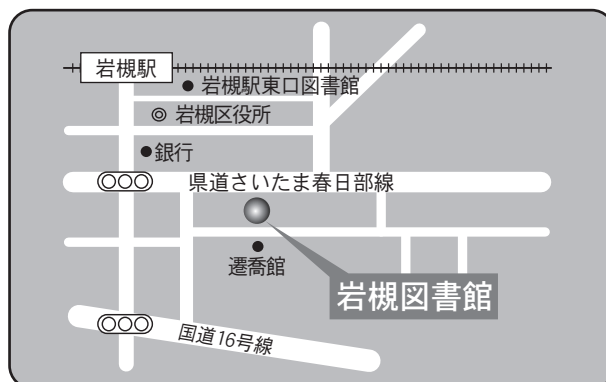


⑤各図書館概要 岩槻図書館／岩槻駅東口図書館

17 岩槻図書館

〒339-0057　さいたま市岩槻区本町4-2-25
TEL：048-757-2523　FAX：048-758-5100

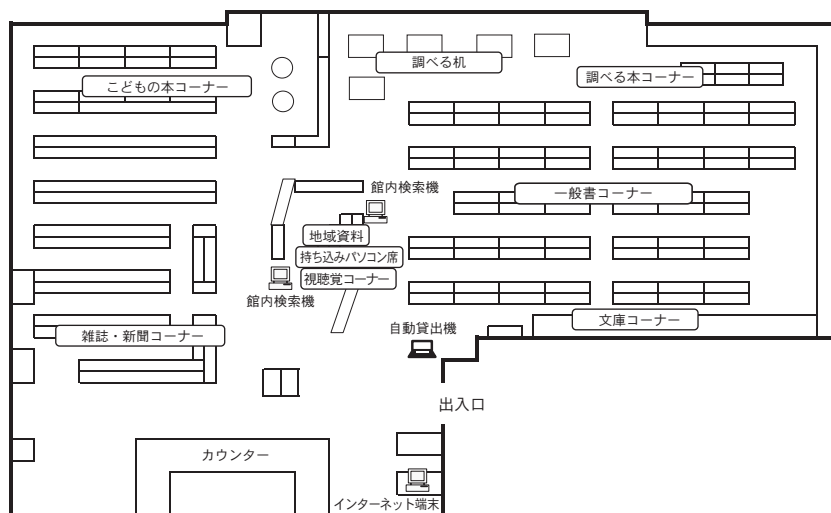
駐車場 無
交通 岩槻駅東口徒歩8分



18 岩槻駅東口図書館

〒339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1
ワッツ西館 3F
TEL：048-758-3200 FAX：048-757-8711

駐車場 343台 身障者用5台 (共用：有料)
交 通 岩槻駅東口徒歩1分

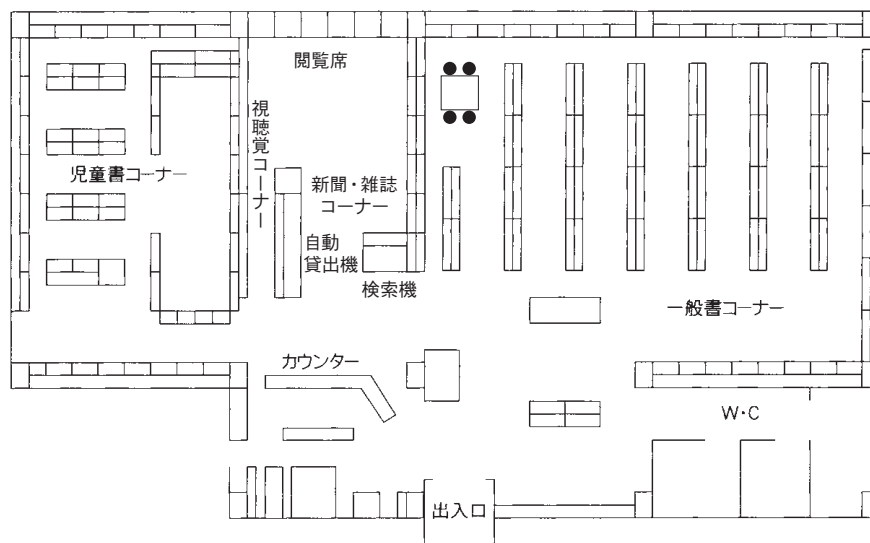
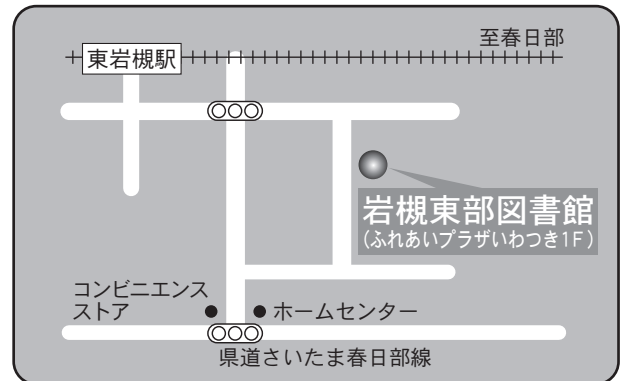


⑤各図書館概要 岩槻東部図書館／桜図書館

19 岩槻東部図書館

〒339-0005 さいたま市岩槻区東岩槻6-6
ふれあいプラザいわつき 1F
TEL：048-756-6665 FAX：048-756-8222

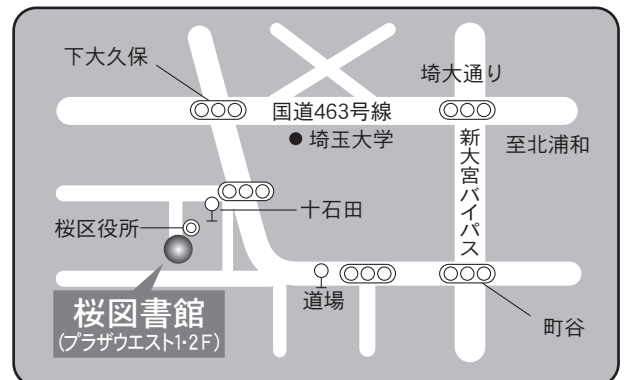
駐車場 89台 身障者用2台（共用：無料）
交通 東岩槻駅南口徒歩5分



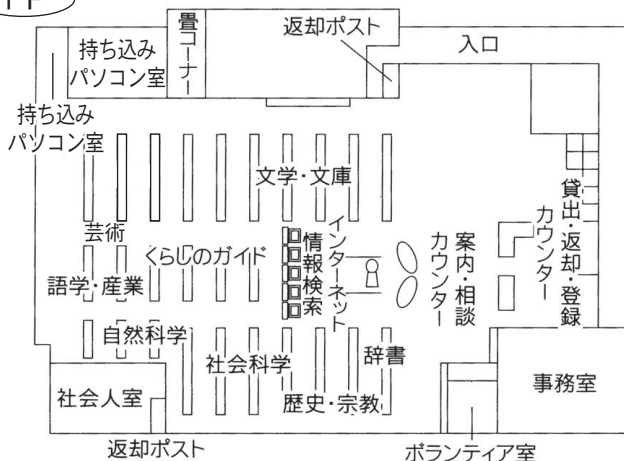
20 桜図書館

〒338-0835 さいたま市桜区道場4-3-1
プラザウエスト内1・2F
TEL：048-858-9090 FAX：048-858-9091

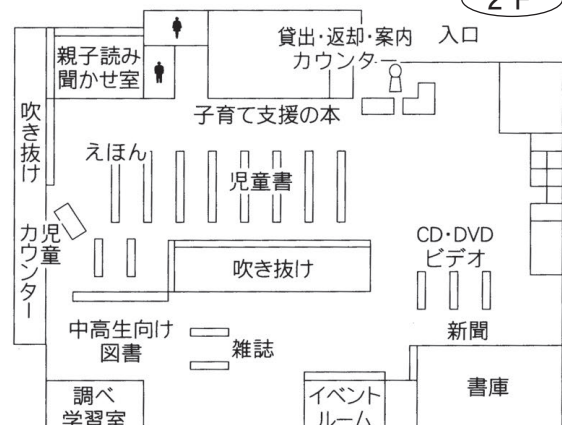
駐車場 394台（共用：駐車3時間以降有料）
交通 ・浦和駅西口より国際興業バス「桜区役所」「大久保浄水場」行き『桜区役所』または『十石田』下車
・中浦和駅 国際興業バス「桜区役所」行き「桜区役所」下車
・コミュニティバス（土日祝日・年末年始運休）
中浦和駅、西浦和駅『桜区役所』下車



1 F



2 F

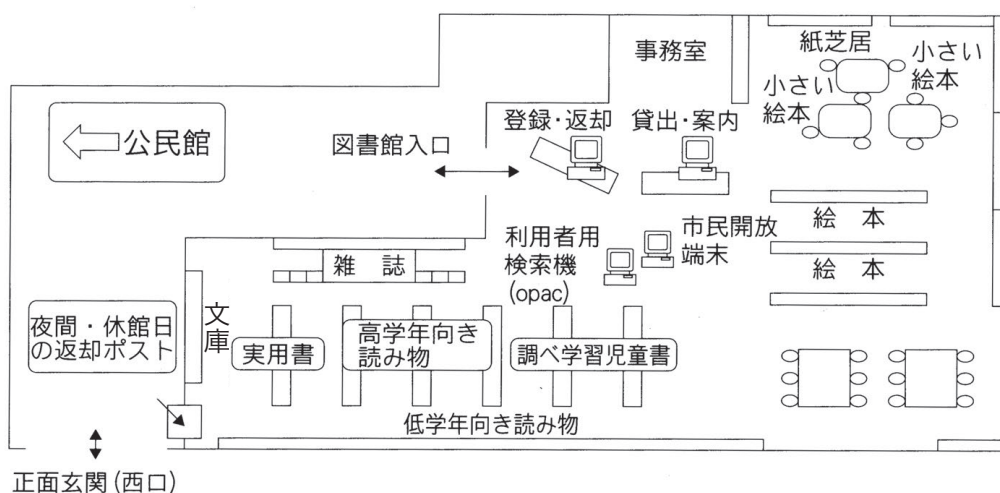
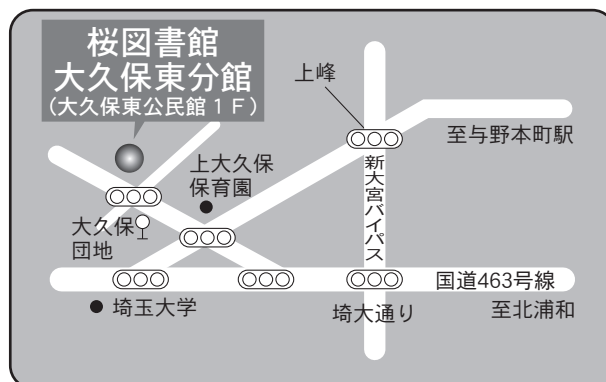


⑤各図書館概要 桜図書館大久保東分館／北図書館

21 桜図書館大久保東分館

〒338-0826 さいたま市桜区大久保領家131-6
大久保東公民館 1F
TEL：048-853-7100 FAX：048-853-7100

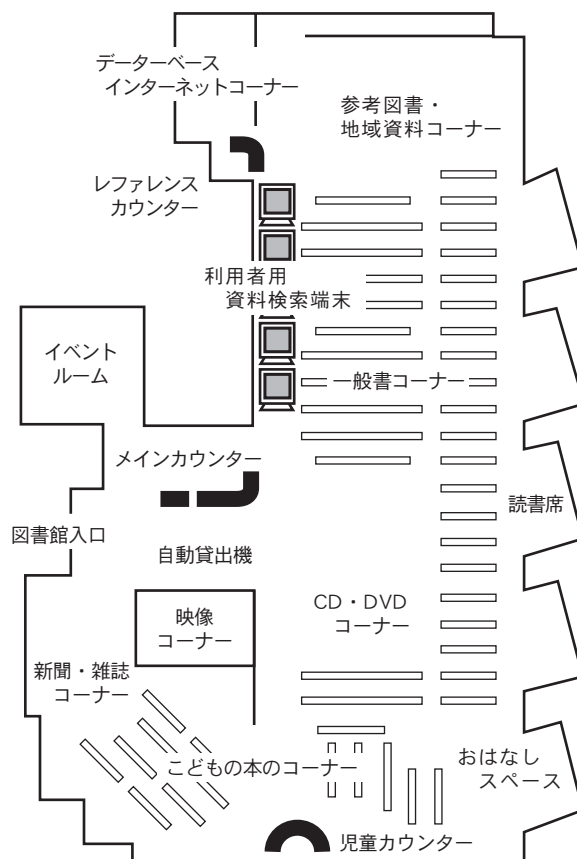
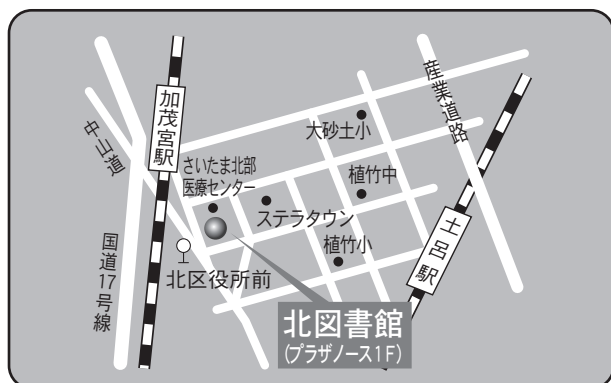
駐車場 無
交通 北浦和駅西口 西武バス
「大久保」、「浦和北高校」「加茂川団地」行き
『大久保団地』下車 徒歩1分



22 北図書館

〒331-0812 さいたま市北区宮原町1-852-1
プラザノース 1F
TEL：048-669-6111 FAX：048-669-6115

駐車場 183台 (共用：駐車2時間以降有料)
交通 ・ニューシャトル加茂宮駅徒歩8分
・土呂駅徒歩15分
・大宮駅東口1番 東武バス
「上尾駅東口」行き
・宮原駅東口中山道沿い『宮原駅入口』バス停
「大宮駅東口」行き
ともに『北区役所前』下車 徒歩2分

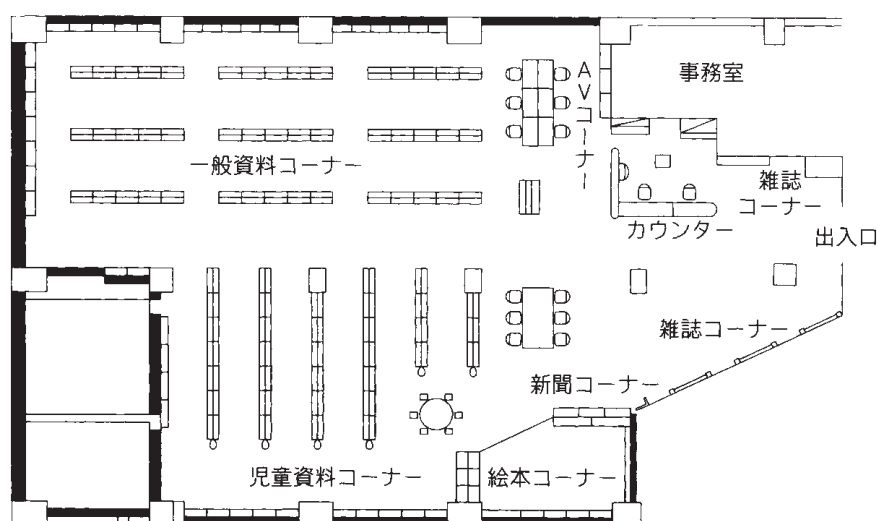
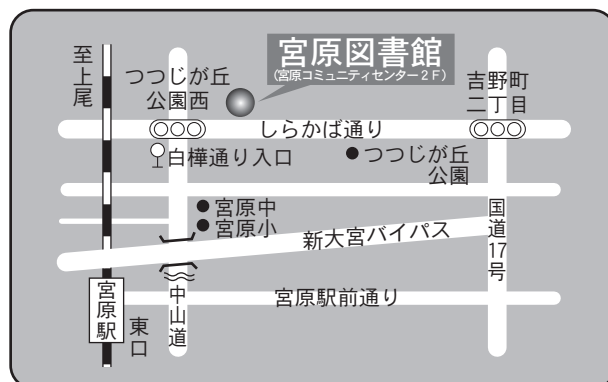


⑤各図書館概要 宮原図書館／武蔵浦和図書館

23 宮原図書館

〒331-0811 さいたま市北区吉野町2-195-1
 宮原コミュニティセンター2F
 TEL：048-662-5401 FAX：048-653-8563

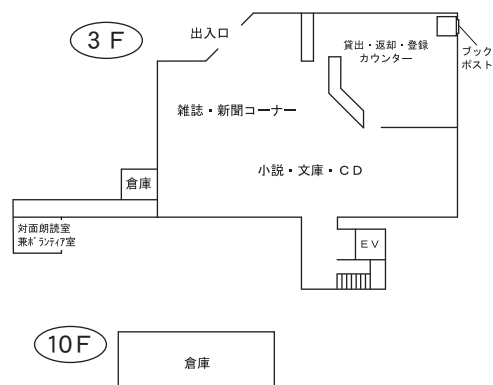
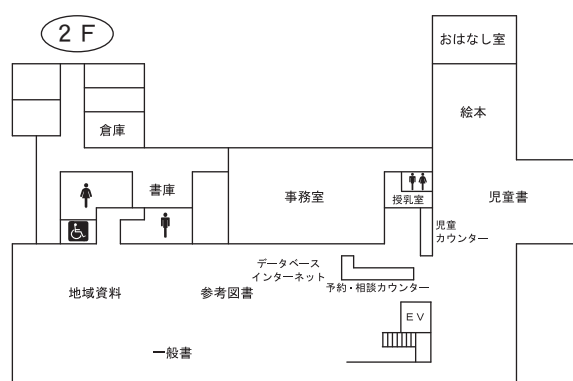
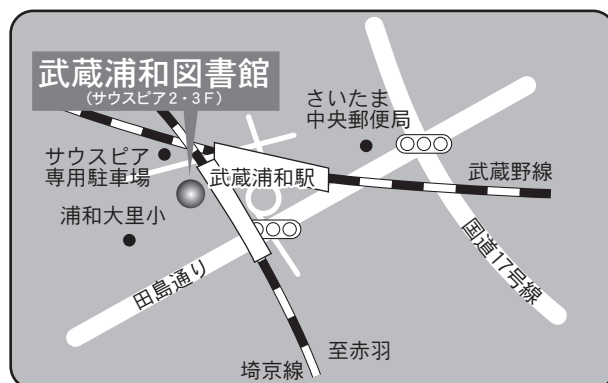
駐車場 45台（共用：無料）
 交通 ・大宮駅東口1番 東武バス
 ・宮原駅東口中山道沿い『宮原駅入口』バス停
 とともに「上尾駅東口」行き『白樺通り入口』下車 徒歩1分



24 武蔵浦和図書館

〒336-0021 さいたま市南区別所7-20-1
 サウスピア内2・3F
 TEL：048-844-7210 FAX：048-844-7207

駐車場 59台（共用：有料）
 交通 武蔵浦和駅西口徒歩1分



⑤各図書館概要 南浦和図書館

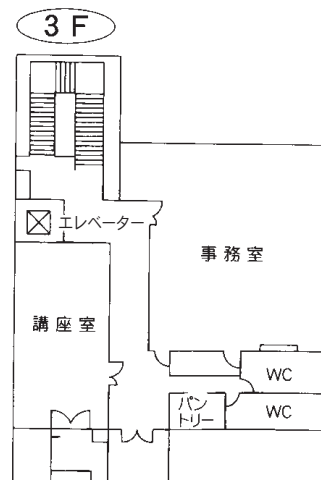
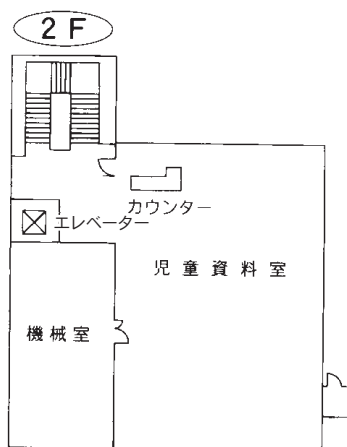
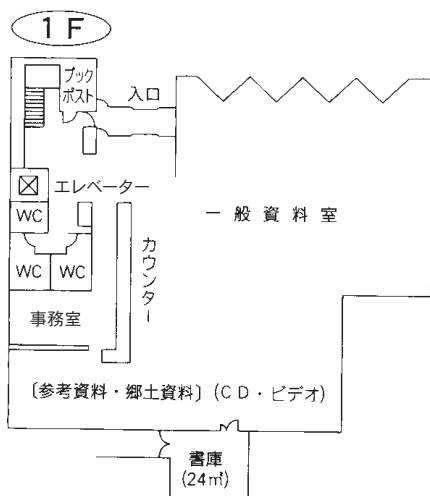
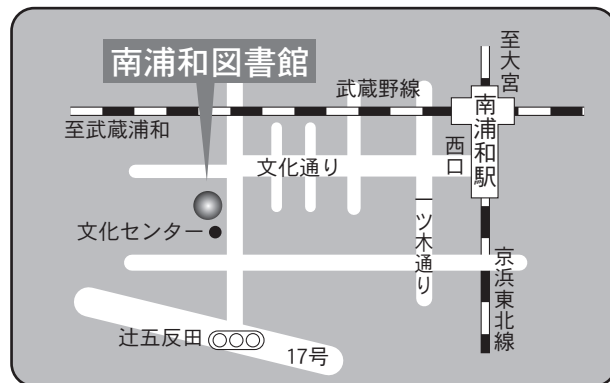
25 南浦和図書館

〒336-0024 さいたま市南区根岸1-7-1

TEL：048-862-8568 FAX：048-862-8589

駐車場 137台（共用：駐車1時間以降有料）

交通 南浦和駅西口徒歩7分



⑥移動図書館・配本所・返却ポスト

移動図書館

運行開始 昭和48年7月
 名 称 あじさい号(平成31年3月更新)
 ベース いすゞエルフ・ワイドバン、3.5tオートマチック車、2,990cc
 スケール 全長6.45m 全幅2.2m 室高1.82m
 積載冊数 3,500冊

巡回スケジュール

(令和4年4月1日現在)

(第1週)

曜日	巡回時間	駐車場	住所
火曜日	10:40～11:40	西大宮3丁目第二公園	西区西大宮3-39-1
	13:20～13:50	西楽園(宝来グラウンド・ゴルフ場)	西区宝来125-1
	15:00～15:30	三橋四丁目自治会館	大宮区三橋4-258
木曜日	10:20～11:20	加茂川団地	西区植田谷本137-1
	13:30～14:30	東新井団地22号棟前	見沼区東新井710-50
	14:50～15:40	中川自治会館	見沼区中川694-2

(第2週)

曜日	巡回時間	駐車場	住所
火曜日	11:00～11:40	井沼方公園	緑区東浦和2-15-1
	13:20～14:10	明花公園	南区大谷口5732
	14:40～15:30	原前公園	緑区三室984-1
木曜日	10:30～11:30	東大宮藁田島公園	見沼区東大宮6-42
	13:20～14:00	東大宮築地公園	見沼区東大宮1-26
	14:20～15:20	砂団地内公園	見沼区東大宮3-6
金曜日	10:20～10:50	浮谷市営住宅	岩槻区浮谷2042-1
	11:10～11:40	和土住宅	岩槻区黒谷991
	13:20～13:50	J A南彩川通支店	岩槻区大口255
	14:00～14:30	大戸自治会館	岩槻区大戸1668

配本所

配本所名	住所	開室日・時間
上小町(上小町集会所)	大宮区上小町825	毎週水・土曜日 13:00～16:30
三橋南(三つ和会館)	大宮区三橋3-52	

返却ポスト

設置場所	住所	利用可能時間
東浦和駅前	緑区東浦和1-23-2	24時間 (年末年始を除く)
宮原駅前(東口)	北区宮原町3-824-2	
西浦和駅市民の窓口敷地内	桜区田島5-9-15	

⑦図書館コンピュータシステム

(令和4年4月1日現在)

構 成 機 器	サーバ 21 台 Lenovo 製 System SR850(DB・検索エンジンサーバ) System SR570(WebOPAC サーバ2台 アプリケーションサーバ2台 館内 OPAC サーバ システム管理・バックアップサーバ DMZ 系仮想サーバ 業務系仮想サーバ) System SR250(AD・WSUS・ファイルサーバ SW 配信・制御用サーバ クライアント仮想化・管理サーバ クライアント仮想化・コネクションサーバ2台) ほか
使 用 ソ フ ト	OS:RedHat 8. 2／Windows Server 2019 株式会社サン・データセンター CLIS Ver3.1
業 務 用 端 末 数	319 台
自 動 貸 出 機	58 台
O P A C 数	143 台
市民用インターネット端末	83 台
業 務 用 プ リ ン タ	62 台
携 帯 端 末 (貸出・返却・蔵書点検兼用)	82 台
専 用 回 線	S-net(スーパーワイド LAN 光ファイバー)

①さいたま市図書館に関連ある新聞記事

令和3年度に各新聞に掲載された、さいたま市図書館に関連する新聞記事を載せております。

《さいたま市図書館に関連する新聞記事一覧》

掲載日	掲載紙	記事見出し
4月3日	埼玉新聞	貴重な自筆原稿も 歌人・永井陽子企画展
4月14日	埼玉新聞	開けてからのお楽しみ 本の福袋100袋貸し出し
4月20日	埼玉新聞	図書館員お薦め47冊 さいたま市「本は王さま」作成
5月22日	埼玉新聞	お金の歴史 偉人と学ぶ
5月31日	埼玉新聞	大西民子 足跡たどる
6月17日	埼玉新聞	山形の魅力発見 大宮図書館で交流展示
6月23日	埼玉新聞	図書館の仕事 夏休みに体験
7月1日	朝日新聞	図書館の仕事 夏休みに体験
7月12日	埼玉新聞	ビブリオバトル参戦者5人募集
8月10日	東京新聞	歌人・大西民子が体験した戦争
8月12日	埼玉新聞	五輪の次はWEリーグ 浦和レディースを紹介
8月17日	埼玉新聞	歌人 大西民子の戦争
9月27日	埼玉新聞	文豪との関係に注目
11月10日	読売新聞	図書館員と高校生 おすすめ本を紹介
11月18日	読売新聞	本の福袋や読書ビンゴ さいたま22図書館でイベント
12月9日	埼玉新聞	愛用ピアノなど展示 大宮 大西民子企画展
12月23日	埼玉新聞	音訳ボランティア46年 木曜会に文科大臣表彰

①さいたま市図書館に関連ある新聞記事

掲載日	掲載紙	記事見出し
1月3日	埼玉新聞	ヒロシマ消えた家族 著者の指田さん講演
1月11日	埼玉新聞	宮沢章二の賀状や詩 原本公開も
1月12日	埼玉新聞	同郷の啄木想う民子 自筆原稿など22点展示
1月19日	日刊工業新聞	大宮図書館と連携パネル展
2月1日	埼玉新聞	絵本通じて命考える 児童文学作家指田さんが講演
2月2日	埼玉新聞	民話もとに絵本作りで40年 読み聞かせ動画公開
2月20日	埼玉新聞	「100万回死んだねこ」1位 県内高校図書館司書が選んだイチオシ本
2月20日	東京新聞	観察で描いた絵の魅力 薮内正幸さんの画業振り返る
2月20日	朝日新聞	リアルな鳥たち迫力の原画
2月22日	埼玉新聞	緻密な絵の中に温かさ 動物画家薮内さんの原画展
2月22日	盛岡タイムス	大西民子(盛岡市出身)の資料をデジタル化
3月2日	埼玉新聞	大宮図書館入館者200万人達成
3月2日	埼玉新聞	さいレンジャー+はかせのおもしろサイエンスショー!
3月8日	埼玉新聞	児童文学者石井桃子 生誕115年で功績紹介
3月10日	東京新聞	さいたま出身 石井桃子さん生誕115年
3月16日	埼玉新聞	民子、春を詠む一花のにおい、風のささやき—

②さいたま市図書館の一年

1 さいたま市図書館における新型コロナウイルス感染症対応について

新型コロナウイルス感染症への対応は、足掛け3年となりました。令和3年度は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間中、中央図書館（4月20日から9月30日）及び大宮図書館（4月20日から10月24日）で閉館時間の繰り上げが行われました。感染症対策は昨年度と同様に、閲覧席の間引きや消毒、カウンターのパーティションの設置、人数を減らしてのイベントの実施等を行いました。今後も感染症対策と図書館サービスの継続を両立させるべく、取り組んでいきます。

2 「さいたま市図書館ビジョン（第2期）実施計画 前期」の策定

「さいたま市図書館ビジョン（第2期）」を実現するため、個別の具体的な事業を計画的かつ効果的に推進することを目的に策定しました。

この「実施計画（第2期）前期」は令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とし、毎年度、事業の進捗状況について点検及び評価を行い、必要な措置を講ずるとともに、結果を公表します。

3 「さいたま市子ども読書の日」の創設

令和3年4月23日に「さいたま市子ども読書の日」が創設され、毎月23日を「さいたま市子ども読書の日」としました。夏休み期間中に、創設を記念したキャンペーンを各図書館、保育園・幼稚園、公民館、児童センター等で実施しました。今後も様々な機関と連携して普及啓発を行うとともに、子どもの読書活動を推進します。

4 石井桃子生誕115周年

さいたま市ゆかりの児童文学者・石井桃子氏の生誕115年を記念し、中央図書館・北浦和図書館でドキュメンタリー映画の上映会や特別展示を開催しました。

また、図書館ホームページでは、クイズに挑戦することでより詳しくなれるコンテンツを新たに作成し、非来館型サービスの充実にも努めました。引き続き幅広く利用しやすい図書館となるようサービスを提供してまいります。

5 桜図書館「五関の張り子」の寄贈・展示

令和3年度、五関の張り子の製作者である山崎楽山氏より、張り子の面、人形など計19体が桜図書館に寄贈されました。これは、令和2年度に桜図書館15周年記念事業「桜区の物産今昔～浦和五関の張り子、埼玉の張り子」を開催した折に、浦和博物館所蔵の山崎氏の作品を展示したご縁によるものです。寄贈された作品は、2階フロアにて常設展示しています。

五関の張り子とは、桜区五関において、昭和40年代頃まで盛んに作られていた郷土玩具です。明治時代初期に始まり、蓮見家4代にわたり受け継がれました。面、ダルマ、人形などがあり、人形は首を縦に振るのが特徴です。現在5代目として技術を引き継いだ山崎楽山氏は、令和3年度、さいたま市の「伝統的な工芸技術を継承する事業所」に認定されました。

桜図書館では、こうした地域の貴重な財産である五関の張り子の寄贈を活かし、展

②さいたま市図書館の一年

示して広く一般に公開し、積極的に地域文化を発信するという役割を果たすとともに、今後とも地域に関わる資料の保存・収集に努めていきます。

6 与野図書館開館 50 周年

与野図書館は、令和3年4月16日に開館50周年を迎えました。館内での探索イベント「よのっこたからさがし」等、様々な記念イベントを実施しました。また、中央区の花であるバラをモチーフにしたオリジナルデザインの特別記念ロゴマークを作成し、利用者に配布しました。いずれも好評をいただき、図書館の利用促進につながりました。

7 武蔵浦和図書館入館者 500 万人達成

武蔵浦和図書館は、平成25年1月4日の開館以降、たくさんの方にご利用いただき、誕生してから8年10か月の令和3年11月14日に、入館者が500万人に到達いたしました。

これまでご利用いただいた方への感謝の意を込めて、オリジナル記念しおりの配布を行いました。これからも赤ちゃんからご高齢の方まで幅広い年代の方に親しまれる図書館をめざします。

8 大宮図書館入館者 200 万人達成

大宮図書館は、令和元年5月7日に新大宮区役所・大宮図書館が移転開館以来、多くの市民の方にご利用いただき、おかげさまで移転開館から2年10カ月目の令和4年2月22日に、入館者が200万人を突破しました。

記念すべき入館者200万人目となった来館者のご家族には大宮図書館長からお花と記念品を贈呈しました。

事業名	内容・講師	実施期間	延回数	延人数
● さいたま市図書館				
「ブラチスラバ世界絵本原画展」絵本の読み聞かせ会	うらわ美術館との連携事業 展示会に関連する絵本の読み聞かせなど	7/10～8/29	10	352
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン	毎月23日をさいたま市子ども読書の日とする制度を創設したことから、創設の周知及び子どもの読書の大切さについて普及啓発する	7/21～8/25	—	—
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン ビブリオバトル はびの陣	ビブリオバトル	7/30	1	27
冬の読書キャンペーン	子どもの読書活動を推進するため、子育て支援センター、児童センター、保育所、幼稚園、認定こども園、公民館、美術館、学校、図書館が連携して子どもの本に関する行事等を行う	11/23～1/23	—	—
● ビジネス支援				
＜中央図書館にて開催＞				
創業相談会	創業に関する個別相談会 相談員：日本政策金融公庫職員	毎第3火曜日	11	26
女性創業相談会	女性を対象とした創業に関する個別相談会 相談員：望月由美子氏(税理士・行政書士)	毎第3金曜日	7	20
＜大宮図書館にて開催＞				
創業相談TIME	日本政策金融公庫の職員による創業相談	11/11	1	1
女性のためのプチ起業セミナー(オンラインイベント)	起業・創業に興味がある女性に向けて、起業についての解説をオンライン(zoom)にて行う。	11/17	1	33
創業相談ウィークinさいたま市立大宮図書館	日本政策金融公庫の職員による創業相談	12/3	1	3
創業相談ウィークinさいたま市立大宮図書館	日本政策金融公庫の職員による創業相談	12/6	1	4
創業相談TIME	日本政策金融公庫の職員による創業相談	1/13	1	5
創業相談TIME	日本政策金融公庫の職員による創業相談	3/10	1	1
● 中央図書館				
あかちゃんおはなし会	2歳までの乳幼児とその保護者を対象とした絵本の読み聞かせやわらべうたなど	毎水曜日	35	292
3時のおはなし会	ボランティアによる幼児とその保護者を対象とした絵本の読み聞かせやおはなしなど	毎第2・4水曜日	16	130
チュウチュウのおはなし会	ボランティアによる幼児・小学生とその保護者を対象としたストーリーテリング、絵本の読み聞かせなど	毎第1・3土曜日	19	224
地価に関するパネル展示	地価に関するパネル展示	4/9～4/26	1	—
初心者向け”よみかきせのきほん”講座	小学校での読み聞かせに興味のある方を対象にした基本講座	5/18	1	27
おはなしを楽しむ会	ボランティアとの協同による、さいたま市在住者を対象とした、ストーリーテリングの魅力を知ってもらうことを目的とする講座	6/1	1	9
創業支援事業紹介キャンペーン	創業支援事業に関するパネル展示	6/11～7/8	1	—
令和3年度教科書展示会	小・中・高等学校の教科書、特別支援学校用の一般図書を展示	6/11～6/25 (6/21を除く)	1	256
ストーリーテリング実践講座	ボランティアとの協同による、さいたま市在住者を対象とした、ストーリーテリングを知り、より深く学ぶための講座	7/6,9/7,10/5,11/2, 12/7,1/11,2/1,2/15	8	21
講演会「絵本との出会い、手製本の頃」	絵本作家さくちち氏による講演会	7/10	1	35
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン 図書館の裏側潜入ツアー	小学生を対象とした図書館の裏側見学ツアー	7/21	4	59
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン みんなのおすすめ！ブックガーランド	好きな本のタイトルとおすすめポイントが書かれた応募用紙の掲示	7/21～8/25	1	292
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン さいたま・ライブラリー・サポーターズ	市内在住・在学の中・高校生を対象とした図書館ボランティア体験	7/21～8/25	9	33
夏休み小学生読書のすすめ「ドリトル先生を聞こう！」	『ドリトル先生アフリカ行き』等の岩波少年文庫の朗読	7/28	1	10
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン 一日図書館員体験	小学校高学年を対象とした図書館のお仕事体験	8/11	1	10
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン 読書であそぼう！アニメーション	読書をゲームのように楽しみながら、子どもを本の世界に招き入れ、読む力を引き出す催し	8/18	1	17
第4回市立高校POPバトル	市立高校3校の生徒が選んだおすすめの本〇〇冊を高校生のオリジナルPOPとともに展示、WEBページで公開	9/1～9/30	1	—
自殺対策普及啓発事業図書館キャンペーン	自殺対策に関するパネル展示	9/7～9/20	1	—
読み聞かせスキルアップ講座	小学校の読み聞かせボランティアを対象とした読み聞かせ講座	9/10,9/24,10/8 11/12,12/10, 1/14,2/4	7	72
バイリンガルおはなし会	ボランティアによる英語と日本語の読み聞かせ	9/29,10/20, 12/18,2/5	4	73
がん検診に関するパネル展示	がん検診に関するパネル展示	10/2～10/17	1	—
地価に関するパネル展示	地価に関するパネル展示	10/1～10/18	1	—
フレイル予防お立ち寄り相談	保健師による健康相談。年金医療課との共催イベント	10/11	1	20
図書館まつり工作ランド	こまとクリスマスリースをつくる	10/23	2	17
市誕生20周年記念事業 文字・活字文化の日記念講演会「新聞記者からみた、さいたま市の20年」	埼玉新聞社記者による講演	10/30	1	29
依存症対策地域支援図書館キャンペーン	依存症対策に関するパネル展示	11/2～11/16	1	—
「講座 科学絵本について」	小学校での読み聞かせに興味のある方を対象にした科学絵本の講座	11/16	1	35

③主な行事

事業名	内容・講師	実施期間	延回数	延人数
税に関する中学生・高校生の表彰作品等の展示	税に関する中学生・高校生の表彰作品の展示	11/11～11/17	1	—
冬の読書キャンペーン「おうちで楽しむ！読み聞かせ講座」	保護者を対象とする図書館職員による読み聞かせ講座	12/11	1	7
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン0～1歳児の保護者のための絵本とアートの楽しみ方講座実施報告	うらわ美術館の職員を講師に迎え、保護者を対象にした抽象絵本の楽しみ方を伝える	12/21	1	6
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーンきょうふのれんぞく…こわ〜いおはなし会	こわいお話だけを集めたおはなし会。絵本やすばなしなど	12/24	2	16
市内公共公益施設向け除籍資料頒布会	除籍資料、寄贈資料のリサイクル	1/24	1	20(団体)
動物画家「森内正幸のしごと」原画展	森内正幸の原画及び森内竜太氏の写真を展示	2/19～2/26	1	629
田島ヶ原サクラソウ自生地 国特別天然記念物70年記念パネル展	田島ヶ原サクラソウ自生地に関するパネル展示	3/8～4/3	1	—
石井桃子生誕115周年記念展示	石井桃子の資料及びクイズで遊べるOPACを展示	3/10～3/31	1	—
石井桃子生誕記念映画会	石井桃子のドキュメンタリー映画を上映	3/10	1	12
人形劇	人形劇団「モナリ座」による人形劇	3/25	1	24

●北浦和図書館

おはなし会	3歳以上の子どもを対象とした絵本の読み聞かせなど	毎木曜日(祝日・夏休みを除く)	36	237
あかちゃんおはなし会	2歳までの子どもと保護者を対象とした絵本の読み聞かせやわらべうたなど	毎第2・4木曜日(4月・8月・祝日除く)	17	132
針ヶ谷えほんサロン	乳幼児と保護者を対象とした絵本の読み聞かせなど針ヶ谷公民館との共催事業	6/30,9/8, 11/10,1/12,3/9	5	38
展示ケース「世界の風景のはがき」	絵はがきの展示	4/6～4/25	1	—
市民映画会	一般向け映画の上映	9/17,10/15, 11/19,12/17, 1/21,2/18,3/18	7	108
展示ケース「5月1日が、さいたま市民の日になりました！」	ヌウグッズの展示	4/27～5/16	1	—
展示ケース「シェークスピア全集」	新樹社と中央公論社のシェークスピア全集の展示	5/18～6/27	1	—
展示ケース「浮き布絵」	種々の材料で作成した色彩豊かな絵画作品の展示	6/29～8/1	1	—
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーンみんなのおすすめ！ブックガーランド	好きな本のタイトルとおすすめポイントが書かれた応募用紙の掲示	7/21～8/25	1	304
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーンどくしょかんそう文をかこう！1年生のかい	読書感想文の書き方のコツの説明と本の紹介	7/27	2	54
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン読書かんそう文を書こう！2年生の会	読書感想文の書き方のコツの説明と本の紹介	7/28	2	54
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン3年生からのタグれおはなし会	絵本の読み聞かせ、すばなし等	7/29	1	22
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン小学生限定 カラフルカプセルくじをひいて、おすすめ本をよもう！	カプセルくじをひいてくれた方におすすめの本を紹介	8/3～8/10	1	120
展示ケース「日本女子プロサッカーリーグ(WEリーグ)開幕 三菱重工浦和レッズレディース展」	浦和レッズレディースゆかりのグッズの展示と、三菱重工浦和レッズレディースの選手紹介のパネル展示	8/3～9/12	1	—
さいたま・ライブラリー・サポーターズ	市内在住・在学の中学生、高校生を対象とした図書館ボランティア体験	8/10～8/13	4	11
第4回市立高校POPバトル	市立高校3校の生徒が選んだおすすめの本10冊を、高校生のオリジナルPOPとともに展示	9/1～9/30	1	—
展示ケース「江戸小物細工」	指物師の技法によるミニチュア細工の展示	9/14～10/30	1	—
さいたま市誕生20周年記念講演会 歴史講座「渋沢栄一の生涯」	渋沢栄一に関する歴史講座 講師:永富明郎氏	10/6,10/13	2	58
展示ケース「布作品」	手作り布バッグの展示	11/2～11/28	1	—
市立浦和高等学校とのおすすめ本の交換展示	おすすめする本のPOPを作成し、高校と図書館で交換して展示	11/2～11/28	1	—
上木崎公民館 子どもと楽しむ絵本の世界	0歳児と保護者を対象とした絵本の読み聞かせなど上木崎公民館との共催事業	11/16	1	12
展示ケース「駅弁掛け紙コレクション」	駅弁掛け紙の展示	11/30～12/28	1	—
冬の読書キャンペーンカラフルカプセルくじをひいて、おすすめ本をよもう！	カプセルくじをひいてくれた方におすすめの本を紹介	12/16～1/14	1	931
冬の読書キャンペーン楽葉さんのにんぎょうげき	3歳以上の幼児・小学生を対象とした中村楽葉氏による人形劇	12/24	2	53
展示ケース「針ヶ谷郷土かるた」	針ヶ谷地区の移り変わりがわかるかるたの展示	1/5～1/30	1	—
展示ケース「富士山いろいろコレクション」	富士山の切手、写真、絵はがき、箸置きなどの展示	2/5～2/27	1	—
展示ケース「手ぬぐいで感じる『春』」	旅先などで集めた手ぬぐいの展示	3/1～4/3	1	—
さいレンジャー+はかせのおもしろサイエンスショー！	さいたま市青少年宇宙科学館で活躍しているさいレンジャーとはかせによるサイエンスショー	3/25	1	21

●東浦和図書館

おはなし会(幼児対象)	絵本の読み聞かせ、紙芝居など	毎第2・4木曜日(祝日・8月・特別整理期間を除く)	18	66
どんぐりおはなし会	すばなし、手あそび、絵本の読み聞かせなど語り手:おはなしグループどんぐり	毎第2・4土曜日	8	61
0・1・2歳のおはなし会	絵本の読み聞かせ、手あそび	毎第3火曜日	29	149

③主な行事

事業名	内容・講師	実施期間	延回数	延人数
おはなしスタッフ養成講座	おはなしボランティアの養成 協力:おはなしグループどんぐり 講師:近藤幸子氏	①4/2,5/7,6/4,7/2, 9/3,10/1,11/5, 12/3,2/4,3/4 ②4/23,5/28,6/25, 7/30,9/24,10/22, 11/26,12/24, 2/25,3/25	14	93
赤ちゃん絵本パック	絵本3冊とわらべうたリーフレットのセットを、展示・貸出する(全14テーマ)	6/1～3/31	1	580
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン みんなのおすすめ!ブックガーランド	おすすめ本の募集、掲示、応募された図書の展示	7/21～8/25 図書展示:9/2～	1	266
さいたま・ライブラリー・サポーターズ	図書館業務のボランティア体験 (本の修理、本を棚に戻す・書架の整理、予約本の回収) 協力:図書館友の会東浦和支部	7/26, 8/2, 8/11, 8/16, 8/23	11	31
一日図書館員になろう! (図書館たんけん編・3・4年生)	図書館の裏側を中心に見学する 図書館のお仕事体験	7/27	2	10
一日図書館員になろう! (図書館たんけん編・5・6年生)	図書館の裏側を中心に見学する 図書館のお仕事体験	7/28	2	10
こわ〜いおはなし会	すばなし、絵本の読み聞かせなど	8/18	5	20
筑波大学図書館実習	図書館業務の実習	9/6～9/13	1	1
昭和音楽大学図書館実習	図書館業務の実習	9/6～9/17	1	1
おはなしスタッフ養成講座修了者によるおはなし会	おはなしスタッフ養成講座受講者の成果披露	10/1	1	10
ウィキペディア編集講座	さいたま市内の名所や旧跡など、すでに存在するウィキペディアの記事について、図書館の資料を使った出典付けを行い、記事の質を向上させる。講師はウィキペディアン・海瀬氏	10/30	1	8
冬の読書キャンペーン クリスマスおはなし会	絵本、紙芝居、ブラックパネルシアターなど	12/23	1	11
冬の読書キャンペーン としょ丸読書チャレンジ	読書促進。景品配布。HPで工作「ゆれる!サンタのクリスマスカード」「とび出る!ツリーのクリスマスカード」の作り方及び型紙の公開	12/23～1/10	1	23
冬の読書キャンペーン 赤ちゃん絵本パックーおうちでおはなし会編ー	「10・1・2歳のおはなし会」で読み聞かせを行った本とプログラムをセットにして、各月3セットずつ展示・貸出する	12/24～1/8	1	21
浦和博物館・東浦和図書館連携講座	浦和宿におけるコレラ顔末記 講師:磨田顕寛(浦和博物館学芸員)	2/18	1	7
子育てサロン みむろっこはっぴい	絵本の読み聞かせ・わらべ歌など	3/4	1	15

● 美園図書館

おはなし会	絵本の読み聞かせ、手あそびなど 協力:保育ボランティアひまわり 共催:美園コミュニティセンター	毎第3木曜日 (祝日・特別整理期間を除く)	11	125
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン みんなのおすすめ!ブックガーランド	おすすめ本の募集、掲示、応募された図書の展示	7/21～8/25 図書展示:8/17～ 9/5	1	144
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン こわ〜いおはなし会	すばなし、絵本の読み聞かせなど 共催:美園コミュニティセンター	8/19	4	16
冬の読書キャンペーン としょ丸読書チャレンジ	「としょ丸読書手帳」を利用した読書促進。景品配布。 HPで工作「ゆれる!サンタのクリスマスカード」「とび出る!ツリーのクリスマスカード」の作り方及び型紙の公開	12/23～1/10	1	9

● 大宮図書館

にちようびのおはなし会 (幼児小学生向け)	絵本・大型絵本の読み聞かせ、手遊び、ストーリーテリングなど	毎日曜日	46	399
あかちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、わらべうた	毎第2・4水曜日	17	171
育児コンシェルジュ	絵本の紹介、子育て相談、読み聞かせ、託児サービスの紹介など	毎第1・3水曜日	18	—
保育士による図書館利用者向け無料託児サービス	保育士による図書館利用者向け無料託児サービス	毎金曜日	34	126
俳句ポスト	図書館に設置した俳句ポストに自作を投稿すると、応募作品のなかから優秀作品が雑誌「現代俳句」に掲載される(毎月俳句のお題の変更あり)	4/1～3/31	1	—
リンパマッサージと体めぐりストレッチ講座	リンパの基礎知識を学び、肩こり・首こり改善のストレッチ&リンパマッサージを行う	4/10	1	16
〜渡辺保流〜「芝居の愉しみ方」	歌舞伎初心者向け、演劇評論家ならではの視点でその魅力を語る	4/25	1	27
ぬいぐるみのおとまり会	・読み聞かせやすばなし、手遊びなど(1日目) ・1日目に参加者から1人1体ぬいぐるみを預かり、アルバムを作成。2日目のぬいぐるみ返却時に配布する	5/3,5/4	1	10
開館二周年記念展示 全円の歌人 大西民子 ー沖ななも先生と民子の歌をよむー	開館二周年記念展示としてゆかりの歌人・大西民子の自筆資料の展示	5/7～7/4	1	—
講演会「大西民子のめざしたもの」	『全円の歌人 大西民子論』を刊行した歌人・沖ななも氏が、大西民子の人生と作品について紐解く	5/8	1	19
大宮図書館開館2周年記念落語／『鉄道落語』	鉄道を題材にした落語イベントを開催	5/9	1	46
大宮駅のあゆみ	大宮駅がどのように発展していったのかを知る	5/29	1	29

③主な行事

事業名	内容・講師	実施期間	延回数	延人数
古代武蔵の渡来人	現在の飯能市や日高市を中心とする地域に置かれた高麗(コマ)郡や移り住んだ高句麗系の氏族について解説	6/10	1	18
表現するってステキ!! ～親子で一緒に表現を楽しむ～	親子でいっしょに表現を楽しむ講座	6/20	1	11
大宮南公民館ぶれひよこ講座	大宮南公民館に児童担当を講師として派遣し、乳幼児向けの読み聞かせや絵本の紹介を行う	6/21	1	20
こども映画会	「たろうのおでかけ」の映画上映、映画にちなんだおはなし会	6/26	1	17
調べる学習おたすけ講座1日目	調べる学習の進め方、まとめかたについて解説	7/3	2	40
調べる学習おたすけ講座2日目	調べる学習の進め方、まとめかたについて解説	7/10	2	39
たなばたおはなし会	たなばたにちなんだ絵本の読み聞かせ、パネルシアターなど	7/4	1	21
第8回企画展「歩き続けた日ー民子と戦争ー」	大宮ゆかりの歌人・大西民子が戦争について詠んだ歌の自筆資料等の展示	7/7～9/4	1	—
「浮世絵入門講座」～浮世絵の基礎知識および誕生と終焉～	浮世絵の基礎知識および誕生と終焉についての講演	7/17	1	21
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会企画展示(大宮図書館主催/コミュニティ課共催)	1964年のさいたま市の聖火リレーや試合の様子、さいたま市ゆかりの選手のインタビューなどを展示	7/20～8/1	1	1,739
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン ひやか王からの挑戦状	総合百科事典『ポプラディア』を使った謎解きゲーム	8/2～8/28	27	78
としょかんハロワ 聞いてみたいアルディージャの仕事	大宮アルディージャやサッカークラブの仕事について語るトークイベント	8/7	1	15
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン こわいおはなし会	こわいおはなしをテーマにした絵本の読み聞かせ、パネルシアターなど	8/9	1	7
初心者のための和本づくり体験～四ツ目綴じ～	四ツ目綴じという製本方法で自分用ノートを作成する	8/21	1	16
おおみや・おりがみ・さんぽ ～おりがみ作品展～ 大宮アルディージャ応援コーナー同時開催 ～おりがみで作った応援メッセージ付きのユニフォームでボードをいっぱいにしましょ～	文化施設のスタッフで作成したおりがみ作品の展示と来場者による大宮アルディージャへの応援メッセージの展示	8/24～9/5	1	2,734
図書館で学ぶ介護保険講座	介護保険にはじめてふれる方に向けて、申請方法や制度のしくみ、利用できるサービスなどを説明	9/3	1	16
第9回企画展「作家たちがみた大宮(1)大宮公園と文学者たち」	大宮公園にゆかりある文学者の作品紹介とともに、当時の大宮公園の写真をパネルで展示	9/7～11/4	1	—
初心者デジタルカメラ講座 第1回	初心者を対象にデジタルカメラの撮影方法を実践的に学ぶ。 撮影の実技講習あり	9/12	1	10
法テラスオンラインセミナー そなえる相続	オンラインミーティングアプリ「zoom」を用いて開催。 相続について、弁護士が分かりやすく解説する	9/18	1	15
椅子ヨガ講座Vol.3	日頃の運動不足を、椅子を使ったヨガで楽しく解消する	9/26	1	18
大人のためのおはなし会	大宮おはなし箱さん5名の素話によるおはなし会	10/5	1	13
連続講座 はじめてみよう、俳句入門 第1回	初心者を対象に俳句の季語や作り方を講演	10/12	1	14
いろんなことばdeおはなし会	オンラインミーティングアプリ「zoom」を用いて開催。 ミャンマー語・手話による絵本の読み聞かせやクイズを行う	10/16	1	8
連続講座 はじめてみよう、俳句入門 第2回	第1回で作成した俳句で、句会を行う	10/19	1	12
本気でラジオ体操に挑戦!	ラジオ体操第一をもっと楽しく、運動効果を高めるコツを紹介	10/22	1	8
多言語交流会一本で楽しむバングラデシュ	ベンガル語でのおはなしや、バングラデシュのくらしのおはなし	10/23	1	18
ハロウィーン工作会	ハロウィーンの起源を説明したブックトーク+はさみを 使用しない工作(キャンディーポット作り)	10/30	1	14
フレイル予防相談会	年金医療課・高齢介護課・地域包括支援センターによる 血管・脳年齢測定・健康相談	11/11	1	22
バリアフリー映画会	「ハンサム★スーツ」を上映	11/13	1	6
初心者デジタルカメラ講座 第2回	初心者を対象にデジタルカメラの使い方を学ぶ 第1回での宿題として参加者が撮影した写真を講師に 講評してもらい、写真撮影技術の向上を目指す	11/14	1	5
第11回企画展「あこがれはピアニストー民子と音楽ー」	大宮ゆかりの歌人・大西民子が音楽について詠んだ 歌の自筆資料や所有品等の展示	11/11～1/4	1	—
文学シネマ	「ネコのミヌース」を上映	11/20	1	15
冬の読書キャンペーン 子ども映画会	「スノーマン」を上映	11/23	1	19
大人の折り紙講座～和紙で干支を折みましょう～『寅年』	和紙で干支を折る	11/28	1	15
大宮の民俗	学芸員による大宮の民俗についての講義	12/8	1	12
今、考える渋沢栄一翁の言葉	渋沢栄一翁の理念についての講座	12/12	1	24
おやこでおりがみ～「クリスマスツリー」～	「おやこでおりがみ」のタイトルで大宮図書館公式チャンネル、Facebook、YouTubeにて、折り紙講座のオンライン配信	12/13～	1	—
冬の読書キャンペーン クリスマスおはなし会	クリスマスにちなんだ絵本やブラックパネルシアターを実施	12/25	1	12
冬の読書キャンペーン タビ初め この一冊がパスポート。	図書館スタッフがおすすめする、読んで旅する気分が 味わえる本を2冊セットで貸出するイベント	1/1～1/3	1	—
大宮図書館 特別展示 宮澤章二の年賀状一寅一	大宮ゆかりの詩人・宮澤章二が、今年の干支「寅」を 題材に書いた自筆の年賀状。宮澤の初詣を題材にした詩をパネルで展示	1/1～1/31	1	—

③主な行事

事業名	内容・講師	実施期間	延回数	延人数
第12回企画展「偉大な先輩 一啄木に想いを馳せた民子」	大宮ゆかりの歌人・大西民子が、石川啄木から影響を受けた歌の自筆原稿や、啄木の歌について語ったエッセイを展示	1/7～3/4	1	—
冬の読書キャンペーン 百人一首で遊ぼう！坊主めくり大会	主に小学生を対象にして、坊主めくり大会を実施	1/8	2	13
2022年新春コンサート	箏・ヴァイオリン・電子ピアノで新春コンサートを開催	1/9	1	51
鉄道のまち大宮ミュージアム(コミュニティ課主催／大宮図書館共催)	鉄道とともに歩んできた「大宮」の魅力を発信する「鉄道のまち大宮写真展」を開催	1/12～1/23	1	2,977
法テラスオンラインセミナー 身近な消費者被害	詐欺などの消費者被害について、オンラインで弁護士が詳しく解説する	1/29	1	8
大宮文学散歩～『万葉集とやまとことば』～	万葉集にこめられた古き良きやまとことばの美しさを学ぶ	1/29	1	25
連続講座「はじめてみよう、やさしい短歌入門」1回目	初心者向けの短歌講座と、歌の添削	1/30	1	15
おはなし玉手箱	声優による音と映像の楽しい読み聞かせ	2/5	2	160
連続講座「はじめてみよう、やさしい短歌入門」2回目	初心者向けの短歌講座と、歌の添削	2/6	1	15
連続講座「はじめてみよう、やさしい短歌入門」3回目	初心者向けの短歌講座と、歌の添削	2/13	1	14
腸活で元気！～カラダとココロをお腹から整えよう～	腸の知識や日常生活で知っておいた方がよいポイントを学び、後半では腸ストレッチを行う	2/19	1	16
「ありがとう！来館者200万人突破」セレモニー	記念すべき入館者200万人目となった来館者の方には大宮図書館館長からお花と記念品を贈呈。ヌウも登場	2/22	1	—
子ども映画会	「長くつ下のピッピ」を上映	2/26	1	13
わたしの好きな大宮二十景絵画コンクール(コミュニティ課主催／大宮図書館共催)	大宮二十景絵画コンクール	3/1～3/7	1	1,291
第13回企画展「民子、春を詠むー花のにおい、風のささやきー」	大宮ゆかりの歌人・大西民子が「春」について詠んだ歌の自筆資料等を展示	3/7～5/4	1	—
「中山道大宮宿」展示会(コミュニティ課主催／大宮図書館共催)	「中山道大宮宿」展示会	3/10～3/16	1	1,370
「市民会館のおみやげHISTORY」(コミュニティ課主催／大宮図書館共催)	市民会館のおみやげの歴史	3/18～3/31	1	2,383
はじめてのオペラ「カルメン」～真の魅力に迫る～	初心者向け、オペラを学ぶ講座の第3弾。ビゼーの「カルメン」の解説と鑑賞	3/26	1	24
文学資料コーナーボランティア説明会	文学資料コーナーボランティア募集で集まったメンバーにスケジュール、活動内容の説明	3/26	1	4

● 大宮西部図書館

あかちゃんおはなし会	絵本・わらべうた	毎水曜日 (4・7・8月を除く)	24	130
としょかんたいけん	図書館内の見学と貸出・返却などの仕事体験	7/21	2	16
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン みんなのおすすめ！ブックガーランド	おすすめの本の募集とおすすめポイントが書かれた応募用紙の展示	7/21～8/25	1	60
親子ででき夏休みおはなし会	おはなしボランティア「大宮おはなし箱」による、すばなし、絵本の読み聞かせなど	7/28	2	17
小学生のためのドッキリおはなし会	絵本・すばなしを中心とした怖いおはなし会	8/4	2	14
さいたま・ライブラリー・サポーターズ 夏休み子ども映画会	図書館ボランティア体験 子ども向け映画の上映	8/10 8/20	4 1	16 31
秋のおはなし会	おはなしボランティア「おはなしポケット」による、すばなし、絵本の読み聞かせなど	11/10	1	4
冬の読書キャンペーン クリスマスアドベントカレンダー	アドベントカレンダーでクリスマスの本を1日1冊ずつ紹介	12/1～25	1	—
日進公民館 親の学習事業 「親子で学ぶ絵本の世界」	絵本の読み方や活用方法をおはなし会形式で学ぶ	12/2	1	4
冬の読書キャンペーン 大宮西部としょかんたんけん隊！	図書館内の見学と移動図書館との記念撮影	12/13,12/20, 12/27	1	6
冬の読書キャンペーン 子ども映画会	子ども向け映画の上映	12/23	1	11
冬の読書キャンペーン としょ丸忍術帳 家読の巻	としょ丸の図書館忍法をクリアすると特製スタンプとプレゼントがもらえる読書イベント	12/23～1/23	1	93
親子ででき春休みおはなし会	おはなしボランティア「大宮おはなし箱」による、すばなし、絵本の読み聞かせなど	3/30	2	8
鉄道講座「埼玉の鉄道～渋沢栄一と鉄道とのかかわり・鉄道博物館のルーツをたどる～」	鉄道博物館学芸員を招いての鉄道に関する講座	12/12	1	42
市民大学・文学コースⅠ	「世界の街並みー作家と作品」	6/6,6/13,6/20	3	92
市民大学・文学コースⅡ	「日本の街並みー作家と作品」	6/29,7/6,7/13	3	112
映画会	「駅馬車」	11/12	1	19
無声映画観賞会	弁士の語りによる無声映画の上映『吸血鬼ノスフェラトゥ』	2/20	1	30

● 桜木図書館

さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン みんなのおすすめ！ブックガーランド	おすすめの本の募集とおすすめポイントが書かれた応募用紙の展示	7/21～8/25	1	23
桜木図書館夏のおはなし会	絵本の読み聞かせわらべうた手遊び、すばなしなど	8/25	1	5
桜木図書館春のおはなし会	絵本の読み聞かせ、わらべうた、手遊び、すばなしなど	3/19	1	2

● 馬宮図書館

映画会	「自転車泥棒」	6/25	1	16
-----	---------	------	---	----

③主な行事

事業名	内容・講師	実施期間	延回数	延人数
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン みんなのすすめ！ブックガーランド	おすすめの本の募集とおすすめポイントが書かれた 応募用紙の展示	7/21～8/25	1	82
映画会	「ロイドの要心無用」	11/26	1	12
小学生のためのドッキリおはなし会	小学生向け 絵本・すばなしを中心とした怖いおはなし会	8/18	1	2

● 三橋分館

さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン みんなのすすめ！ブックガーランド	おすすめの本の募集とおすすめポイントが書かれた 応募用紙の展示	7/21～8/25	1	13
--	------------------------------------	-----------	---	----

● 春野図書館

赤ちゃんおはなし会	絵本・わらべうた	毎第1・3木曜日 ※9月まで未実施	12	104
おはなし会	絵本・わらべうた	毎第1・3木曜日 ※4・5月中止	15	43
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン みんなのすすめ！ブックガーランド	好きな本のタイトルとおすすめポイントが書かれた応 募用紙の掲示	7/21～8/25	1	26
夏休みわくわくおはなし会	こわ～いおはなし会：おはなしなど	7/27	2	20
さいたま・ライブラリー・サポーターズ	図書館業務のボランティア体験	8/2,8/16,8/23	3	6
夏休みおりがみ教室	夏のこんちゅうをよろう 講師：初音みね子氏	8/3	1	8
夏休み子ども工作教室	貯金箱をつくろう	8/10	1	10
夏休み子ども映画会	子ども向け映画の上映	8/17	1	18
見沼歴史講座	「丸ヶ崎に伝わる寅御石伝説」 講師：齊藤文孝氏	8/29	1	14
展示会	紙芝居「大宮の伝説」展示会	12/3～12/12	1	59
冬の読書キャンペーン クリスマスおはなし会	クリスマスのおはなしなど	12/16	1	10
冬の読書キャンペーン 冬休み子ども映画会	子ども向け映画の上映	1/5	1	20
手作り絵本講座	とび出すメッセージカード	3/25	1	10
春休み子ども映画会	子ども向け映画の上映	3/30	1	9

● 大宮東図書館

あかちゃんおはなし会	絵本・わらべうた	毎第4木曜日 ※9月まで未実施	6	53
おはなし会	絵本・わらべうた	毎第2・4木曜日 ※5月中止	15	69
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン みんなのすすめ！ブックガーランド	好きな本のタイトルとおすすめポイントが書かれた応 募用紙の掲示	7/21～8/25	1	39
夏休みわくわくおはなし会	こわ～いおはなし会：おはなしなど	7/29	2	18
夏休み子ども工作教室	貯金箱をつくろう	8/12	1	9
冬の読書キャンペーン 冬休みわくわくおはなし会	おはなし・絵本の読み聞かせなど	12/23	1	10
冬の読書キャンペーン クリスマスおりがみ教室	トライアングルクリスマスツリーをつくろう 講師：初音みね子氏	12/24	1	10

● 七里図書館

あかちゃんおはなし会	絵本・わらべうた	毎第2水曜日 ※9月まで未実施	6	30
おはなし会	絵本・わらべうた	毎第2・4水曜日 ※4・5月中止	12	22
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン みんなのすすめ！ブックガーランド	好きな本のタイトルとおすすめポイントが書かれた応 募用紙の掲示	7/21～8/25	1	51
夏休みわくわくおはなし会	こわ～いおはなし会：おはなしなど	7/28	1	20
夏休み子ども工作教室	貯金箱をつくろう	8/5	1	16
夏休み子ども人形劇	人形劇団モナリ座による人形劇	8/18	1	46
夏休み子ども映画会	子ども向け映画の上映	8/19	1	22
冬の読書キャンペーン 冬休みわくわくおはなし会	おはなし・絵本の読み聞かせなど	12/22	1	9
冬の読書キャンペーン 冬休み子ども映画会	子ども向け映画の上映	12/27	1	9
春休み子ども映画会	子ども向け映画の上映	3/28	1	22

● 片柳図書館

あかちゃんおはなし会	絵本・わらべうた	毎第1水曜日 ※9月まで未実施	6	24
おはなし会	絵本・わらべうた	毎第1・3水曜日 ※4・5月中止	13	40
名作映画会	一般向け映画の上映	毎第3金曜日	8	137
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン みんなのすすめ！ブックガーランド	好きな本のタイトルとおすすめポイントが書かれた応 募用紙の掲示	7/21～8/25	1	32
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン 夏休みわくわくおはなし会	こわ～いおはなし会：おはなしなど	7/21	2	19
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン 夏休み子ども工作教室	貯金箱をつくろう	8/6	1	9
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン 夏休み子ども映画会	子ども向け映画の上映	8/20	1	13
冬の読書キャンペーン 冬休み子ども映画会	子ども向け映画の上映	12/24	1	20
冬の読書キャンペーン 冬休みわくわくおはなし会	おはなし・絵本の読み聞かせなど	12/27	1	7
春休み子ども映画会	子ども向け映画の上映	3/25	1	12

● 与野図書館

おはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、すばなしなど	毎水曜日（4・5月、祝 日、夏休み、休館日、3 月30日除く）	30	115
-------	---------------------	---------------------------------------	----	-----

③主な行事

事業名	内容・講師	実施期間	延回数	延人数
あかちゃんおはなし会	わらべうたや絵本の読みきかせなど	毎月2回	24	350
親子で楽しむおはなしの世界	すばなし、絵本の読み聞かせなど	7/3,1/15	2	9
与野図書館50周年特別企画第1弾 よのっこ夏祭り	特設コーナーで配布のスタンプカードにスタンプを押すと50周年記念グッズがもらえる	7/13～8/29	1	40
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン「みんなのおすすめ！ブックガーランド」	好きな本のタイトルとおすすめポイントが書かれた応募用紙の展示	7/21～8/25	1	81
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン 夏休み小学生クラブ 本の紹介	読書感想文の書き方(1・2年生向け、3・4年生向け)、自由研究のまとめ方と本の紹介	7/21	3	26
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン 夏休み小学生クラブ おしごと体験	貸出・返却体験、本のフィルムかけなど	8/18	2	17
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン 夏のおはなし会	絵本の読みきかせ、手品など	8/20	1	7
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン さいたま・ライブラリー・サポーターズ	市内在住・在学の中学生、高校生を対象とした図書館ボランティア体験	8/16,23	2	4
与野図書館50周年特別企画第2弾 よのこたからさがし	5つのヒントを元に児童コーナーでひらがなを探し、たからさがしカードに言葉を完成させる	9/14～10/15	1	40
与野図書館50周年特別企画第3弾 よのこスクラッチ ハロウィンバージョン	スクラッチカードを削って出てきた数字に応じて箱の中から好きな本を選ぶ	10/26～10/31	1	50
冬の読書キャンペーン よのこまきまきサンタ	おすすめの児童書を2冊ずつ包装紙に包んで貸出	12/14～12/25	1	100
冬の読書キャンペーン クリスマス子ども会	クリスマスにちなんだ絵本の読み聞かせやパネルシアターなど	12/24	2	23

● 与野南図書館

冬の読書キャンペーン よのこまきまきサンタ	おすすめの児童書を2冊ずつ包装紙に包んで貸出	12/15～12/25	1	100
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン「みんなのおすすめ！ブックガーランド」	おすすめの本の募集とおすすめポイントが書かれた応募用紙の展示	7/21～8/25	1	74

● 岩槻図書館

さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン 夏休み子ども公民館「読書感想文を書こう！」	読書感想文の書き方講座	7/28	1	22
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン 郷土いわつき紙芝居体験活動	岩槻に伝わる昔話の紙芝居を体験しながら上演の仕方を学ぶ	7/21,7/22	2	11
いちごサロンおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童歌など	6/24,10/28,11/25,12/23,1/27,2/24,3/24	7	37
初めての映画館	映画の上映	11/30	1	16
冬の読書キャンペーン「岩槻図書館人形劇」	人形劇と絵本の読み聞かせ	12/27	1	17
図書館友の会岩槻支部会員によるおすすめ本	図書館友の会岩槻支部会員がお薦めする本の展示	8/11～8/30	1	—
岩槻図書館・岩槻本町公民館複合施設開館年昭和53年「当時を読む」	当時の話題に関する本、ベストセラーなどを紹介するとともに、岩槻の街並みなどの写真を展示	9/15～9/29	1	—
人権問題パネル展	人権問題のパネル展示と関連書籍の紹介	9/27～10/8	1	—
「つるし雛」の展示	岩槻まちかど雛めぐりに合わせた、布楽工房の作品の展示	2/23～3/7	1	—
フレイル予防お立ち寄り相談	さいたま市他課と連携し、フレイルの予防普及と啓発を行う	5/11	1	23
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン みんなのおすすめ！ブックガーランド	好きな本のタイトルとおすすめポイントが書かれた応募用紙の掲示	7/21～8/25	1	39

● 岩槻駅東口図書館

あかちゃんおはなし会	乳幼児対象のおはなし会	7/9,8/13,8/27,9/10,9/24,10/8,10/22,11/12,11/26,12/24,1/14,1/28,2/25,3/11,3/25	15	286
ちいさなおはなし会	幼児対象のおはなし会	7/15,12/16,3/17	3	6
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン 夏休み子ども映画会	幼児・小学生対象の映画会	8/20	2	38
冬の読書キャンペーン「岩槻図書館人形劇」	人形劇と絵本の読み聞かせ	1/6	1	13
「つるし雛」の展示	岩槻まちかど雛めぐりに合わせた、布楽工房の作品の展示	2/22～3/6	1	—
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン みんなのおすすめ！ブックガーランド	好きな本のタイトルとおすすめポイントが書かれた応募用紙の掲示	7/21～8/25	1	25

● 岩槻東部図書館

おはなし会	絵本の読み聞かせ	毎月第3水曜日	7	30
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン みんなのおすすめ！ブックガーランド	好きな本のタイトルとおすすめポイントが書かれた応募用紙の掲示	7/21～8/25	1	28

● 桜図書館

0・1・2歳児のおはなし会	絵本の読み聞かせ・わらべうた	毎月2回 水曜日	22	134
おはなし会	絵本の読み聞かせ・わらべうた	毎水曜日	38	231
さくらんぼのおはなし会	おはなしの会「さくらんぼ」による、すばなし、絵本の読み聞かせなど	毎第1・3土曜日	18	117
大人のための朗読ライブ	朗読グループ「さくらの会」による文学作品の朗読	毎第3日曜日	5	28
さいたま市民の日記念展示「さくら写真館」	桜区及びその周辺の20年以上前の写真を募集し展示	4/27～7/4	1	—
さいたま市民の日記念展示「五関の張り子」	郷土玩具の展示	4/20～	1	—

③主な行事

事業名	内容・講師	実施期間	延回数	延人数
さいたま市民の日記念「としょ丸とタイムスリップ」	20年前のさいたま市の写真等を背景に、としょ丸のパネルと記念撮影ができるコーナーの設置	4/27～6/6	1	—
さいたま市子ども読書の日記念「こどもの本のおたのしみ袋」	おすすめの児童書が入ったおたのしみ袋の貸出	4/23～5/1	1	115
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン みんなのすすめ！ブックガーランド	好きな本のタイトルとおすすめポイントが書かれた応募用紙の掲示	7/21～8/25	1	62
さいたま市子ども読書の日記念「こどもの本のおたのしみ袋 なつ」	おすすめの児童書が入ったおたのしみ袋の貸出	7/23～8/9	1	105
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン さいたま・ライブラリー・サポーターズ	中学生・高校生を対象にした図書館ボランティア体験	8/2～17	10	20
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン 一日図書館員	図書館業務の体験	8/4	1	8
さいたま市子ども読書の日記念「なつやすみわくわくおはなし会 食育おはなし会」	埼玉大学の学生による「野菜」をテーマにした読み聞かせなど	8/23	1	11
さいたま市子ども読書の日記念「なつやすみわくわくおはなし会 さくらんぼのおはなし会」	おはなしの会「さくらんぼ」による、人形劇、絵本の読み聞かせなど	8/23	1	11
さいたま市子ども読書の日記念「としょ丸にてがみをかこう！」	としょ丸への手紙を募集し、返事と共に掲示	9/14～11/21	1	27
フレイル予防お立ち寄り相談会	保健師による健康相談 年金医療課との共催イベント	10/12	1	18
冬の読書キャンペーン さいたま市子ども読書の日記念「桜図書館 読書ビンゴにチャレンジ！」	ビンゴカードの条件に合った本を読み、ビンゴを3列そろえた子どもにプレゼントを贈る	11/23～1/23	1	49
冬の読書キャンペーン さいたま市子ども読書の日記念「こどもの本のおたのしみ袋 ふゆ」	おすすめの児童書が入ったおたのしみ袋の貸出	12/23～1/8	1	100
田島ヶ原サクラソウ自生地国指定特別天然記念物70周年記念パネル展	サクラソウ自生地に関する文化財保護課作成のパネルを展示	2/7～2/28	1	—
市民講座	荒川の治水対策等について	2/21	1	14
ブルーナおじさんの国のコックさん パンネックをつくろう！	オンライン(Zoom)によるお菓子の製作、絵本の読み聞かせなど	3/28	1	12

● 大久保東分館

えくぼのおはなし会	ボランティアサークルおはなしの会「えくぼ」による絵本の読み聞かせ、紙芝居、すばなし、パネルシアターなど	毎週木曜日	31	149
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン みんなのすすめ！ブックガーランド	好きな本のタイトルとおすすめポイントが書かれた応募用紙の掲示	7/21～8/25	1	25

● 北図書館

子ども映写会	子ども向け映画の上映	毎第2土曜日	12	218
ノースシネマサロン	一般向け映画の上映	毎第4土曜日	11	282
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン 夏の映写会	子ども向け映画の上映	8/7	1	25
冬の映写会	一般向け映画の上映	12/18	1	30
おはなし会	読み聞かせ、手遊び等	毎水曜日(祝日・特別休館日を除く)※ 4/7,4/14,4/21, 5/19,5/26,6/9, 6/16は中止	33	232
あかちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、わらべうた等	奇数月の第4水・木・金 (3月は火・木・金) ※5月は中止	15	138
大宮北高等学校との「おすすめ本の交換展示」	高校と図書館の交換展示	10/12～11/9	1	—
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン 夏休み特別おはなし会	読み聞かせ、工作、本の紹介	8/18	1	18
冬の読書キャンペーン 冬休み特別おはなし会	読み聞かせ、工作、本の紹介	12/22	1	19
冬の読書キャンペーン 北図書館ウラガワたんけんツアー	図書館見学、図書館クイズ、本の貸出体験等	12/27	1	19
第4回市立高校POPバトル	市立高校3校の生徒が選んだおすすめ本10冊を高校生のオリジナルPOPとともに展示	9/1～30	1	—
県立大宮工業学校との「おすすめ本の交換展示」	高校と図書館の交換展示	2/1～22	1	—
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン みんなのすすめ！ブックガーランド	好きな本のタイトルとおすすめポイントが書かれた応募用紙の掲示	7/21～9/5	1	77
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン さいたま・ライブラリー・サポーターズ	市内在住・在学の中高校生を対象とした図書館ボランティア体験	8/17・18	2	6
さいたま市20周年記念事業 16ミリ映写機体験	さいたま市20周年記念事業16ミリ映写機体験	8/20	2	6

● 宮原図書館

あかちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手あそび、わらべうた等	毎第2木曜日	10	55
おはなし会	すばなし、絵本の読み聞かせ等	毎第4木曜日 (5・7・8・9・12・3月を除く)	6	18
映写会(大人向け)	上映作品「雨に唄えば」	6/9	1	15
映写会(大人向け)	上映作品「父と暮せば」	12/8	1	26
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン 夏休み子ども映写会スペシャル	映画「シンデレラ」の上映、地域ボランティアによる読み聞かせ、資料展示	7/28	1	40
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン 夏休み工作教室	科学工作「クロマトグラフィーで絵を作ってみよう」、ブックトーク	8/4	1	12

③主な行事

事業名	内容・講師	実施期間	延回数	延人数
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン 夏休みおはなし会	すばなし、絵本の読み聞かせ、手あそび、わらべうた等	8/23	1	10
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン さいたま市誕生20周年記念おはなし会	さいたま市ゆかり作家の絵本の読み聞かせ、ブックトーク等	8/23	1	18
冬の読書キャンペーン 冬のおはなし会(赤ちゃん向け)	絵本の読み聞かせ、手あそび、わらべうた等	12/23	1	6
冬の読書キャンペーン 冬のおはなし会(幼児・小学生向け)	すばなし、絵本の読み聞かせ、わらべうた、ミニ工作等	12/23	1	14
宮原コミセン祭りテーマ展示	宮原コミュニティセンターのコミセン祭り会場でのテーマ展示	11/25～27	1	—
冬の読書キャンペーン特別展示「読んでみよう！みんなのおすすめ本」	さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン記念展示「みんなのおすすめブックガーランド」で応募のあったみんなのおすすめ本を、応募用紙と共に展示	1/5～24	1	—
春の子ども映写会	上映作品「アルプスの少女ハイジ」	3/23	1	21
春のおはなし会(赤ちゃん向け)	絵本の読み聞かせ、手あそび、わらべうた等	3/24	1	9
春のおはなし会(幼児・小学生向け)	すばなし、絵本の読み聞かせ等	3/24	1	11
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン みんなのおすすめ！ブックガーランド	好きな本のタイトルとおすすめポイントが書かれた応募用紙の掲示	7/21～9/6	1	53
再開館行事「本の福袋」	北図書館職員の選んだ本が3冊ずつ入った福袋の貸出	4/9～	1	100

● 武蔵浦和図書館

あかちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、わらべうた等(共催:子育て支援センターみなみ) 会場:子育て支援センターみなみ	5/26,6/23,9/22, 10/27,11/24, 12/8,2/16,3/23	8	79
おはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び等	6/23,7/14,9/8, 10/27,11/24,12/8, 1/26,2/9,3/9	9	40
ひまわりおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び等	5/12,7/7,9/15, 10/20,11/10, 12/15,1/19,2/16, 3/16	9	46
小学生ひまわりおはなし会	すばなし、絵本の読み聞かせ等	6/23,7/14,9/8, 10/27,11/24, 12/8,1/26	7	4
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン みんなのおすすめ！ブックガーランド	おすすめの本の募集とおすすめポイントが書かれた応募用紙の展示	7/21～8/29	1	102
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン かんたん工作教室	簡単な工作	7/28	2	21
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン なつやすみひまわりおはなし会	絵本の読み聞かせ、すばなし等	8/1	2	21
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン こわ〜いおはなし会	すばなし等(共催:武蔵浦和コミュニティセンター)	8/3	2	43
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン さいたま・ライブラリー・サポーターズ	予約本の回収、紹介カード作り、本のフィルムかけ等	8/10,8/11	4	14
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン オンラインCoconico多言語おはなし会	オンラインを用いた多言語による絵本の読み聞かせ等	8/23	1	7
秋のおたのしみ会	すばなし、簡単な工作等	9/8	1	7
文蔵公民館おはなし会	ちびっこワイワイひろば内での絵本の選び方、読み聞かせ、わらべ歌等	9/27	1	24
冬の読書キャンペーン Coconico多言語おはなし会	多言語による絵本の読み聞かせ、ワークショップ等	12/4	1	10
冬の読書キャンペーン クリスマスひまわりおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、すばなし等	12/5	2	29
ふゆのおたのしみ会 冬の読書キャンペーン	アニメーション(共催:武蔵浦和コミュニティセンター)	12/22	2	14
読書活動推進講座『ヒロシマ 消えたかぞく』絵本を通していのちを考える	講師指田和氏(児童文学作家)。絵本『ヒロシマ 消えたかぞく』を題材に、原爆、いのちや家族の大切さなどについて、阪神淡路大震災や東日本大震災について語る。	1/23	1	29
はるのこどもえいが会	子ども向け映画の上映(共催:武蔵浦和コミュニティセンター)	3/22	1	22

● 南浦和図書館

おはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び等	7/1,9/18,10/21, 11/18,12/2,1/26, 2/9,3/17	8	40
おやおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び等	7・9・10・11・12・1・2・3月の第2土曜日	8	58
ひまわりおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び等	5/13,7/15,9/9, 10/14,11/11,12/9, 1/13,2/10,3/10	9	70
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン みんなのおすすめ！ブックガーランド	おすすめの本の募集とおすすめポイントが書かれた応募用紙の展示	7/21～8/29	1	185
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン かんたん工作教室	簡単な工作	7/29	2	21
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン なつやすみひまわりおはなし会	絵本の読み聞かせ、すばなし等	8/1	2	15

③主な行事

事業名	内容・講師	実施期間	延回数	延人数
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン こわ〜いおはなし会	すばなし、人形劇など	8/5	2	21
さいたま市子ども読書の日創設記念キャンペーン 図書館おしごと体験	図書館の仕事体験	8/12	1	8
秋のおたのしみ会	すばなし、簡単な工作等	9/9	1	9
冬の読書キャンペーン ふゆのおたのしみ会	アニメーション	12/23	2	11
はるのこどもえいが会	子ども向け映画の上映	3/24	2	20

集会行事(全館分)

事業名	回数	参加人数
ビジネス支援講座	24	93
講座等(一般向け)	68	1,312
読み聞かせや本に関する講座(一般向け)	39	1,360
あかちゃん・保護者向け行事	266	1,986
おはなし会等(児童向け行事)	636	5,831
映画会(児童向け)	34	614
映画会(一般向け)	36	708
図書館体験(図書館主催)	70	325
本のリサイクル	1	20(団体)
展示会*	80	16,000
計	1,254	28,229
うち 他機関との連携行事	(203)	(14,393)
ボランティアとの協働	(432)	(3,501)

* 展示会の参加人数は、一部事業のみで集計

● 学校との連携は64ページへ

④主な刊行物

刊行物名	内容	対象	部数	発行
● 中央図書館				
中央図書館ブックリスト	テーマ展示ブックリスト	一般	各30	年24
医薬品を調べる	パスファインダー	一般	50	年1
動物画家 萩内正幸のしごと	萩内正幸原画展で配布したブックリスト	一般	800	年1
SDGsと地球の未来	SDGs関連資料のブックリスト	一般	100	年1
さいたま来ぶらり通信第46～48号	さいたま市図書館の情報と案内	一般	計6,000	年3
happy→go→lucky 第53～56号	10代(主に中学・高校生)向け本の紹介誌	児童	計6,800	年4
としょらんぶん 第66～67号	小学生向けの図書館広報誌	児童	計2,320	年2
としょらんぶくしよてちよう	小学1・2年向けの読書手帳	児童	30,000	年1
本は王さま2022	児童サービス担当職員が選んだ新刊児童書案内	児童	4,200	年1
あえるといいね! すてきな本vol.1 あかちゃん向け	定番児童書のブックリスト	児童	2,000	年1
あえるといいね! すてきな本vol.2 幼児向け	定番児童書のブックリスト	児童	3,950	年1
あえるといいね! すてきな本vol.3 小学校1・2年向け	定番児童書のブックリスト	児童	1,000	年1
あえるといいね! すてきな本vol.4 小学校3・4年向け	定番児童書のブックリスト	児童	1,000	年1
あえるといいね! すてきな本vol.5 小学校5・6年向け	定番児童書のブックリスト	児童	500	年1
● 北浦和図書館				
「読むうなぎ」(第13版)	ブックリスト	一般	100	年1
「読むサツマイモ」(第8版)	ブックリスト	一般	200	年1
「おもしろ本リスト」	ブックリスト	一般	100	年1
「睡眠」を調べる	パスファインダー	一般	100	年1
団体貸出のご案内(令和3年4月改訂)	学校向け団体貸出の案内	一般	170	年1
さいたましりつきたうらわとしょかんりようあんない(しょうがくせいばん)	小学生向け利用案内	児童	450	年1
小学生ばん図書かんようらん2021	小学生向け北浦和図書館の概要	児童	450	年1
どくしょかんそう文～かきかたのコツ・ほんのしょうかい～ 1ねんせいむけ	読書感想文の書き方のコツ・本の紹介	児童	100	年1
どくしょかんそう文～かきかたのコツ・ほんのしょうかい～ 2年生むけ	読書感想文の書き方のコツ・本の紹介	児童	100	年1
● 東浦和図書館				
「本格」を味わうブックリスト	本格的な趣味を新しく始める参考になりそうな本の紹介。	一般	15	年1
2020文学賞・文化賞 受賞作リスト	2020年内発表の文学賞等の主な受賞作を紹介。	一般	280	年1
ひがしうらわとしょかん 人気の子どもの本ベスト10	2021年10月に貸出の多かった本のリスト	児童	10	年1
さいたま市図書館ホームページの「わたしの本棚(読書ノート)」でもっと読書をたのしもう!!	わたしの本棚の使い方を説明した冊子	児童	10	年1
新着リスト	毎月、受け入れした新着書の掲載。	一般	各30	年12
わらべうたリーフレット	わらべうたと、幼児向け本の紹介	一般	計600	年4
甘いひと時ブックリスト	本格的な趣味を新しく始める参考になりそうな本の紹介。	一般	15	年1
選手・コーチがすすめるこの1冊2021	浦和レッズ・浦和レッズレディースの選手とコーチによるおすすめの本の紹介	一般	200	年1
子ども版としょかん要覧2021	児童向け東浦和図書館の概要	児童	計490	年3
● 美園図書館				
美園図書館 人気の雑誌ベスト10	2021年10月に貸出の多かった雑誌のリスト	一般	10	年1
みそのとしょかん 人気の子どもの本ベスト12	2021年10月に貸出の多かった本のリスト	児童	10	年1
さいたま市図書館ホームページの「わたしの本棚(読書ノート)」でもっと読書をたのしもう!!	わたしの本棚の使い方を説明した冊子	児童	10	年1
子ども版としょかん要覧2021	児童向け美園図書館の概要	児童	計530	年4
躍動する冬	北京冬季五輪にあわせた展示ブックリスト	一般	15	年1
● 大宮図書館				
大宮図書館地域資料ブックガイド2020年版	大宮図書館所蔵の地域資料ブックガイド	一般	30	年1
展示資料目録No.11 開館二周年記念展示「全円の歌人 大西民子一沖ななも先生と民子の歌をよむ」	開館二周年記念展示「全円の歌人 大西民子一沖ななも先生と民子の歌をよむ」目録	一般	150	年1
特別展示『ふしぎ駄菓子屋銭天堂』ブックリスト	児童特別展示ブックリスト	児童	30	年1
大宮まゆっこ新聞 Vol.007	大宮図書館を親しんでもらうための各種情報	一般	250	年1
展示資料目録No.12「歩き続けた日 - 民子と戦争 -」	文学資料コーナー企画展示「歩き続けた日 - 民子と戦争 -」目録	一般	250	年1
児童向けパスファインダー「チョコレート」について調べよう	チョコレートについて調べるための児童用パスファインダー	児童	10	年1
児童向けパスファインダー「さいたま市大宮区」についてしらべよう	さいたま市大宮区について調べるための児童用パスファインダー	児童	10	年1
児童向けパスファインダー「どうぶつ のねむり」についてしらべよう	どうぶつのねむりについて調べるための児童用パスファインダー	児童	10	年1
児童向けパスファインダー「しぶさわ えいいち」についてしらべよう	渋沢栄一について調べるための児童用パスファインダー	児童	10	年1
児童向けパスファインダー「はいく」についてしらべよう	俳句について調べるための児童用パスファインダー	児童	10	年1
高次脳機能障害関連ブックリスト	高次脳機能障害に関するブックリスト	一般	50	年1
介護保険講座ブックリスト	介護保険にまつわるブックリスト	一般	50	年1
大宮まゆっこ新聞 Vol.008	大宮図書館を親しんでもらうための各種情報	一般	200	年1
展示資料目録No.13「作家たちがみた大宮 (1)大宮公園と文学者たち」	文学資料コーナー企画展示「作家たちがみた大宮 (1)大宮公園と文学者たち」目録	一般	250	年1
展示資料目録No.14「あこがれはピアニスト—民子と音楽—」	文学資料コーナー企画展示「あこがれはピアニスト—民子と音楽—」目録	一般	100	年1
バリアフリー映画会ブックリスト	映画関連の資料に関するブックリスト	一般	5	年1

④主な刊行物

刊 行 物 名	内 容	対 象	部数	発行
大宮まゆっこ新聞 Vol.009	大宮図書館を親しんでもらうための各種情報	一般	200	年1
展示資料目録No.15「偉大な先輩一啄木に想いを馳せた民子」	文学資料コーナー企画展示「偉大な先輩一啄木に想いを馳せた民子」目録	一般	250	年1
展示資料目録No.16「民子、春を詠む一花のにおい、風のささやき」	文学資料コーナー企画展示「民子、春を詠む一花のにおい、風のささやき」目録	一般	250	年1
大宮まゆっこ新聞 Vol.010	大宮図書館を親しんでもらうための各種情報	一般	200	年1
自殺対策～ひとりで悩まず相談してください～QRコード付きカード	自殺対策推進事業図書館キャンペーンin大宮図書館のページが表示される	一般	30	年1

● 大宮西部図書館

さいたま市立大宮西部図書館子ども版図書館要覧	児童向け大宮西部図書館の概要	児童	280	随時
さいたま市子ども読書の日ブックリスト「家読」	テーマ展示ブックリスト	児童	60	年1
さいたま市子ども読書の日ブックリスト「おしごといろいろどんなこと？」	テーマ展示ブックリスト	児童	60	年1
さいたま市子ども読書の日ブックリスト「本の船に乗って読書の海へこぎだそう！」	テーマ展示ブックリスト	児童	60	年1
さいたま市子ども読書の日ブックリスト「つくる」	テーマ展示ブックリスト	児童	60	年1
さいたま市子ども読書の日ブックリスト「じめんのしたつちのなか」	テーマ展示ブックリスト	児童	60	年1
さいたま市子ども読書の日ブックリスト「みんなのおすすめ！ブックガーランド」	テーマ展示ブックリスト	児童	60	年1
さいたま市子ども読書の日ブックリスト「アートっておもしろい」	テーマ展示ブックリスト	児童	60	年1
さいたま市子ども読書の日ブックリスト「おいしいものいっぱい！」	テーマ展示ブックリスト	児童	60	年1
さいたま市子ども読書の日ブックリスト「雪＊ゆき＊ユキ」	テーマ展示ブックリスト	児童	60	年1
さいたま市子ども読書の日ブックリスト「あかちゃんは絵本がだいすき！」	テーマ展示ブックリスト	児童	60	年1
さいたま市子ども読書の日ブックリスト「Book Re:Start」	テーマ展示ブックリスト	児童	60	年1
さいたま市子ども読書の日ブックリスト「おそとへいこう♪」	テーマ展示ブックリスト	児童	60	年1
子ども映画会ブックリスト「集まれ！ねずみの本」	テーマ展示ブックリスト	児童	35	年1
Train Library	鉄道に関する資料案内	一般	各250	年3

● 馬宮図書館

さいたま市立馬宮図書館子ども版図書館要覧	児童向け馬宮図書館の概要	児童	計100	随時
----------------------	--------------	----	------	----

● 春野図書館

子ども向けブックリスト5月号「うま」	子ども向けブックリスト	児童	38	年1
子ども向けブックリスト6月号「天気の本・雨の本」	子ども向けブックリスト	児童	38	年1
子ども向けブックリスト9月号「夜の世界へようこそ」	子ども向けブックリスト	児童	38	年1
子ども向けブックリスト10月号「しよくくのあき」	子ども向けブックリスト	児童	38	年1
子ども向けブックリスト11月号「秋をたのしもう」	子ども向けブックリスト	児童	38	年1
子ども向けブックリスト1月号「2022年はとらどし」	子ども向けブックリスト	児童	38	年1
子ども向けブックリスト2月号「おふろであたたまろう」	子ども向けブックリスト	児童	38	年1
子ども向けブックリスト3月号「はるがきた」	子ども向けブックリスト	児童	38	年1
みぬまくとしょかんこどもばんようらん	児童向け見沼区内図書館の概要	児童	計1,000	不定期
さいたま市立春野図書館調べ方ガイド第13号「健康を調べる」	調べものに役立つ資料案内	一般	40	年1
見沼区図書館ナビ-テーマ別資料リスト-「七里図書館」	調べものに役立つ地域の歴史の紹介	一般	280	年1
見沼区図書館ナビ-テーマ別資料案内-「茶」	調べものに役立つ「茶」についてのブックリスト	一般	280	年1

● 与野図書館

バラのまちだより	バラに関する資料案内	一般	各300	年2
テーマ資料展示のブックリスト	展示テーマに合わせたブックリスト	一般	各30	月1
さいたま市中央区としょかんのひみつ こども要覧	児童向け要覧	児童	300	年1
はじめてのとしょかん 中央区版	児童向け利用案内	児童	300	年1
自由研究のたね(全44種)	自由研究のヒントと本の紹介	児童	2,000	年1
どくしょかんそうぶんにピッタリ！ブックリスト(1・2年生向け)	読書感想文の書き方と本の紹介	児童	70	年1
読書感想文にピッタリ！ブックリスト(3・4年生向け)	読書感想文の書き方と本の紹介	児童	70	年1
自由研究のコツ	自由研究のまとめ方	児童	70	年1
さいたま市誕生20周年記念ブックリスト	さいたま市の歴史や文化についての資料案内	一般	20	年1
与野図書館50周年アニバーサリーバック 全バックブックリスト	20のテーマで計200冊掲載	一般	20	年1

● 岩槻図書館

こども要覧2021	各種利用案内・利用者向け要覧	児童	計300	年2
どくしょかんそう文～かきかたのコツ・本のしょうかい～	児童向け読書感想文の書き方紹介	児童	20	年1
親の学習事業親子科学教室ブックリスト	児童向け読書案内・ブックリスト	児童	10	年1
親の学習事業親子科学教室ブックリスト	一般向け読書案内・ブックリスト	一般	10	年1
小学校4～6年生の教科書にのっている作品を“気軽に”読んでみませんか？	児童向け読書案内・ブックリスト	児童	30	年1
みんなでSDGs	児童向け読書案内・ブックリスト	児童	30	年1
当時を読む	一般向け読書案内・ブックリスト	一般	50	年1
ガーランドブックリスト1	児童向け読書案内・ブックリスト	児童	90	年1
おはなし会チラシ	岩槻区内おはなし会の案内	一般	140	年1
「初めての映画館」おすすめブックリスト	児童向け映画会のブックリスト	児童	40	年1

④主な刊行物

刊 行 物 名	内 容	対 象	部数	発行
～心と身体の健康を目指す～フレイル予防	イベント関連展示用ブックリスト	一般	50	年1
城下町・人形のまち 岩槻を調べる	パスファインダー	一般	各30	年2
医療について調べるには	パスファインダー	一般	30	年1
医療機関を受診する時に	パスファインダー	一般	30	年1
商店街	テーマ展示ブックリスト	一般	20	年1
鹿室南集会所人権問題パネル展 ブックリスト	イベント関連展示用ブックリスト	一般	30	年1

● 岩槻駅東口図書館

あかちゃんおはなし会ブックリスト	乳幼児保護者向けブックリスト	一般	計150	年15
ガーランドブックリスト2	児童向け読書案内・ブックリスト	児童	90	年1
～心と身体の健康を目指す～フレイル予防	イベント関連展示用ブックリスト	一般	50	年1
救急	テーマ展示ブックリスト	一般	20	年1

● 岩槻東部図書館

東京五輪・大阪万博・三波春夫	テーマ展示ブックリスト	一般	20	年1
教養としての	テーマ展示ブックリスト	一般	20	年1

● 桜図書館

桜図書館戦争・平和の児童書リスト	ブックリスト	児童	5	年1
アマビエブックリスト・あまびえぬりえ	ブックリスト	一般	400	年1
桜図書館をしらべてみよう 子ども版図書館要覧	桜図書館子ども向け利用案内	小学生	450	年1
桜図書館所蔵大型絵本リスト	大型絵本のブックリスト	一般	10	年1
土合公民館 夏休み子ども公民館「読書感想文の書き方教室」ブックリスト	紹介本のブックリスト	小学生	20	年1
心と身体の健康を目指すフレイル予防	フレイルお立ち寄り相談会	一般	30	年1
桜図書館 読書ビンゴにチャレンジ!	小学校1～2年生向け読書ビンゴカード	小学生	40	年1
桜図書館 読書ビンゴにチャレンジ!	小学校3～6年生向け読書ビンゴカード	小学生	40	年1

● 桜図書館大久保東分館

大久保東分館をしらべてみよう 子ども版図書館要覧	大久保東分館子ども向け利用案内	小学生	50	年1
--------------------------	-----------------	-----	----	----

● 北図書館

レファレンス便りNO.106～108	次節に即したテーマに関する資料紹介	一般	各20	随時
しらべてみよう北図書館 子ども版図書館要覧	児童向け北図書館の概要	児童	200	年1

● 宮原図書館

2000年に誕生! 宮原図書館と同年の本	宮原図書館が開館した2000年に出版された児童書のリスト	児童	200	年1
映写会プログラム	上映作品及び関連資料の紹介	児童・一般	各100	随時

● 武蔵浦和図書館

子ども版図書館ガイド(令和3年8月改訂版)	南区図書館の児童向け案内	児童	500	年1
オリンピック・パラリンピック	パスファインダー	一般	50	年1
夏を遊ぶ	ブックリスト	一般	20	年1
日本の遺跡を調べる	パスファインダー	一般	40	年1
「埼玉150周年」展示ブックリスト	ブックリスト	一般	50	年1
ゆったりと過ごす	ブックリスト	一般	20	年1
絵本で学ぶSDGs	ブックリスト	児童	50	年1
武蔵浦和図書館クイックガイド	図書館の利用案内	一般	各1,500	隔月
病気について調べる!	パスファインダー	一般	20	年1

● 南浦和図書館

戦争を読み繋げる	ブックリスト	一般	50	年1
怪獣と妖怪の本	ブックリスト	一般	40	年1
南浦和図書館クイックガイド	図書館の利用案内	一般	各1,000	隔月

⑤テーマ資料展示

●中央図書館

【一般書の展示】

「ゆるい」わたしをはじめ／家で楽しむ／さいたま市を読む／緑にかこまれて／レトロに思いを馳せて／謎に挑む／庭／日本の美／「時間」を読む／「かんしょう」する／追悼立花隆／短い言葉に想いを込めて／生きものの不思議／島／SDGsと地球の未来(1)／オリ・パラを読む／動物を知ろう／戦争と平和を考える／お城／怖い話／日常を彩る「手づくり」／食でめぐる世界／SDGsと地球の未来(2)／健康づくり はじめの一步／自転車の本／ココロほどこけるこの一杯／もしも…／小さい世界を見つめてみると／さがしもの／SDGsと地球の未来(3)／紙幣のデザイン／ピーター・フランクを読む／埼玉県150周年／驚き！の建築・風景／仕事あれこれ／とら／SDGsと地球の未来(4)／いろんな家族のカタチ／笑う門には福来る／記録／大河ドラマをたどる／心も体もぼっかばか あたたまろう／ウィンタースポーツ／追悼 石原慎太郎／はこぶ／映画の原作／思わず手にとりたくなるタイトルの本／忘れない 3.11 東日本大震災／追悼 西村京太郎／食の安全を学ぼう／さいたま市食の安全フォーラム関連展示／色を読む／てのひら写真館

【児童書の展示】

はなとみどりがいっぱい／ぼうけん／海の生き物大集合(SDGs海の豊かさを守ろう)／おうちであそぼ／自由研究／読書感想文向けの本／月／芸術の秋／おいしい秋／森／冬・雪・氷／干支の動物たち／オニ／追悼 松岡享子さん／ねこ！ねこ！ねこ！／いろんな国の言葉で絵本を楽しもう／ともだち／ブラチスラバ2021／「本は王さま」の20年

●北浦和図書館

【一般書の展示】

5月1日が、さいたま市民の日になりました！／6月16日は和菓子の日／追悼 立花隆さん／オリンピックとパラリンピックの本を紹介！／山を読む／読んで知る防災／秋たけなわ／埼玉県150周年／ピーター・フランクを読む／追悼 瀬戸内寂聴さん／落語のすすめ／本の中の旅・紀行／寒い日の過ごし方／こんなプロの技あります／新しいことはじめませんか

【児童書の展示】

子どもの日／本は王さま2021／おかあさんのおはなし／虫歯予防／夏／梅雨／父の日／七夕／自由研究／読書感想文の書き方／十五夜／秋／ハロウィン／クリスマス／冬／干支／お正月／節分／ひなまつり／春／しってる？／おいしいもこさん／春からいちねんせい

●東浦和図書館

【一般書の展示】

おうちでエンタメ／さいたま市誕生20周年～さいたま市二十歳／エッセイを読む／「本格」を味わう／生き物の不思議／オリンピック・パラリンピック／防犯・防災／映画も原作も楽しもう！／今からはじめる大人の勉強／作曲家と音楽／文化財保護課出土展示／埼玉ゆかりの人／〇〇の歴史／拉致問題について考える／西洋哲学を知ろう／受賞作をよむ／図書館友の会おすすめの本／VS感染症／薬膳／甘いひと時／入門書から始めよう／追悼・瀬戸内寂聴／追悼・西村京太郎

【児童書の展示】

平和の意味を考えてみよう①／はじめて・はじまりの本／本がすき 図書館がすき／本は王さま2021／大きなあれ！／さいたま市民の日テーマ展示／鳥にまつわるおはなし／0.1.2歳のおはなし会(5/18)の本／昆虫について／時間・時計について／追悼展示 エリック・カールの本／おとうさんだいすき！／0.1.2歳のおはなし会(6/15)

の本／雨・水／海について／せかいのことばとくらし／0.1.2歳のおはなし会(7/20)の本／東京オリンピック&パラリンピック／追悼展示 那須正幹の本／怪談について／平和の意味を考えてみよう②／追悼展示 神宮輝夫の本／詩・短歌・俳句の本／宇宙について／秋分の日・秋／おじいちゃん・おばあちゃん／0.1.2歳のおはなし会(9/21)の本／郵便について／飛行機について／ボランティア向け読み聞かせブックリストの本／0.1.2歳のおはなし会(10/19)の本／秋を見つけよう／ペットについて／ともだちのおはなし／0.1.2歳のおはなし会(11/16)の本／おしごと／雪・氷について／冬におすすめの本／いちごについて／寅とネコ科の本／全国学校給食週間について／0.1.2歳のおはなし会(1/18)の本／春を感じる本／冬の本／ことばあそびをたのしもう！／甘いもの本／追悼展示 松岡享子の本／ねこのでくるものがたり／海外名作絵本／たのしいな！保育園・幼稚園・小学校／0.1.2歳のおはなし会(3/15)の本／出会いと別れの本／春の本

●美園図書館

【一般書の展示】

埼玉スタジアム2002とその周辺／藍 —Japan Blue—／映画も原作も楽しもう！／東京オリンピック・パラリンピック／おうち時間を楽しむ／古典芸能／10月のおいしい記念日／散歩で楽しく体力づくり／今から始める整理整頓／SDGsを知ろう／躍動する冬 ～北京冬季オリンピック～／さくらの季節です／新年度がはじまります

【児童書の展示】

本は王さま2021／自由研究／秋／つくってみよう！あそんでみよう！／わくわくドキドキ ジーン こころにひびく物語／みんなのすすめ！ブックガーランド でおすすめた本／冬／おじいちゃん・おばあちゃん／魔法／クリスマス／春／たのしい冬／だいすき！ぬいぐるみ／夏／春の本・はじまりの本

●大宮図書館

【一般書の展示】

はんなり 京都／アートマナー／空の下で 何します？／「鉄道落語」イベント関連図書／おひとりさま。／五月八日大西民子生誕の日 大宮ゆかりの歌人／ビジネス支援機関紹介展示 創業ベンチャー支援センター埼玉／学び直す／俳句ポスト1周年記念展示／東京オリンピック1964／表現するってステキ!!／山形県上山市 交流交換展示／いま、そこにある格差／BSGS／戦争文学／ビジネス支援機関紹介展示 さいたま市産業創造財団／「わたし」と「れきし」展／文系・理系ボーダーレス／健康で働きたい／ミステリーVS歴史／高次脳機能障害／江戸の科学者たち／介護保険講座／世界アルツハイマーデー／大宮公園と文学／ティータイム／ビジネススキルを身につける。／空を見上げて／多言語イベント関連展示／埼玉県150周年／クラシック音楽特集／大宮の民俗／人を動かす／開運Book!／身近な消費者被害／石川啄木と岩手／貨幣と勲章／ヒーロー&ヒロイン／ビジネス支援機関紹介展示 日本政策金融公庫／科学道100冊／読破！／データサイエンス／自殺対策～ひとりで悩まず相談してください～／BUDDY -相棒-／フレイル予防対策／春をヨム

【児童書の展示】

おはなまにかい／さいたま市ってどんなところ？／いろんな生き物／知っていますか？お金のこと／なつぽん／こどものための100冊／くだもの いっぱい／あきは はらぺこ！／さいたま／メリークリスマス／オリオンをみつめて／おはなし会で読んだ絵本／ねこ、あつめました／わたしはわたし ぼくはぼく

【ヤングアダルト本の展示】

悩む／映画化された本／つながる／青春ミステリー／海

⑤テーマ資料展示

辺のものがたり／GAME／あえて、書く／JAZZの世界／
Laugh a lot!／理想の本棚／大学生生活をヨム／読む活／C
hallenge

●大宮西部図書館

【一般書の展示】

知識に出会う 趣味に出会う／歴代の本屋大賞作品／さい
たま市誕生20周年ー過去・現在・未来ー／鳥／市民大
学文学 I・IIコース関連展示／天気／あお・みどり／太陽
／その悩みに、この1冊／スポーツに親しむ／夏真っ盛り
／おとなも自由研究／防災／ものづくり／食欲の秋〜レシ
ピを参考にクッキングしてみませんか？〜／見てわかる見
て楽しむ／古典／埼玉 再発見／鉄道講座関連展示 埼玉
の偉人渋沢栄一／鉄道講座関連展示 埼玉の鉄道／と
にかく厚い本／年末年始あれこれ／笑う門には福来る／
鎌倉を知る／春間近ー季節を楽しむー／資料で見る映画
／花／防ぐ／挑戦！

【児童書の展示】

がいこくごでほんをたのしもう／本は王さま2021／家読(う
ちどく)／おしごといろいろどんなこと？／本の船に乗って
読書の海へこぎだそう！／せんそうとへいわ／つくる／お
つきみ／じめんのした つちのなか／かぼちゃ／さいたま
市子ども読書の日創設記念キャンペーン みんなのおす
すめ！ブックガーランド／アートっておもしろい／おいしい
ものいっぱい！／冬の読書キャンペーン たのしいクリスマ
ス／雪＊ゆき＊ユキ／あかちゃんはえほんがだいすき！
／追悼 松岡享子さん／Book Re:Start(ブック リ:スタート)
／あれから11年 3. 11／おそとへいこう♪

●桜木図書館

【一般書の展示】

本屋大賞／さいたま市誕生20周年ー過去・現在・未来ー
／緑を楽しむ／和菓子／富士山／まつり／秋の気配／芸
術の秋／手紙／手しごと／今年、始める／節分／散歩

【児童書の展示】

あそび／はな／本は王さま発行記念展示／おかあさん・
おとうさん／あめ／むし／夏のふしぎ／読書感想文／うみ
／つき／きのみ／ぼうけん／ハロウィン／しごと／ねこ／冬
の読書キャンペーン たのしいクリスマス／プレゼント／こ
おり／トラ／あま〜いおかし／ほし／はる／のはら

●馬宮図書館

【一般書の展示】

くらべて発見！！／さいたま市誕生20周年ー過去・現在・
未来ー／こちよいうちづくり／食を楽しもう／みんなの
未来への一步／歯から健康になろう／時間を大切にー時
短ラク！／日本再発見！／手づくり／ルールを知って応
援しよう／会えない人にお手紙を／他人(ひと)の本棚／
心と身体を整える／実は読んだことない／大賞受賞作品
特集／馬宮の新書／年末年始のお助け特集／昭和を巡
る／手作り／美しいもの

【児童書の展示】

本は王さま発行記念展示／おうち遊び／自由研究／どう
ぶつ絵本／むかしばなし特集／親から子へ語り継がれる
この一冊／冬の読書キャンペーン楽しいクリスマス／えと
の本／スイーツ特集

●三橋分館

【児童書の展示】

おしごと／どうぶつ／あおい本／そら／たてもの／かわとう
み／美味しいもの／秋の夜長のミステリー／冬の読書キャ
ンペーン たのしいクリスマス／書庫の本／はじめて／ね
こ

●春野図書館

【一般書の展示】

体の調子を整えよう／さいたま市誕生20周年／歯と健康
(歯と口の健康習慣6月4日〜10日)／東京オリンピック・
パラリンピック／戦争〜あの時代を忘れない〜／紫苑咲く
長月には…／十三夜／埼玉を知ろう！／追悼 瀬戸内寂
聴／映画の世界／縁起物／手紙／追悼 石原慎太郎氏
／春 ら・ら・ら／追悼 西村京太郎

【児童書の展示】

としょ丸しんぶん65号掲載本／本は王さま2021号掲載本
／はるのほん(ひなまつり・入園・入学・子どもの日・母の日)
／はるのほん／なつのほん(虫歯予防、父の日、七夕)／馬
の本／あきのほん(防災、お月見、敬老の日、ハロウィン、七
五三)／雨の本、天気の本／自由研究・読書感想文・平和
図書・子ども100選／としょ丸しんぶん66号掲載本／月・
星・宇宙の本／ふゆのほん(年末年始、節分)／しょよくの
秋／もうすぐふゆ／クリスマスのほん／クリスマス・お正月
の本／はるのほん(ひなまつり・入園・入学・子どもの日・母
の日)／とら(干支)とねこの本／としょ丸しんぶん67号掲
載本／国産材をもっと使って日本の森林を守ろう／ふゆ・
ゆきの本／おふろであたたまろう／追悼展示 松岡享子さ
んの本／なつのほん(虫歯予防、父の日、七夕)／はるがき
た

●大宮東図書館

【一般書の展示】

さいたま市誕生20周年／東京オリンピック・パラリンピック

【児童書の展示】

本は王さま2021号掲載本／自由研究・読書感想文・平和
図書・子ども100選

●七里図書館

【一般書の展示】

新しいこと、はじめてみませんか／さいたま市誕生20周年
／守ろう！大事な命／東京オリンピック・パラリンピック／水
-Water-／備える／食欲の秋／知ってる？！埼玉／年末
年始は、これでバッチリ！／雪を味わう／猫／歩こう！走
ろう！／新しいなにかをはじめよう！

【児童書の展示】

本は王さま2021号掲載本／自由研究・読書感想文・平和
図書・子ども100選

●片柳図書館

【一般書の展示】

さいたま市誕生20周年／東京オリンピック・パラリンピック

【児童書の展示】

本は王さま2021号掲載本／自由研究・読書感想文・平和
図書・子ども100選

●与野図書館

【一般書の展示】

文庫に恋してる／さいたま市誕生20周年記念〜ありがと
う20周年 ともに未来へ〜／伝説の世界／遊びをせんとや
生れけむ／パラリンピックの「パラ」ってなあに／オリンピッ
ク・パラリンピック／ライフハック！〜生活術のススメ〜／残
暑を乗り切る／トレイン・トレイン♪／ナゾトキ／埼玉県150
周年／ハレルヤ！〜歌う人々〜／はじめよう〜実りある年
になりますように〜／お知恵を拝借／旅立ちの春〜新たな
人生への第一歩〜／ロシアとウクライナ

【児童書の展示】

おいそうなものいっぱい！／本は王さま／雨の日をたの
しもう／自由研究のたね／むしの本／まほう／あたたまろう
／クリスマス／とら(干支)／うたおう！おどろう！／好き！
／モフモフだいしゅうごう！／はるが来た！

⑤テーマ資料展示

●与野南図書館

【一般書の展示】

文庫集めました／さいたま市誕生20周年記念～ありがとう20周年 ともに未来へ～／せっかち？のんびり？／外は雨、だけど、家でも楽しい／銀／オリンピック・パラリンピック／光の方へ／夕焼け／目を大切に／雑学を学ぶ／岩倉使節団 ～出航から150年～／ぜんぶトイレ／甘いもの／休んでスッキリ

【児童書の展示】

おいしそうなものいっぱい！／本は王さま／雨の日をたのしもう／自由研究のたね／むしの本／まほう／あたたまろう／クリスマス／とら(干支)／うたおう！おどろう！／好き！／モフモフだいしゅうごう！／はるが来た！

●与野西分館

【一般書の展示】

文庫集めました／さいたま市誕生20周年記念～ありがとう20周年 ともに未来へ～／なつかし／「父」の願い「子」の思い／ひんやり／オリンピック・パラリンピック

【児童書の展示】

おいしそうなものいっぱい！／本は王さま／雨の日をたのしもう／自由研究のたね

●岩槻図書館

【一般書の展示】

本を読んでお仕事体験／人形「さいたま市民の日」にちなんで／今日から始める初めてのこと／追悼 立花隆／スポーツを身近に／大人も自由研究／図書館友の会岩槻支部会員によるおすすめ本／眼に見えない世界を探る／商店街／人形・おもちゃ・おもちゃ絵／ぽかぽか／シンプルに暮らす／世界を食べたい／春 春 春

【児童書の展示】

市政20周年 本は王さま展示／おかあさんだいすき！／おとうさんだいすき！／オリンピック・パラリンピック／自由研究に関する本／すずしくなる本！／おいしいものいっぱい！／教科書にのっている作品を”気軽に”読んでみませんか？／みんなのSDGs／ハロウィン／みんなの好きな本あつめてみました～Part1～／ぼくたちぶんぼうぐ／クリスマスがやってくる♪／知っていますか？おすすめシール。／ねこ科だいしゅうごう！／すやすや…ねむくなる本／10年前のほん～2012年にタイムスリップ～／17年前のほん～2005年にタイムスリップ～／佐々木一澄さんの著作／あま～いおはなし

●岩槻駅東口図書館

【一般書の展示】

恋愛について／城「さいたま市民の日」にちなんで／「フレイル」って何だろう？～健やかに歳を重ねるために～／暮らしを彩る色いろ／本でめぐる世界／戦争の記憶／救急／名前をめぐるはなし／埼玉県と鉄道(埼玉県150周年記念展示)／セルフメンテナンス／時を重ねても残したいもの／お酒いろいろ／手作りで楽しむ和の行事

【児童書の展示】

市政20周年 本は王さま展示／天気の本／オリンピック・パラリンピック／自由研究に関する本／平和図書／食欲の秋／みんなの好きな本あつめてみました～Part2～／犬の本／クリスマスがやってくる♪／冬の本／猫の本／春になったら

●岩槻東部図書館

【一般書の展示】

本を読んでお仕事体験／20年間に読まれた本の展示(「さいたま市民の日」にちなんで)／草木の愉しみ／東京五輪・大阪万博・三波春夫／時間／たのしみ、よろこび、

いつくしむ／自然とふれあう／よる／追悼2021／教養としての／書くこと大好き／あなたは何歳？

【児童書の展示】

市政20周年 本は王さま展示／「あめ」の本(SDGS気候変動)／オリンピック・パラリンピック／自由研究に関する本／「おまつり」の本／「防災」の本／からだをうごかさう／食に関する本(SDGS貧困、飢饉)／クリスマスがやってくる♪／あたたか～い本／「SDGs」の本／さくら

●桜図書館

？(ハテナ)／さくら写真館(さいたま市民の日記念展示)／えほんとなえほんの本／オリンピック・パラリンピックの出場国を知ろう(アジア編)／オリンピック・パラリンピックの出場国を知ろう(オセアニア～アフリカ編)／こんなところにさいたま市／あえて「つくる」／11月の本／「整」／図書館で星座を探そう／おうちで楽しむ♪／新生活オススメ図書特集／文学忌 4月／文学忌 5月／文学忌 6月／文学忌 7月／文学忌 8月／作家の〇〇／追悼2021／追悼 石原慎太郎

【児童書の展示】

おともだち／本は王さま2021／かえるとなかまたちのほん／スポーツ／戦争の本／おつきさま／さいたま市ゆかりの本／みんなのおすすめ！ブックガーランドであつまった本／みず と いれ／年末年始ととら年／おとなのかみしばい／チョコレートのはん／ひなまつりと女の子が主役の本／はるがきた／追悼展示 エリック＝カールさんの本／自由研究・読書感想文／追悼展示 那須正幹さんの本／やさしくよめるLLブック／クリスマス／とうめい、きらきら、ほーねほね／追悼展示 松岡享子さんの本／ブルーナおじさんの国の本／石井桃子生誕115年記念展示／SDGsってなんだろう？ SDGs全体、目標1、2／SDGsってなんだろう？ 目標3、4、5／SDGsってなんだろう？ 目標6、7、8／SDGsってなんだろう？ 目標9、10、11／SDGsってなんだろう？ 目標12、13、14／SDGsってなんだろう？ 目標15、16、17

●大久保東分館

【一般書の展示】

さいたま市民の日記念展示「20年前とさいたま市」／縄文へタイムトラベル！／東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連展示(種目)「オリンピック・パラリンピックの種目を知ろう!」／知りたい!縄文／応援! 新一年生

【児童書の展示】

「本は王さま2021」／「さいたま市ゆかりの本」／戦争・平和の児童書

●北図書館

【一般書の展示】

はじめませんか／脚本家 橋田寿賀子氏を偲んで／さいたま市民の日記念展示／愛鳥週間／絶景／ジャーナリスト・作家 立花隆氏を偲んで／オリンピック・パラリンピック／涼をもとめて／高橋三千綱氏を偲んで／ザ・ローリング・ストーンズのドラマー チャーリー・ワッツ氏を偲んで／空を見上げる／猫本／山本文緒さんを偲んで／文化財を見よう／作家 樋口有介氏を偲んで／埼玉県150周年／作家僧侶 瀬戸内寂聴氏を偲んで／新年を迎える／歌舞伎俳優 中村吉右衛門氏を偲んで／作家 新井満氏を偲んで／干支の動物大集合／歴史作家 星亮一氏を偲んで／温かい食べ物／作家 元東京都知事 石原慎太郎氏を偲んで／作家 西村賢太氏を偲んで／いい湯だな／作家 西村京太郎氏を偲んで／今気になるロシアとウクライナ／映画評論家 佐藤忠男氏を偲んで

【児童書の展示】

はるがきた／トーベ・ヤンソンの本／子ども読書の日 本は

⑤テーマ資料展示

王さま／おススメの本／絵本作家エリック・カール氏を偲んで／あめ・雨・アメ／おばけだぞ／ナツドク／児童文学作家 那須正幹氏を偲んで／どうぶつだいすき／秋を楽しもう／夜空を見上げて／クリスマスの本／むかしむかし／ゆきの木／児童文学者 松岡享子氏を偲んで／しぜんをしよう

●宮原図書館

【一般書の展示】

宮原図書館休館中に入った新着本特集／さいたま市民の日記念展示「さいたま市再発見！」／水いろいろ／オリンピック・パラリンピック開催記念展示「スポーツを読む！」／まもる／本と料理／海の生き物／いろ いろいろ／ちよっと一息／猫〜コタツで丸くなってる場合じゃねえ！／桃・梅・桜

【児童書の展示】

子ども読書の日記念出版「本は王さま2021」特別展示「図書館員がおススメする子どもの本」／エリック・カール 追悼展示／自由研究・読書感想文／あきをたのしもう／クリスマス／冬の読書キャンペーン記念展示 読んでみよう！みんなのおすすめ本

●武蔵浦和図書館

【一般書の展示】

緑の季節／さいたま市誕生20周年&さいたま市民の日制定記念展示／ほっと一息…。飲み物特集！／それを見上げる／育てる／情報／海原をゆく／和菓子／墨の世界／夏にむけて／氷に触れる／オリンピック・パラリンピック／夏を遊ぶ／文明の利器に乗る埼玉学生5インチ鉄道模型乗車体験 in 武蔵浦和／遺跡を読む／自分史上最高の秋！／一歩、二歩、さんぽ。／植物と暮らす／鉄道／読書を暮らしに／埼玉150周年／あったかがいいね！／響き渡る／ゆったりと過ごす／あとひとつ もうひとつ／変えてみる／いのちを考える／本で世界を旅する／氷上を舞う北京五輪／さいたまの縁（ゆかり）／人のかたどる／復活／春の移ろい

【児童書の展示】

子ども読書の日記念テーマ展示 ことしも『本は王さま』ができました！／とりの本／みずの本／自由研究・読書感想文／児童文庫／あかちゃん絵本／世界で読まれる、この絵本／〇〇の秋／たべちゃう／クリスマスの本／絵本で学ぶSDGs／ねこ／くだもの／たのしいな！ ほいくえん ようちえん しょうがつこう

●南浦和図書館

【一般書の展示】

さいたま市誕生20周年&さいたま市民の日制定記念展示／とぶ／足元を見ると／翻訳小説読みくらべ／道具いろいろ／いろいろ／オリンピック 東京・夏・スポーツ／戦争を読み繋げる／障害者スポーツと障害者を取り巻く社会環境／日々を楽しく／埼玉県150周年事業企画展示／お仕事とは／動いて温まろう／怪獣と妖怪の本／スタート／冬季五輪のお伴に／災害について考える／新生活、応援します！

【児童書の展示】

子ども読書の日記念テーマ展示 ことしも『本は王さま』ができました！／とりの本／みずの本／自由研究・読書感想文／児童文庫／あかちゃん絵本／世界で読まれる、この絵本／〇〇の秋／たべちゃう／クリスマスの本／絵本で学ぶSDGs／ねこ／くだもの／たのしいな！ ほいくえん ようちえん しょうがつこう

⑥ボランティア団体一覧

団 体 名	内 容	会員数(人)	発足年
● 中央図書館			
図書館友の会中央支部	排架・修理等ボランティア	64	平成20年
さいたま市よい本を読む運動推進員会	おはなしボランティア	37	昭和42年
おはなしチュウチュウ	おはなしボランティア	14	平成20年
浦和子どもの本連絡会	読み聞かせボランティア	72	昭和57年
おはなしの輪	読み聞かせボランティア	25	平成21年
音訳グループ木曜会	音訳ボランティア	60	昭和50年
点訳グループこでまり	点訳ボランティア	14	平成20年
点訳絵本グループかたつむり	点訳絵本作成ボランティア	15	平成20年
点訳絵本グループてんてん絵本の会	点訳絵本作成ボランティア	14	平成22年
● 北浦和図書館			
図書館友の会北浦和支部	排架・修理等ボランティア	44	平成5年
ぽっぽの木	読み聞かせボランティア	12	令和元年
● 東浦和図書館			
図書館友の会東浦和支部	排架・修理等ボランティア	23	平成9年
おはなしグループどんぐり	読み聞かせボランティア	23	平成10年
布絵本作成グループさくら草	布絵本製作ボランティア	3	平成13年
緑区子ども文化推進連絡会	子どもの読書の推進	5グループ	平成15年
● 美園図書館			
保育ボランティアひまわり	読み聞かせとわらべうた	10	平成14年
● 大宮図書館			
大宮おはなし箱	おはなしボランティア	15	昭和57年
● 春野図書館			
りんごの木	本の読み聞かせ	14	平成7年
手づくり絵本の会	手づくり絵本の製作等	4	平成16年
● 大宮東図書館			
二水会	本の読み聞かせ	21	平成22年
● 与野図書館			
おはなしの家	おはなしボランティア	10	平成10年
ゆめのはこ	紙芝居ボランティア	7	平成16年
とまと	絵本読み聞かせボランティア	13	平成21年
ペチカ	絵本読み聞かせボランティア	9	平成22年
与野16ミリサークル	映画上映	7	平成元年
ひびき	朗読ボランティア	29	昭和55年
● 与野南図書館			
えほんの会	読み聞かせボランティア	9	昭和55年
● 岩槻図書館			
図書館友の会岩槻支部	排架・書架整理ボランティア	12	平成21年
おはなしかご	おはなしボランティア	7	昭和61年
けやきの会	朗読ボランティア	15	昭和54年
● 桜図書館			
図書館友の会桜支部	排架・修理等ボランティア	29	平成17年
おはなしの会「さくらんぼ」	おはなしボランティア	13	平成17年
さくらの会	文学作品の朗読	14	平成21年
● 桜図書館大久保東分館			
おはなしの会「えくぼ」	おはなしボランティア	15	平成16年
● 宮原図書館			
ものいうなべ	本の読み聞かせ	14	平成12年
● 武蔵浦和図書館			
南区図書館おはなしボランティア「おはなしひまわり」	おはなしボランティア	23	平成25年
● 南浦和図書館			
図書館友の会南支部	排架・修理等ボランティア	24	平成5年
おはなしボランティア	おやこおはなし会の開催	15	平成5年
多文化子育ての会Coconico	多言語による読み聞かせ	23	平成21年
合 計		777 人以上	39 団体

①統計指標 ②利用統計（登録者数）

統計指標

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	29年度
さいたま市の面積	217.43km ²	217.43km ²	217.43km ²	217.43km ²	217.43km ²
さいたま市の人口	1,334,975人	1,327,691人	1,318,363人	1,306,079人	1,294,343人
市民一人当たりの貸出数	7.3点	5.7点	7.0点	7.4点	7.3点
市民一人当たりの資料数	2.8点	2.8点	2.8点	2.8点	2.8点
市民一人当たりの資料費*	143.3円	148.5円	145.1円	176.3円	176.9円
資料回転率	2.6回	2.1回	2.5回	2.6回	2.6回
登録率	14.0%	12.4%	16.4%	16.5%	16.8%

* 令和元年度以降、指定管理者制度に移行した大宮図書館分の資料費は含まれない

登録者数

●実登録者数（登録者中、年度内に1回以上利用した人）

さいたま市全体	令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	29年度
児童	18,455	15,179	24,401	24,954	25,760
一般	168,745	148,987	192,387	190,734	191,418
計	187,200	164,166	216,788	215,688	217,178

●新規登録者数（年度中に初めて登録した人）

さいたま市全体	令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	29年度
児童	5,249	3,410	6,798	6,466	6,029
一般	21,466	16,583	26,421	22,959	22,627
計	26,715	19,993	33,219	29,425	28,656

②利用統計（個人貸出数）

個人貸出数

図 書 館 名	令和3年度										
	図書資料										図書資料 計
	一般書		児童書		参考資料		地域資料		外国語資料		
	一般書	文庫	児童書	紙芝居	一般書	児童書	一般書	児童書	一般書	児童書	
中 央 図 書 館	506,231	188,268	384,950	5,259	144	8	4,079	294	1,300	3,692	1,094,225
北 浦 和 図 書 館	237,068	96,907	271,981	3,067	27	0	1,646	167	531	1,151	612,545
東 浦 和 図 書 館	258,259	90,264	345,821	6,157	119	5	1,741	252	454	1,536	704,608
美 園 図 書 館	85,172	28,240	214,589	2,623	64	0	508	151	67	737	332,151
大 宮 図 書 館	349,370	98,078	352,984	4,867	54	18	2,817	204	530	2,856	811,778
大宮西部図書館	135,408	33,190	125,121	2,151	8	2	1,314	74	157	563	297,988
移 動 図 書 館	11,731	5,004	17,852	141	0	1	21	3	4	596	35,353
配 本 所	835		2,107								2,942
桜 木 図 書 館	74,130	26,538	48,471	666	6	1	586	15	107	344	150,864
馬 宮 図 書 館	95,307	30,313	86,124	2,389	2	2	767	45	90	237	215,276
三 橋 分 館	43,424	15,848	52,149	953	5	1	305	17	73	91	112,866
春 野 図 書 館	103,724	34,122	113,031	1,957	9	1	1,267	78	102	949	255,240
大 宮 東 図 書 館	115,714	39,026	104,882	1,752	10	13	1,267	34	94	118	262,910
七 里 図 書 館	47,545	16,673	36,222	607	2	1	461	1	40	177	101,729
片 柳 図 書 館	45,502	17,832	55,347	1,280	2	0	608	5	33	86	120,695
与 野 図 書 館	174,268	64,921	185,603	2,895	12	2	1,146	30	365	883	430,125
与 野 南 図 書 館	78,152	22,050	126,108	1,272	10	0	437	47	87	597	228,760
西 分 館	9,965	4,436	10,462	233	5	0	80	1	8	46	25,236
岩 槻 図 書 館	42,442	15,328	28,077	587	3	6	805	3	106	113	87,470
岩槻駅東口図書館	58,492	25,710	37,741	1,198	27	1	450	10	34	117	123,780
岩槻東部図書館	83,299	32,232	52,354	1,555	3	0	520	9	63	383	170,418
桜 図 書 館	134,901	70,886	163,875	2,478	7	12	1,554	79	308	467	374,567
大 久 保 東 分 館	27,991	13,194	39,417	1,098	0	0	133	16	19	266	82,134
北 図 書 館	354,874	117,259	349,449	5,361	11	0	2,893	348	660	2,657	833,512
宮 原 図 書 館	69,612	13,881	69,558	908	3	0	1,217	21	66	281	155,547
武蔵浦和図書館	256,904	110,070	317,477	4,537	13	4	2,063	213	632	1,551	693,464
南 浦 和 図 書 館	186,503	67,630	248,005	3,031	15	2	917	216	377	1,148	507,844
合 計	3,586,823	1,277,900	3,839,757	59,022	561	80	29,602	2,333	6,307	21,642	8,824,027
電 子 書 籍											
合 計 (電子書籍を含む)	3,586,823	1,277,900	3,839,757	59,022	561	80	29,602	2,333	6,307	21,642	8,824,027

●視聴覚ライブラリーの貸出数はここに含まない

●西分館は令和3年8月2日から令和4年3月31日まで中規模修繕のため休館

※統計推移は67ページを参照

②利用統計（個人貸出数）

令和3年度							令和3年度 貸出合計	令和2年度 貸出合計	図 書 館 名
電子書籍	雑誌	視聴覚資料				視聴覚資料 計			
		カセットテープ*	CD	ビデオ	DVD				
	46,429	8	60,609	191	2,504	63,312	1,203,966	977,981	中 央 図 書 館
	20,748	1	23,722	471	1,263	25,457	658,750	518,213	北 浦 和 図 書 館
	31,959	4	36,749	437	821	38,011	774,578	593,499	東 浦 和 図 書 館
	10,705	0	9,829	14	349	10,192	353,048	269,725	美 園 図 書 館
	44,025	3	35,089	64	7,466	42,622	898,425	690,954	大 宮 図 書 館
	18,515	0	13,539	36	795	14,370	330,873	91,061	大宮西部図書館
	80	0	140	0	33	173	35,606	27,584	移 動 図 書 館
							2,942	2,320	配 本 所
	9,332	1	7,356	13	1,099	8,469	168,665	140,648	桜 木 図 書 館
	14,577	0	10,758	53	485	11,296	241,149	191,935	馬 宮 図 書 館
	4,955	0	4,404	136	1,120	5,660	123,481	123,919	三 橋 分 館
	10,406	0	14,826	87	978	15,891	281,537	232,441	春 野 図 書 館
	12,958	0	11,993	58	1,299	13,350	289,218	241,876	大宮東図書館
	7,363	0	7,900	25	165	8,090	117,182	21,430	七 里 図 書 館
	10,094	0	6,734	17	3,806	10,557	141,346	150,705	片 柳 図 書 館
	18,214	1	25,007	120	2,683	27,811	476,150	358,453	与 野 図 書 館
	7,074	1	6,001	40	624	6,666	242,500	188,045	与 野 南 図 書 館
	1,107	0	1,083	6	155	1,244	27,587	66,066	西 分 館
	4,520	0	7,441	10	601	8,052	100,042	78,113	岩 槻 図 書 館
	6,059	1	3,092	12	985	4,090	133,929	109,815	岩槻駅東口図書館
	9,316	1	11,780	39	784	12,604	192,338	151,772	岩槻東部図書館
	20,612	0	31,229	170	10,424	41,823	437,002	345,502	桜 図 書 館
	3,874	0	2,259	12	273	2,544	88,552	56,296	大久保東分館
	32,451	1	36,468	101	13,589	50,159	916,122	821,768	北 図 書 館
	10,807	0	15,562	11	747	16,320	182,674	28,085	宮 原 図 書 館
	27,919	0	24,176	142	2,083	26,401	747,784	612,343	武蔵浦和図書館
	21,087	0	25,273	183	3,789	29,245	558,176	436,151	南 浦 和 図 書 館
	405,186	22	433,019	2,448	58,920	494,409	9,723,622	7,526,700	合 計
48,061							48,061	68,976	電 子 書 籍
48,061	405,186	22	433,019	2,448	58,920	494,409	9,771,683	7,595,676	合 計 (電子書籍を含む)

②利用統計（団体貸出数、開館日数）

団体貸出数

図 書 館 名	団体貸出				
	令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	29年度
中 央 図 書 館	4,135	3,127	4,018	4,436	3,751
北 浦 和 図 書 館	30,340	25,673	37,925	36,651	38,063
東 浦 和 図 書 館	2,028	1,492	2,118	1,714	933
美 園 図 書 館	1,365	986	1,673	1,363	927
大 宮 図 書 館	2,592	2,539	2,819	2,081	1,678
大宮西部図書館	1,344	953	11,313	6,205	20,399
桜 木 図 書 館	952	411	559	381	679
馬 宮 図 書 館	615	735	664	510	1,102
三 橋 分 館	128	49	172	121	49
春 野 図 書 館	3,252	2,941	3,158	4,201	2,707
大 宮 東 図 書 館	1,543	1,483	2,202	1,069	1,930
七 里 図 書 館	449	44	495	227	67
片 柳 図 書 館	1,774	968	1,436	2,183	1,573
与 野 図 書 館	1,218	928	2,112	2,124	2,637
与 野 南 図 書 館	351	177	951	440	562
西 分 館	118	207	448	566	444
岩 槻 図 書 館	296	646	1,094	1,214	276
岩槻駅東口図書館	122	187	33	503	1,216
岩槻東部図書館	570	490	787	818	819
桜 図 書 館	2,513	1,940	3,833	3,377	4,405
大 久 保 東 分 館	949	300	692	874	573
北 図 書 館	4,434	3,610	2,733	2,125	1,805
宮 原 図 書 館	617	24	497	852	1,296
武蔵浦和図書館	3,253	1,378	3,135	3,965	3,823
南 浦 和 図 書 館	2,399	1,443	3,444	2,355	3,087
合 計	67,357	52,731	88,311	80,355	94,801

開館日数

開館日数				
令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	29年度
332	270	302	330	331
304	246	278	303	279 (うち臨時190)
304	246	278	303	277 (うち臨時225)
305	246	279	304	304
360	294	320 (うち臨時26)	300 (うち臨時24)	301
302	132 (うち臨時107)	276	301	301
304	229	279	304	304
305	247	279	304	305
305	247	279	304	285 (うち臨時180)
304	246	278	303	303
305	247	279	294 (うち臨時150)	305
305	56	279	304	305
305	247	279	304	305
304	246	270	303	303
305	247	276	288 (うち臨時155)	305
107	247	282	305	306
304	227	282	303	65
305	246	95	304	304
305	247	279	304	305
304	246	278	303	303
306	247	280	305	306
304	246	282	303	303
298	52	279	304	305
304	246	278	303	303
304	246	278	296 (うち臨時92)	303

- 視聴覚ライブラリーの貸出数はここに含まない
- 西分館は令和3年8月2日から令和4年3月31日まで中規模修繕のため休館

②利用統計（利用人数）

利用人数

図 書 館 名	来館者数					貸出利用人数				
	令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	29年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	29年度
中 央 図 書 館	823,152	580,093	1,179,494	1,329,079	1,380,617	368,930	294,063	404,765	455,646	491,104
北 浦 和 図 書 館	292,706	218,734	304,838	321,715	138,976	176,579	135,922	164,406	171,689	94,164
東 浦 和 図 書 館	375,399	252,279	390,714	423,059	97,655	164,408	126,433	154,306	167,351	56,414
美 園 図 書 館	139,400	95,742	160,520	174,388	181,715	70,810	53,193	70,207	77,344	83,720
大 宮 図 書 館	677,486	477,185	927,287	314,836	341,777	260,573	197,074	212,643	92,396	97,858
大宮西部図書館	155,429	22,177	229,427	258,156	268,367	78,080	15,912	86,611	98,674	101,405
移 動 図 書 館	—	—	—	—	—	8,631	6,770	7,761	7,794	7,720
桜 木 図 書 館	94,167	93,351	137,035	160,117	162,353	52,354	42,062	62,155	74,544	74,340
馬 宮 図 書 館	107,104	100,804	121,307	136,230	144,686	55,206	41,504	52,038	58,245	62,216
三 橋 分 館	77,233	80,493	77,559	81,671	38,949	30,449	29,141	26,356	26,077	15,219
春 野 図 書 館	119,976	100,189	124,781	144,364	156,576	64,458	52,523	63,008	71,238	65,801
大 宮 東 図 書 館	127,444	105,790	145,250	96,879	176,716	72,868	60,468	69,776	50,210	83,104
七 里 図 書 館	51,782	11,284	78,536	92,197	89,173	29,685	5,288	36,978	43,228	39,985
片 柳 図 書 館	79,516	58,072	73,958	88,058	99,000	32,671	35,435	34,910	41,108	47,106
与 野 図 書 館	280,116	181,361	288,689	355,152	358,197	125,937	92,795	115,642	141,661	143,434
与 野 南 図 書 館	102,795	76,466	96,055	58,723	119,804	56,791	42,817	44,381	28,500	54,166
西 分 館	23,714	56,654	92,315	101,550	100,994	7,391	17,129	22,721	25,012	25,676
岩 槻 図 書 館	68,163	51,100	116,313	92,479	20,937	28,861	22,347	47,831	31,262	7,490
岩槻駅東口図書館	104,207	84,076	47,883	170,508	196,188	43,558	33,807	16,283	58,298	68,867
岩槻東部図書館	92,503	76,733	120,694	130,308	134,749	48,176	37,905	53,209	57,099	60,264
桜 図 書 館	318,431	210,285	360,570	402,046	416,208	108,744	84,100	109,177	122,769	129,849
大 久 保 東 分 館	56,311	42,961	54,635	61,754	63,160	24,886	16,663	21,667	24,663	25,521
北 図 書 館	514,062	443,422	646,410	714,644	731,910	232,321	204,174	233,409	261,173	268,665
宮 原 図 書 館	68,533	13,677	100,769	115,065	120,586	40,548	6,541	44,090	48,660	50,127
武蔵浦和図書館	399,585	342,115	543,561	608,593	619,564	225,751	182,030	232,123	260,629	261,095
南 浦 和 図 書 館	246,619	173,226	218,563	192,498	272,400	131,377	102,956	120,007	111,808	146,683
合 計	5,395,833	3,948,269	6,637,163	6,624,069	6,431,257	2,540,043	1,939,052	2,506,460	2,607,078	2,561,993

- 視聴覚ライブラリーの貸出数はここに含まない
- 大宮西部図書館の貸出利用人数には配本所を含む
- 西分館は令和3年8月2日から令和4年3月31日まで中規模修繕のため休館

③所蔵資料統計

図 書 館 名	令和3年度												
	図書資料											図書資料 計	図書 開架冊数
	一般書		児童書		参考資料		地域資料		外国語資料				
	一般書	文庫	児童書	紙芝居	一般書	児童書	一般書	児童書	一般書	児童書			
中 央 図 書 館	316,088	52,388	63,688	1,195	22,247	263	54,455	327	4,370	1,675	516,696	339,967	
北 浦 和 図 書 館	96,382	16,210	121,416	1,594	2,673	164	5,837	2,003	303	1,298	247,880	123,715	
東 浦 和 図 書 館	108,594	22,007	59,492	931	4,291	284	7,910	240	1,285	493	205,527	161,171	
美 園 図 書 館	34,916	10,769	23,970	671	232	64	1,683	84	89	63	72,541	62,646	
大 宮 図 書 館	208,226	18,515	83,080	1,036	13,690	366	17,631	894	342	1,312	345,092	170,220	
大宮西部図書館	244,494	30,064	130,987	1,159	11,009	386	7,281	597	147	1,635	427,759	112,171	
移 動 図 書 館	11,177	3,409	31,100	519	0	3	1	1	0	0	46,210	46,210	
配 本 所	4,883	18	7,995	191	0	0	7	0	0	0	13,094	13,094	
桜 木 図 書 館	39,568	4,725	20,909	524	602	56	1,909	17	50	106	68,466	49,949	
馬 宮 図 書 館	39,567	4,236	23,274	696	483	136	1,741	54	29	108	70,324	57,669	
三 橋 分 館	11,148	2,211	12,852	308	87	23	661	10	3	0	27,303	23,894	
春 野 図 書 館	55,529	7,585	39,568	1,170	672	55	3,550	132	9	373	108,643	66,433	
大 宮 東 図 書 館	33,012	3,316	21,769	547	338	41	1,519	32	26	26	60,626	57,405	
七 里 図 書 館	32,312	2,662	27,961	309	627	46	1,717	1	4	341	65,980	46,141	
片 柳 図 書 館	39,224	8,809	27,401	586	554	16	2,474	0	51	79	79,194	60,006	
与 野 図 書 館	73,959	12,016	37,206	719	2,367	138	8,913	11	284	359	135,972	122,056	
与 野 南 図 書 館	29,412	4,434	20,206	245	557	55	2,176	92	0	193	57,370	51,728	
西 分 館	24,847	4,285	17,499	368	502	34	1,369	4	0	61	48,969	46,949	
岩 槻 図 書 館	57,998	6,983	35,701	841	2,935	18	7,286	14	126	373	112,275	73,998	
岩槻駅東口図書館	31,133	4,996	15,544	365	924	29	2,026	4	0	4	55,025	46,380	
岩槻東部図書館	26,648	4,038	16,865	364	553	25	1,440	34	0	37	50,004	47,232	
桜 図 書 館	108,492	29,062	57,797	1,290	3,385	126	6,069	103	882	461	207,667	157,740	
大 久 保 東 分 館	9,361	2,360	24,804	567	58	27	838	29	1	180	38,225	38,053	
北 図 書 館	122,159	27,323	48,400	1,272	3,681	62	6,412	86	538	494	210,427	164,477	
宮 原 図 書 館	37,200	3,369	35,681	796	672	75	2,145	50	0	28	80,016	68,286	
武蔵浦和図書館	62,887	12,279	39,023	991	2,521	201	4,640	189	551	703	123,985	115,706	
南 浦 和 図 書 館	57,103	8,765	32,187	656	984	153	3,111	299	828	322	104,408	99,083	
合 計	1,916,319	306,834	1,076,375	19,910	76,644	2,846	154,801	5,307	9,918	10,724	3,579,678	2,422,379	
電 子 書 籍	9,138						105				9,243		
合 計 (電子書籍を含む)	1,925,457	306,834	1,076,375	19,910	76,644	2,846	154,906	5,307	9,918	10,724	3,588,921	2,422,379	

●視聴覚ライブラリーの資料数はここに含まない

※「電子書籍」には、さいたま市電子書籍サービスで提供している電子書籍のほか、デジタル化した地域資料を含む

※統計推移は66ページを参照

③所蔵資料統計

令和3年度								令和3年度		令和2年度 総計	図 書 館 名
視聴覚資料						視聴覚資料 計	令和3年度 総計	雑誌 タイトル数	新聞 タイトル数		
カセットテープ	CD	ビデオ	DVD	LD	レコード						
10	12,108	4	69	0	3	12,194	528,890	574	95	524,528	中 央 図 書 館
7	5,935	603	16	0	0	6,561	254,441	112	28	253,474	北 浦 和 図 書 館
0	10,939	3,064	330	579	0	14,912	220,439	165	19	220,706	東 浦 和 図 書 館
1	1,890	0	4	0	0	1,895	74,436	72	9	74,314	美 園 図 書 館
0	6,056	2	754	0	3	6,815	351,907	356	63	346,376	大 宮 図 書 館
1	7,387	0	216	6,937	0	14,541	442,300	192	29	413,225	大宮西部図書館
0	0	0	0	0	0	0	46,210	—	—	46,130	移 動 図 書 館
0	0	0	0	0	0	0	13,094	—	—	13,119	配 本 所
0	2,070	0	566	0	0	2,636	71,102	89	19	72,420	桜 木 図 書 館
0	2,689	0	556	0	0	3,245	73,569	84	14	76,909	馬 宮 図 書 館
0	350	0	6	0	0	356	27,659	43	6	28,235	三 橋 分 館
0	5,353	0	9	0	0	5,362	114,005	62	22	114,555	春 野 図 書 館
0	2,934	0	41	0	0	2,975	63,601	70	10	63,128	大 宮 東 図 書 館
0	3,069	0	9	0	0	3,078	69,058	56	12	69,773	七 里 図 書 館
0	3,206	0	1,715	0	0	4,921	84,115	82	9	83,916	片 柳 図 書 館
27	4,017	242	353	0	0	4,639	140,611	83	15	138,871	与 野 図 書 館
0	1,853	0	2	0	0	1,855	59,225	35	13	59,152	与 野 南 図 書 館
0	2,697	1	2	0	0	2,700	51,669	25	6	51,051	西 分 館
2	4,028	4	13	0	0	4,047	116,322	64	13	116,051	岩 槻 図 書 館
0	0	0	368	0	0	368	55,393	67	8	54,886	岩槻駅東口図書館
0	2,320	124	2	0	0	2,446	52,450	50	10	53,474	岩槻東部図書館
0	12,167	1,239	2,438	0	0	15,844	223,511	181	31	221,015	桜 図 書 館
0	2	3	6	0	0	11	38,236	23	5	37,921	大 久 保 東 分 館
0	5,278	0	2,700	0	0	7,978	218,405	253	33	215,951	北 図 書 館
0	2,232	0	408	0	0	2,640	82,656	64	12	82,496	宮 原 図 書 館
0	2,385	1	11	0	0	2,397	126,382	136	28	128,350	武蔵浦和図書館
0	3,968	813	289	0	1	5,071	109,479	150	14	107,943	南 浦 和 図 書 館
48	104,933	6,100	10,883	7,516	7	129,487	3,709,165	—	—	3,667,969	合 計
							9,243	—	—	8,851	電 子 書 籍
48	104,933	6,100	10,883	7,516	7	129,487	3,718,408	—	—	3,676,820	合 計 (電子書籍を含む)

令和3年度図書タイトル数	1,195,422
令和3年度雑誌タイトル数	809
令和3年度新聞タイトル数	108
令和3年度電子書籍タイトル数	6,571

④図書資料受入除籍統計

図 書 館 名	令和3年度						
	受入区分				除籍理由		
	購入	寄贈	その他	受入計	不要・ 経年劣化	弁償	継続不明
中 央 図 書 館	10,999	2,413	342	13,754	4,467	207	388
北 浦 和 図 書 館	4,653	1,695	238	6,586	3,309	96	241
東 浦 和 図 書 館	4,591	1,527	153	6,271	3,161	145	242
美 園 図 書 館	1,340	341	61	1,742	300	62	16
大 宮 図 書 館	9,082	636	147	9,865	2,420	155	174
大 宮 西 部 図 書 館	2,453	753	941	4,147	2,296	74	50
移 動 図 書 館	246	409	14	669	360	8	2
配 本 所	62	11	0	73	7	0	0
桜 木 図 書 館	1,325	353	69	1,747	799	28	117
馬 宮 図 書 館	1,411	412	57	1,880	2,124	44	51
三 橋 分 館	818	322	58	1,198	1,404	20	41
春 野 図 書 館	1,850	803	53	2,706	2,098	50	53
大 宮 東 図 書 館	1,641	463	52	2,156	654	54	50
七 里 図 書 館	1,260	383	25	1,668	1,237	23	24
片 柳 図 書 館	1,194	430	38	1,662	795	39	13
与 野 図 書 館	2,953	1,394	86	4,433	2,217	77	60
与 野 南 図 書 館	1,119	479	20	1,618	794	17	51
西 分 館	616	353	10	979	445	9	0
岩 槻 図 書 館	1,819	764	53	2,636	1,761	19	183
岩槻駅東口図書館	1,248	410	48	1,706	914	18	57
岩槻東部図書館	1,170	351	39	1,560	1,924	12	43
桜 図 書 館	3,733	952	110	4,795	358	94	42
大 久 保 東 分 館	662	340	14	1,016	162	9	10
北 図 書 館	4,458	1,006	152	5,616	393	151	35
宮 原 図 書 館	1,310	781	24	2,115	813	22	21
武蔵浦和図書館	3,783	1,160	110	5,053	2,509	103	21
南 浦 和 図 書 館	2,988	1,079	63	4,130	1,047	65	74
合 計	68,784	20,020	2,977	91,781	38,768	1,601	2,059
電 子 書 籍	1,175	0	0	1,175			
合 計 (電子書籍を含む)	69,959	20,020	2,977	92,956	38,768	1,601	2,059

※「電子書籍」には、さいたま市電子書籍サービスで提供している電子書籍のほか、デジタル化した地域資料を含む

④図書資料受入除籍統計

令和3年度					令和2年度		令和元年度	
除籍理由					受入	除籍	受入	除籍
汚損・破損	雑誌保存 期限切れ	回収不能	ライセンス 終了	除籍計				
4,720	0	4		9,786	15,834	6,494	15,843	7,133
2,193	0	16		5,855	8,194	14,186	8,224	9,482
4,024	0	38		7,610	7,113	7,456	6,820	11,972
139	1	1		519	2,154	1,181	1,849	530
1,571	0	11		4,331	10,150	3,485	70,409	1,367
5,815	0	8		8,243	4,873	3,485	9,224	17,165
293	0	0		663	591	974	1,467	582
63	0	0		70	114	1,489	53	7,331
1,729	0	0		2,673	2,531	3,902	2,271	5,068
2,054	0	5		4,278	2,507	3,087	2,078	2,901
327	0	0		1,792	2,154	1,280	2,487	1,148
1,068	0	0		3,269	3,465	3,888	3,830	3,319
901	0	4		1,663	2,652	2,650	3,053	4,970
977	0	4		2,265	1,872	2,037	2,141	2,678
459	0	8		1,314	2,157	1,610	2,228	2,845
638	0	5		2,997	5,521	5,529	5,147	11,140
265	0	0		1,127	2,004	1,395	1,957	5,958
40	0	0		494	1,343	823	1,505	4,588
321	1	6		2,291	3,361	3,026	3,193	3,690
180	0	1		1,170	2,191	880	1,946	6,171
479	0	12		2,470	2,016	1,865	2,016	1,886
1,898	0	4		2,396	6,334	5,943	6,197	5,653
299	0	1		481	1,520	1,129	1,126	742
2,851	0	5		3,435	7,887	7,761	7,180	9,235
618	0	2		1,476	2,380	2,400	2,726	4,166
3,761	0	1		6,395	6,231	4,698	5,617	7,376
1,243	24	51		2,504	4,515	3,014	4,642	8,492
38,926	26	187		81,567	111,664	95,667	175,229	147,588
			746	746	1,231	2,477	1,252	2,422
38,926	26	187	746	82,313	112,895	98,144	176,481	150,010

⑤予約・参考統計（予約）

図 書 館 名	予約								
	令和3年度				令和3年度 計	令和2年度	令和元 年度	30年度	29年度
	窓口	館内OPAC	Web/携帯	電子書籍					
中 央 図 書 館	27,397	24,699	352,125		404,221	335,085	383,544	421,635	447,281
北 浦 和 図 書 館	21,557	9,598	235,286		266,441	210,036	210,073	226,664	170,833
東 浦 和 図 書 館	17,922	7,902	174,656		200,480	160,220	152,100	161,566	104,627
美 園 図 書 館	2,267	4,977	69,346		76,590	54,090	56,964	57,678	56,027
大 宮 図 書 館	14,349	18,750	251,649		284,748	221,497	189,517	124,682	122,185
大宮西部図書館	13,623	4,022	80,883		98,528	36,973	97,837	107,233	102,556
移 動 図 書 館	2,272		5,838		8,110	5,575	3,985	4,449	5,009
配 本 所	268				268	173	149	534	608
桜 木 図 書 館	5,140	1,770	84,247		91,157	73,754	91,760	108,319	106,743
馬 宮 図 書 館	6,735	3,889	64,901		75,525	60,999	55,982	58,878	61,397
三 橋 分 館	3,374	2,037	46,218		51,629	55,079	37,817	37,994	29,995
春 野 図 書 館	9,019	3,473	76,811		89,303	77,529	73,596	82,302	77,891
大 宮 東 図 書 館	9,412	3,530	91,523		104,465	89,075	83,577	77,133	100,144
七 里 図 書 館	5,027	1,705	25,096		31,828	7,994	39,604	45,281	40,628
片 柳 図 書 館	3,046	1,292	25,551		29,889	37,988	27,330	31,011	34,834
与 野 図 書 館	15,658	7,828	149,003		172,489	133,443	140,963	170,244	164,159
与 野 南 図 書 館	2,845	2,515	88,968		94,328	75,241	60,920	45,548	72,734
西 分 館	894	448	9,112		10,454	25,406	27,330	29,879	31,482
岩 槻 図 書 館	8,770	1,277	20,212		30,259	24,537	50,976	24,526	6,174
岩槻駅東口図書館	5,649	3,200	47,331		56,180	46,347	18,743	65,805	80,724
岩槻東部図書館	7,225	2,546	56,324		66,095	52,644	63,305	64,908	68,285
桜 図 書 館	8,632	7,935	71,434		88,001	68,936	69,357	75,156	74,849
大 久 保 東 分 館	3,499	797	30,278		34,574	21,599	21,880	25,522	27,760
北 図 書 館	19,649	17,473	258,202		295,324	280,730	243,976	267,683	265,094
宮 原 図 書 館	6,666	2,454	58,560		67,680	11,718	62,806	67,411	66,992
武蔵浦和図書館	16,979	14,276	260,909		292,164	239,484	251,908	273,231	259,888
南 浦 和 図 書 館	17,024	6,523	192,956		216,503	170,897	164,481	176,089	186,402
合 計	254,898	154,916	2,827,419		3,237,233	2,577,049	2,680,480	2,831,361	2,765,301
電 子 書 籍				15,992	15,992	23,832	12,405	11,711	6,421
合 計 (電子書籍を含む)	254,898	154,916	2,827,419	15,992	3,253,225	2,600,881	2,692,885	2,843,072	2,771,722

●西分館は令和3年8月2日から令和4年3月31日まで中規模修繕のため休館

予約 統計推移（全館合計）

受付方法	令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	29年度
窓 口	254,898	215,839	262,134	288,627	287,159
館内OPAC	154,916	119,225	198,773	200,506	193,268
Web OPAC	2,827,419	2,241,985	2,219,573	2,342,228	2,284,874
携 帯 電 話					
電子書籍	15,992	23,832	12,405	11,711	6,421
合 計	3,253,225	2,600,881	2,692,885	2,843,072	2,771,722

⑤予約・参考統計（レファレンス、複写）

図 書 館 名	レファレンス件数					複写枚数				
	令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	29年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	29年度
中央図書館	16,349	13,674	17,512	21,177	26,547	135,950	110,869	123,182	124,562	141,040
北浦和図書館	3,688	3,014	5,563	7,030	2,367	6,778	5,306	9,099	9,096	2,703
東浦和図書館	7,766	5,819	8,137	11,194	2,150	4,601	3,640	6,867	7,275	1,228
美園図書館	752	566	1,213	1,330	806	1,708	1,240	1,406	1,476	1,927
大宮図書館	5,031	3,835	2,726	6,235	5,752	20,888	14,518	7,002	12,466	16,177
大宮西部図書館	2,755	180	2,750	2,473	2,405	4,237	285	4,912	7,664	6,547
桜木図書館	3,023	810	8,930	9,873	5,229	4,413	4,092	5,627	8,540	8,159
馬宮図書館	4,555	1,262	1,951	2,339	2,493	1,904	1,495	2,617	2,751	2,376
三橋分館	1,184	516	1,145	1,224	494	527	493	572	1,113	436
春野図書館	1,150	1,104	1,503	2,174	2,040	1,807	1,410	1,916	2,133	2,023
大宮東図書館	1,107	979	2,789	1,388	3,769	1,274	1,202	1,718	995	3,144
七里図書館	779	207	1,229	1,790	1,535	797	124	925	1,403	1,314
片柳図書館	1,026	1,028	1,944	2,033	1,763	920	754	1,283	1,651	2,246
与野図書館	3,032	2,888	4,121	4,265	5,144	6,886	4,719	7,132	7,954	9,954
与野南図書館	1,103	1,645	842	355	964	1,567	1,398	1,341	902	1,765
西分館	185	420	704	1,013	1,099	88	289	439	745	669
岩槻図書館	1,778	1,199	1,952	1,457	344	4,287	2,327	3,287	3,092	908
岩槻駅東口図書館	1,229	1,281	548	1,958	2,186	1,019	1,184	693	2,293	3,132
岩槻東部図書館	1,668	1,517	3,310	1,996	1,771	947	787	1,787	2,007	1,691
桜図書館	6,056	4,984	8,225	7,633	6,783	3,495	2,862	4,229	5,767	5,994
大久保東分館	4,196	3,500	4,529	6,703	7,484	426	327	830	1,157	1,310
北図書館	8,481	6,589	8,122	8,320	8,882	10,503	9,199	10,987	12,013	14,004
宮原図書館	2,363	419	2,694	3,238	3,590	1,975	305	2,045	2,192	2,005
武蔵浦和図書館	3,677	3,931	6,460	6,873	7,886	6,908	4,924	8,141	9,009	9,459
南浦和図書館	2,382	10,938	16,414	17,717	19,714	2,628	2,385	3,755	3,245	4,784
合 計	85,315	72,305	115,313	131,788	123,197	226,533	176,134	211,792	231,501	244,995

●西分館は令和3年8月2日から令和4年3月31日まで中規模修繕のため休館

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	29年度
メールレファレンス件数 (所蔵調査)	14	11	9	8	8
メールレファレンス件数 (所蔵調査以外)	108	86	69	54	53

⑤予約・参考統計（相互貸借） ⑥インターネット端末利用

相互貸借統計

図 書 館 名	令和3年度	
	貸出数	借受数
中 央 図 書 館	3,200	1,321
北 浦 和 図 書 館	497	619
東 浦 和 図 書 館	289	1,102
美 園 図 書 館	52	-
大 宮 図 書 館	818	692
大宮西部図書館	614	1,373
桜 木 図 書 館	98	-
馬 宮 図 書 館	47	-
三 橋 分 館	8	-
春 野 図 書 館	170	838
大宮東図書館	117	-
七 里 図 書 館	54	-
片 柳 図 書 館	84	-
与 野 図 書 館	318	792
与野南図書館	115	-
西 分 館	12	-
岩 槻 図 書 館	126	954
岩槻駅東口図書館	112	-
岩槻東部図書館	63	-
桜 図 書 館	419	412
大久保東分館	11	-
北 図 書 館	594	880
宮 原 図 書 館	69	-
武蔵浦和図書館	346	959
南 浦 和 図 書 館	176	-
合 計	8,409	9,942

※ 委託された分館、地区館の相互貸借による借受点数については、拠点館による一括処理により集計

インターネット端末利用件数

図 書 館 名	令和3年度		令和2年度
	端末台数	利用件数	利用件数
中 央 図 書 館	15	13,957	10,118
北 浦 和 図 書 館	3	3,486	2,312
東 浦 和 図 書 館	5	2,204	1,305
美 園 図 書 館	3	256	180
大 宮 図 書 館	4	7,790	4,501
大宮西部図書館	4	1,397	85
桜 木 図 書 館	5	2,820	1,791
馬 宮 図 書 館	2	1,145	600
三 橋 分 館	1	348	293
春 野 図 書 館	3	1,917	1,621
大宮東図書館	2	882	919
七 里 図 書 館	1	702	88
片 柳 図 書 館	5	1,011	779
与 野 図 書 館	2	1,678	896
与野南図書館	1	689	424
西 分 館	1	331	467
岩 槻 図 書 館	1	459	445
岩槻駅東口図書館	3	1,880	1,146
岩槻東部図書館	1	416	279
桜 図 書 館	5	8,392	4,194
大久保東分館	1	528	388
北 図 書 館	7	4,959	7,083
宮 原 図 書 館	1	468	68
武蔵浦和図書館	5	6,484	3,600
南 浦 和 図 書 館	2	3,317	2,146
合 計	83	67,516	45,728

●西分館は令和3年8月2日から令和4年3月31日まで中規模修繕のため休館

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
メールマガジン配信件数	18,264	36,198	24,270

⑦広域利用統計

さいたま市民が他市町の図書館を利用した数

	新規登録者数(人)	貸出点数(点)	貸出利用人数(人)
上尾市	112	25,510	9,065
伊奈町	14	2,213	911
川口市	420	69,301	23,755
戸田市	171	17,849	5,340
蕨市	48	8,264	2,595
川越市	31	2,685	1,042
春日部市	62	4,936	1,254
蓮田市	25	4,039	1,086
白岡市	37	2,570	559
合計(令和3年度計)	920	137,367	45,607
令和2年度計	872	120,250	38,696
令和元年度計	795	123,157	44,587
30年度計	898	134,077	48,004
29年度計	1,115	138,934	55,224

他市町民がさいたま市の図書館を利用した数

	新規登録者数(人)	貸出点数(点)	貸出利用人数(人)
上尾市	584	150,190	36,209
伊奈町	104	13,054	3,544
川口市	794	155,573	33,725
戸田市	196	43,584	10,254
蕨市	137	22,899	6,405
川越市	170	19,757	4,313
春日部市	233	73,924	17,998
蓮田市	171	43,667	9,902
白岡市	81	4,706	1,524
合計(令和3年度計)	2,389	522,648	122,350
令和2年度計	1,688	406,955	95,614
令和元年度計	3,120	539,710	133,112
30年度計	2,628	573,416	141,242
29年度計	2,504	565,328	138,626

参考

	新規登録者数(人)	貸出点数(点)	貸出利用人数(人)
さいたま市在住	23,061	9,118,642	2,390,649
広域利用自治体在住	2,389	522,648	122,350
さいたま市在勤・在学	1,265	82,332	27,044
合計	26,715	9,723,622	2,540,043

61

4 統計

⑧バリアフリーサービス統計

バリアフリーサービス統計

(*) 巻数不明のものは1巻としてカウントしています。

所蔵数

図 書 館 名	録音資料									
	テープ図書		デージー図書		定期刊行CD		定期刊行デージー		録音資料合計	
	タイトル数	巻数	タイトル数	巻数	タイトル数	巻数	タイトル数	巻数	タイトル数	巻数
中 央 図 書 館	573	(*) 2,965	1,301	1,301	2	126	2	126	1,878	(*) 4,518
与 野 図 書 館	12	104	-	-	-	-	-	-	12	104
岩 槻 図 書 館	-	-	-	-	-	-	3	3	3	3
合 計	585	(*) 3,069	1,301	1,301	2	126	5	129	1,893	(*) 4,625

図 書 館 名	点字資料					
	点字図書		点字絵本		点字資料合計	
	タイトル数	巻数	タイトル数	巻数	タイトル数	巻数
中 央 図 書 館	279	780	249	260	528	1,040
北 浦 和 図 書 館	1	1	38	40	39	41
東 浦 和 図 書 館	17	32	16	16	33	48
美 園 図 書 館	3	3	7	7	10	10
大 宮 図 書 館	31	36	61	62	92	98
大宮西部図書館	0	0	60	66	60	66
桜 木 図 書 館	0	0	45	45	45	45
馬 宮 図 書 館	0	0	2	2	2	2
三 橋 分 館	0	0	1	1	1	1
春 野 図 書 館	0	0	20	20	20	20
大宮東図書館	1	1	10	10	11	11
七 里 図 書 館	0	0	9	9	9	9
片 柳 図 書 館	0	0	7	7	7	7
与 野 図 書 館	21	34	23	23	44	57
与 野 南 図 書 館	1	1	1	1	2	2
西 分 館	1	1	1	1	2	2
岩 槻 図 書 館	1	1	14	15	15	16
岩槻駅東口図書館	0	0	8	8	8	8
岩槻東部図書館	0	0	7	7	7	7
桜 図 書 館	0	0	23	25	23	25
大久保東分館	0	0	2	2	2	2
北 図 書 館	2	4	26	29	28	33
宮 原 図 書 館	0	0	19	20	19	20
武蔵浦和図書館	1	1	19	20	20	21
南 浦 和 図 書 館	1	1	7	7	8	8
合 計	360	896	675	703	1,035	1,599

貸出数

図 書 館 名	録音資料													
	テープ図書		デージー図書		デージー雑誌		定期刊行CD		定期刊行デージー		CD等		録音資料合計	
	タイトル数	巻数	タイトル数	巻数	タイトル数	巻数	タイトル数	巻数	タイトル数	巻数	タイトル数	巻数	タイトル数	巻数
中 央 図 書 館	0	0	2,056	2,056	511	511	657	657	2,407	2,407	297	297	5,928	5,928
与 野 図 書 館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
岩 槻 図 書 館	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8	-	-	8	8
合 計	0	0	2,056	2,056	511	511	657	657	2,415	2,415	297	297	5,936	5,936

図 書 館 名	点字資料					
	点字図書		点字絵本		点字資料合計	
	タイトル数	巻数	タイトル数	巻数	タイトル数	巻数
中 央 図 書 館	7	28	70	70	77	98
合 計	7	28	70	70	77	98

※貸出数はバリアフリーサービス登録者への貸出のみ

登録者数

図書館名	登録者数
中 央 図 書 館	212
合 計	212

⑧バリアフリーサービス統計 ⑨文化施設利用統計

対面朗読

	利用者数	実施回数	実施時間数
中央図書館	3	13	13:35
北浦和図書館	0	0	0:00
東浦和図書館	0	0	0:00
大宮図書館	0	0	0:00
岩槻図書館	1	11	22:00
合 計	4	24	35:35

宅配貸出

	登録者数	貸出回数	貸出点数
中央図書館	22	53	117
北浦和図書館	2	8	42
東浦和図書館	4	3	11
大宮図書館	4	50	284
大宮西部図書館	1	30	44
与野図書館	3	0	0
岩槻図書館	2	2	2
桜図書館	6	25	98
北図書館	7	18	26
武蔵浦和図書館	2	2	3
合 計	53	191	627

統計推移

		令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	29年度
所蔵数	録音資料 タイトル数	1,893	2,570	2,631	2,597	2,522
	巻数	(*)4,625	(*) 5,860	(*) 5,944	(*) 5,916	(*) 5,946
	点字資料 タイトル数	1,035	870	738	747	643
	巻数	1,599	1,401	1,225	1,218	1,105
貸出数	録音資料 タイトル数	5,936	6,208	5,760	6,488	7,642
	巻数	5,936	(*)6,208	(*)6,123	(*)7,139	(*)8,415
	点字資料 タイトル数	77	64	59	44	45
	巻数	98	96	93	60	52
対面朗読	利用者数	4	6	10	9	13
	実施回数	24	27	198	269	242
	実施時間数	35:35	52:00	354:22	484:50	444:41
宅配貸出	登録者数	53	43	43	39	35
	貸出回数	191	170	170	198	217
	貸出点数	627	542	514	552	584

文化施設利用統計

図 書 館 名	会議室・集会室・研修室		視聴覚ホール		展示スペース・ギャラリー		研究席	学習支援室
大 宮 図 書 館	667回	7,811人	—	—	35回 266日	26,540人	5,089人	69,488人
大 宮 西 部 図 書 館	38回	331人	—	—	3回 15日	358人	—	—
春 野 図 書 館	19回	108人	—	—	—	—	—	—
大 宮 東 図 書 館	22回	136人	—	—	—	—	—	—
与 野 図 書 館	—	—	208回	1,945人	—	—	—	—
与 野 南 図 書 館	17回	85人	—	—	—	—	—	—
与野図書館西分館	0回	0人	—	—	—	—	—	—
合計(令和3年度計)	763回	8,471人	208回	1,945人	38回 281日	26,898人	5,089人	69,488人
令 和 2 年 度 計	465回	4,744人	90回	923人	19回 118日	7,728人	1,618人	53,730人
令 和 元 年 度 計	845回	11,411人	321回	5,294人	35回 245日	25,034人	3,515人	103,035人
30 年 度 計	359回	3,923人	379回	6,849人	33回 203日	13,779人	—	—
29 年 度 計	482回	6,054人	390回	7,261人	44回 291日	21,539人	—	—

※大宮図書館と大宮西部図書館の回数は団体数、日数は延べ利用日数

⑩学校図書館サービス

学校図書館への貸出

対 象	貸 出 館	令和3年度		令和2年度		令和元年度	
		件数	点数	件数	点数	件数	点数
学校図書館支援センター業務①(*) 【学校図書館資源共有ネットワーク校及び教育研究所】	学校図書館支援センター	967	26,812	802	21,756	1,316	34,486
	武蔵浦和図書館	-	-	-	-	-	-
	桜図書館	4	180	7	370	9	468
	小 計	971	26,992	809	22,126	1,325	34,954
学校図書館支援(*)センター業務② 【上記以外:国立・県立校等】	学校図書館支援センター	9	215	0	0	7	89
	小 計	9	215	0	0	7	89
大型団体貸出業務 【市立小・中学校】	大宮西部図書館	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
学級文庫用図書貸出 【市立小・中学校】	大宮西部図書館	163	6,530	205	8,210	220	8,810
	小 計	163	6,530	205	8,210	220	8,810

(*) 学校図書館支援センターは、北浦和図書館に設置

①学校図書館資源共有ネットワーク便運行先への貸出。各校担当図書館が実施した学校訪問による貸出を含む

②窓口等での貸出

蔵書冊数

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
学校図書館支援センター	58,688点	57,621点	63,254点

※北浦和図書館の蔵書点数に含む

市立の学校図書館対象資料頒布会

		令和3年度	令和2年度	令和元年度
学校図書館支援センター	回数	1回	2回	2回
	頒布学校数	53校	21校	76校
	頒布資料数	1,135点	622点	2,150点
大宮西部図書館	回数	-	-	18回
	頒布学校数	-	-	18校
	頒布資料数	-	-	1,763点

※頒布学校数は、重複した頒布学校を除いた数

⑪児童サービス統計

学校との連携

図 書 館 名	学校訪問	学校招待	職場体験	調べ学習
中 央 図 書 館	-	18回 630人	-	-
北 浦 和 図 書 館	-	22回 439人	-	-
東 浦 和 図 書 館	2回 14人	14回 459人	-	-
美 園 図 書 館	-	16回 479人	5回 21人	-
大 宮 図 書 館	4回 120人	4回 184人	-	-
大宮西部図書館	-	-	1回 4人	-
移 動 図 書 館	-	-	-	-
桜 木 図 書 館	-	-	-	-
馬 宮 図 書 館	-	1回 2人	1回 4人	-
三 橋 分 館	-	-	-	-
春 野 図 書 館	2回 34人	2回 62人	-	-
大 宮 東 図 書 館	-	8回 254人	-	-
七 里 図 書 館	-	4回 244人	-	-
片 柳 図 書 館	-	2回 69人	-	-
与 野 図 書 館	-	3回 94人	-	-
与 野 南 図 書 館	-	3回 150人	-	-
西 分 館	-	-	-	-
岩 槻 図 書 館	-	4回 292人	1回 1人	-
岩槻駅東口図書館	-	-	1回 3人	-
岩槻東部図書館	-	-	-	-
桜 図 書 館	17回 687人	12回 258人	1回 3人	-
大 久 保 東 分 館	-	3回 29人	-	-
北 図 書 館	2回 35人	7回 231人	1回 1人	-
宮 原 図 書 館	-	10回 325人	-	-
武蔵浦和図書館	1回 114人	20回 666人	-	-
南 浦 和 図 書 館	-	7回 259人	-	-
合計（令和3年度計）	28回 1,004人	160回 5,126人	11回 37人	0回 0人
令 和 2 年 度 計	20回 787人	148回 3,976人	0回 0人	0回 0人
令 和 元 年 度 計	71回 2,636人	184回 5,777人	70回 204人	0回 0人
30 年 度 計	78回 3,419人	194回 5,320人	55回 147人	2回 11人
29 年 度 計	96回 4,129人	224回 5,364人	59回 163人	0回 0人

保育園・幼稚園等との連携

図 書 館 名	保育園		幼稚園		その他施設	
	訪問	招待	訪問	招待	訪問	招待
中 央 図 書 館	6回 152人	-	-	-	-	-
北 浦 和 図 書 館	9回 260人	-	-	-	-	-
東 浦 和 図 書 館	8回 654人	1回 28人	-	-	-	-
大 宮 図 書 館	11回 414人	-	-	-	-	-
大宮西部図書館	9回 262人	-	-	-	-	-
春 野 図 書 館	4回 248人	1回 20人	-	-	-	-
与 野 図 書 館	8回 450人	-	1回 114人	-	-	-
岩 槻 図 書 館	6回 221人	-	-	-	-	-
桜 図 書 館	5回 268人	-	-	-	-	1回 8人
北 図 書 館	-	-	-	-	-	-
武蔵浦和図書館	7回 437人	-	-	-	-	-
合計（令和3年度計）	73回 3,366人	2回 48人	1回 114人	0回 0人	0回 0人	1回 8人
令 和 2 年 度 計	94回 3,393人	1回 25人	0回 0人	0回 0人	1回 20人	0回 0人
令 和 元 年 度 計	108回 8,053人	7回 169人	1回 110人	1回 20人	0回 0人	0回 0人
30 年 度 計	93回 7,469人	5回 121人	1回 266人	1回 14人	0回 0人	0回 0人
29 年 度 計	95回 7,769人	7回 171人	0回 0人	1回 12人	0回 0人	0回 0人

⑫移動図書館・配本所統計

移動図書館駐車場別統計

駐 車 場 名	貸出数						利用者数	巡回数
	一般書	児童書	雑誌	視聴覚	計	1回平均		
浮谷市営住宅	762	341	0	1	1,104	52.6	179	21
和土住宅	1,201	320	10	22	1,553	74.0	363	21
J A南彩川通支店	773	83	0	0	856	38.9	167	22
大戸自治会館	143	203	0	0	346	16.5	79	21
西大宮3丁目第二公園	523	5,015	0	28	5,566	242.0	1,546	23
西楽園	426	45	0	11	482	21.9	105	22
三橋4丁目自治会館	652	1,299	0	3	1,954	88.8	387	22
東大宮藁田島公園	2,382	2,479	34	0	4,895	233.1	1,181	21
東大宮築地公園	357	466	0	8	831	41.6	137	20
砂団地内公園	1,187	936	0	8	2,131	106.6	498	20
加茂川団地	1,904	465	2	34	2,405	120.3	593	20
東新井団地	2,688	465	15	8	3,176	132.3	1,022	24
中川自治会館	605	1,339	9	31	1,984	90.2	412	22
井沼方公園	1,758	2,735	9	13	4,515	205.2	1,085	22
明花公園	957	993	0	3	1,953	84.9	476	23
原前公園	442	1,378	1	3	1,824	91.2	399	20
合計(令和3年度計)	16,760	18,562	80	173	35,575	103.4	8,629	344
令和2年度計	12,769	14,522	168	102	27,561	101.3	6,755	272
令和元年度計	15,576	15,653	228	106	31,563	99.3	7,759	318
30年度計	16,037	16,500	221	81	32,839	91.2	7,790	360
29年度計	15,701	17,421	248	259	33,629	101.3	7,717	332

※ 移動図書館事務室における貸出は除く

配本所利用統計

配 本 所 名	貸出数				登録者数			開室日数
	一般書	児童書	計	1回平均	一般	児童	計	
上小町	298	1,069	1,367	14	36	12	48	96
三橋南	537	1,038	1,575	16	17	13	30	96
合計(令和3年度計)	835	2,107	2,942	—	53	25	78	—
令和2年度計	560	1,760	2,320	—	57	20	77	—
令和元年度計	688	2,642	3,330	—	60	50	110	—
30年度計	2,417	4,895	7,312	—	129	69	198	—
29年度計	2,523	4,975	7,498	—	122	61	183	—

※ 植水配本所、指扇配本所が平成31年3月末に閉室し、配本所は4か所から2か所に減少

⑬統計推移 所蔵状況

所蔵資料

図 書 館 名	種別	令和3年度		令和2年度		令和元年度		30年度		29年度	
中央図書館	図書	516,696	528,890	511,885	524,528	501,467	514,177	491,826	504,695	481,114	493,890
	視聴覚	12,194		12,643		12,710		12,869		12,776	
北浦和図書館	図書	247,880	254,441	246,339	253,474	251,837	258,977	251,213	258,327	258,040	265,774
	視聴覚	6,561		7,135		7,140		7,114		7,734	
東浦和図書館	図書	205,527	220,439	206,039	220,706	205,580	220,251	210,089	225,754	210,422	225,864
	視聴覚	14,912		14,667		14,671		15,665		15,442	
美園図書館	図書	72,541	74,436	72,281	74,314	72,450	74,528	71,961	73,832	71,537	73,295
	視聴覚	1,895		2,033		2,078		1,871		1,758	
大宮図書館	図書	345,092	351,907	339,623	346,376	332,984	339,694	263,906	273,237	260,692	270,026
	視聴覚	6,815		6,753		6,710		9,331		9,334	
大宮西部図書館	図書	487,063	501,604	457,904	472,474	489,764	504,392	507,720	518,380	512,728	523,446
	視聴覚	14,541		14,570		14,628		10,660		10,718	
桜木図書館	図書	68,466	71,102	69,781	72,420	71,479	74,146	75,152	77,818	75,577	78,239
	視聴覚	2,636		2,639		2,667		2,666		2,662	
馬宮図書館	図書	70,324	73,569	73,637	76,909	74,285	77,715	75,137	78,558	75,670	79,096
	視聴覚	3,245		3,272		3,430		3,421		3,426	
三橋分館	図書	27,303	27,659	27,911	28,235	26,991	27,316	25,989	26,315	24,040	24,368
	視聴覚	356		324		325		326		328	
春野図書館	図書	108,643	114,005	109,152	114,555	109,599	115,049	109,047	114,572	108,876	114,391
	視聴覚	5,362		5,403		5,450		5,525		5,515	
大宮東図書館	図書	60,626	63,601	60,157	63,128	60,204	63,190	62,220	65,216	63,335	66,443
	視聴覚	2,975		2,971		2,986		2,996		3,108	
七里図書館	図書	65,980	69,058	66,704	69,773	66,869	69,937	67,491	70,639	66,605	69,744
	視聴覚	3,078		3,069		3,068		3,148		3,139	
片柳図書館	図書	79,194	84,115	78,981	83,916	78,561	83,743	79,383	84,566	78,928	84,121
	視聴覚	4,921		4,935		5,182		5,183		5,193	
与野図書館	図書	135,972	140,611	134,363	138,871	134,619	139,099	140,936	145,502	139,715	144,337
	視聴覚	4,639		4,508		4,480		4,566		4,622	
与野南図書館	図書	57,370	59,225	57,237	59,152	56,677	58,599	60,948	62,869	60,773	62,689
	視聴覚	1,855		1,915		1,922		1,921		1,916	
西分館	図書	48,969	51,669	48,360	51,051	47,694	50,378	50,734	53,428	49,895	52,570
	視聴覚	2,700		2,691		2,684		2,694		2,675	
岩槻図書館	図書	112,275	116,322	112,028	116,051	111,723	115,763	112,264	116,375	109,802	113,983
	視聴覚	4,047		4,023		4,040		4,111		4,181	
岩槻駅東口図書館	図書	55,025	55,393	54,515	54,886	53,290	53,654	57,528	57,884	57,158	57,500
	視聴覚	368		371		364		356		342	
岩槻東部図書館	図書	50,004	52,450	50,974	53,474	50,852	53,479	50,766	53,470	50,917	53,672
	視聴覚	2,446		2,500		2,627		2,704		2,755	
桜図書館	図書	207,667	223,511	205,143	221,015	204,643	220,528	203,801	219,887	201,413	217,661
	視聴覚	15,844		15,872		15,885		16,086		16,248	
大久保東分館	図書	38,225	38,236	37,910	37,921	37,715	37,726	37,642	37,653	37,140	37,151
	視聴覚	11		11		11		11		11	
北図書館	図書	210,427	218,405	207,938	215,951	207,882	215,818	209,915	217,843	207,451	215,328
	視聴覚	7,978		8,013		7,936		7,928		7,877	
宮原図書館	図書	80,016	82,656	79,858	82,496	80,245	82,827	82,100	84,681	81,848	84,404
	視聴覚	2,640		2,638		2,582		2,581		2,556	
武蔵浦和図書館	図書	123,985	126,382	125,995	128,350	124,867	127,266	127,279	129,601	128,078	130,384
	視聴覚	2,397		2,355		2,399		2,322		2,306	
南浦和図書館	図書	104,408	109,479	102,699	107,943	101,197	106,835	105,266	110,955	127,597	134,276
	視聴覚	5,071		5,244		5,638		5,689		6,679	
図書資料		3,579,678		3,537,414		3,553,474		3,530,313		3,539,351	
視聴覚資料		129,487		130,555		131,613		131,744		133,301	
合計		3,709,165		3,667,969		3,685,087		3,662,057		3,672,652	
電子書籍		9,243		8,851		10,097		11,334		10,423	
合計(電子書籍を含む)		3,718,408		3,676,820		3,695,184		3,673,391		3,683,075	

●視聴覚資料は、CD-ROMを含む。

※「電子書籍」には、さいたま市電子書籍サービスで提供している電子書籍のほか、デジタル化した地域資料を含む

⑬統計推移 貸出状況

貸出状況

図 書 館 名	種別	令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	29年度
中 央 図 書 館	図 書	1,094,225	879,703	1,137,912	1,287,865	1,423,225
	視聴覚	63,312	57,968	76,557	92,008	111,487
	雑 誌	46,429	40,310	51,280	61,487	67,432
	計	1,203,966	977,981	1,265,749	1,441,360	1,602,144
北 浦 和 図 書 館	図 書	612,545	477,191	538,054	579,460	267,752
	視聴覚	25,457	22,280	29,869	32,578	16,096
	雑 誌	20,748	18,742	21,401	24,628	12,822
	計	658,750	518,213	589,324	636,666	296,670
東 浦 和 図 書 館	図 書	704,608	533,493	621,043	671,107	174,866
	視聴覚	38,011	33,178	40,154	50,504	14,857
	雑 誌	31,959	26,828	31,524	35,424	9,318
	計	774,578	593,499	692,721	757,035	199,041
美 園 図 書 館	図 書	332,151	253,810	309,564	334,777	379,242
	視聴覚	10,192	7,402	9,501	11,559	14,992
	雑 誌	10,705	8,513	11,624	13,049	12,867
	計	353,048	269,725	330,689	359,385	407,101
大 宮 図 書 館	図 書	811,778	619,485	631,722	267,817	280,570
	視聴覚	42,622	39,766	37,196	20,338	22,811
	雑 誌	44,025	31,703	23,878	16,505	17,289
	計	898,425	690,954	692,796	304,660	320,670
大 宮 西 部 図 書 館	図 書	297,988	84,240	352,937	384,713	393,923
	視聴覚	14,370	3,885	18,059	19,499	20,894
	雑 誌	18,515	2,936	19,313	22,721	23,018
	計	330,873	91,061	390,309	426,933	437,835
桜 木 図 書 館	図 書	150,864	126,342	170,847	209,272	211,445
	視聴覚	8,469	6,081	11,114	14,207	15,209
	雑 誌	9,332	8,225	9,177	11,007	11,047
	計	168,665	140,648	191,138	234,486	237,701
馬 宮 図 書 館	図 書	215,276	170,895	204,265	228,734	242,517
	視聴覚	11,296	8,410	9,307	12,383	14,811
	雑 誌	14,577	12,630	12,385	14,201	14,020
	計	241,149	191,935	225,957	255,318	271,348
三 橋 分 館	図 書	112,866	112,757	92,053	89,115	45,895
	視聴覚	5,660	6,091	4,607	5,120	2,889
	雑 誌	4,955	5,071	4,466	5,621	2,818
	計	123,481	123,919	101,126	99,856	51,602
春 野 図 書 館	図 書	255,240	207,481	235,811	271,987	253,539
	視聴覚	15,891	15,346	20,597	24,889	23,084
	雑 誌	10,406	9,614	9,848	10,473	10,319
	計	281,537	232,441	266,256	307,349	286,942
大 宮 東 図 書 館	図 書	262,910	216,069	243,805	163,938	303,297
	視聴覚	13,350	13,491	15,092	9,668	19,188
	雑 誌	12,958	12,316	12,857	8,467	15,382
	計	289,218	241,876	271,754	182,073	337,867
七 里 図 書 館	図 書	101,729	18,229	122,356	148,567	141,650
	視聴覚	8,090	1,482	9,860	12,244	11,801
	雑 誌	7,363	1,719	7,803	8,913	8,264
	計	117,182	21,430	140,019	169,724	161,715
片 柳 図 書 館	図 書	120,695	128,088	121,473	142,750	175,108
	視聴覚	10,557	11,965	11,634	14,819	17,180
	雑 誌	10,094	10,652	10,371	12,009	13,415
	計	141,346	150,705	143,478	169,578	205,703
与 野 図 書 館	図 書	430,125	319,407	378,442	484,977	487,339
	視聴覚	27,811	24,106	27,807	31,508	33,323
	雑 誌	18,214	14,940	15,800	19,726	20,484
	計	476,150	358,453	422,049	536,211	541,146

●西分館は令和3年8月2日から令和4年3月31日まで中規模修繕のため休館

⑬統計推移 貸出状況

図 書 館 名	種別	令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	29年度
与 野 南 図 書 館	図 書	228,760	176,082	171,826	95,400	204,257
	視聴覚	6,666	5,951	7,331	4,070	8,977
	雑 誌	7,074	6,012	5,645	3,387	7,017
	計	242,500	188,045	184,802	102,857	220,251
西 分 館	図 書	25,236	59,545	78,732	89,558	90,815
	視聴覚	1,244	3,507	4,253	5,547	5,661
	雑 誌	1,107	3,014	3,380	3,631	3,796
	計	27,587	66,066	86,365	98,736	100,272
岩 槻 図 書 館	図 書	87,470	68,708	140,471	97,732	21,458
	視聴覚	8,052	5,704	10,612	8,888	2,399
	雑 誌	4,520	3,701	6,494	4,917	1,258
	計	100,042	78,113	157,577	111,537	25,115
岩 槻 駅 東 口 図 書 館	図 書	123,780	101,210	45,552	161,146	195,786
	視聴覚	4,090	3,551	1,854	6,713	11,175
	雑 誌	6,059	5,054	2,395	7,585	9,535
	計	133,929	109,815	49,801	175,444	216,496
岩 槻 東 部 図 書 館	図 書	170,418	132,357	184,712	197,935	212,759
	視聴覚	12,604	10,888	14,611	16,154	17,586
	雑 誌	9,316	8,527	9,790	10,528	10,458
	計	192,338	151,772	209,113	224,617	240,803
桜 図 書 館	図 書	374,567	292,017	351,376	392,960	414,700
	視聴覚	41,823	35,853	47,575	58,648	63,455
	雑 誌	20,612	17,632	20,780	21,740	23,005
	計	437,002	345,502	419,731	473,348	501,160
大 久 保 東 分 館	図 書	82,134	51,573	69,252	79,174	84,585
	視聴覚	2,544	1,806	1,745	3,071	3,528
	雑 誌	3,874	2,917	3,328	3,337	3,665
	計	88,552	56,296	74,325	85,582	91,778
北 図 書 館	図 書	833,512	740,574	785,203	894,198	909,156
	視聴覚	50,159	50,191	55,320	64,403	72,453
	雑 誌	32,451	31,003	32,481	36,202	36,783
	計	916,122	821,768	873,004	994,803	1,018,392
宮 原 図 書 館	図 書	155,547	23,768	159,527	179,531	182,027
	視聴覚	16,320	2,443	14,736	16,144	14,971
	雑 誌	10,807	1,874	11,242	12,010	12,860
	計	182,674	28,085	185,505	207,685	209,858
武 蔵 浦 和 図 書 館	図 書	693,464	562,476	678,407	766,849	767,806
	視聴覚	26,401	26,598	35,035	34,448	33,681
	雑 誌	27,919	23,269	26,970	31,058	32,106
	計	747,784	612,343	740,412	832,355	833,593
南 浦 和 図 書 館	図 書	507,844	390,342	424,213	381,531	546,968
	視聴覚	29,245	27,117	27,927	27,380	34,953
	雑 誌	21,087	18,692	20,976	18,380	25,041
	計	558,176	436,151	473,116	427,291	606,962
移 動 図 書 館	図 書	35,353	27,306	31,235	32,559	33,168
	視聴覚	173	102	106	81	259
	雑 誌	80	176	228	221	248
	計	35,606	27,584	31,569	32,861	33,675
配 本 所	図 書	2,942	2,320	3,330	7,312	7,498
	視聴覚					
	雑 誌					
	計	2,942	2,320	3,330	7,312	7,498
合 計	図 書	8,824,027	6,775,468	8,284,120	8,640,964	8,451,351
	視聴覚	494,409	425,162	542,459	596,871	607,720
	雑 誌	405,186	326,070	385,436	417,227	404,267
	計	9,723,622	7,526,700	9,212,015	9,655,062	9,463,338
電子書籍		48,061	68,976	41,968	34,189	24459
合計(電子書籍を含む)		9,771,683	7,595,676	9,253,983	9,689,251	9,487,797

⑭政令指定都市図書館統計

政令指定都市図書館統計（令和2年度）

	人口 (人) ①	市域面積 (km ²) ②	図書館数 (館数) ③	蔵書冊数 (千点) ④	貸出点数 (千点) ⑤	予約件数 (千点) ⑥	令和元年度 図書館費 決算額(千円)	令和元年度 資料費 決算額(千円)
さいたま市	1,324,589	217.43	25	3,537	7,527	2,577.1	1,114,418	191,276
札幌市	1,961,575	1,121.26	12	2,674	4,493	1,765.7	1,131,966	185,721
仙台市	1,065,932	786.30	7	1,991	3,965	884.4	505,136	145,040
千葉市	974,726	271.77	15	2,232	2,863	1,087.4	721,468	82,662
横浜市	3,759,939	437.56	18	4,046	8,480	3,026.6	1,421,847	211,479
川崎市	1,521,562	143.01	12	1,952	5,479	1,778.9	688,642	107,946
相模原市	718,601	328.91	4	1,455	1,385	547.5	596,690	65,797
新潟市	784,774	726.45	19	1,873	3,486	852.5	661,342	100,474
静岡市	694,296	1,411.83	12	2,252	3,527	617.3	480,696	153,991
浜松市	799,966	1,558.06	23	2,448	3,912	895.8	1,102,798	114,370
名古屋市	2,300,949	326.50	21	3,278	8,193	2,054.4	1,198,014	158,839
京都市	1,400,720	827.83	18	1,821	6,221	1,848.9	749,381	198,705
大阪市	2,739,963	225.30	24	4,294	9,454	2,654.4	1,391,966	184,895
堺市	831,481	149.82	12	1,867	3,295	1,001.7	462,784	98,500
神戸市	1,526,835	557.02	12	2,130	5,363	1,577.7	1,358,530	162,130
岡山市	708,155	789.95	9	1,698	3,809	940.7	440,039	119,518
広島市	1,194,817	906.68	11	2,222	3,514	1,426.7	554,194	106,169
北九州市	944,712	491.95	18	1,880	2,428	89.4	891,547	96,350
福岡市	1,562,767	343.46	12	1,992	3,118	792.8	1,126,422	128,260
熊本市	732,702	390.32	5	1,601	2,348	393.2	353,246	83,994

※人口、面積は「令和3年版全国市町村要覧」(第一法規)による

令和2年度の図書館数・蔵書冊数・貸出冊数・予約件数及び令和元年度の図書館費・資料費は『日本の図書館 2021』(日本図書館協会)による

順位	人口 (人)	市域面積 (km ²)	図書館数 (館数)	蔵書冊数 (千点)	貸出点数 (千点)	予約件数 (千点)	令和元年度 図書館費 決算額(千円)	令和元年度 資料費 決算額(千円)
1	横浜市 (3,759,939)	浜松市 (1,558.06)	さいたま市 (25)	大阪市 (4,294)	大阪市 (9,454)	横浜市 (3,027)	横浜市 (1,421,847)	横浜市 (211,479)
2	大阪市 (2,739,963)	静岡市 (1,411.83)	大阪市 (24)	横浜市 (4,046)	横浜市 (8,480)	大阪市 (2,654)	大阪市 (1,391,966)	京都市 (198,705)
3	名古屋市 (2,300,949)	札幌市 (1,121.26)	浜松市 (23)	さいたま市 (3,537)	名古屋市 (8,193)	さいたま市 (2,577)	神戸市 (1,358,530)	さいたま市 (191,276)
4	札幌市 (1,961,575)	広島市 (906.68)	名古屋市 (21)	名古屋市 (3,278)	さいたま市 (7,527)	名古屋市 (2,054)	名古屋市 (1,198,014)	札幌市 (185,721)
5	福岡市 (1,562,767)	京都市 (827.83)	新潟市 (19)	札幌市 (2,674)	京都市 (6,221)	京都市 (1,849)	札幌市 (1,131,966)	大阪市 (184,895)
6	神戸市 (1,526,835)	岡山市 (789.95)	横浜市 (18)	浜松市 (2,448)	川崎市 (5,479)	川崎市 (1,779)	福岡市 (1,126,422)	神戸市 (162,130)
7	川崎市 (1,521,562)	仙台市 (786.30)	京都市 (18)	静岡市 (2,252)	神戸市 (5,363)	札幌市 (1,766)	さいたま市 (1,114,418)	名古屋市 (158,839)
8	京都市 (1,400,720)	新潟市 (726.45)	北九州市 (18)	千葉市 (2,232)	札幌市 (4,493)	神戸市 (1,578)	浜松市 (1,102,798)	静岡市 (153,991)
9	さいたま市 (1,324,589)	神戸市 (557.02)	千葉市 (15)	広島市 (2,222)	仙台市 (3,965)	広島市 (1,427)	北九州市 (891,547)	仙台市 (145,040)
10	広島市 (1,194,817)	北九州市 (491.95)	札幌市 (12)	神戸市 (2,130)	浜松市 (3,912)	千葉市 (1,087)	京都市 (749,381)	福岡市 (128,260)
11	仙台市 (1,065,932)	横浜市 (437.56)	川崎市 (12)	福岡市 (1,992)	岡山市 (3,809)	堺市 (1,002)	千葉市 (721,468)	岡山市 (119,518)
12	千葉市 (974,726)	熊本市 (390.32)	静岡市 (12)	仙台市 (1,991)	静岡市 (3,527)	岡山市 (941)	川崎市 (688,642)	浜松市 (114,370)
13	北九州市 (944,712)	福岡市 (343.46)	堺市 (12)	川崎市 (1,952)	広島市 (3,514)	浜松市 (896)	新潟市 (661,342)	川崎市 (107,946)
14	堺市 (831,481)	相模原市 (328.91)	神戸市 (12)	北九州市 (1,880)	新潟市 (3,486)	仙台市 (884)	相模原市 (596,690)	広島市 (106,169)
15	浜松市 (799,966)	名古屋市 (326.50)	福岡市 (12)	新潟市 (1,873)	堺市 (3,295)	新潟市 (853)	広島市 (554,194)	新潟市 (100,474)
16	新潟市 (784,774)	千葉市 (271.77)	広島市 (11)	堺市 (1,867)	福岡市 (3,118)	福岡市 (793)	仙台市 (505,136)	堺市 (98,500)
17	熊本市 (732,702)	岡山市 (225.30)	大阪市 (9)	京都市 (1,821)	千葉市 (2,863)	静岡市 (617)	静岡市 (480,696)	北九州市 (96,350)
18	相模原市 (718,601)	さいたま市 (217.43)	仙台市 (7)	岡山市 (1,698)	北九州市 (2,428)	相模原市 (548)	堺市 (462,784)	熊本市 (83,994)
19	岡山市 (708,155)	堺市 (149.82)	熊本市 (5)	熊本市 (1,601)	熊本市 (2,348)	熊本市 (393)	岡山市 (440,039)	千葉市 (82,662)
20	静岡市 (694,296)	川崎市 (143.01)	相模原市 (4)	相模原市 (1,455)	相模原市 (1,385)	北九州市 (89)	熊本市 (353,246)	相模原市 (65,797)
政令市平均	1,377,453	600.57	14.5	2,362	4,643	1,341	847,556	134,806

⑭政令指定都市図書館統計

施設密度 (③/②)	人口1人当たりの 蔵書冊数 (④×1,000/①)	人口1人当たりの 貸出数 (⑤×1,000/①)	人口1人当たりの 予約件数 (⑥×1,000/①)	1館当たりの 蔵書冊数 (④×1,000/③)	
0.115	2.7	5.7	1.9	141,480	さいたま市
0.011	1.4	2.3	0.9	222,833	札幌市
0.009	1.9	3.7	0.8	284,429	仙台市
0.055	2.3	2.9	1.1	148,800	千葉市
0.041	1.1	2.3	0.8	224,778	横浜市
0.084	1.3	3.6	1.2	162,667	川崎市
0.012	2.0	1.9	0.8	363,750	相模原市
0.026	2.4	4.4	1.1	98,579	新潟市
0.008	3.2	5.1	0.9	187,667	静岡市
0.015	3.1	4.9	1.1	106,435	浜松市
0.064	1.4	3.6	0.9	156,095	名古屋市
0.022	1.3	4.4	1.3	101,167	京都市
0.107	1.6	3.5	1.0	178,917	大阪市
0.080	2.2	4.0	1.2	155,583	堺市
0.022	1.4	3.5	1.0	177,500	神戸市
0.011	2.4	5.4	1.3	188,667	岡山市
0.012	1.9	2.9	1.2	202,000	広島市
0.037	2.0	2.6	0.1	104,444	北九州市
0.035	1.3	2.0	0.5	166,000	福岡市
0.013	2.2	3.2	0.5	320,200	熊本市

施設密度	人口1人当たりの 蔵書冊数	人口1人当たりの 貸出数	人口1人当たりの 予約件数	1館当たりの 蔵書冊数	順位
さいたま市 (0.115)	静岡市 (3.2)	さいたま市 (5.7)	さいたま市 (1.9)	相模原市 (363,750)	1
大阪市 (0.107)	浜松市 (3.1)	岡山市 (5.4)	岡山市 (1.3)	熊本市 (320,200)	2
川崎市 (0.084)	さいたま市 (2.7)	静岡市 (5.1)	京都市 (1.3)	仙台市 (284,429)	3
堺市 (0.080)	岡山市 (2.4)	浜松市 (4.9)	堺市 (1.2)	横浜市 (224,778)	4
名古屋市 (0.064)	新潟市 (2.4)	新潟市 (4.4)	広島市 (1.2)	札幌市 (222,833)	5
千葉市 (0.055)	千葉市 (2.3)	京都市 (4.4)	川崎市 (1.2)	広島市 (202,000)	6
横浜市 (0.041)	堺市 (2.2)	堺市 (4.0)	浜松市 (1.1)	岡山市 (188,667)	7
北九州市 (0.037)	熊本市 (2.2)	仙台市 (3.7)	千葉市 (1.1)	静岡市 (187,667)	8
福岡市 (0.035)	相模原市 (2.0)	川崎市 (3.6)	新潟市 (1.1)	大阪市 (178,917)	9
新潟市 (0.026)	北九州市 (2.0)	名古屋市 (3.6)	神戸市 (1.0)	神戸市 (177,500)	10
京都市 (0.022)	仙台市 (1.9)	神戸市 (3.5)	大阪市 (1.0)	福岡市 (166,000)	11
神戸市 (0.022)	広島市 (1.9)	大阪市 (3.5)	札幌市 (0.9)	川崎市 (162,667)	12
浜松市 (0.015)	大阪市 (1.6)	熊本市 (3.2)	名古屋市 (0.9)	名古屋市 (156,095)	13
熊本市 (0.013)	名古屋市 (1.4)	広島市 (2.9)	静岡市 (0.9)	堺市 (155,583)	14
相模原市 (0.012)	神戸市 (1.4)	千葉市 (2.9)	仙台市 (0.8)	千葉市 (148,800)	15
広島市 (0.012)	札幌市 (1.4)	北九州市 (2.6)	横浜市 (0.8)	さいたま市 (141,480)	16
岡山市 (0.011)	京都市 (1.3)	札幌市 (2.3)	相模原市 (0.8)	浜松市 (106,435)	17
札幌市 (0.011)	川崎市 (1.3)	横浜市 (2.3)	熊本市 (0.5)	北九州市 (104,444)	18
仙台市 (0.009)	福岡市 (1.3)	福岡市 (2.0)	福岡市 (0.5)	京都市 (101,167)	19
静岡市 (0.008)	横浜市 (1.1)	相模原市 (1.9)	北九州市 (0.1)	新潟市 (98,579)	20
0.039	1.9	3.6	1.0	184,599	政令市平均

①予算

予算（資料費）

当初予算額

図 書 館 名	図書購入費					視聴覚資料購入費				
	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度
中央図書館	20,816	19,732	26,543	24,861	32,111	250	260	330	300	400
北浦和図書館	7,870	7,870	10,169	9,010	9,995	49	49	60	60	160
東浦和図書館	7,080	7,081	9,327	8,742	9,636	113	125	180	180	200
美園図書館	1,947	1,947	2,669	2,477	3,320	63	75	120	120	130
大宮図書館					4,994					157
大宮西部図書館	4,262	4,234	5,937	4,957	6,371	50	50	50	50	50
桜木図書館	2,310	2,326	2,893	4,052	5,048	50	50	50	50	60
馬宮図書館	2,140	2,149	3,271	3,000	3,300	50	50	50	50	50
三橋分館	1,100	1,102	1,528	870	1,000	0	0	0	0	0
春野図書館	3,207	3,099	4,430	3,820	4,351	30	30	40	40	70
大宮東図書館	2,691	2,580	3,580	3,420	3,838	30	30	40	40	70
七里図書館	1,680	1,995	2,370	2,298	2,850	30	30	40	40	70
片柳図書館	1,757	1,910	2,470	2,452	3,126	180	180	240	240	350
与野図書館	4,810	4,810	5,808	5,491	6,101	91	91	91	91	101
与野南図書館	1,775	1,825	2,526	2,340	2,823	38	38	44	44	54
西分館	890	840	1,434	1,270	1,455	27	27	44	44	52
岩槻図書館	3,128	3,274	4,070	3,727	4,367	35	50	50	50	100
岩槻駅東口図書館	2,063	2,006	2,829	2,669	2,862	15	50	90	90	135
岩槻東部図書館	1,930	1,985	2,692	2,364	2,792	20	30	30	30	60
桜図書館	6,293	6,243	8,443	7,933	8,852	522	522	752	702	906
大久保東分館	995	995	1,172	1,079	1,396	0	0	0	0	0
北図書館	7,789	7,942	10,354	9,651	11,237	343	343	400	400	460
宮原図書館	1,947	1,982	2,464	2,608	3,037	62	87	240	80	95
武蔵浦和図書館	5,843	6,208	8,397	8,057	9,261	135	160	210	210	250
南浦和図書館	5,004	4,639	5,948	5,385	6,115	214	232	310	310	400
全館（データベース）										
合 計	99,327	98,774	131,324	122,533	150,238	2,397	2,559	3,461	3,221	4,380

*備品購入費は中央図書館図書費に含む

*大宮図書館の予算は、指定管理者による運営のため含まれない（令和元年度以降）

予算

当初予算額

（単位：千円）

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度
一般会計予算	637,300,000	611,780,000	562,720,000	556,830,000	554,500,000
教育費	97,153,671	93,178,898	90,999,379	88,950,637	97,554,615
社会教育費	9,028,490	8,894,730	8,721,624	7,624,535	8,325,054
図書館費	2,441,713	2,454,940	3,017,512	2,666,175	3,047,140
資料費	163,643	162,512	197,309	191,496	230,686
図書費	99,327	98,774	131,324	122,533	150,238

*資料費は視聴覚ライブラリーを含まない

① 予算

(単位:千円)

その他の資料費					資料費合計					図 書 館 名
令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	
17,189	17,132	17,373	21,515	30,010	38,255	37,124	44,246	46,676	62,521	中 央 図 書 館
1,876	1,876	1,876	1,876	1,900	9,795	9,795	12,105	10,946	12,055	北 浦 和 図 書 館
2,562	2,550	2,550	2,500	2,500	9,755	9,756	12,057	11,422	12,336	東 浦 和 図 書 館
1,243	1,230	1,230	1,210	1,270	3,253	3,252	4,019	3,807	4,720	美 園 図 書 館
				2,112					7,263	大 宮 図 書 館
3,582	3,594	3,768	3,521	3,450	7,894	7,878	9,755	8,528	9,871	大 宮 西 部 図 書 館
1,760	1,748	1,842	1,756	1,734	4,120	4,124	4,785	5,858	6,842	桜 木 図 書 館
1,426	1,433	1,453	1,397	1,388	3,616	3,632	4,774	4,447	4,738	馬 宮 図 書 館
748	742	758	758	716	1,848	1,844	2,286	1,628	1,716	三 橋 分 館
1,345	1,282	1,314	1,300	1,240	4,582	4,411	5,784	5,160	5,661	春 野 図 書 館
1,170	1,091	1,122	1,113	1,000	3,891	3,701	4,742	4,573	4,908	大 宮 東 図 書 館
1,145	1,090	1,107	1,060	1,050	2,855	3,115	3,517	3,398	3,970	七 里 図 書 館
1,395	1,343	1,365	1,340	1,300	3,332	3,433	4,075	4,032	4,776	片 柳 図 書 館
1,400	1,400	1,444	1,444	1,454	6,301	6,301	7,343	7,026	7,656	与 野 図 書 館
730	730	750	750	714	2,543	2,593	3,320	3,134	3,591	与 野 南 図 書 館
480	480	515	515	519	1,397	1,347	1,993	1,829	2,026	西 分 館
1,226	1,185	1,237	1,545	1,541	4,389	4,509	5,357	5,322	6,008	岩 槻 図 書 館
1,175	1,059	1,118	1,032	1,032	3,253	3,115	4,037	3,791	4,029	岩 槻 駅 東 口 図 書 館
1,064	1,017	1,054	969	953	3,014	3,032	3,776	3,363	3,805	岩 槻 東 部 図 書 館
2,782	2,832	2,832	2,776	2,789	9,597	9,597	12,027	11,411	12,547	桜 図 書 館
461	461	461	450	440	1,456	1,456	1,633	1,529	1,836	大 久 保 東 分 館
3,464	3,302	3,605	3,404	3,515	11,596	11,587	14,359	13,455	15,212	北 図 書 館
1,213	1,162	1,250	1,205	1,187	3,222	3,231	3,954	3,893	4,319	宮 原 図 書 館
2,405	2,390	2,443	2,400	2,512	8,383	8,758	11,050	10,667	12,023	武 蔵 浦 和 図 書 館
1,998	1,970	1,970	1,900	2,060	7,216	6,841	8,228	7,595	8,575	南 浦 和 図 書 館
8,080	8,080	8,087	8,006	7,682	8,080	8,080	8,087	8,006	7,682	全 館 (デ ー タ ベ ー ス)
61,919	61,179	62,524	65,742	76,068	163,643	162,512	197,309	191,496	230,686	合 計

*「その他の資料費」の内訳: 逐次刊行物(雑誌・新聞)、障がい者用資料、法規類追録、マイクロフィルム、電子書籍

②決算

決算（資料費）

図 書 館 名	図書購入費					視聴覚資料購入費				
	令和3年度 円	令和2年度 千円	令和元年度 千円	30年度 千円	29年度 千円	令和3年度 円	令和2年度 千円	令和元年度 千円	30年度 千円	29年度 千円
中 央 図 書 館	24,420,126	31,584	26,676	34,413	36,885	252,832	319	215	506	494
北 浦 和 図 書 館	7,826,098	10,147	9,003	10,082	10,109	48,814	50	51	141	45
東 浦 和 図 書 館	6,930,287	9,359	8,890	9,768	9,911	124,861	179	180	197	200
美 園 図 書 館	2,044,133	2,651	2,290	3,282	3,341	73,938	119	120	130	130
大 宮 図 書 館				5,023	5,244				150	160
大 宮 西 部 図 書 館	4,456,433	6,737	5,781	6,886	6,735	49,999	50	52	46	50
桜 木 図 書 館	2,352,936	3,418	3,480	5,160	4,907	49,940	49	50	52	75
馬 宮 図 書 館	2,160,930	2,814	2,495	2,923	2,942	49,936	50	50	45	48
三 橋 分 館	1,109,818	1,606	1,262	1,017	1,229	0	0	0	0	0
春 野 図 書 館	3,169,788	4,623	4,179	4,391	4,523	26,309	39	31	63	68
大 宮 東 図 書 館	2,560,623	3,473	3,280	3,805	3,757	25,622	39	20	63	75
七 里 図 書 館	1,976,844	2,398	2,354	2,763	2,796	28,710	39	18	64	72
片 柳 図 書 館	1,898,830	2,651	2,244	3,173	2,969	168,907	238	207	341	345
与 野 図 書 館	4,855,900	5,971	5,713	6,261	6,321	90,217	128	91	101	100
与 野 南 図 書 館	1,798,832	2,324	2,204	2,627	2,696	37,791	50	44	50	54
西 分 館	925,146	1,515	1,222	1,564	1,431	26,340	41	44	51	51
岩 槻 図 書 館	3,232,169	4,178	3,646	4,544	4,261	50,990	49	55	89	50
岩 槻 駅 東 口 図 書 館	1,964,451	2,867	2,611	2,807	2,884	47,520	90	81	132	89
岩 槻 東 部 図 書 館	2,055,776	2,695	2,434	2,733	2,704	28,886	29	24	47	28
桜 図 書 館	6,462,352	8,310	7,873	8,838	8,969	559,244	735	687	797	856
大 久 保 東 分 館	758,472	1,276	1,135	1,305	1,377	0	0	0	0	0
北 図 書 館	7,497,323	10,510	9,196	11,246	11,094	145,358	406	288	472	448
宮 原 図 書 館	2,188,154	2,555	3,091	3,162	3,308	0	231	67	60	118
武 蔵 浦 和 図 書 館	6,068,227	8,352	7,745	9,448	9,056	160,409	206	203	250	250
南 浦 和 図 書 館	4,724,154	6,071	5,688	6,268	6,805	229,892	309	298	400	100
全 館（データベース）										
合 計	103,437,802	138,083	124,490	153,489	156,253	2,276,515	3,446	2,875	4,247	3,906

* 令和3年度は決算見込み額、令和2年度以前は決算額です

* 大宮図書館は、指定管理者による運営のため含まれない（令和元年度以降）

資料購入点数

図 書 館 名	図書購入点数					視聴覚資料購入点数				
	令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	29年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	29年度
中 央 図 書 館	10,999	12,188	11,691	13,976	17,984	92	116	70	97	123
北 浦 和 図 書 館	4,653	5,982	5,429	6,562	6,136	20	17	20	47	19
東 浦 和 図 書 館	4,591	5,843	5,702	6,604	6,116	44	59	68	83	87
美 園 図 書 館	1,340	1,794	1,581	2,252	2,379	27	42	46	59	55
大 宮 図 書 館	9,082	9,052	69,343	3,023	3,107	139	152	708	66	67
大 宮 西 部 図 書 館	2,761	4,237	7,389	10,008	9,233	19	16	21	16	18
桜 木 図 書 館	1,325	1,875	1,944	3,025	2,706	19	17	19	20	32
馬 宮 図 書 館	1,411	1,793	1,615	1,745	1,964	17	18	20	16	18
三 橋 分 館	818	1,095	903	807	915	0	0	0	0	0
春 野 図 書 館	1,850	2,730	2,605	2,653	2,840	9	17	11	50	36
大 宮 東 図 書 館	1,641	2,081	2,283	2,427	2,517	10	16	8	13	28
七 里 図 書 館	1,260	1,486	1,524	1,795	1,885	11	16	7	24	28
片 柳 図 書 館	1,194	1,642	1,521	2,124	1,935	23	24	7	52	115
与 野 図 書 館	2,953	3,502	3,494	3,795	4,076	29	31	16	22	36
与 野 南 図 書 館	1,119	1,548	1,443	1,601	1,776	9	23	17	15	24
西 分 館	616	903	929	1,110	1,060	9	17	15	19	20
岩 槻 図 書 館	1,819	2,368	2,139	2,543	2,219	19	18	19	41	18
岩 槻 駅 東 口 図 書 館	1,248	1,754	1,512	1,819	1,932	6	8	0	12	9
岩 槻 東 部 図 書 館	1,170	1,627	1,567	1,786	1,829	11	11	10	19	10
桜 図 書 館	3,733	4,741	4,665	4,525	6,087	85	126	59	168	158
大 久 保 東 分 館	662	939	838	857	1,024	0	0	0	0	0
北 図 書 館	4,458	6,181	5,806	6,957	7,031	26	88	40	111	115
宮 原 図 書 館	1,310	1,893	2,118	2,197	2,210	16	49	14	21	27
武 蔵 浦 和 図 書 館	3,783	5,224	4,747	5,937	5,792	56	70	73	95	92
南 浦 和 図 書 館	2,988	3,782	3,644	4,099	4,664	26	33	11	64	31
合 計	68,784	86,260	146,432	94,227	99,417	722	984	1,279	1,130	1,166

その他の資料費					資料費合計					図 書 館 名
令和3年度 円	令和2年度 千円	令和元年度 千円	30年度 千円	29年度 千円	令和3年度 円	令和2年度 千円	令和元年度 千円	30年度 千円	29年度 千円	
12,355,991	12,252	19,593	27,587	26,153	37,028,949	44,155	46,484	62,506	63,531	中 央 図 書 館
1,918,182	1,892	1,870	1,819	1,552	9,793,094	12,089	10,925	12,043	11,706	北 浦 和 図 書 館
2,556,304	2,526	2,540	2,474	2,080	9,611,452	12,065	11,610	12,439	12,191	東 浦 和 図 書 館
1,277,168	1,225	1,209	1,191	1,214	3,395,239	3,995	3,619	4,603	4,685	美 園 図 書 館
			2,048	2,048				7,221	7,453	大 宮 図 書 館
3,423,538	3,110	3,501	3,362	3,345	7,929,970	9,896	9,333	10,295	10,130	大 宮 西 部 図 書 館
1,678,355	1,692	1,706	1,670	1,669	4,081,231	5,159	5,236	6,882	6,652	桜 木 図 書 館
1,404,027	1,368	1,368	1,343	1,326	3,614,893	4,231	3,914	4,311	4,316	馬 宮 図 書 館
742,043	708	716	701	580	1,851,861	2,314	1,978	1,719	1,810	三 橋 分 館
1,276,942	1,283	1,296	1,272	1,232	4,473,039	5,946	5,505	5,726	5,823	春 野 図 書 館
1,099,722	1,096	1,116	998	1,122	3,685,967	4,608	4,416	4,866	4,954	大 宮 東 図 書 館
1,089,472	912	1,088	1,062	1,046	3,095,026	3,348	3,460	3,890	3,914	七 里 図 書 館
1,336,011	1,324	1,331	1,312	1,309	3,403,748	4,214	3,782	4,826	4,623	片 柳 図 書 館
1,290,230	1,387	1,440	1,427	1,387	6,236,347	7,486	7,244	7,789	7,808	与 野 図 書 館
738,089	723	710	680	717	2,574,712	3,097	2,957	3,358	3,468	与 野 南 図 書 館
478,430	517	522	511	516	1,429,916	2,073	1,788	2,126	1,997	西 分 館
1,180,440	1,185	1,557	1,504	1,343	4,463,599	5,413	5,257	6,137	5,655	岩 槻 図 書 館
1,069,891	1,059	1,051	988	1,027	3,081,862	4,015	3,742	3,927	4,000	岩 槻 駅 東 口 図 書 館
1,025,472	1,017	1,017	995	955	3,110,134	3,741	3,475	3,776	3,686	岩 槻 東 部 図 書 館
2,793,146	2,877	2,786	2,734	2,734	9,814,742	11,921	11,346	12,369	12,559	桜 図 書 館
478,809	463	459	450	442	1,237,281	1,739	1,594	1,755	1,820	大 久 保 東 分 館
3,439,047	3,419	3,506	3,448	3,410	11,081,728	14,334	12,989	15,167	14,952	北 図 書 館
1,208,037	1,166	1,200	1,142	1,152	3,396,191	3,953	4,358	4,364	4,578	宮 原 図 書 館
2,415,948	2,372	2,390	2,353	2,369	8,644,584	10,930	10,338	12,051	11,674	武 蔵 浦 和 図 書 館
1,999,857	1,965	1,938	1,879	2,019	6,953,903	8,345	7,923	8,547	8,923	南 浦 和 図 書 館
8,079,832	8,076	8,003	7,562	6,054	8,079,832	8,076	8,003	7,562	6,054	全 館 (デ ー タ ベ ー ス)
56,354,983	55,613	63,911	72,517	68,801	162,069,300	197,142	191,276	230,254	228,961	合 計

*「その他の資料費」の内訳：逐次刊行物(雑誌・新聞)、障がい者用資料、法規類追録、マイクロフィルム、備品、電子書籍

*マイクロフィルム、備品及び電子書籍コンテンツ購入費は中央図書館その他の資料費に含む

その他の資料購入点数					資料購入点数合計					図 書 館 名
令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	29年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	29年度	
5,869	5,904	5,996	8,403	9,848	16,960	18,208	17,757	22,476	27,955	中 央 図 書 館
1,456	1,487	1,516	1,530	1,524	6,129	7,486	6,965	8,139	7,679	北 浦 和 図 書 館
2,223	2,273	2,339	2,351	2,341	6,858	8,175	8,109	9,038	8,544	東 浦 和 図 書 館
1,106	1,101	1,113	1,128	1,144	2,473	2,937	2,740	3,439	3,578	美 園 図 書 館
3,683	3,699	3,816	1,547	1,523	12,904	12,903	73,867	4,636	4,697	大 宮 図 書 館
2,379	2,441	2,529	2,553	2,610	5,159	6,694	9,939	12,577	11,861	大 宮 西 部 図 書 館
1,348	1,378	1,425	1,437	1,475	2,692	3,270	3,388	4,482	4,213	桜 木 図 書 館
1,218	1,223	1,239	1,255	1,254	2,646	3,034	2,874	3,016	3,236	馬 宮 図 書 館
698	688	711	712	728	1,516	1,783	1,614	1,519	1,643	三 橋 分 館
1,065	1,105	1,151	1,165	1,180	2,924	3,852	3,767	3,868	4,056	春 野 図 書 館
1,029	1,064	1,113	1,147	1,157	2,680	3,161	3,404	3,587	3,702	大 宮 東 図 書 館
907	926	991	997	995	2,178	2,428	2,522	2,816	2,908	七 里 図 書 館
1,231	1,269	1,305	1,324	1,347	2,448	2,935	2,833	3,500	3,397	片 柳 図 書 館
1,086	1,230	1,266	1,297	1,241	4,068	4,763	4,776	5,114	5,353	与 野 図 書 館
511	515	514	537	567	1,639	2,086	1,974	2,153	2,367	与 野 南 図 書 館
343	352	377	375	387	968	1,272	1,321	1,504	1,467	西 分 館
820	841	866	866	892	2,658	3,227	3,024	3,450	3,129	岩 槻 図 書 館
874	891	926	958	994	2,128	2,653	2,438	2,789	2,935	岩 槻 駅 東 口 図 書 館
731	733	751	762	775	1,912	2,371	2,328	2,567	2,614	岩 槻 東 部 図 書 館
2,236	2,300	2,364	2,413	2,462	6,054	7,167	7,088	7,106	8,707	桜 図 書 館
335	333	337	341	341	997	1,272	1,175	1,198	1,365	大 久 保 東 分 館
2,730	2,752	2,825	2,907	2,902	7,214	9,021	8,671	9,975	10,048	北 図 書 館
1,033	1,052	1,085	1,096	1,123	2,359	2,994	3,217	3,314	3,360	宮 原 図 書 館
1,956	1,976	2,048	2,089	2,146	5,795	7,270	6,868	8,121	8,030	武 蔵 浦 和 図 書 館
1,676	1,703	1,722	1,758	1,822	4,690	5,518	5,377	5,921	6,517	南 浦 和 図 書 館
38,543	39,236	40,325	40,948	42,778	108,049	126,480	188,036	136,305	143,361	合 計

*その他の資料購入点数は雑誌及び電子書籍(中央図書館のみ)の購入点数を指す

図書館協議会開催記録

開催日	時間・場所	議 題
7月26日(月)	午前10時00分から 浦和コミュニティセン ター 多目的ホール	(1) 令和2年度事業報告について (2) 令和3年度(令和2年度事業対象)図書館評価について (3) 令和3年度の事業計画について (4) 令和3年度～7年度さいたま市図書館評価における目標、指標、目標値等について (5) 「さいたま市図書館ビジョン(第2期)」及び「さいたま市図書館ビジョン(第2期)実施計画 前期」について
11月15日(月)	午前10時00分から 浦和コミュニティセン ター 第15集会室	(1) 任命書の交付について (2) さいたま市図書館協議会について (3) さいたま市図書館の概要について (4) 令和3年度(令和2年度事業対象)図書館評価報告書について (5) 今後の進行について
3月28日(月)	午前10時00分から 浦和コミュニティセン ター 第15集会室	(1) 「さいたま市図書館の利用に関するアンケート」集計結果について (2) 視聴覚ライブラリー運営委員会の提案について

さいたま市図書館協議会委員名簿

委員:14名(うち3名が公募)・第11期(令和3年11月1日～令和5年10月31日)

氏 名	備 考
◎ 馬 場 範 明 (ばば のりあき)	全国歴史研究会常任理事
○ 大 井 陸 (おおい むつみ)	元大学非常勤講師
川 田 倫 世 (かわた みちよ)	さいたま市PTA協議会常任理事
長 束 明 美 (ながつか あけみ)	音訳グループ木曜会元代表
加 藤 路 子 (かとう みちこ)	さいたま市よい本を読む運動推進員
関 根 規 雄 (せきね のりお)	さいたま市私立幼稚園協会理事
石 川 敬 史 (いしかわ たかし)	大学准教授
二宮 奈緒美 (にのみや なおみ)	浦和子どもの本連絡会 書記、世話人元代表
石 井 正 (いしい まさし)	公募委員
原 修 (はら おさむ)	公募委員
星 野 宏 充 (ほしの ひろみち)	公募委員
森 裕 子 (もり ゆうこ)	さいたま市立小学校校長会
渡 辺 典 子 (わたなべ のりこ)	さいたま市中学校長会
吉 野 浩 一 (よしの こういち)	さいたま市立高等学校長会

◎委員長○副委員長

(令和4年3月31日現在)

①利用案内 ②予算・決算 ③主催事業 ④所蔵資料・機材数

視聴覚ライブラリー利用案内

所在地	さいたま市北区宮原町1-852-1（北図書館内）
貸出点数	映画フィルム、録音・録画資料 1回6点以内 映写機及び付属品 1回1式
貸出期間	5日以内
休館日	月曜日（祝日の場合は開館し、翌々日の水曜日に休館） 年末年始、特別整理期間
利用時間	火～金曜日：午前9時～午後8時、土・日・祝日：午前9時～午後6時

視聴覚ライブラリー 予算・決算

(単位:円)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予 算	1,247,000	985,000	1,081,000	1,115,000	1,190,000
(うち資料費)	495,000	550,000	550,000	545,000	540,000
決 算		932,629	999,480	976,382	1,089,411
(うち資料費)		504,680	384,835	416,900	444,420

*令和3年度は決算見込み。

視聴覚ライブラリー主催事業

事業名	実 施 日	参 加 者 数	会 場
16ミリフィルム映写機操作技術講習会	11月14日	7人	プラザノース 映写室
	11月17日	4人	

視聴覚ライブラリー所蔵資料・機材数

所蔵資料数

	16ミリフィルム	ビデオテープ	DVD	資料数計
令和3年度	1,517	1,306	444	3,267
令和2年度	1,526	1,331	415	3,272
令和元年度	1,526	1,331	403	3,260
30年度	1,526	1,331	387	3,244
29年度	1,526	1,331	355	3,212

所蔵機材数

	16ミリ映写機	液晶 プロジェクター	DVDプレイヤー	スライド映写機
令和3年度	19	5	5	2
令和2年度	19	5	5	2
令和元年度	19	5	5	2
30年度	19	3	5	2
29年度	19	3	5	2

	OHP	スクリーン	暗幕	スピーカー	機材数計
令和3年度	1	30	88	8	158
令和2年度	1	30	88	8	158
令和元年度	1	30	88	8	158
30年度	1	29	88	8	155
29年度	1	29	88	8	155

⑤利用統計

視聴覚ライブラリー利用統計

		保育園・幼稚園	小学校	中学校	高等学校	専門学校・ろう学校	放課後児童クラブ	児童センター	子供会	図書館	公民館	社会教育団体	市役所	自治会	その他	計
登録団体数	令和3年度	122	28	20	5	2	44	12	28	18	43	129	37	31	66	585
団体種別利用件数	令和3年度	61	2	1	1	0	35	11	3	91	14	9	19	1	54	302
	令和2年度	49	4	0	1	0	29	5	4	51	16	18	12	3	16	208
	令和元年度	99	8	3	0	1	39	18	5	102	16	52	48	6	83	480

機材

16ミリフィルム映写機 利用台数	令和3年度	26	0	0	1	0	1	0	1	0	2	2	0	0	2	35
	令和2年度	14	0	0	1	0	1	0	1	10	0	0	0	0	0	27
	令和元年度	50	2	0	0	0	1	0	1	10	1	6	3	2	2	78
DVDプレイヤー 利用台数	令和3年度	5	0	0	0	0	17	0	0	1	10	0	5	0	14	52
	令和2年度	1	0	0	0	0	16	0	1	1	5	0	4	0	8	36
	令和元年度	14	0	0	0	0	17	0	2	2	2	5	14	1	19	76
液晶プロジェクター 利用台数	令和3年度	14	0	0	0	0	29	1	0	25	9	5	5	1	28	117
	令和2年度	19	0	0	0	0	26	0	2	5	5	7	4	2	11	81
	令和元年度	24	0	0	0	0	36	0	4	12	1	23	19	2	24	145

教材

16ミリフィルム	令和3年度	利用本数	110	0	0	0	0	4	0	4	2	12	8	0	0	26	166
		視聴者数	2,880	0	0	0	0	60	0	25	13	40	133	0	0	593	3,744
	令和2年度	利用本数	73	0	0	0	0	3	0	2	22	0	16	3	0	7	126
		視聴者数	1,505	0	0	0	0	100	0	30	231	0	543	20	0	147	2,576
	令和元年度	利用本数	222	2	0	0	0	4	0	5	64	4	66	11	10	6	394
		視聴者数	6,928	91	0	0	0	62	0	30	675	153	1,187	311	91	68	9,596
ビデオテープ	令和3年度	利用本数	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	9
		視聴者数	0	0	0	0	0	0	0	0	92	0	0	0	0	0	92
	令和2年度	利用本数	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4
		視聴者数	0	0	0	0	0	0	0	0	63	0	0	0	0	0	63
	令和元年度	利用本数	0	2	0	0	0	0	0	0	12	4	11	1	1	0	31
		視聴者数	0	70	0	0	0	0	0	0	256	78	131	109	3	0	647
D V D	令和3年度	利用本数	12	0	1	0	0	3	29	4	69	21	0	19	0	35	193
		視聴者数	232	0	75	0	0	44	194	37	1,029	327	0	363	0	428	2,729
	令和2年度	利用本数	0	0	0	0	0	6	15	0	49	18	0	24	1	2	115
		視聴者数	0	0	0	0	0	70	56	0	306	171	0	242	0	23	868
	令和元年度	利用本数	33	0	5	0	2	7	61	9	57	27	7	50	10	215	483
		視聴者数	1,170	0	242	0	56	20	636	70	2,109	474	74	1,510	123	3,454	9,938

⑥視聴覚ライブラリー運営委員会開催記録

⑦さいたま市立視聴覚ライブラリー運営委員会委員名簿

視聴覚ライブラリー運営委員会開催記録

開催日	時間・場所	議題
6月3日(木)	午後3時～ プラザノース 1階 映写室	1. 視聴覚ライブラリー事業報告 2. 視聴覚ライブラリーのあり方について
11月24日(水)	午後3時～ 北図書館 イベントルーム	1. マルチメディアライブラリーの進捗について 2. 視聴覚ライブラリー運営委員会検討課題について 3. マルチメディアライブラリーの目的について 4. マルチメディアライブラリーの事業について 5. その他
12月16日(木)	午後4時～ 北図書館 イベントルーム	1. 第2回未来の図書館と公民館を作る検討会議報告について 2. 「マルチメディアLab(通称)3つのLとその意図」について 3. マルチメディアライブラリーの目的と事業について
1月12日(水)	午後4時～ 北図書館 イベントルーム	1. 「第3回未来の図書館と公民館を作る検討会議報告」について 2. 「YONO 3L Space案」について 3. 「マルチメディアラボの目的案」について 4. 「マルチメディアLabは学び創造ラボ」について 5. 「仮称 マルチメディアラボ」について 6. 「さいたま市未来の図書館・公民館をつくる検討会勉強会」について 7. 「統合案」について

さいたま市立視聴覚ライブラリー運営委員会委員名簿

委員:5名 ・ 任期(令和3年11月1日～令和5年10月31日)

氏名	備考
◎ 林 弘 樹 (はやし ひろき)	映画監督
○ 宮 本 恭 嗣 (みやもと やすし)	さいたま市PPPコーディネーター
三 島 浩 (みしま ひろし)	映像制作会社取締役
三 ツ 口 拓 也 (みつぐち たくや)	一般社団法人代表理事
森 山 日 登 美 (もりやま ひとみ)	中央図書館副館長

◎委員長○副委員長

(令和4年3月31日現在)

さいたま市図書館条例

○さいたま市図書館条例

〔平成13年5月1日
条例第123号〕

最終改正 平成29年7月6日条例第45号

目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
 第2章 図書館の利用（第6条―第14条）
 第3章 文化施設（第15条―第24条）
 第4章 図書館協議会（第25条）
 第5章 補則（第26条）
 附則

第1章 総則

（設置）

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
さいたま市立中央図書館	さいたま市浦和区東高砂町11番1号
さいたま市立北浦和図書館	さいたま市浦和区北浦和1丁目4番2号
さいたま市立南浦和図書館	さいたま市南区根岸1丁目7番1号
さいたま市立東浦和図書館	さいたま市緑区大字中尾1440番地8
さいたま市立大宮図書館	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1
さいたま市立大宮西部図書館	さいたま市北区榑引町2丁目499番地1
さいたま市立大宮東図書館	さいたま市見沼区堀崎町48番地1
さいたま市立春野図書館	さいたま市見沼区春野2丁目12番1号
さいたま市立七里図書館	さいたま市見沼区大字大谷1210番地
さいたま市立宮原図書館	さいたま市北区吉野町2丁目195番地1
さいたま市立与野図書館	さいたま市中央区下落合5丁目11番11号
さいたま市立馬宮図書館	さいたま市西区大字西遊馬533番地1
さいたま市立桜木図書館	さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地18
さいたま市立岩槻図書館	さいたま市岩槻区本町4丁目2番25号
さいたま市立岩槻駅東口図書館	さいたま市岩槻区本町3丁目1番1号
さいたま市立岩槻東部図書館	さいたま市岩槻区東岩槻6丁目6番地
さいたま市立桜図書館	さいたま市桜区道場4丁目3番1号
さいたま市立片柳図書館	さいたま市見沼区染谷3丁目147番地1
さいたま市立与野南図書館	さいたま市中央区大戸6丁目28番16号
さいたま市立北図書館	さいたま市北区宮原町1丁目852番地1
さいたま市立武蔵浦和図書館	さいたま市南区別所7丁目20番1号
さいたま市立美園図書館	さいたま市緑区美園4丁目19番地1

2 図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
さいたま市立大宮西部図書館三橋分館	さいたま市西区三橋6丁目642番地4
さいたま市立与野図書館西分館	さいたま市中央区桜丘2丁目6番28号
さいたま市立桜図書館大久保東分館	さいたま市桜区大字大久保領家131番地6

（一部改正〔平成14年条例21号・67号・16年18号・63号・17年53号・202号・214号・18年63号・19年10号・23年21号・26年67号・28年32号・29年45号〕）

（事業）

第3条 図書館は、次の事業を行う。

- 法第3条に掲げる事業に関すること。
- 図書館の施設の利用に関すること。

（職員）

第4条 図書館（指定管理者に管理を行わせる図書館を除く。）に館長その他の職員を置く。

（一部改正〔平成19年条例10号・27年52号〕）

（指定管理者による管理）

第5条 市教育委員会（以下「委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、図書館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- 法第3条各号に規定する事項（同条第5号に規定する分館及び配本所の設置に係るものを除く。）に関すること。
- 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- 前2号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認める業務

2 委員会は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- 次条第1項の規定にかかわらず、必要があると認めるときに、委員会の承認を得て、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館すること。
- 第7条第1項の規定にかかわらず、必要があると認めるときに、委員会の承認を得て、利用時間を臨時に変更すること。
- 第10条（第14条において準用する場合を含む。）の規定により、第10条各号のいずれかに該当すると認めるときに、利用を制限し、又は退館を命ずること。
- 第17条の規定により、文化施設の利用の許可をすること。
- 第18条の規定により、同条各号のいずれかに該当すると認めるときに、文化施設の利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用を制限すること。

（追加〔平成27年条例52号〕）

第2章 図書館の利用

（休館日）

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- さいたま市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）
 ア 毎月第1月曜日及び第3月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その翌々日（祝日法による休日）に当たる日を除く。）
 イ 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで

ウ 特別整理期間（8日以内）

- さいたま市立北浦和図書館（以下「北浦和図書館」という。）、さいたま市立南浦和図書館（以下「南浦和図書館」という。）、さいたま市立東浦和図書館（以下「東浦和図書館」という。）、さいたま市立大宮西部図書館（以下「大宮西部図書館」という。）、さいたま市立春野図書館（以下「春野図書館」という。）、さいたま市立与野図書館（以下「与野図書館」という。）、さいたま市立桜木図書館（以下「桜木図書館」という。）、さいたま市立岩槻駅東口図書館（以下「岩槻駅東口図書館」という。）、さいたま市立桜図書館（以下「桜図書館」という。）、さいたま市立北図書館（以下「北図書館」という。）、さいたま市立武蔵浦和図書館（以下「武蔵浦和図書館」という。）及びさいたま市立美園図書館（以下「美園図書館」という。）
 ア 月曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌々日（祝日法による休日）に当たる日を除く。）
 イ 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで

ウ 特別整理期間（8日以内）

- さいたま市立大宮東図書館（以下「大宮東図書館」という。）、さいたま市立七里図書館（以下「七里図書館」という。）、さいたま市立宮原図書館（以下「宮原図書館」という。）、さいたま市立馬宮図書館（以下「馬宮図書館」という。）、さいたま市立岩槻図書館（以下「岩槻図書館」という。）、さいたま市立岩槻東部図書館（以下「岩槻東部図書館」という。）、さいたま市立片柳図書館（以下「片柳図書館」という。）、さいたま市立与野南図書館（以下「与野南図書館」という。）、さいたま市立大宮西部図書館三橋分館（以下「大宮西部図書館三橋分館」という。）、

さいたま市図書館条例

さいたま市立与野図書館西分館(以下「与野図書館西分館」という。)及びさいたま市立桜図書館大久保東分館(以下「桜図書館大久保東分館」という。)

ア 火曜日(祝日法による休日に当たるときは、その翌日(祝日法による休日に当たる日を除く。))

イ 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで

ウ 特別整理期間(8日以内)

(4) さいたま市立大宮図書館(以下「大宮図書館」という。)(文化施設及び多目的スペースを除く。) 特別整理期間(8日以内)

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(一部改正〔平成16年条例18号・63号・17年53号・214号・19年10号・23年21号・26年67号・27年52号・28年32号〕)

(利用時間)

第7条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

(1) 中央図書館 午前9時から午後9時(日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、午後6時)まで

(2) 北浦和図書館、南浦和図書館、東浦和図書館、大宮西部図書館、春野図書館、与野図書館、桜木図書館、岩槻駅東口図書館、桜図書館、北図書館、武蔵浦和図書館及び美園図書館 午前9時から午後8時(日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは午後6時、与野図書館の視聴覚ホールの利用については午後9時)まで

(3) 大宮東図書館、七里図書館、宮原図書館、馬宮図書館、岩槻図書館、岩槻東部図書館、片柳図書館、与野南図書館、大宮西部図書館三橋分館、与野図書館西分館及び桜図書館大久保東分館 午前9時から午後6時(日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、午後5時)まで

(4) 大宮図書館 午前9時から午後9時30分まで

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項の利用時間を臨時に変更することができる。

(一部改正〔平成14年条例21号・16年18号・63号・17年53号・202号・214号・19年10号・23年21号・26年67号・27年52号・28年32号〕)

(利用の資格)

第8条 図書館資料の個人貸出しを受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市内に居住し、通勤し、又は通学する者

(2) 広域利用に関する協定書を締結している市又は町に居住している者

(3) 前2号に掲げる者のほか、委員会が臨時に必要なと認める者

2 図書館資料の団体貸出しを受けることができるものは、市内の機関又は団体とする。

(一部改正〔平成27年条例52号〕)

(貸出し)

第9条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用者カードの交付を受けなければならない。

(一部改正〔平成27年条例52号〕)

(利用の制限等)

第10条 利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員会は、その利用を制限し、又は退館を命ずることができる。

(1) 風紀を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(一部改正〔平成27年条例52号〕)

(譲渡等の禁止)

第11条 利用者カードを他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

2 利用者カードが登録者以外によって利用され、損害が生じたときは、当該登録者がその責めを負うものとする。

(一部改正〔平成27年条例52号〕)

(損害賠償等の義務)

第12条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 図書館資料を損傷し、又は滅失した者は、現品又は委員会が指定する資料をもって弁償しなければならない。

(一部改正〔平成27年条例52号〕)

(移動図書館等)

第13条 図書館から市内を巡回し、図書館資料の貸出し等を行うため、図書館に移動図書館を置く。

2 図書館資料を広く市民の利用に供するため、市内に配本所を置くことができる。

3 移動図書館及び配本所の巡回日又は開室日等については、委員会が別に定める。

(一部改正〔平成27年条例52号〕)

(準用)

第14条 第8条から第12条までの規定は、移動図書館及び配本所における図書館資料の利用について準用する。

(一部改正〔平成16年条例18号・27年52号〕)

第3章 文化施設

(文化施設の種類)

第15条 図書館及び分館に、次のとおり文化施設を置く。

図書館及び分館	文化施設
大宮図書館	学習支援室 研究席 研修室 展示スペース
大宮西部図書館	会議室 視聴覚ホール ギャラリー
大宮東図書館	会議室
春野図書館	会議室
与野図書館	視聴覚ホール 展示コーナー
与野南図書館	集会室 展示コーナー
与野図書館西分館	集会室

(一部改正〔平成19年条例10号・27年52号・28年32号〕)

(利用)

第16条 文化施設は、市民の教養の向上を図るため必要があると認めるときは、これを市民の利用に供することができる。

2 文化施設を利用できるものは、市内の学校、社会教育関係団体、公共団体又はこれらに準ずる団体とする。

3 前項の規定にかかわらず、大宮図書館の文化施設を利用できるものは、第8条第1項各号に掲げる者又は同条第2項に規定するものとする。

(一部改正〔平成27年条例52号・28年32号〕)

(利用の許可)

第17条 文化施設を利用しようとするものは、委員会の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更し、又は取り消す場合も同様とする。

(一部改正〔平成27年条例52号〕)

(利用の制限等)

第18条 文化施設を利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員会は、当該利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用を制限することができる。

(1) 風紀を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とするとき。

(4) この条例の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(一部改正〔平成27年条例52号〕)

(利用権の譲渡等の禁止)

第19条 文化施設の利用の許可を受けたもの(以下「施設利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(一部改正〔平成27年条例52号・28年32号〕)

(利用料金)

第20条 大宮図書館の文化施設のうち、研究席、研修室及び展示スペースの施設利用者は、利用の許可を受けたときは、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金(附属設備の利用料金を除く。)の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 附属設備の利用料金の額は、市長が別に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(全部改正〔平成28年条例32号〕)

(利用料金の減免)

第21条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(一部改正〔平成27年条例52号・28年32号〕)

(利用料金の不還付)

第22条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、施設利用者の責めに帰することができない理由により文化施設又は附属設備を利用できない場合は、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(一部改正〔平成27年条例52号・28年32号〕)

(原状回復の義務)

第23条 施設利用者は、その利用を終了したときは、速やかに利用した文化施設又は附属設備を原状に回復しなければならない。第18条の規定による利用の許可の取消し又は利用の停止の

さいたま市図書館条例

処分を受けたときも、同様とする。

- 2 施設利用者が、前項の義務を履行しないときは、委員会において原状に回復し、これに要した費用は、当該施設利用者の負担とする。

(追加〔平成28年条例32号〕)

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第24条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年さいたま市条例第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、委員会が図書館の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、研究席、研修室及び展示スペースの使用料については別表に定める額の範囲内において市長が定める額を、附属設備の使用料については市長が別に定める額を徴収する。

- 2 前項の場合にあつては、第20条第1項、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(追加〔平成28年条例32号〕)

第4章 図書館協議会

(図書館協議会の設置)

第25条 法第14条第1項の規定に基づき、さいたま市図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募による市民

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成24年条例9号・26年19号・27年52号・28年32号〕)

第5章 補則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(一部改正〔平成27年条例52号・28年32号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の浦和市図書館条例(昭和48年浦和市条例第45号)、大宮市図書館条例(昭和47年大宮市条例第22号。以下「合併前の大宮市条例」という。)若しくは与野市図書館設置条例(昭和45年与野市条例第39号)又は浦和市図書館管理運営規則(昭和48年浦和市教育委員会規則第10号)、大宮市図書館運営規則(昭和62年大宮市教育委員会規則第6号)若しくは与野市図書館管理運営規則(昭和46年与野市教育委員会規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この条例の規定は、施行日以後の申請に係る使用料について適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお合併前の大宮市条例の例による。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

- 4 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市立図書館運営規則(昭和53年岩槻市教育委員会規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成17年条例53号〕)

附 則 (平成14年3月27日条例第21号)

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月26日条例第67号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日条例第18号)

この条例中第1条の規定は平成16年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月27日条例第63号)

この条例は、平成17年7月5日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第53号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(さいたま市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正)
2 さいたま市図書館条例の一部を改正する条例(平成16年さいたま市条例第63号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成17年10月13日条例第202号)

この条例は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月21日条例第214号)

この条例は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月22日条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月15日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は平成19年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は同年9月3日から、第3条及び附則第4項の規定は同年11月29日から施行する。

(さいたま市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 さいたま市図書館条例の一部を改正する条例(平成17年さいたま市条例第202号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

- 3 さいたま市図書館条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

- 4 さいたま市図書館条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成23年7月5日条例第21号)

この条例中第1条の規定は平成24年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日条例第9号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月2日条例第34号)

この条例中第1条の規定は平成24年4月1日から、第2条の規定は平成25年1月4日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日条例第46号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項から第9項までに定めるものを除くほか、次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の同表の右欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の同欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

略	略
第2条の規定による改正後のさいたま市図書館条例第19条第1項の規定	許可の申請
略	略

附 則 (平成26年3月25日条例第19号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月22日条例第67号)

この条例は、平成28年1月4日から施行する。

附 則 (平成27年10月26日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年6月27日条例第32号)

この条例は、平成31年5月7日から施行する。

附 則 (平成29年7月6日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第20条関係)

(追加〔平成28年条例32号〕)

文化施設	区分	利用料金
研究席	1席1人2時間につき	120円
研修室	午前	午前9時～午後零時
	午後	午後1時～午後5時
	夜間	午後6時～午後9時30分
	全日	午前9時～午後9時30分
展示スペース	全日	3,000円

備考 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれるものとする。

さいたま市図書館条例施行規則

○さいたま市図書館条例施行規則

平成13年5月1日
〔教育委員会規則第28号〕

最終改正 令和2年3月31日教委規則第13号

（趣旨）

第1条 この規則は、さいたま市図書館条例（平成13年さいたま市条例第123号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（図書館の種類）

第2条 さいたま市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）は、すべての図書館を統括する。

2 次に掲げる図書館は、拠点図書館とする。

- (1) さいたま市立北浦和図書館（以下「北浦和図書館」という。）
- (2) さいたま市立東浦和図書館（以下「東浦和図書館」という。）
- (3) さいたま市立大宮図書館（以下「大宮図書館」という。）
- (4) さいたま市立大宮西部図書館（以下「大宮西部図書館」という。）
- (5) さいたま市立春野図書館（以下「春野図書館」という。）
- (6) さいたま市立与野図書館（以下「与野図書館」という。）
- (7) さいたま市立岩槻図書館（以下「岩槻図書館」という。）
- (8) さいたま市立桜図書館（以下「桜図書館」という。）
- (9) さいたま市立北国図書館（以下「北国図書館」という。）
- (10) さいたま市立武蔵浦和図書館（以下「武蔵浦和図書館」という。）

3 次に掲げる図書館は、地区図書館とする。

- (1) さいたま市立南浦和図書館（以下「南浦和図書館」という。）
- (2) さいたま市立大宮東図書館（以下「大宮東図書館」という。）
- (3) さいたま市立七里図書館（以下「七里図書館」という。）
- (4) さいたま市立宮原図書館（以下「宮原図書館」という。）
- (5) さいたま市立馬宮図書館（以下「馬宮図書館」という。）
- (6) さいたま市立桜木図書館（以下「桜木図書館」という。）
- (7) さいたま市立岩槻駅東口図書館（以下「岩槻駅東口図書館」という。）
- (8) さいたま市立岩槻東部図書館（以下「岩槻東部図書館」という。）
- (9) さいたま市立片柳図書館（以下「片柳図書館」という。）
- (10) さいたま市立与野南図書館（以下「与野南図書館」という。）
- (11) さいたま市立美園図書館（以下「美園図書館」という。）

4 別表の左欄に掲げる拠点図書館は、同表の右欄に掲げる地区図書館及び分館を所管する。

（追加〔平成19年教委規則13号〕、一部改正〔平成20年教委規則5号・24年14号・27年17号〕）

（所掌事務）

第3条 図書館の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (2) 図書館関係団体に關すること。
 - (3) 図書館統計及び広報に関すること。
 - (4) 図書館資料の収集、選択、整理、保存及び廃棄に関すること。
 - (5) 郷土資料及び地方行政資料に関すること。
 - (6) 寄贈及び寄託資料の受入及び保管に関すること。
 - (7) 図書館資料の利用、参考調査及び相談業務に関すること。
 - (8) 児童青少年奉仕並びに学校との連絡及び協力に関すること。
 - (9) 障害者奉仕に関すること。
 - (10) 団体貸出しの運用に関すること。
 - (11) 集会及び文化活動の企画及び開催に関すること。
 - (12) 読書の普及及び援助に関すること。
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、図書館業務に関すること。
- 2 中央図書館は、前項に規定する所掌事務のほか、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 拠点図書館と地区図書館との連絡調整に関すること。
 - (2) 図書館の整備計画に関すること。
 - (3) 図書館の開設に関すること。
 - (4) さいたま市図書館協議会に関すること。
 - (5) 電子計算機の運用に関すること。
- 3 次の各号に掲げる拠点図書館は、第1項に規定する所掌事務のほか、当該各号に定める事務を所掌する。
- (1) 全ての拠点図書館 所管する地区図書館又は分館の管理運営に関すること。
 - (2) 北浦和図書館 学校図書館支援センターに関すること。
 - (3) 大宮図書館 文化施設の利用に関すること。
 - (4) 大宮西部図書館 文化施設の利用に関すること、移動図書館に関すること及び配本所に関すること。

- (5) 春野図書館 文化施設の利用に関すること。
- (6) 与野図書館 文化施設の利用に関すること。
- (7) 北国図書館 さいたま市立視聴覚ライブラリーに関すること並びに視聴覚教育の調査研究及び教材作成に関すること。
（全部改正〔平成15年教委規則14号〕、一部改正〔平成16年教委規則11号・17年13号・23号・18年8号・19年10号・13号・20年5号・24年9号・14号・25年4号・26年10号・令和2年13号〕）

（調査相談業務）

第4条 図書館は、利用者の学習、研究、相談等を援助するため図書館資料及び機能を活用し、積極的に調査相談業務を行う。

（一部改正〔平成19年教委規則13号〕）

（課及び係の設置）

第5条 中央図書館に次の課及び係を置く。

(1) 管理課

ア 管理係

イ 企画・調査係

(2) 資料サービス課

ア 資料整理係

イ 調査相談係

ウ 利用サービス係

エ 児童サービス係

2 拠点図書館（指定管理者（条例第5条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる図書館を除く。）に次の係を置く。

(1) 資料案内係

(2) 児童・地域係

（追加〔平成19年教委規則10号〕、一部改正〔平成19年教委規則13号・20年5号・22年6号・24年9号・14号・26年10号・30年14号〕）

（図書館所蔵資料の複製）

第6条 図書館で所蔵する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第11条において同じ。）を含む。）の複製物の提供は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第1項第1号の規定により行う。ただし、市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要であると認めるときは、複製を制限することができる。

2 前項に規定する複製の料金は、委員会が別に定める。

（一部改正〔平成19年教委規則10号・13号・21年9号・28年1号〕）

（貸出しの手続）

第7条 条例第9条の規定による利用者カードの交付の申請は、貸出登録申請書を、委員会に提出することにより行うものとする。この場合において、個人の申請については、居住を証明する書類を添えなければならない。

2 利用者が虚偽の申請により利用者カードの交付を受けたときは、委員会は登録を取り消すことができる。

（一部改正〔平成19年教委規則10号・13号・21年9号・27年15号〕）

（有効期限）

第8条 利用者カードの有効期限は、個人貸出しについては、発行日から起算して1年とし、団体貸出しについては、発行日からその日の属する会計年度の末日までとする。

2 利用者カードは、更新の申請により、有効期間を延長することができる。

（一部改正〔平成19年教委規則10号・13号〕）

（届出）

第9条 利用者が利用者カードを紛失したとき又は記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に届け出なければならない。

（一部改正〔平成19年教委規則10号・13号〕）

（貸出しの点数及び期間）

第10条 すべての図書館で同時に借り受けられる図書館資料は、個人貸出しについては1人30点以内でその期間は14日以内とし、団体貸出しについては1団体100点以内でその期間は2月以内とする。ただし、学校については1,000点以内でその期間は1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、移動図書館及び配本所で借り受けられる図書館資料の点数及び期間は、委員会が別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、これを別に定めることができる。

（一部改正〔平成19年教委規則10号・13号・21年9号〕）

（電子書籍の利用）

第11条 電磁的記録であって、インターネットを通じた利用が可能とされたもの（図書館資料（電磁的記録を除く。）と同等の内容を有するものに限る。）の利用について必要な事項は、委員会が

さいたま市図書館条例施行規則

別に定める。

(追加〔平成28年教委規則1号〕)

(貸出しの停止)

第12条 利用者が利用者カードを他人に譲渡し、若しくは貸与し、若しくは不正に使用した場合又は図書館資料の貸出しを受けた者が返納を怠り、督促をしても返納に応じない場合は、委員会は、別に定めるところにより、一定の期間貸出しを停止することができる。

(追加〔平成19年教委規則10号〕、一部改正〔平成19年教委規則13号・21年9号・28年1号〕)

(利用の手続)

第13条 条例第17条の規定により、文化施設の利用の許可を受けようとするものは、利用に係る文化施設に応じ、次に掲げる申請書を委員会に提出し、又はさいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成26年さいたま市教育委員会規則第17号。以下「教育委員会施設予約システム規則」という。)に定めるところにより、さいたま市公共施設予約システム(さいたま市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成26年さいたま市規則第152号)第1条に規定するさいたま市公共施設予約システムをいう。)を利用して申請しなければならない。

(1) 会議室、視聴覚ホール、ギャラリー、展示コーナー及び集會室 文化施設利用申請書(様式第1号)

(2) 研究席、研修室及び展示スペース 教育委員会施設予約システム規則に定める利用許可申請書

2 前項の規定にかかわらず、学習支援室の利用の許可を受けようとする者は、委員会が別に定める期間及び方法により委員会へ利用の申請をしなければならない。当該許可に係る事項を変更する場合も同様とする。

3 条例第17条の規定により第1項第2号の文化施設の利用の許可を受けたものが当該許可に係る事項を変更しようとするときは、教育委員会施設予約システム規則に定める利用変更許可申請書を委員会に提出しなければならない。

4 第1項の規定による申請は、利用に係る文化施設に応じ、次に掲げる期間に行わなければならない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 会議室、視聴覚ホール、展示コーナー及び集會室 利用しようとする日(以下「利用日」という。)の属する月の2月前の月の初日から利用日の7日前までの期間

(2) ギャラリー 利用日の属する月の6月前の月の初日から利用日の7日前までの期間

(3) 研究席及び研修室 利用日の属する月の3月前(当該申請者が市外居住者(条例第8条第1項第2号及び第3号に規定するものをいう。以下同じ。)である場合は、2月前)の月の初日から利用日の前日までの期間

(4) 展示スペース 利用日の属する月の6月前(当該申請者が市外居住者である場合は、5月前)の月の初日から利用日の7日前までの期間

5 委員会は、条例第17条の規定による利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可をしたときは、当該申請者に対し、次に定めるところにより許可書を交付するものとする。

(1) 第1項第1号に定める利用の許可 文化施設利用許可書(様式第2号)

(2) 第1項第2号に定める利用の許可 教育委員会施設予約システム規則に定める利用許可書兼領収書

(3) 第3項に定める許可に係る事項の変更の許可 教育委員会施設予約システム規則に定める利用変更許可書兼領収書

(一部改正〔平成19年教委規則10号・13号・28年1号・30年14号〕)

(利用料金の納付)

第14条 文化施設のうち、研究席、研修室及び展示スペースの利用の許可を受けたものは、許可書の交付と引換えに利用料金を納付しなければならない。

2 前項の場合において、研究席の利用料金は、利用時間が条例別表の区分欄に規定する時間に満たない場合であっても、規定の利用料金とする。

3 第1項の場合において、研修室の2分の1に相当する部分のみを利用するときの利用料金は、規定の利用料金に100分の50を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(追加〔平成30年教委規則14号〕)

(利用料金の承認申請等)

第15条 指定管理者は、条例第20条第2項の規定により利用料金の額の承認を受けようとするときは、収支予算書その他委員会が必

要と認める書類を添えて、委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その旨を指定管理者に通知するものとする。

(追加〔平成30年教委規則14号〕)

(利用料金の減免)

第16条 条例第21条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、文化施設利用料金減免申請書(様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。

(一部改正〔平成19年教委規則10号・13号・27年15号・28年1号・30年14号〕)

(寄贈及び寄託)

第17条 委員会は、図書館資料の寄贈及び寄託を受け、図書館サービスの利用に供することができる。

2 図書館に図書館資料を寄贈又は寄託しようとするものは、寄贈申込書又は寄託申込書を委員会に提出するものとする。

3 委員会は、図書館に図書館資料を寄贈又は寄託したものに対し、受領書を交付することができる。

4 委員会は、寄託資料が予測できない事情により受けた損害についてはその責めを負わないものとする。

(一部改正〔平成19年教委規則10号・13号・28年1号・30年14号〕)

(指定管理者に関する読替え)

第18条 条例第5条の規定により指定管理者が図書館の管理に関する業務を行う場合についての第6条第2項、第7条、第9条、第10条第2項及び第3項、第12条、第13条並びに第17条の規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第6条第1項ただし書中「市教育委員会(以下「委員会」という。)」とあり、及び第20条中「館長」とあるのは「指定管理者」とする。

(追加〔平成30年教委規則14号〕)

(臨時の図書館の管理に関する準用)

第19条 第14条及び第16条の規定は、条例第24条第1項の規定により市長が使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、第14条及び第16条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第16条中「文化施設利用料金減免申請書(様式第3号)」とあるのは「委員会が別に定める申請書」と、「指定管理者」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。

(追加〔平成30年教委規則14号〕)

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、あらかじめ教育長の承認を得て、館長が定める。

(一部改正〔平成15年教委規則14号・19年10号・13号・28年1号・30年14号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の浦和市図書館管理運営規則(昭和48年浦和市教育委員会規則第10号)、大宮市図書館運営規則(昭和62年大宮市教育委員会規則第6号。以下「合併前の大宮市規則」という。)又は与野市図書館管理運営規則(昭和46年与野市教育委員会規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の規定は、施行日以後の申請に係る使用料について適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお合併前の大宮市規則の例による。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

4 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市立図書館運営規則(昭和53年岩槻市教育委員会規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成17年教委規則13号〕)

(附 則(平成14年6月5日教委規則第14号))

(施行期日)

1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。

(さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

2 さいたま市教育委員会事務局組織規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成15年3月27日教委規則第14号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年6月30日教委規則第11号)

(施行期日)

さいたま市図書館条例施行規則

さいたま市図書館協議会規則

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。
(さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部改正)
- 2 さいたま市教育委員会事務局組織規則(平成15年さいたま市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(さいたま市教育委員会公印規則の一部改正)
- 3 さいたま市教育委員会公印規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
附 則(平成17年3月28日教委規則第13号)
この規則は、平成17年4月1日から施行する。
附 則(平成17年6月30日教委規則第23号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成17年7月5日から施行する。
(さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部改正)
- 2 さいたま市教育委員会事務局組織規則(平成15年さいたま市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(さいたま市教育委員会公印規則の一部改正)
- 3 さいたま市教育委員会公印規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
附 則(平成18年3月27日教委規則第8号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成18年5月1日から施行する。
(さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部改正)
- 2 さいたま市教育委員会事務局組織規則(平成15年さいたま市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(さいたま市教育委員会公印規則の一部改正)
- 3 さいたま市教育委員会公印規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
附 則(平成19年3月27日教委規則第10号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。
附 則(平成19年8月28日教委規則第13号)
(施行期日)
- 1 この規則中第1条及び附則第2項の規定は平成19年9月3日から、第2条及び附則第3項から附則第5項までの規定は平成19年11月29日から施行する。
(さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部改正)
- 2 さいたま市教育委員会事務局組織規則(平成15年さいたま市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
- 3 さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(さいたま市教育委員会公印規則の一部改正)
- 4 さいたま市教育委員会公印規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(さいたま市図書館協議会規則の一部改正)
- 5 さいたま市図書館協議会規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
附 則(平成20年3月27日教委規則第5号抄)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成20年5月1日から施行する。
附 則(平成21年12月28日教委規則第9号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後のさいたま市図書館条例施行規則第10条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の貸出しについて適用し、施行日前の貸出しについては、なお従前の例による。
附 則(平成22年3月31日教委規則第6号)
この規則は、平成22年4月1日から施行する。
附 則(平成24年3月27日教委規則第9号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
附 則(平成24年11月19日教委規則第14号)
この規則は、平成25年1月4日から施行する。
附 則(平成25年3月25日教委規則第4号)
この規則は、平成25年4月1日から施行する。
附 則(平成26年3月28日教委規則第10号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

- 附 則(平成27年10月26日教委規則第15号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成27年11月20日教委規則第17号)
この規則は、平成28年1月4日から施行する。
附 則(平成28年2月26日教委規則第1号)
この規則は、平成28年3月3日から施行する。
附 則(平成30年7月27日教委規則第14号)
この規則は、平成31年5月7日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。
附 則(令和2年3月31日教委規則第13号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(追加[平成19年教委規則13号]、一部改正[平成20年教委規則5号・24年14号・26年10号・27年17号・30年14号])

拠点図書館	地区図書館及び分館
東浦和図書館	美園図書館
大宮西部図書館	桜木図書館 馬宮図書館 さいたま市立大宮西部図書館三橋分館
春野図書館	大宮東図書館 七里図書館 片柳図書館
与野図書館	与野南図書館 さいたま市立与野図書館西分館
岩槻図書館	岩槻駅東口図書館 岩槻東部図書館
桜図書館	さいたま市立桜図書館大久保東分館
北図書館	宮原図書館
武蔵浦和図書館	南浦和図書館

○さいたま市図書館協議会規則

(平成13年5月1日
教育委員会規則第29号)

最終改正 平成31年3月29日教委規則第9号

(趣旨)

- 第1条** この規則は、さいたま市図書館条例(平成13年さいたま市条例第123号)第25条の規定に基づき、さいたま市図書館協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(委員長及び副委員長)
- 第2条** 協議会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。
2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3 副委員長は、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)
- 第3条** 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。
2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
4 協議会は、必要があると認めるときは、図書館の職員を会議に出席させることができる。
(一部改正[平成19年教委規則13号])
(庶務)
- 第4条** 協議会の庶務は、中央図書館において処理する。
(一部改正[平成19年教委規則13号])
(委任)
- 第5条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成13年5月1日から施行する。
附 則(平成19年8月28日教委規則第13号抄)
(施行期日)

- 1 この規則中第1条及び附則第2項の規定は平成19年9月3日から、第2条及び附則第3項から附則第5項までの規定は平成19年11月29日から施行する。
附 則(平成31年3月29日教委規則第9号)
この規則は、平成31年5月7日から施行する。

●さいたま市図書館協議会の委員公募実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市図書館条例(平成13年条例第123号)第25条第2項第4号に規定する委員(以下「市民公募委員」という。)の公募について、さいたま市附属機関等に関する要綱(平成13年6月18日制定)及びさいたま市附属機関等の委員公募実施要領(平成13年6月18日制定)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委員候補者)

第2条 市民公募委員の候補者(以下「委員候補者」という。)は、別に定めるさいたま市図書館協議会委員公募実施要領に基づき、応募のあった者の中から選考する。

(選考委員会)

第3条 委員候補者の選考に関し、さいたま市図書館協議会委員候補選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会は、委員長及び委員で組織することとし、10人以内とする。

3 委員長は、中央図書館長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、委員長が指定する職にある者をもって充てる。

5 選考委員会は委員長が召集し、会議を主宰する。

(委員候補者の選考)

第4条 委員候補者の選考は、書類審査、論文、面接選考等の客観的かつ公正な基準を設定し、行う。

2 選考の結果は、応募者全員に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月17日から施行する。

●さいたま市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市における子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進するため、さいたま市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、さいたま市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)に関し、次の協議を行うものとする。

(1) 推進計画の策定に関すること。

(2) 子どもの読書活動の推進に関すること。

(組織及び運営)

第3条 推進会議は、座長、副座長を置き、10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、さいたま市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) P T A関係者

(3) 市民読書活動関係者

(4) 保育所・幼稚園関係者

(5) 公募による市民

(6) 市職員

3 座長及び副座長は、委員の互選により、選出するものとする。

4 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前委員の残任期間とする。

(会議)

第5条 座長は、推進会議を招集し、議長となる。

2 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、中央図書館資料サービス課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月31日から施行する。

●さいたま市子ども読書活動推進会議委員公募実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)の委員の公募について、必要な事項を定めるものとする。

(公募方法)

第2条 推進会議の委員の公募は、市報及び市ホームページへの募集記事を掲載することにより行うものとする。

2 前項の募集記事には、応募資格、募集人員、任期、その他の所要の事項を掲載するものとする。

(職務内容)

第3条 推進会議の委員の職務内容は、次の協議を行うものとする。

(1) さいたま市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。

(2) 子どもの読書活動の推進に関すること。

(応募資格)

第4条 推進会議の委員の応募資格は、原則として次のとおりとする。

(1) 本市に居住、在勤、又は在学する20歳以上の者

(2) 公募委員として本市の附属機関等の委員を2つ以上務めていない者

(募集人員)

第5条 推進会議の委員の募集人員は、2名とする。

(任期)

第6条 推進会議の任期は1年とする。

(応募方法)

第7条 推進会議の委員の応募方法は、履歴書及び指定するテーマの小論文を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

●さいたま市子ども読書活動推進会議委員候補選考要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市教育委員会が公募する、さいたま市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)委員候補の選考について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 推進会議委員候補(以下「委員候補」という。)の選考の対象となる者は、さいたま市子ども読書活動推進会議の委員公募実施要綱に基づき、応募のあった者とする。

(さいたま市子ども読書活動推進会議委員候補選考委員会)

第3条 委員候補の選考に関し、さいたま市子ども読書活動推進会議委員候補選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会は、委員長および委員で組織する。

3 委員長は、中央図書館長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、中央図書館長が指名した4名をもって充てる。

5 選考委員会は委員長が招集し、会議を主宰する。

(委員候補の選考)

第4条 委員候補の選考は、書類、小論文及び面接により総合的に行う。

2 委員長は、選考の結果を、教育長に報告するものとする。

3 選考の結果は、応募者全員に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月28日から施行する。

●さいたま市子ども読書の日を定める要綱

(趣旨)

第1条 子どもが読書活動を通じて創造力や感性を養い、人生を主体的に生きていく力を身に付けられるように、「さいたま市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の推進を図るとともに、市民の関心及び理解を深めるため、さいたま市子ども読書の日を定める。

(子ども読書の日)

第2条 さいたま市子ども読書の日は、毎月23日とする。

(教育委員会の取組)

第3条 市教育委員会は、子ども読書活動の推進に係る所管課及び読書活動の関係者と連携、協力し次の事業を行うものとする。

- (1) 家庭、保育所・幼稚園、地域、学校、図書館における読書活動の推進
- (2) 啓発広報活動の推進

第4条 この要綱に定めるもののほか、さいたま市子ども読書の日に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月23日から施行する。

●さいたま市子ども読書活動優秀実践表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「さいたま市子ども読書活動推進計画」(以下「計画」という。)に基づき子どもの読書活動を推進するにあたり、優れた実践をしている市内の団体等の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(団体等の種類)

第2条 表彰を受けることができる団体等は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育所、幼稚園、認定こども園
- (2) 小・中・高等・中等教育・特別支援学校
- (3) 子育て支援センター、児童センター、公民館、美術館、図書館
- (4) 子どもの読書活動の推進に関係する団体等

(表彰の基準)

第3条 表彰の対象とする取組は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 子どもの読書意欲を高め、読書が好きになるような取組を行っているもの。
- (2) 子どもの読書活動の大切さを保護者等に伝え、家庭読書を促すことに貢献する取組を行っているもの。
- (3) 市内の団体・施設・学校・図書館等と連携し、子どもの読書活動の推進に貢献する取組を行っているもの。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。

(被表彰者の推薦)

第5条 被表彰者については、計画に係る各所管課が表彰審査委員会へ推薦を行う。また第2条第1項第4号に規定する団体等については資料サービス課が表彰審査委員会へ推薦を行う。

推薦に際しては、団体等が作成する「取組事例紹介シート」を表彰審査委員会に提出するものとする。

(選考)

第6条 選考は計画に係る所管課担当職員からなる表彰審査委員会を設け実施する。被表彰者の数は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 保育所、幼稚園、認定こども園については3施設以内とする。
- (2) 学校については3校以内とする。
- (3) 子育て支援センター、児童センター、公民館、美術館、図書館については3施設以内とする。
- (4) 子どもの読書活動の推進に関係する団体については3団体以内とする。

(庶務)

第7条 表彰審査委員会の庶務は、中央図書館資料サービス課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、中央図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年5月31日から施行する。

●さいたま市図書館文化施設の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市図書館条例(平成13年さいたま市条例第123号。以下「条例」という。)第15条に規定する文化施設の利用について、条例、さいたま市図書館条例施行規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第28号。以下「規則」という。)及びさいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成26年さいたま市教育委員会規則第17号。以下「システム規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利用団体)

第2条 条例第16条第2項のこれらに準ずる団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 市内を拠点にして文化的活動を行っていること。
- (2) 構成人数が5人以上であること。
- (3) 構成員の半数以上が市内居住者であること。
- (4) システム規則第5条第2項の登録の資格に該当しない者(以下「システム登録資格外利用者」という。)のみで構成されていないこと。

(利用者登録)

第3条 システム規則第5条第3項の教育委員会が別に定める登録の要件は、条例第8条第1項各号に掲げる者又は同条第2項に規定するものとする。

- 2 研究席、研修室及び展示スペースを利用しようとするシステム登録資格外利用者は、あらかじめ教育委員会(以下「委員会」という。)の登録を受けなければならない。
- 3 前項の場合において、委員会は、システム登録資格外利用者に対し、必要に応じて旅券その他の身分を証明するものの提示を求めることができる。
- 4 委員会は、第2項の規定により登録を受けた者に対し、大宮図書館文化施設利用者登録カード(様式第1号)を交付するものとする。
- 5 システム規則第6条第2項及び第3項の規定は、前項のカードについて、準用する。
- 6 第3項及びシステム規則第5条第6項の身分を証明するものの提示については、さいたま市図書館個人貸出業務等実施要領及びさいたま市図書館団体貸出業務等実施要領における利用者カードの交付申請に係る規定の例による。

(優先予約)

第4条 次に掲げる事業に文化施設を利用しようとする場合においては、規則第13条第4項各号に規定する申請期間前においても、文化施設の予約ができるものとする。

- (1) 市又は外郭団体が主催又は共催する事業
- (2) 当該事業を所管する課所等及び外郭団体の長(以下「所管課長等」という。)が公共性及び公益性が高いと認める事業
- (3) その他委員会が特に認める事業

2 前項の場合において、同項第1号及び第2号に掲げる事業については、所管課長等が予約の依頼を行うものとする。

(学習支援室の申請)

第5条 規則第13条第2項の委員会が別に定める期間は、利用しようとする日(以下「利用日」という。)のみとする。

2 規則第13条第2項の委員会が別に定める方法は、大宮図書館の座席管理システムへの入力とする。

3 前2項により申請があった場合の利用の許可は、座席番号の発行により行うものとする。

(研究席の予約)

第6条 研究席の予約は、利用日のうち利用可能な2時間を限度とする。

(研修室の抽選申込み)

第7条 研修室の抽選の申込みは、条例別表の区分欄に規定する時間帯を単位として、利用日の属する月のうち6単位を限度とする。

(展示スペースの抽選申込み)

第8条 展示スペースの抽選の申込みは、月曜日から日曜日までの7日間を単位として、利用日の属する月のうち希望する順に3単

位までを限度とする。この場合において、利用日の属する当該単位が2月にわたる場合の利用日の属する月は、当該単位の月曜日の属する月とする。

2 前項の抽選において、当選とすることができるのは、1単位のみとする。

3 前項により当選したものは、当選した単位のうちから利用日を予約するものとする。

(申請期間後の特例)

第9条 研究席、研修室及び展示スペースの申請については、規則第13条第4項第3号及び第4号に規定する申請期間後においても申請することができる。ただし、規則第13条に規定するさいたま市公共施設予約システムを利用して申請することはできないものとする。

2 前項の場合において、研究席の利用の許可を受けようとするものが当該利用日の別の時間帯で研究席の利用の許可を受けている場合は、当該利用の終了後に限り、利用可能な2時間を限度として申請することができる。

(必要書類の提出)

第10条 委員会は、文化施設の利用の許可を受けようとするものに対し、団体の活動規約等活動内容がわかるもの、構成員名簿、事業計画書等の提出を求めることができる。

2 委員会は、文化施設を利用したものに対し、施設の利用報告について書面での提出を求めることができる。

(使用料の減免)

第11条 規則第19条において読み替えて準用する規則第16条に規定する使用料の減額又は免除をする場合は、第4条第1項第2号に規定する事業及び条例第16条第2項に規定するものが文化の振興に寄与する事業に使用する場合とし、割合は100分の100とする。

2 規則第19条において読み替えて準用する規則第16条の委員会が別に定める申請書は、文化施設使用料減免申請書(様式第2号)とする。

3 前項の文化施設使用料減免申請書は、文化施設の利用申請書と同時に提出するものとする。この場合において、委員会は、団体の活動規約等活動内容がわかるもの、構成員名簿、事業計画書及び収支計画書の提出を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は中央図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年5月7日から施行する。

●さいたま市図書館資料取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、図書館資料(以下「資料」という)の収集、保存、除籍の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(資料の収集)

第2条 資料の収集については、次のとおりとする。

(1) 資料収集の基本方針

ア さいたま市図書館は図書館法(昭和25年法律第118号)の理念に基づき、市民の文化・教養・調査研究・レクリエーション・生活情報等に資するための資料を、幅広く収集する。

イ さいたま市図書館は、基本的人権の一つである市民の「知る自由」を保障し、その生涯にわたる学習を支援する機関であることを念頭に置き、そのために役立つ資料を収集する。

ウ さいたま市図書館は、市民からの多様な資料要求にこたえるため、常に社会の動向に注意をはらい、市民の潜在的な要求にも配慮しながら、自由で公正な資料を収集する。

エ 資料の収集にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会)の精神に基づき、次の点に留意する。また、収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

(ア) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

(イ) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。

(ウ) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。

(エ) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。

(2) 収集資料の種類

ア 一般図書

イ 児童図書

ウ 青少年資料

エ 参考図書

オ 外国語資料

カ 逐次刊行物

キ 官公庁出版物

ク 地域資料・行政資料

ケ 障害者用資料

コ 視聴覚資料

サ 電子資料

シ 非定期印刷物

(3) 収集資料の範囲

ア 収集する資料は全分野にわたり、基本的なもののから専門的なものまで、幅広く収集する。

(4) 資料別選択基準

資料の種類別選択基準は、次のとおりとする。

ア 一般図書

(ア) 市民の多様な要望にこたえ、教養を深め、課題の解決に役立つ資料を幅広い主題分野から選択する。

(イ) 学習参考書・各種問題集等は、原則として選択の対象としない。

イ 児童図書

(ア) 読書の喜びや楽しみを発見する読みものを選択する。

(イ) 正しい知識をわかりやすく説明した知識の本を選択する。

(ウ) 児童の要求や能力に合致し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料を選択する。

(エ) 原作に近いものを中心に選択する。

(オ) 親と子のふれあいに有益な絵本を選択する。

(カ) さいたま市ゆかりの児童書を選択する。

(キ) 学習参考書・各種問題集等は、原則として選択の対象としない。

ウ 青少年資料

(ア) 中学生以上の十代の資料要求や理解力に即し、感性や知性を豊かにする資料を選択する。

(イ) 図書・雑誌・視聴覚資料から幅広く選択する。

(ウ) 学習参考書・各種問題集等は、原則として選択の対象としない。

エ 参考図書

(ア) 市民の知的欲求や、情報要求を把握して、多角的な資料構成となるよう選択する。

(イ) 各分野にわたる基本的な参考図書を系統的に選択する。

(ウ) 図書・逐次刊行物・電子資料等から幅広く選択する。

オ 外国語資料

(ア) 多文化サービス充実のために、多様な言語による資料を適宜選択の対象とする。

カ 逐次刊行物

(ア) 主題ごとのバランスを配慮し、広範な分野から選択する。

(イ) マイクロフィルム化した新聞も選択の対象とする。

キ 官公庁出版物

(ア) 政府諸機関が発行する資料は、主要なものを選択する。

(イ) 地方公共団体その他公的諸機関が発行する資料は、必要度の高いものを選択する。

ク 地域資料・行政資料

(ア) 別途「さいたま市図書館地域資料収集方針」(平成21年4月1日施行)に定める。

ケ 障害者用資料

(ア) 図書館利用に支障のある人々へのサービスのため、録音資料、大活字本、字幕付き映像資料等、適切な形態の資料を選択する。

コ 視聴覚資料

(ア) 広範囲な主題から選択する。

(イ) メディアの特性を生かした音声資料、映像資料を適宜選択する。

(ウ) 選択に当たっては、各種音楽・映像情報を参照する。

サ 電子資料

(ア) 各種電子資料を適宜選択する。

(イ) コンピュータネットワークを利用した各種データベースの活用を図る。

シ 非定期印刷物

(ア) パンフレットのほか、リーフレットやチラシ等の端物印刷物も選択の対象とする。

ス その他

(ア) マンガのうちで、学習まんがやコミックエッセイ等については、選択の対象とする。

(イ) フィクションの要素が強く、連続性のあるコミック等

さいたま市図書館資料取扱要領

さいたま市図書館図書資料収集・保存分担基準

は選択の対象としない。ただし、社会情勢の変化と個々の作品内容を判断した上で選択の対象とする必要があると認められるものについては、この限りでない。

(5) 資料収集の分担

収集した資料を市全体で共有し、その有効で効率的な運用を図るため、中央図書館、拠点図書館、地区図書館で収集の分担を行う。

ア 中央図書館においては、全市的な総合サービスの拠点として、資料を網羅的に収集する。特に基本図書、専門図書、参考図書、行政資料は重点を置き充実に努める。

イ 拠点図書館においては、行政区を中心とした地域住民の総合的サービスの窓口として、資料を網羅的に収集するとともに、地域の特色に応じた分野について、資料収集の分担を行う。

ウ 地区図書館においては、その地域住民の最も身近な貸出しサービスの窓口として、一般図書・児童書・逐次刊行物・視聴覚資料を中心に、市民生活に役立つ資料を収集する。また、必要に応じて、資料収集の分担を行う。

エ 資料収集の分担の詳細については、別に定める。

(6) 収集資料の選択

収集資料の選択は次のとおりとする。

ア 資料の選択は、見計らい方式による現物選定を中心とし、中央図書館、拠点図書館および地区図書館の担当職員で構成する資料選定会議において選択する。

イ 資料の選択にあたっては、見計り方式だけでなく、各種出版情報誌、新聞・雑誌等の書評、パンフレット等、あらゆる出版情報を参考にして選択するものとする。

ウ 選択した資料の決定は、中央図書館においては資料サービス課長、その他の館においては拠点図書館長が行う。

エ 資料選定会議の詳細については、別に定める。

(資料の保存)

第3条 資料の保存については、次のとおりとする。

(1) 資料保存の基本方針

収集した資料は、市民の将来にわたる利用に備えるとともに、すぐれた出版文化を継承するため、その保存に努める。保存は中央図書館で行うものとするが、拠点図書館でも一部保存を分担するものとする。

(2) 資料保存の基準は、次のとおりとする。

ア 各分野の古典として評価されており、将来も利用が予測されるもの。

イ 基本的な理論書として評価され、基礎的なデータ・内容が信頼されるもの。

ウ 歴史的な内容を持ち、保存によって史的な価値が見込まれる資料。

エ 該当分野に類書が少なく、絶版等で買い替えができないもの。

オ さいたま市に関係した資料。

カ 市内で1点だけのもののうち、保存の必要のあるもの。

(3) 保存分担の詳細については、別に定める。

(4) 資料保存の基準に関わらず、学習参考書・各種問題集・コミック等について、この要領の施行の日前に購入した資料については、その保存に努める。

(資料の除籍)

第4条 資料の除籍については次のとおりとする。

(1) 資料除籍の基本方針

収集した資料は、その新陳代謝を図り、常に新鮮で魅力のある蔵書構成を維持し、その適正化を図るため、必要に応じて除籍を行う。

(2) 資料除籍の基準は、次のとおりとする。

ア 汚破損が著しく、補修が困難なもの。

イ 時間的経過や社会の諸事情の変化によって、資料的価値が低下し、他に代わるべき資料のあるもの。

ウ 改版等の出版により、内容・データが更新され、不用と判断されるもの。

エ 利用頻度の低下した複本。

オ 蔵書点検等で不明確認後、一定期間経過したもの。

カ 災害、その他やむを得ない事由により、回収不可能となったもの。

キ 貸出資料のうち、督促等を行ったのち、一定期間を経過しても回収不可能なもの。

ク その他、出版事情・蔵書構成・利用の需要および資料の保存価値等を総合的に判断し、保存する必要が無いと認められるもの。

(3) 除籍資料の選定

除籍資料の選定は、担当職員の合議により行い、中央図書館においては資料サービス課長、その他の館においては拠点図

書館長が決定する。

(4) 除籍資料の処分

ア 資料の処分は除籍手続き終了後行う。

イ 除籍資料はリサイクル資料として活用する方法で処分することができる。

(寄贈資料)

第5条 寄贈資料の取扱については、次のとおりとする。

(1) 資料の寄贈は、購入資料との関連性を考慮し、必要と認めたものを受け入れる。

(2) 寄贈資料の取扱いについては、この要綱を準用するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、中央図書館長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成22年1月1日から施行する。

2 さいたま市図書館資料の収集・選択に関する基準（平成14年4月制定）、さいたま市図書館資料の除籍・保存に関する基準（平成14年4月制定）は廃止する。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

●さいたま市図書館図書資料収集・保存分担基準

さいたま市図書館は、「さいたま市図書館資料取扱要領」に基づき収集した図書資料について、次のとおり収集分担及び保存分担を行う。

1 収集分担

さいたま市図書館では、各区の区長マニフェストをふまえ、各館の規模、地域の特色に応じて次のとおり図書資料の収集分担を行う。

地域資料の収集分担については、別途「さいたま市図書館地域資料収集方針」によるものとする。

(1) 中央図書館

さいたま市の中心館として、各分野にわたり網羅的に収集を行う。

次の分野は、特に重点的に収集する。

ア 参考図書

イ 各分野の専門図書（他館の分担収集分野は除く）

ウ 支援サービス

(ア) ビジネス

(イ) 科学技術

(ウ) 医療

(エ) 法律

(オ) 外国語

エ 図書館

オ さいたま市ゆかりの児童文学

(2) 拠点図書館

館の所在する区の区長マニフェスト、及び地域の歴史、特性等をふまえ、特色ある蔵書構成となるよう、特定のテーマのものを重点的に収集する。

ア 北浦和図書館

(ア) 児童文学研究

(イ) うなぎ……浦和の伝統産業うなぎ関連

(ウ) サツマイモ……浦和の紅赤関連

イ 武蔵浦和図書館

(ア) 家族問題

ウ 東浦和図書館

(ア) スポーツ……埼玉スタジアム、サッカー関連

エ 大宮図書館

(ア) 短歌……大西民子の関連

(イ) 神道……氷川神社の関連

オ 大宮西部図書館

(ア) 交通・運輸……鉄道博物館の関連（旅行、地理、地誌を含む）

カ 春野図書館

(ア) 自然保護

キ 与野図書館

(ア) バラ……中央区の花「バラ」の関連

ク 岩槻図書館

(ア) 日本人形……岩槻人形の関連

ケ 桜図書館

(ア) 川……荒川の関連

- (イ) サクラソウ及び桜
コ 北図書館
(ア) 芸術……芸術創造・ユーモアスクエアの関連
(イ) 盆栽……盆栽村の関連
(3) 地区図書館
さいたま市図書館全体の中に位置づける収集分担は行わないが、その設置図書館周辺地区の特色、住民の要望等をふまえ、独自の収集を行う。
例) 大宮東図書館……隣接武道館の関連で武道
馬宮図書館……花
桜木図書館……ビジネス街の立地からビジネス
2 保存分担
さいたま市図書館の図書資料は、次のとおり保存分担を行う。
地域資料の保存分担については、別途「さいたま市図書館地域資料収集方針」によるものとする。
(1) さいたま市図書館が収集した図書資料は、後世に伝える市民の貴重な文化的財産として保存する。
(2) 各館ごとの保存分担は、次のとおりとする。
ア 中央図書館
(ア) 支援サービスに関連して、総記、社会科学、自然科学、工学、産業、語学、外国語
(イ) 短歌、小説、随筆以外の文学
(ウ) 大活字本
(エ) さいたま市ゆかりの児童文学
(オ) 児童図書のうち、他館の保存分担以外のもの
イ 北浦和図書館
(ア) 収集分担の分野である、児童文学研究、うなぎ、サツマイモ
(イ) 児童図書のうち、絵本、小説・随筆
ウ 東浦和図書館
(ア) 収集分担の分野である、スポーツ
エ 大宮図書館
(ア) 収集分担の分野である、短歌、神道
(イ) 外国の小説、外国の随筆
オ 大宮西部図書館
(ア) 収集分担の分野である、交通・運輸、地理
(イ) 中央図書館の補完として、人文科学関係（哲学、歴史）
(ウ) 日本の小説、日本の随筆
カ 岩槻図書館
(ア) 収集分担の分野である、日本人形
(イ) 岩槻城の関連で城郭
キ 桜図書館
(ア) 収集分担の分野である、川、サクラソウ、桜
ク 北図書館
(ア) 収集分担の分野である、芸術、盆栽
3 その他
この基準に定めるもののほか、図書の収集・保存分担に関する事項については館長会議で決定する。
4 施行期日
この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この基準は、平成25年1月4日から施行する。
附 則
この基準は、平成29年4月1日から施行する。

●さいたま市図書館資料選定会議運営基準

- (趣旨)
第1条 この基準は、「さいたま市図書館資料取扱要領」第2条(6)の資料選定会議の詳細について必要な事項を定めるものとする。
(開催頻度)
第2条 原則として週に1回、一般書及び児童書の選定会議をそれぞれ開催する。
(構成)
第3条 選定会議は、中央図書館、拠点図書館、及び地区図書館の各館長が指名する担当職員で構成する。
(協議内容)
第4条 見計らい用として展示された複数冊の新刊書を確認し、さいたま市として必要な資料を検討する。
(1) 既刊書についても、必要に応じ見計らい用に現物を用意して選定する。
(2) 社会情勢の変化と利用者ニーズの多様化に対応するよう努める。

- 2 予算を効果的に投入し多くのタイトルを提供するため、さいたま市として必要な冊数を調整する。
(1) 購入する一般書の1タイトルあたりの最大冊数は、さいたま市図書館全館が複本を購入した場合の冊数を上限とする。上限を超える複本は中央図書館の所蔵とする。
3 調整の結果、さいたま市として複本が必要な場合は見計らい用の複本を用い、不足を発注する。
4 各種出版情報誌、新聞・雑誌等の掲載情報、内容見本等、さまざまな出版情報の確認を行う。
5 所蔵資料の保存・移管の手続きについて調整することができる。(事務処理)
第5条 発注処理は分館を除く各図書館の担当者が行うが、発注データの送受信に係る作業は資料サービス課が行うこととする。
2 選書選定発注に関する業務量の削減に努めることとする。
3 会議の記録は資料サービス課が作成する。

附 則
この基準は、平成23年4月1日から施行する。
附 則
この基準は、平成30年11月1日から施行する。

●さいたま市図書館地域資料収集方針

この方針は、「さいたま市図書館図書資料収集・保存分担基準」に準拠して、市民の地域情報の要求に応え、また地域資料を次世代へ継承すべき地域固有の資料として、収集・活用・保存するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 地域資料の定義
・さいたま市図書館では、地域で発生するあらゆる資料を「地域資料」として扱う。行政資料、郷土の歴史・民俗資料、生活情報などである。
2 収集
2-1 収集範囲
・下記の資料は積極的に収集する。
(1) さいたま市に関する内容の資料
(2) さいたま市出身者・在住者の著作及び人物に関する資料
(3) 埼玉県及び県内市町村に関する資料
2-2 収集対象
・刊行物を主とし、録音資料・映像資料・電子資料等、必要に応じて収集する。
2-3 収集方法
・市販される資料は極力購入に努める。
・さいたま市の行政機関・教育機関が発行した資料は、各機関に対し発行後速やかに寄贈を依頼する。また図書館としても積極的に収集に努める。
・市民、団体からの寄贈資料についても積極的に収集する。
・入手できない資料は著作権法等に配慮した上で、可能なら複写で入手する。
2-4 収集分担
・中央図書館は、さいたま市全域及び埼玉県・県内市町村に関する資料を収集する。
・さいたま市の各区・各地域については収集の責任分担を決める。
2-4-1 各区の資料
・収集分担館は、次の通り定める。便宜上、区役所と連絡のよい館を担当館とする。
西区：馬宮図書館
北区：北図書館
大宮区：大宮図書館
見沼区：大宮東図書館
中央区：与野図書館
桜区：桜図書館
浦和区：北浦和図書館
南区：武蔵浦和図書館
緑区：東浦和図書館
岩槻区：岩槻図書館
2-4-2 各地域の資料
・収集分担館は、次の通り定める。
浦和：北浦和図書館
大宮：大宮図書館
与野：与野図書館
岩槻：岩槻図書館
2-5 収集部数
・さいたま市の発行物は、7部以上収集する。
・分配の優先順位と部数は次のとおりとする。ただし、特定地域

さいたま市図書館地域資料収集方針

大宮図書館文学資料の収集及び取扱い要領 さいたま市図書館における電子書籍の利用に関する要領

に関連した内容の資料や部数が少ない資料は、利用が見込まれる館や収集分担館と調整して配付部数を決定する。

1. 中央図書館 (3部)
2. 北浦和図書館 (1部)
大宮図書館 (1部)
与野図書館 (1部)
岩槻図書館 (1部)
3. その他の拠点館 (各1部)
4. 地区館 (各1部)
5. 分館 (各1部)
- 3 貸出用資料と館内用資料の扱い
 - ・貸出できる資料を増やすよう努める。
 - ・中央図書館・北浦和図書館・大宮図書館・与野図書館・岩槻図書館の5館は、収集分担に従って館内用資料を充実させ、詳細な調査への対応や他館のバックアップを行う。
 - ・原則として館内用資料の市内他館からの取り寄せには応じない。
 - ・貸出用のものは相互貸借の対象とする。館内用は対象としない。
- 4 保存分担
 - ・保存分担館は、次の通り定める。
さいたま市全域及び浦和：中央図書館
大宮：大宮図書館
与野：与野図書館
岩槻：岩槻図書館
 - ・なお、大宮図書館・与野図書館・岩槻図書館での保存が難しい場合は、中央図書館へ移管することができる。
 - ・埼玉県・県内市町村についての資料は、県立図書館の所蔵状況や、各館の隣接する市町村などについて考慮し、必要な館で保存するものとする。
- 5 移管
 - ・保存分担館以外の館で除架したり、または未整理の状態となっている資料については、他館に移管し効率的な運用を図る。
- 6 他機関との連携
 - ・情報の収集・発信、レファレンスにおいては、他機関とも積極的に連携する。

附 則

この方針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この方針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和元年7月1日から施行する。

●大宮図書館文学資料の収集及び取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大宮図書館文学資料コーナー（以下「文学資料コーナー」という。）において、大西民子氏及びさいたま市ゆかりの文学者に関する資料（以下「文学資料」という。）を収集、保存するとともに、文学資料の調査研究の推進、展示及び普及活動を行うため、文学資料の収集及び取扱い方法について必要な事項を定めるものとする。

(資料の収集)

第2条 大宮図書館は、次の各号に掲げる文学資料について収集を行うものとする。

- (1) 大西民子氏の著作物及び関連資料
 - ・本人著作物、没後掲載刊行物、作品研究、評論、伝記、引用資料等
- (2) さいたま市ゆかりの文学者の著作物及び関連資料
 - ・さいたま市出身、在住又は長期滞在した文学者
- (3) さいたま市にゆかりがある内容の文学資料
 - ・さいたま市を舞台にした作品等
- (4) さいたま市民著作の文学資料
- (5) さいたま市内で発行の文学結社誌、同人誌等
 - ・主宰者、同人等がさいたま市内在住
- (6) 現代短歌新人賞受賞作品及び関係資料
- (7) 短歌関係資料（収集保存分担の関係。さいたま市とゆかりがないものも含む。）
- (8) 全国の文学館又は文学関係記念室で発行した館報、研究誌、図録等。
- (9) その他、さいたま市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるもの。

(文学資料収蔵庫での保管)

第3条 文学資料のうち、次の各号に掲げる代替性のない貴重な資料については、資料の劣化及び損傷を防止するため、温湿度の調整管理が可能な文学資料収蔵庫に適切な方法により保管するものとする。

- (1) 図書、雑誌等の刊行物のうち展示に資する資料
- (2) 自筆原稿、ノート、メモ、日記、書簡、色紙、短冊等の直筆資料
- (3) 写真、映像、録音資料等の特殊資料
- (4) 筆記具、日用品等の遺品
- (5) その他、委員会が必要と認めるもの

(資料の装備)

第4条 第2条に規定する資料は、「さいたま市図書館資料整理仕様規程」に基づき装備するものとする。

2 第3条に規定する資料は、図書の函や栞などの散逸防止に配慮するとともに、初期の状態を維持、保存して調査研究、展示及び普及活動に供するため、前項に基づく装備は行わず、資料が劣化及び損傷しない方法で管理するものとする。

(資料の寄贈)

第5条 さいたま市図書館条例施行規則第17条の規定により寄贈を受けた資料は、内容、形態及び状態等に応じて、文学資料コーナー又は文学資料収蔵庫等に受入れることができる。

(文学資料収蔵庫資料の特別利用)

第6条 文学資料収蔵庫の資料（以下「収蔵庫資料」という。）を学術上の調査研究のために閲覧、複写、撮影又は出版物への掲載等（以下「特別利用」という。）をしようとするものは、あらかじめ文学資料収蔵庫資料特別利用許可申請書（様式第1号）により委員会に申請し、文学資料収蔵庫資料特別利用許可書（様式第2号）の交付を受けなければならない。

- 2 委員会は、保管上特別利用に供することが望ましくない資料の利用を制限することができる。
- 3 閲覧、複写及び撮影等は、図書館内の所定の場所で、図書館職員の立会いのもとで行うものとする。
- 4 デジタル化等により二次資料が作成されている場合は、原則二次資料によって行うものとする。
- 5 著作権者等の許諾が必要な資料を特別利用しようとするものは、あわせて著作権者等の許諾書を提出しなければならない。
- 6 前各項に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた場合は別に制限及び条件を付すことができる。

(文学資料収蔵庫資料の館外利用)

第7条 文学館、その他委員会が適当と認めるものは、収蔵庫資料を館外で利用することができる。

2 収蔵庫資料を館外で利用しようとするものは、文学資料収蔵庫資料館外利用許可申請書（様式第3号）を委員会に提出し、文学資料収蔵庫資料館外利用許可書（様式第4号）の交付を受けなければならない。

3 前項の規定により館外利用しようとするものは、次の各号の条件を満たさなければならない。

- (1) 収蔵庫資料を防災、防犯など安全かつ適切な環境で保管することができること。
- (2) 展示室の空調、照明など収蔵庫資料の保護に配慮した展示環境を備えていること。
- (3) 収蔵庫資料を適切に取り扱うことができる学芸員、もしくは同等の専門的知識を持つ職員を配置していること。
- (4) 著作権者等の許諾が必要な場合は許諾を得ていること。

4 収蔵庫資料の館外利用期間は、30日以内とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。

5 委員会は、必要があるときは、館外利用期間中であっても資料の返還を求めることができる。

6 前各項に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた場合は別に制限及び条件を付すことができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、中央図書館長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

●さいたま市図書館における電子書籍の利用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市図書館条例施行規則（平成13年さ

いたま市教育委員会規則第28号) 第11条の規定に基づき、さいたま市図書館が行う電子書籍の利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 電子書籍を利用できる者は、個人利用者カード(個人貸出しを受けようとする者が交付を受けるさいたま市図書館条例(平成13年さいたま市条例第123号) 第9条の利用者カードをいう。)の交付を受けた者とする。

(利用点数及び期間)

第3条 電子書籍を利用できる点数は1人3点以内とし、利用期間は14日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該電子書籍に他の利用者の予約がない場合で、かつ、前項の期間内に延長の申出があった場合に限り、1回のみ利用期間の延長をすることができる。この場合において、延長の期間は、延長の申出があった日の翌日から起算して14日以内とする。

(予約の点数及び取り置き期間)

第4条 利用を希望する電子書籍が他の利用者により利用されている場合は、予約を申し込むことができるものとする。この場合において、予約の申込みができる点数は1人3点以内とし、取り置き期間は、利用可能となった日の翌日から起算して7日以内とする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年3月3日から施行する。

●さいたま市図書館県外図書館協力貸出取扱基準

1 趣旨

この要領は、図書館法第3条第4項の相互貸借(以下「協力貸出」という。)の規定に基づき、さいたま市図書館(以下「当館」という。)が所蔵する資料を県外図書館(以下「借受館」という。)に対して貸出する(以下「協力貸出」という。)際に必要な事項を定めるものとする。

2 協力貸出資料

協力貸出資料は、当館の所蔵する個人貸出を対象とした資料とする。ただし、次の資料を除く。

- (1) 借受館で容易に入手できる資料
- (2) 借受館の属する都道府県内図書館等が所蔵する資料
- (3) 館内利用としている資料
- (4) 破損・散逸しやすい資料
- (5) 形態上、送付が困難な資料
- (6) 逐次刊行物
- (7) 視聴覚資料
- (8) その他、当館が貸出を不適当と認めた資料

3 貸出冊数

貸出冊数は、借受館1館につき未返却資料を含めて10冊以内とする。ただし、図書館長が必要と認めた場合は、貸出冊数を増加することができる。

4 貸出期間

貸出期間は、送付に要する日数を含めて30日以内とする。ただし、当館が業務上必要と認めた場合は、貸出期間中にかかわらず、資料の返却を求めることができる。

5 資料貸借の手続き

資料貸借の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 借受館は、電子メールで、資料借受申込書を当館が指定するメールアドレスに送信して申し込む。
- (2) 当館は、指定する送付方法により、資料貸出通知書を添えて当該資料を借受館に送付する。
- (3) 借受館は、当館が指定する送付方法により、返却通知書を添えて資料を返却するものとする。

6 経費の負担

資料の貸出・返却に要する経費は、借受館の負担とする。

7 協力貸出資料の利用

協力貸出による資料の利用は、当館がその取扱および運用上の条件を指定する場合を除き、借受館の利用規則を適用するものとする。

8 借受館の責任

借受館は、協力貸出資料を受領してから返却するまでの間、一切の責任を負う。借受資料を亡失、汚損もしくは破損した場合は、さいたま市図書館条例の定めるところにより、その損害を賠償するものとする。

9 その他

この要領に定めのない事項については、「公共図書館間資料相互貸借指針」(平成11年6月23日全国公共図書館協議会総会決議)を準用するほか、当館と借受館の相互において協議するものとする。

10 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

●さいたま市図書館個人貸出業務等実施要領

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 登録(第2条―第12条)
- 第3章 貸出し手続(第13条―第21条)
- 第4章 移動図書館及び配本所(第22条―第25条)
- 第5章 弁償(第26条―第28条)
- 第6章 督促(第29条―第30条)
- 第7章 貸出停止等(第31条―第33条)
- 第8章 補則(第34条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、図書館資料(以下「資料」という。)の貸出しの手続、貸出しの期間、弁償及び貸出しの停止等に関し、さいたま市図書館条例(平成13年さいたま市条例第123号。以下「条例」という。)及びさいたま市図書館条例施行規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第28号。以下「規則」という。)で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 登録

(利用者カードの交付申請)

第2条 条例第9条の利用者カードは、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 図書館(配本所を除く。)における貸出しの場合 図書館利用者カード

(2) 配本所における貸出しの場合 配本所図書利用券

2 規則第7条の規定により利用者カードの交付の申請をする者(以下「申請者」という。)は、貸出登録申請書に、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定める書類を提示して教育委員会(以下「委員会」という。)に申請をしなければならない。

(1) 市内又は広域利用に関する協定書を締結している市若しくは町に居住している場合本人及び本人の居住地を確認できる書類(以下「本人確認書類」という。)として、次に掲げるいずれかの書類

- ア マイナンバーカード
- イ マイナンバーの記載されていない住民票の写し
- ウ 運転免許証
- エ 健康保険証
- オ 公共機関発行の証明書、手帳等
- カ 本人名義の公共料金領収書
- キ 学生証(生徒手帳を含む。次号において同じ。)
- ク その他委員会が本人確認書類と認めるもの

(2) 市内に通勤又は通学している場合(前号に該当する場合を除く。) 通勤又は通学場所を確認できる書類として、次に掲げるいずれかの書類及び前号の本人確認書類

- ア 社員証
- イ 学生証
- ウ その他委員会が通勤又は通学場所を確認できる書類と認めるもの

3 前項第2号の規定にかかわらず、市内に通勤する者が同号ア又はウの書類を提示することができない場合は、貸出登録申請書に勤務先名、勤務先所在地及び勤務先の電話番号を記入することで当該書類に代えることができるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者(次条において「児童」という。)は、貸出登録申請書に、氏名、住所及び学校名等が記載された名札等(学校等が発行したものに限る。)を提示して申請をすることができるものとする。

5 前項の規定は保育を行う施設に常時通う児童について準用する。

(利用者カードの交付申請の代行)

第3条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により前条第2項第1号に該当する申請者が貸出登録申請書の記入又は提出ができない場合は、次の各号に掲げる成年者は、貸出登録申請書

さいたま市図書館個人貸出業務等実施要領

に、申請者の本人確認書類及び当該各号に定める書類を提示して、前条第2項の申請を代行することができるものとする。

- (1) 同居の家族である成年者 当該成年者の本人確認書類
- (2) その他の成年者

ア 当該成年者の本人確認書類（福祉施設等の職員については、施設が発行した書類等に代えることができるものとする。）

イ 代行確認票

（利用者カードの交付）

第4条 委員会は、貸出登録申請書の提出及び第2条又は前条に規定する書類の提示があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、1人につき1枚の利用者カードを交付するものとする。（更新の申請）

第5条 第2条第2項から第5項までの規定は、利用者カードの交付を受けた者（以下「登録者」という。）が行う規則第8条第2項に規定する利用者カードの有効期限の更新の申請について準用する。この場合において、第2条第2項及び第4項中「貸出登録申請書」とあるのは「利用者カード」と、同条第3項中「貸出登録申請書」とあるのは「資料貸出申込書」と読み替えるものとする。

（更新の申請の代行）

第6条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により登録者が前条の申請をすることができない場合の当該申請の代行については、第3条の規定を準用する。この場合において、「申請者」とあるのは「登録者」と、「貸出登録申請書」とあるのは「当該登録者の利用者カード」と読み替えるものとする。

（利用者カードの再交付申請）

第7条 第2条第2項から第5項までの規定は、利用者カードの再交付の申請について準用する。

（利用者カードの再交付申請の代行）

第8条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により登録者が前条の申請をすることができない場合の当該申請の代行については、第3条の規定を準用する。この場合において、「申請者」とあるのは「登録者」と読み替えるものとする。

（利用者カードの再交付）

第9条 第4条の規定は、利用者カードの再交付について準用する。（記載事項の変更の届出）

第10条 第2条第2項から第5項までの規定は、規則第9条に規定する記載事項の変更の届出について準用する。この場合において、第2条第2項及び第4項中「申請を」とあるのは「届出を」と読み替えるものとする。

（記載事項の変更の届出の代行）

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により登録者が前条の届出をすることができない場合の当該届出の代行については、第3条の規定を準用する。この場合において、「申請者」とあるのは「登録者」と、「貸出登録申請書」とあるのは「当該登録者の利用者カード」と読み替えるものとする。

（利用者カードの返納）

第12条 登録者は、条例第8条に規定する利用の資格を喪失したとき又は必要としなくなったときは、遅滞なく利用者カードを委員会に返納しなければならない。

第3章 貸出し手続

（資料の貸出しの手続）

第13条 登録者は、資料の貸出しを受けようとするときは、当該登録者の利用者カードを係員又は自動貸出機に提示しなければならない。

2 前項の利用者カードを持参しない登録者が資料の貸出しを受けようとするときは、資料貸出申込書を委員会に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、登録者以外の者が当該登録者の利用者カードを提示し、かつ、資料の貸出しについて当該登録者の依頼を受けていることが確認できる場合は、当該登録者以外の者が当該登録者に代わり資料の貸出しを受けることができるものとする。

（貸出期限票の交付）

第14条 資料の貸出しを受けた者（以下「貸出利用者」という。）に対し貸出期限票を交付し、貸出しを受けた資料名、返却期限日等を通知するものとする。

（貸出しを禁止する資料）

第15条 次に掲げる資料は、貸出しをしない。

- (1) 貴重資料及び特別資料
- (2) 館内利用資料
- (3) その他委員会が館外貸出しを不適当と認める資料

2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、閉館の30分前から次の開館時間までに限り貸し出すことが

できるものとする。

（資料の予約）

第16条 資料の予約の申込みができる点数は、すべての図書館、移動図書館及び配本所の窓口、電話、ファクシミリ、館内利用者用検索端末並びにホームページによる予約を合わせて登録者1人につき30点までとする。

2 図書館、移動図書館及び配本所の窓口において資料の予約を申込みしようとする登録者は、リクエスト（予約）申込書又は視聴覚資料専用予約申込書を委員会に提出するものとする。

3 未所蔵図書の利用を希望する場合は、購入又は市外図書館等からの借用をリクエストすることができる。ただし、さいたま市内に住所を有しない者は未所蔵図書のリクエストをすることができない。

（予約資料の取り置き期間）

第17条 予約を申し込んだ資料（以下「予約資料」という。）の取り置き期間は、予約資料の貸出しが可能になったことを伝えるために、予約を申し込んだ登録者（以下「予約申込者」という。）若しくはその家族に連絡した日、留守番電話に伝言を残した日、メールによる通知をした日又は予約資料到着連絡はがきを郵送した日の翌日から起算して10日間（休館日を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、予約申込者の申出により、当該予約資料が他の登録者の予約の有する資料（第20条第1項及び第21条第1項において「予約待ち資料」という。）に該当しない場合は、取り置き期間を5日間（休館日を除く。）延長することができるものとする。

（予約資料の受取館の変更）

第18条 予約申込者は、さいたま市外の図書館から貸出しを受けた資料（第20条第1項及び第21条第1項において「相互貸借資料」という。）を除く予約資料を受け取る図書館を変更しようとするときは、図書館の窓口（以下「図書館窓口」という。）、電話、ファクシミリ、館内利用者用検索端末又はホームページで変更の手続をしなければならない。

2 前条の取り置き期間が発生した資料の受取り館変更は1回のみとする。

（予約資料の貸出しの制限）

第19条 第13条の規定は、予約資料の貸出しについて準用する。

2 前項の規定にかかわらず、登録者の家族の者が当該登録者の家族の者の利用者カードを提示し、かつ、資料の貸出しについて当該登録者の依頼を受けていることが確認できる場合は、当該登録者の家族の者が登録者に代わり資料の貸出しを受けることができるものとする。

（貸出期間の延長）

第20条 規則第10条第1項の規定にかかわらず、貸出しを受けた資料が予約待ち資料又は相互貸借資料に該当しない場合で、かつ、貸出期間内又は返却期限日の翌日から起算して14日以内に貸出利用者が図書館窓口、電話、館内利用者用検索端末又はホームページで貸出期間の延長の手続をしたときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間について延長をすることができるものとする。

(1) 延長を受けようとする日（以下「受付日」という。）が返却期限日以前の場合 受付日の翌日から起算して14日以内の期間

(2) 受付日が返却期限日の翌日以降の場合 14日から超過した日数を減じた日数以内の期間

2 前項の規定による期間の末日が条例第6条に規定する休館日に当たるときは、順次これを繰り下げるものとする。

3 貸出利用者は、図書館窓口において第1項に規定する貸出期間の延長を受けようとするときは、当該貸出利用者の利用者カードを提示し、延長の手続を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、貸出利用者以外の者が当該貸出利用者の利用者カードを提示し、かつ、資料の貸出期間の延長について当該貸出利用者の依頼を受けていることが確認できる場合は、延長の手続を受けることができるものとする。

（資料の再貸出しの手続）

第21条 借り受けた資料を貸出期間後も引き続き借り受けようとするときは、前条の貸出期間の延長によるもののほか、当該資料が予約待ち資料又は相互貸借資料に該当しない場合で、かつ、直接、図書館窓口申し出た場合に限り、再度の貸出し（以下「再貸出し」という。）をすることができるものとする。

2 再貸出しの期間は、再貸出しを受けようとする日の翌日から起算して14日間とする。

3 前項の期間の末日が条例第6条に規定する休館日に当たるときは、順次これを繰り下げるものとする。

4 貸出利用者は、再貸出しを受けようとするときは、図書館窓口において利用者カード及び再貸出しを受けようとする資料を提示し、再貸出しの手続を受けなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、貸出利用者以外の者が再貸出しを受けようとする貸出利用者の利用者カード及び再貸出しを受けようとする資料を提示し、かつ、再貸出しについて当該貸出利用者の依頼を受けていることが確認できる場合は、再貸出しの手続を受けることができるものとする。

第4章 移動図書館及び配本所 (移動図書館等)

第22条 市民の読書活動を推進するため、移動図書館及び配本所による資料の貸出し等を行なうものとする。

2 移動図書館の巡回場所及び日時並びに配本所の場所及び開室日時は、別に定める。

(貸出しの点数)

第23条 すべての移動図書館及び配本所で同時に借り受けられる資料は、1人10点以内とする。

(貸出しの期間)

第24条 移動図書館又は配本所から貸出しを受けた資料の貸出し期間は、14日以内とする。ただし、雨天等により貸出しの期間内に巡回ができないとき又は都合により臨時に配本所を閉室したときは、次の巡回日又は開室日までとする。

(適用除外)

第25条 移動図書館及び配本所を利用する場合は、第17条から第21条まで(第19条を除く。)の規定は適用しない。

第5章 弁償

(保護者等の責務)

第26条 未成年者又は死亡した者に対する条例第11条第2項に規定する責め又は条例第12条第2項に規定する弁償の義務は、当該未成年者に対して親権を行なう者(以下「保護者」という。)又は当該死亡した者の財産を受け継ぐ者(第27条第2項及び第29条第1号において「相続人」という。)が負うものとする。

(資料の弁償)

第27条 条例第12条第1項の規定により資料の弁償となる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 汚損又は破損により利用に耐えられないと判断された場合
- (2) 資料を紛失した場合
- (3) その他委員会が弁償と判断する場合

2 前項の規定により弁償となる場合は、弁償となる資料(次項及び第4項において「弁償資料」という。)を記載した弁償依頼書を利用者、保護者又は相続人(以下「弁償対象者」という。)に交付するものとする。

3 弁償資料を受領した場合は、受取書を弁償対象者に交付するものとする。

4 前項に規定する受取書の交付を受けた者が、第1項第1号に該当する場合に弁償資料の受取りを希望するときは、当該資料を譲渡することができるものとする。

(資料の弁償の免除)

第28条 条例第12条第2項の規定にかかわらず、貸出利用者が貸出しを受けた資料が、次の各号のいずれかに該当する場合は、資料の弁償を免除することができるものとする。

- (1) 天災等の不可抗力により資料を滅失した場合
- (2) 火災又は盗難により資料を滅失した場合
- (3) その他委員会が正当な理由があると認める場合

2 弁償対象者は、前項第2号に規定する理由により資料の弁償の免除を受けようとするときは、図書館資料弁償免除願を委員会に提出しなければならない。

第6章 督促

(督促の対象者)

第29条 督促は、次のいずれかに該当する者に対して行なうものとする。

- (1) 返却期限日を経過しても返納しない貸出利用者又は当該貸出利用者の保護者若しくは相続人(以下「返納対象者」という。)
- (2) 弁償依頼書の交付を受けた日から30日を経過しても受取書の交付を受けていない弁償対象者

(督促の方法)

第30条 督促は、電子メール、郵便並びに電話、訪問、図書館窓口又は移動図書館において口頭により行なうものとする。

2 返納対象者又は弁償対象者の住所、電話番号等が不明で前項の督促をすることが困難である場合は、住所、電話番号等が明らかになるまでの間、督促を中断するものとする。

3 返納対象者又は弁償対象者の所在が不明の場合は住民票等により調査するものとする。

第7章 貸出停止等

(貸出停止等の基準)

第31条 規則第12条の規定による貸出しの停止(第16条から第21条までに規定する手続の停止を含む。以下「貸出停止等」という。)は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者に対して行う。

- (1) 登録者から利用者カードを譲渡又は貸与された者(以下この号において「被譲渡者」という。)が当該利用者カードにより資料の貸出しを受けた場合 当該登録者及び当該被譲渡者
- (2) 利用者カードを不正な手段により取得した者(以下この号において「不正取得者」という。)が当該利用者カードにより資料の貸出しを受けた場合 当該不正取得者
- (3) 前2条に規定する督促をしても返納対象者が返納に応じず、返却期限日から一定の期間を経過した場合 当該返納対象者
- (4) 前2条に規定する督促をしても弁償対象者が弁償に応じず、弁償依頼書の交付を受けた日から一定の期間を経過しても受取書の交付を受けていない場合 当該弁償対象者

2 前項の規定により貸出停止等となる期間は、別に定める。

(貸出停止者の予約資料)

第32条 貸出停止等となった者(以下この条及び次条において「貸出停止者」という。)の予約資料は、当該貸出停止者が貸出停止等を解除されない限り第19条の規定による貸出しを受けることはできないものとする。

(貸出停止等の解除)

第33条 貸出停止者が次のいずれかに該当するときは、貸出停止等を解除するものとする。

- (1) 貸出停止等となった期間を満了したとき。
- (2) 返却期限日を30日経過したすべての資料の返納に応じたとき。
- (3) 弁償依頼書の交付を受けた日から60日を経過したすべての資料の受取書の交付を受けたとき。
- (4) 第28条第1項各号に規定する資料の弁償の免除に該当すると認めたとき。
- (5) その他委員会が正当な理由があると認めたとき。

第8章 補則

(委任)

第34条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第31条第1項第3号及び第4号の規定は、平成22年6月15日から施行する。

(さいたま市図書館資料の貸出停止に係る要綱の廃止)

2 さいたま市図書館資料の貸出停止に係る要綱は、廃止する。

附 則

この要領は、平成28年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

●さいたま市図書館資料有料宅配実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、図書館サービスの充実を図るため、さいたま市図書館(以下「図書館」という。)に来館して利用することが困難な者に対して、図書館資料を利用者負担の宅配で貸出すること(以下「資料有料宅配」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 資料有料宅配を利用することができる者は、図書館の利用者カードの交付を受けた者とする。

(実施図書館)

第3条 資料有料宅配を発送できる図書館は、中央図書館、北浦和図書館、東浦和図書館、大宮図書館、大宮西部図書館、春野図書館、与野図書館、岩槻図書館、桜図書館、北国図書館、武蔵浦和図書館とする。

(宅配資料)

第4条 宅配できる資料は、図書館の所蔵する貸出しを制限してい

ない図書、雑誌、紙芝居及び視聴覚資料とする。

(利用申込み)

第5条 資料有料宅配を利用しようとする者は、電話で図書館に申し込みをするものとする。

(利用期間)

第6条 利用期間は配送に要する期間を含め21日以内とする。

(発送)

第7条 資料有料宅配の申し込みを受けた資料は、特段の理由がない限り日本郵便株式会社のゆうパックを用いて発送するものとする。また、発送後のキャンセルはできない。

(送付先)

第8条 資料有料宅配の送付先は、利用者の登録住所とする。

(発送経費)

第9条 資料有料宅配に要する送料は資料有料宅配利用者の負担とする。

(返却及び返送経費)

第10条 資料有料宅配を受けた資料については、ゆうパック、宅配便又は来館、ブックポスト等により返却するものとし、返送に要する送料は資料有料宅配利用者の負担とする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は中央図書館長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年5月15日から施行する。

●さいたま市図書館団体貸出業務等実施要領

目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 登録（第3条－第10条）
- 第3章 貸出しの手続き（第11条－第17条）
- 第4章 弁償（第18条－第20条）
- 第5章 督促（第21条－第22条）
- 第6章 貸出停止等（第23条－第25条）
- 第7章 補則（第26条）

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、図書館資料（以下「資料」という。）の団体貸出し（学校図書館資源共有ネットワーク便利校への貸出しを除く。以下同じ。）に関し、さいたま市図書館条例（平成13年さいたま市条例第123号。以下「条例」という。）及びさいたま市図書館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第28号。以下「規則」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(団体貸出しの目的)

第2条 条例第8条第2項の規定により市内の機関又は団体（以下「団体等」という。）に団体貸出しをしようとする場合は、その貸出しの目的が、市内における読書活動の振興、福祉活動の支援、又は行政・教育機関に対する支援でなければならない。

第2章 登録

(団体利用者カード)

第3条 団体貸出しを受けようとする団体等が条例第9条の規定により交付を受ける利用者カードは、団体利用者カードとする。

(団体利用者カードの交付申請)

第4条 規則第7条の規定により団体利用者カードの交付を受けようとする団体等は、団体貸出登録申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。

- (1) 規約、パンフレットその他団体等の活動場所及び活動内容を確認することができる書類
- (2) さいたま市図書館個人貸出業務等実施要領（平成22年4月1日決裁）第2条第2項第1号に掲げる申請者の本人確認ができるいずれかの書類

(団体利用者カードの交付)

第5条 委員会は、前条の規定による申請があった場合、これを審査し、適当と認めたときは、1団体等につき1枚の団体利用者カードを交付するものとする。

(団体利用者カードの有効期限の更新)

第6条 団体利用者カードの交付を受けた団体等（以下「登録団体等」という。）が規則第8条第2項に規定する更新の申請をしようとするときは、団体利用者カード及び第4条各号に掲げる書類を提示し

なければならない。

2 委員会は前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、適当と認めたときは、当該団体利用者カードの有効期限を更新するものとする。

(団体利用者カードの再交付申請)

第7条 登録団体等は、団体利用者カードの再交付を受けようとするときは、団体貸出登録申請書に第4条各号に掲げる書類を添えて委員会に申請をしなければならない。

(団体利用者カードの再交付)

第8条 委員会は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、1団体等につき1枚の団体利用者カードを再交付するものとする。

(団体貸出登録申請書記載事項の変更の届出)

第9条 登録団体等は、団体貸出登録申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに団体貸出登録申請書に第4条各号に掲げる書類を添えて委員会に届け出なければならない。

(団体利用者カードの返納)

第10条 登録団体等は、条例第8条第2項に規定する利用の資格を喪失したとき又は必要としなくなったときは、遅滞なく団体利用者カードを委員会に返納しなければならない。

第3章 貸出しの手続

(団体貸出しの手続き)

第11条 登録団体等は、資料の貸出しを受けようとするときは、団体利用者カードを係員に提示しなければならない。

(貸出しの点数及び期間)

第12条 貸出しの点数及び期間については、1団体100点以内でその期間は2月以内とする。ただし、大宮西部図書館が所管する大型団体貸出し（以下「大型団体貸出し」という。）については1000点以内でその期間は1年とする。

2 大型団体貸出しについては年度初めに希望があった学校図書館に対し大型団体用資料から図書館が選択し貸出すものとする。

(貸出期限票の交付)

第13条 資料の貸出しを受けた登録団体等（以下「貸出利用団体等」という。）に対し貸出期限票を交付し、貸出しを受けた資料名及び返却期限日等を通知するものとする。

(団体貸出しを禁止する資料)

第14条 次の各号に掲げる資料は、団体貸出しをしない。

- (1) 貴重資料及び特別資料
- (2) 館内利用資料
- (3) 逐次刊行物及び映像資料
- (4) その他委員会が館外貸出しを不適当と認める資料

(団体貸出しの予約)

第15条 団体貸出しの予約（以下「予約」という。）は、図書館の窓口、電話又はファクシミリで受け、1団体等につき100点までとする。

2 図書館の窓口において予約をする登録団体等は、予約の申込書を委員会に提出するものとする。

(団体貸出しにおいて予約を禁止する資料)

第16条 次の各号に掲げる資料は、予約を受けない。

- (1) さいたま市図書館で所蔵していない資料
- (2) その他委員会が予約を不適当と認める資料

(団体貸出しの予約資料の取置期間)

第17条 予約を申し込んだ資料（以下「予約資料」という。）の取置期間は、予約資料の貸出しが可能になったことを伝えるために、予約を申し込んだ登録団体等に連絡した日、留守番電話に伝言を残した日又は予約資料到着連絡はがきを郵送した日の翌日から起算して10日間とする。

第4章 弁償

(団体等の責務)

第18条 条例第11条第2項に規定する損害の責めを負うべきものは、団体貸出しにあっては、当該貸出しに係る登録団体等とする。

2 条例第12条第2項に規定する図書館資料のうち団体貸出しを受けた資料が損傷又は滅失した場合の弁償義務は、当該団体等が負うものとする。

(資料の弁償依頼)

第19条 条例第12条第2項の規定により団体等が弁償しなければならない資料（以下「弁償資料」という。）は、団体貸出しを受けた資料のうち次の各号のいずれかに該当する資料とする。

- (1) 汚損又は破損により利用に耐えられないと判断された資料
- (2) 紛失した資料
- (3) その他委員会が弁償の必要があると認める資料

2 委員会は、弁償資料又は委員会が弁償資料に代えて別に指定した資料を記載した弁償依頼書を当該弁償資料の団体貸出しを受けている団体等（以下「弁償対象団体等」という。）に交付する

ことにより弁償を依頼するものとする。

- 3 委員会は、弁償対象団体等から弁償依頼書に記載された資料を受領した場合は、受取書を当該弁償対象団体等に交付するものとする。
- 4 前項に規定する受取書の交付を受けた弁償対象団体等が、第1項第1号に掲げる資料の受取りを希望する場合は、当該資料を譲渡することができるものとする。
(資料の弁償の免除)
- 第20条 条例第12条第2項の規定にかかわらず、弁償資料が、次の各号のいずれかに該当する場合は、資料の弁償を免除することができるものとする。
 - (1) 天災等の不可抗力により資料を滅失した場合
 - (2) 火災又は盗難により資料を滅失した場合
 - (3) その他委員会が正当な理由があると認める場合
- 2 弁償対象団体等は、前項に規定する理由により資料の弁償の免除を受けようとするときは、図書館資料弁償免除願を委員会に提出しなければならない。
- 3 委員会は、第1項の規定による弁償の免除の可否について決定したときは、速やかに前項の書類を提出したものに通知するものとする。

第5章 督促

(督促の対象)

- 第21条 督促は、次の各号のいずれかに該当する団体等に対して行うものとする。
- (1) 返却期限日を経過しても返納しない貸出利用団体等（以下「返納対象団体等」という。）
 - (2) 弁償依頼書の交付を受けた日から30日を経過しても受取書の交付を受けていない弁償対象団体等

(督促の方法)

- 第22条 督促は、郵便、電話、訪問又は窓口において口頭により行うものとする。
- 2 返納対象団体等又は弁償対象団体等が、住所及び電話番号等が不明で前項に規定する督促することが困難である場合は、連絡先等が明らかになるまでの間、督促を中断するものとする。

第6章 貸出停止等

(貸出停止等の基準)

- 第23条 規則第12条の規定による団体貸出し(予約も含む。以下同じ。)の停止（以下「貸出停止等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに行う。
- (1) 登録団体等より団体利用者カードを譲渡又は貸与された団体等（以下「被譲渡団体等」という。）が当該団体利用者カードにより団体貸出しを受けた場合 当該登録団体等及び当該被譲渡団体等
 - (2) 団体利用者カードを不正な手段により取得した団体等（以下「不正取得団体等」という。）が当該団体利用者カードにより団体貸出しを受けた場合 当該不正取得団体等
 - (3) 前2条に規定する督促をしても返納対象団体等が返納に応じず、返却期限日から一定の期間を経過した場合 当該返納対象団体等
 - (4) 前2条に規定する督促をしても弁償対象団体等が弁償に応じず、弁償依頼書の交付を受けた日から一定の期間を経過しても受取書の交付を受けていない場合 当該弁償対象団体等
- 2 前項の規定により貸出停止等となる期間は、別に定める。

(貸出停止団体の予約資料)

- 第24条 貸出停止等となった団体等（以下「貸出停止団体等」という。）の予約資料は、当該貸出停止団体等が貸出停止等を解除されない限り貸出しを受けることはできないものとする。

(貸出停止等の解除)

- 第25条 貸出停止団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出停止等を解除するものとする。
- (1) 貸出停止等となった期間を満了したとき
 - (2) 返却期限日を30日経過したすべての資料の返納に応じたとき
 - (3) 弁償依頼書の交付を受けた日から60日を経過したすべての資料の受取書の交付を受けたとき
 - (4) 第20条第1項各号に規定する資料の弁償の免除に該当すると認められたとき
 - (5) その他委員会が正当な理由があると認めたとき

第7章 補則

(委任)

- 第26条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

●さいたま市図書館図書館資料の貸出停止等に関する実施基準

(趣旨)

- 第1条 この基準は、さいたま市図書館個人貸出業務等実施要領（以下「個人貸出要領」という。）第31条の規定及びさいたま市図書館団体貸出業務等実施要領（以下「団体貸出要領」という。）第23条の規定に基づき、貸出停止等の実施について必要な事項を定めるものとする。

(貸出停止等になる期間)

- 第2条 個人貸出要領第31条第1項第3号及び団体貸出要領第23条第1項第3号に規定する一定の期間は、30日とする。

- 2 個人貸出要領第31条第1項第4号及び団体貸出要領第23条第1項第4号に規定する一定の期間は、60日とする。

(貸出停止等の期間)

- 第3条 個人貸出要領第31条第2項及び団体貸出要領第23条第2項に規定する別に定める期間は、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 個人貸出要領第31条第1項第1号及び団体貸出要領第23条第1項第1号に該当する場合 貸出しを受けた日から、貸出しを受けたすべての図書館資料(以下「資料」という。)の返納又は弁償に応じた日までの期間に3箇月を加えた期間
- (2) 個人貸出要領第31条第1項第2号及び団体貸出要領第23条第1項第2号に該当する場合 貸出しを受けた日から、貸出しを受けたすべての資料の返納又は弁償に応じた日までの期間に6箇月を加えた期間
- (3) 個人貸出要領第31条第1項第3号及び団体貸出要領第23条第1項第3号に該当する場合 返却期限日から30日を経過したすべての資料の返納に応じた日までの期間
- (4) 個人貸出要領第31条第1項第4号又は団体貸出要領第23条第1項第4号に該当する場合 弁償依頼書の交付を受けた日から60日を経過したすべての資料の受取書の交付を受けた日までの期間

附 則

- この基準は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条第3号及び第4号の規定は、平成22年6月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成25年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後のさいたま市図書館図書館資料の貸出停止等に関する実施基準の規定は、施行日以後の新たな貸出しに係る資料について適用する。

附 則

- この基準は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

- この基準は、令和4年4月1日から施行する。

●さいたま市図書館視覚障害者等サービス要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、さいたま市図書館個人貸出業務等実施要領（平成22年4月1日決裁）に定めるもののほか、さいたま市図書館（以下「図書館」という。）が視覚障害者等に対

し、対面朗読、障害者サービス用資料等の貸出その他のサービスにより、市民生活に必要な情報を提供することで、視覚障害者等の教育・調査研究等に寄与することを目的とする。

(対象者等)

第2条 サービスの対象となる者は、市内に居住し、通勤し、若しくは通学する視覚障害者その他障害により図書館の資料をそのままの形で読むことができない者又は視覚障害者により組織されている福祉団体に属する者で、いずれも市教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めたもの（以下「視覚障害者等」とする。）とする。

(利用登録)

第3条 サービスを受けようとする者は、本人又は代理人が委員会に視覚障害者等サービス利用登録申請書（様式第1号）により申請するものとする。

2 委員会は、視覚障害者等サービス利用登録確認項目リスト（様式第2号）により、前条第1項に掲げる障害の要件を満たすことを確認する。

3 登録内容に変更が生じたときは、速やかに登録した図書館に届け出てもらうものとする。

(サービスの内容)

第4条 図書館において視覚障害者等に対して行うサービスは、別表のとおりとする。

(資料変換者)

第5条 図書館に、通常の形態では図書館資料を読むことができない利用者のために、利用することが可能な形態に資料を変換する業務に当たる音訳者、校正者、点訳者、デイジー編集者等（以下「資料変換者」とする。）を置く。

(資料変換者の登録)

第6条 資料変換者は、図書館が行った講習会又はその他各種団体が行った講習会を修了した者で、中央図書館長が資料変換者として認めた者で構成される。

(守秘義務)

第7条 サービスに携わる者は、利用者の個人情報を他に漏らしてはならない。サービス業務に携わらなくなった後においても同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は中央図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

サービス	実施内容等
対面朗読	(1) 原則として図書館内で実施する。 朗読：資料変換者又は図書館職員 時間：開館時間内で原則として1回2時間以内 (2) 実施館は、対面朗読室がある次の図書館とする。ただし、その他の図書館でも適宜対応する。 中央図書館、北浦和図書館、東浦和図書館、大宮図書館、大宮西部図書館、与野図書館、桜楓図書館、武蔵浦和図書館
録音資料の貸出	(1) 録音資料の貸出 対象資料：所蔵の録音資料（図書館作製録音資料、既製録音資料）及び図書館相互貸借によるもの 貸出：原則として10タイトルまで21日以内とするが、申し出により委員会が適当と認めた場合は、この限りではない。 (2) 貸出方法は、来館及び郵送貸出とする。 来館貸出は各図書館で行う。郵送貸出の申込みは中央図書館、大宮図書館、与野図書館、岩槻図書館で受け付ける。
点字資料の	(1) 点字資料の貸出 対象資料：所蔵の点字資料及び図書館相互貸借によるもの

貸出	貸出：原則として10タイトルまで21日以内とするが、申し出により、委員会が適当と認めた場合は、この限りではない。 (2) 貸出方法は、来館及び郵送貸出とする。 来館貸出は各図書館で行う。郵送貸出の申込みは中央図書館、大宮図書館、与野図書館、岩槻図書館で受け付ける。
音訳資料、点訳資料の作製	利用者の要望により、墨字資料から音訳資料、点訳資料を作製する。
レファレンス・サービス	図書館では、資料の問い合わせや調べ物の相談に応じる。
その他	拡大読書器、音声読書機等を設置館で利用できる。

●さいたま市図書館資料宅配実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、図書館サービスの充実を図るため、心身等の障害によりさいたま市立図書館（以下「図書館」という。）に来館して利用することが困難な者に対して、図書館資料を宅配で貸出すること（以下「資料宅配」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 資料宅配を利用することができる者は、図書館の利用者カードの交付を受けた者で来館しての利用が困難な者のうち、さいたま市内に住所を有し、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者手帳1級から3級の交付を受けている者
- (2) 療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 介護保険制度における要介護度の認定を受けている者
- (5) 前各号に定める者のほか、図書館長が必要と認めた者

(実施図書館)

第3条 資料宅配を利用できる図書館は、中央図書館、北浦和図書館、東浦和図書館、大宮図書館、大宮西部図書館、春野図書館、与野図書館、岩槻図書館、桜図書館、北図書館、武蔵浦和図書館とする。

(利用者登録)

第4条 資料宅配を利用しようとする者は、資料宅配利用登録申請書（別記様式。以下「利用登録申請書」という。）を利用しようとする第3条に規定する図書館の館長に提出しなければならない。ただし、本人が来館することが難しい場合は、郵送又は家族等が提出することができるものとする。

2 前項に規定する利用登録申請書を提出するときは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は介護保険被保険者証、その他市教育委員会が図書館に来館しての利用が困難であることを確認できる書類を提示しなければならない。

3 登録内容に変更が生じたときは、速やかに登録した図書館に届け出るものとする。

(宅配資料)

第5条 宅配できる資料は、図書館の所蔵する貸出しを制限していない図書、雑誌、紙芝居及び視聴覚資料とする。

(利用申込み)

第6条 資料宅配を利用しようとする者は、第4条第1項に規定する利用登録申請書を提出した図書館に資料の題名、著者等について、電話、ファクシミリ、電子メール又は郵便にて申し込むものとする。

(貸出点数及び期間)

第7条 資料宅配の貸出点数は10点以内とし、利用期間は配送に要する期間を含め21日以内とする。

(発送)

第8条 利用申し込みを受けた資料で、利用可能な状態の資料については申し込みを受けた日から7日以内に日本郵便株式会社の心身障害者用ゆうメール又はゆうメールを用いて発送するものとする。

(送付先)

第9条 資料宅配の送付先は、利用者の自宅とする。

(発送経費)

第10条 資料宅配に要する送料は、利用者への発送については図書館が負担する。

(返却及び返送経費)

第11条 資料宅配を受けた資料については、心身障害者用ゆうメール、ゆうメール、宅配便又は代理による来館等により返却するものとし、返送に要する送料は資料宅配利用者の負担とする。

(委任)

さいたま市図書館資料宅配実施要領

さいたま市図書館複写取扱要領

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は中央図書館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

●さいたま市図書館複写取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市図書館(以下「図書館」という。)が所蔵する資料等の複製物の提供(以下「複写」という。)の取扱いに関し、さいたま市図書館条例施行規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第28号)で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象資料)

第2条 複写の対象となる資料(以下「複写対象資料」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書館が所蔵する資料
- (2) 国立国会図書館、公立図書館、私立図書館、大学図書館、専門図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に付属する図書館又は図書室から貸出しを受けた図書資料。(貸出しをした図書館が複写を禁止した図書資料を除く。)
- (3) 国立国会図書館から、国立国会図書館資料利用規則(平成16年国立国会図書館規則第5号)第2条により図書館に送信された資料
- (4) 図書館が提供を受けたオンラインデータベースの情報

(使用目的)

第3条 複写は、複写を希望する者(以下「複写希望者」という。)の求めに応じ、その調査研究の用に供する場合に限り、行うことができるものとする。

(複写範囲及び部数)

第4条 複写できる範囲は別表に定める。

2 複写の部数は、1部とする。

(手続等)

第5条 複写希望者は、所定の複写申込用紙に必要事項を記載し、複写対象資料とともに、市教育委員会(以下「委員会」という。)に提出するものとする。

2 複写希望者が図書館に来館できない場合に複写を受付ける事由は、次のとおりとする。

- (1) 当該複写希望者が、次のいずれかに該当する場合
 - ア 身体障害者手帳1級から3級の交付を受けている者
 - イ 療育手帳の交付を受けている者
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - エ 介護保険制度における要介護度の認定を受けている者
 - (2) 複写対象資料が県外公立図書館等への協力貸出に応じられない資料である場合
 - (3) 前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認めた場合
- 3 前項の規定による複写は、複写対象資料及びその複写部分が明確な場合に限り行い、複写料金及び送付に要する経費は、複写希望者の負担とする。

(複写料金)

第6条 複写の料金はモノクロ1枚につき10円、カラー1枚につき50円とする。ただしマイクロフィルムについては1枚10円とする。

(複写方法)

第7条 複写するための機器は、図書館に備え付けられた複写機を用いるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は中央図書館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

図書

書籍(単行本、文庫本、叢書)	1作品を1つの著作として扱う。 1作品で構成される書籍は1冊の半分以上。 1つの作品が複数冊にわたるもの(上・下等)は、1作品の半分以上。
書籍(全集、選集、短編集、論文集)	複数の短編や論文から構成される書籍は、個々の作品や論文を1つの著作として扱う。 1作品、1論文等を1つの著作として扱う。
事典、辞書	著者が明示されている場合は、1項目を1つの著作として扱う。1項目の半分以上。
付録(型紙・旅行ガイドの地図等)	個々の付録の半分以上。
俳句集・短歌集・詩集・歌詞集	1作品を1つの著作として扱う。個々の著作(1首、1句等)の半分以上。 同一紙面に複写対象以外の部分が不可避的に複写されてしまう場合は、「複製物の写り込みに関するガイドライン」に基づき複写可。
譜面集	1曲を1著作として扱う。収録されている個々の譜面の半分以上。

逐次刊行物

雑誌最新号	収録されている1記事、1論文を1つの著作として扱う。個々の記事の半分以上。
雑誌バックナンバー	1冊の半分以上であれば個々の記事の全部分。個々の写真・絵・地図・譜面等も複写可。他館から借受けした資料は不可。
付録	本誌と同様に扱う。
年鑑・白書・新聞縮刷版等	書籍として扱う。1冊の半分以上。
新聞最新号	収録されている1記事、1論文を1つの著作として扱う。個々の記事の半分以上。 朝刊と夕刊は分冊として扱い、夕刊が発行されても朝刊は最新号の扱い。 通常の販売経路では発行日当日以外には入手が困難なことから、発行日の翌日になれば朝刊夕刊とも複写可。
新聞バックナンバー	個々の著作の全部分。全紙面の半分以上。
新聞マイクロフィルム	個々の著作の全部分。 1巻を1冊として扱う。1巻の半分以上。

地図

地図帳、区分地図	書籍として扱う。1冊の半分以上。
地図帳(昭文社、ジオ社)住宅地図(ゼンリン)	出版社の見解があることから、1枚(見開いた両頁)で1著作として扱う。見開きの半分以上。
国土地理院が発行、管轄の地図	測量法の規定があることから、全面複写可。 国土地理院発行の地図を加工した地図は含まない。

写真集・絵画集

さいたま市図書館複写取扱要領 さいたま市図書館ポスター等設置基準

さいたま市図書館リサイクル事業実施要領

写真集、絵画集 写真、絵画（1枚もの）	1 作品の半分以下だと同一性保持権の原則に反することから、複写不可。
カット集	1 冊の半分以下。ただし、複写可と表示のあるものはすべて可。

電話帳、時刻表

電話帳	編集著作権があることから、1 冊の半分以下。
時刻表	編集著作権があることから、1 冊の半分以下。 最新号の記事は、個々の記事の半分以下。

CD・DVD・VHSの解説書等

ジャケット	写真や絵画に準じて扱い、半分以下だと同一性保持権の原則に反することから、複写不可。
バックインレイ	曲目等書誌情報が書かれてあるものは、複写可。
解説書（歌詞集）	1 冊を1 著作と見なし、解説書の半分以下。
別冊・付録等	書籍に準じて扱い、1 冊の半分以下。

さいたま市等の刊行物（市に著作権が帰属するもの）

市報・図書館報・要覧等	全部分複写可。
-------------	---------

法律・判例・官報

法律・判例・官報	全部分複写可。
法令、白書、政府刊行物等	1 冊の半分以下。編集されたものは、書籍として扱う。

さいたま市図書館のウェブページ上のコンテンツ

ウェブページ上のコンテンツ	さいたま市図書館のコンテンツのみ複写可。 印刷（プリントアウト）のみ。ダウンロードは不可。
さいたま市図書館が契約するオンラインデータベース	複製物の提供について許諾、又は契約要件の範囲内において複写可。紙への複写のみ。

●さいたま市図書館ポスター等設置基準

（目的）

第1条 この基準は、さいたま市図書館（以下「図書館」という。）へのポスター、チラシその他これらに類する物（以下「ポスター等」という。）の設置に関し必要な事項を定め、図書館の公共性、機能等を保持することを目的とする。

（管理責任者）

第2条 この基準を適切に行うため、図書館に管理責任者を置く。
2 この基準において「管理責任者」は、中央図書館にあっては資料サービス課長を、その他の図書館にあっては当該図書館の館長をもってこれに充てる。

（設置）

第3条 図書館内にポスター等の設置を希望する者は、管理責任者にポスター等の原本を提出しなければならない。

（設置承認）

第4条 管理責任者は、前条の規定による提出があったときは、ポスター等が次の各号のいずれかのものに該当する場合において、設置を承認するものとする。

- (1) さいたま市図書館の主催事業に係るもの
- (2) さいたま市主催、共催、又は名義後援事業に係るもの
- (3) 国又は他の地方公共団体が主催、後援、協賛又は協力する事業等に係るもの
- (4) 公益的団体が主催する事業等に係るもの
- (5) その他管理責任者が適当と認めるもの

（設置場所）

第5条 管理責任者は、前条の規定により承認をしたときは、管理責任者が指定した場所に設置する。

2 管理責任者は、ポスター等の掲示が集中し、同一の期間に設置することができない場合には、ポスター等の掲示の優先順位を原

則前条各号に掲げるものの順序とし、設置期間及びポスター等の調整を行うことができる。

（設置の制限）

第6条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、設置を承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの
- (2) 図書館の政治的・宗教的中立性を損なうと判断されるもの
- (3) 特定の思想・史観又は主義主張の普及宣伝に利用されると判断されるもの
- (4) 専ら営利を目的として行われるもの

第7条 この基準に定めるもののほか、ポスター等の設置に関し必要な事項は、管理責任者が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

●さいたま市図書館リサイクル事業実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、さいたま市立図書館（以下「図書館」という。）において、「さいたま市図書館資料取扱要領」に基づき除籍処分とした図書館資料等を、同要領第4条(4)イによりリサイクル資料として活用する事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（対象資料）

第2条 この事業の対象とする資料（以下「リサイクル資料」という。）は次に掲げる資料とする。除籍資料にはリサイクル資料であることを明示する。

- (1) 除籍をした図書館資料（備品は除く。）
- (2) 図書館資料として受入れなかった寄贈資料
- (3) リサイクル用として個人から持ち込まれた資料

（提供先）

第3条 この要領による提供先の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内公共公益施設（別表）及び公立学校
- (2) 読書活動に携わる市内団体
- (3) 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本事業を主宰する各拠点図書館長（以下「図書館長」という。）が必要と認めたもの

（提供先の優先順位）

第4条 提供先の優先順位は、原則として前条各号の順とする。

（提供方法）

第5条 リサイクル資料は、次の各号により図書館長の指定する期間・場所において提供し、提供を受けるものが引き取りを行うものとする。

- (1) 除籍資料頒布会
- (2) 第3条の第1号及び第2号の団体への提供
- (3) 各図書館の実情に応じた方法による個人向けの提供

（提供条件）

第6条 リサイクル資料は無料とする。提供を受けた者は、リサイクル資料を営利目的に使用してはならない。

（受領書）

第7条 第5条の第1号及び第2号によりリサイクル資料の提供を受けた者は、受領書（様式）を図書館長に提出するものとする。

（提供の制限）

第8条 団体又は個人に提供するリサイクル資料数の限度について定める必要のあるときは、図書館長が別に定めるものとする。（期間経過後の取扱）

第9条 リサイクル資料は一定期間展示後は、これを廃棄処分する。（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、中央図書館長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市内公共公益施設	保育園 幼稚園 児童センター 児童養護施設 社会福祉施設 高齢者介護施設
----------	---

	公民館 私立学校 病院 障害者総合支援センター 療育センター 子育て支援施設 放課後児童クラブ
--	---

●さいたま市図書館雑誌サポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業等の社会貢献により、さいたま市図書館（以下「図書館」という。）の雑誌資料の充実を図ることを目的としたさいたま市図書館雑誌サポート事業（以下「雑誌サポート事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「雑誌サポート事業」とは、民間企業等から雑誌の寄贈を受け、当該雑誌に当該民間企業等の企業紹介を表示することをいう。

(雑誌の寄贈の受付)

第3条 雑誌サポート事業による雑誌の寄贈の申込が民間企業等からあった場合、図書館は、さいたま市広告掲載基準（以下「広告掲載基準」という。）に準じて、当該民間企業等の審査を行う。

2 前項の審査により雑誌サポート事業による雑誌の寄贈が決定した民間企業等（以下「サポート企業等」という。）は、さいたま市と雑誌サポート事業に係る覚書を交換するものとする。

(雑誌の選定及び経費)

第4条 サポート企業等が寄贈する雑誌は、図書館が選定する。

2 サポート企業等は、納入業者に雑誌購入費を支払うこととする。この場合において、当該雑誌の休刊又は刊行頻度に変更があった場合等の取扱いは、サポート企業等及び図書館で協議することとする。

(企業紹介)

第5条 図書館は、寄贈された雑誌の最新号に透明なカバーを掛け、その表面にサポート企業等の企業紹介を表示する。

2 企業紹介は、図書館が作成する。その際のデザイン等はサポート企業等と協議する。

(期間)

第6条 雑誌サポート事業による寄贈及び企業紹介の掲載期間は、原則として第2条第2項により覚書を交換した月の翌月から1年間とする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

●さいたま市図書館インターネット端末運用基準

1 趣旨

本基準は、全てのさいたま市図書館（以下「図書館」という。）に設置された図書館利用者向けインターネット閲覧端末（以下「端末」という。）の利用に際し、円滑かつ適正なサービス運営を行うため、必要な事項を定めたものである。

2 対象

本基準は、端末の利用を希望する全ての個人（以下「利用者」という。）に適用される。また、利用者は、端末の利用に際し、本基準に同意するものとする。

3 禁止事項

(1) 利用者は、以下の行為をしてはならない。

- ① 持込記録媒体（フラッシュメモリ、FD、CD-ROM等）の利用
- ② 持込機器との接続
- ③ 端末設定の変更
※ただし、ローマ字・かな入力設定は除く。
- ④ ファイルのアップロード、ダウンロード
- ⑤ ネット上における違法・迷惑行為全般（ハッキング、他人への誹謗中傷等）
- ⑥ ショッピング、金融取引行為
※ただし、当該サイトの閲覧は可能とする。
- ⑦ メール送受信
- ⑧ 掲示板、ブログ、SNSへの書き込み
※ただし、当該サイトの閲覧は可能とする。

⑨ その他、図書館が、禁止が妥当と判断した行為

(2) 図書館は、上記禁止事項を行った利用者に対して警告を行うこととし、従わない利用者に対しては利用を停止することができるものとする。

(3) 禁止事項を行ったことによって端末に損害を与えた場合、その費用は利用者が負担するものとする。

4 アクセス可能範囲

図書館は、フィルタリングシステムにより、以下に挙げたサイトへのアクセスを禁止する。

(1) 有害・違法情報に該当するサイト

ポルノ・アダルトサイト、不正技術に関するサイト（ハッキング・クラッキング・違法コピー配布等）、犯罪・暴力に関するサイト等が該当する。

(2) 端末のセキュリティに悪影響を及ぼすサイト

ダウンロードサイト、アップローダー、オンラインストレージ（オンライン文書編集サイトは除く）、匿名プロキシサーバー等が該当する。

(3) 端末提供の趣旨から逸脱するサイト

オンラインゲーム、チャット等が該当する。

(4) その他、フィルタリングシステムがアクセスを禁止しているサイト

5 ログ取得

(1) 図書館は、端末を利用した迷惑行為、違法行為防止のため、利用者のアクセスログを取得できるものとし、また、利用者はこのことに同意するものとする。

(2) 取得したログ情報及び、利用申請書に記載もしくは電子データに記録された個人情報、
「さいたま市個人情報保護条例」（平成13年さいたま市条例18号）に基づき適切に管理し、同条例第7条で定める場合を除き、目的外利用及び外部への提供は行わないものとする。

(3) 取得したログ情報の保存期間は1ヶ月とする。

6 この基準は平成22年3月1日から施行する。

○さいたま市立視聴覚ライブラリー条例

〔平成13年5月1日
条例第124号〕

最終改正 平成24年3月21日条例第10号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、さいたま市立視聴覚ライブラリー（以下「ライブラリー」という。）をさいたま市北区宮原町1丁目852番地1に設置する。

(一部改正〔平成20年条例8号〕)

(事業)

第2条 ライブラリーは、次の事業を行う。

- (1) 視聴覚教育の奨励に関すること。
- (2) 視聴覚教材及び機材（以下「教材等」という。）の整備及び貸出しに関すること。
- (3) 視聴覚教育に関する資料の収集、作成及び周知に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設置目的にふさわしい事業に関すること。

(一部改正〔平成20年条例8号〕)

(職員)

第3条 ライブラリーに館長及びその他の職員を置く。

(一部改正〔平成20年条例8号〕)

(休館日)

第4条 ライブラリーの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その翌々日（祝日法による休日に当たる日を除く。））
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 特別整理期間（8日以内）

2 前項の規定にかかわらず、市教育委員会（以下「委員会」という。）は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(一部改正〔平成16年条例19号・20年8号・24年10号〕)

(利用時間)

第5条 ライブラリーの利用時間は、午前9時から午後8時（日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは午後6時）までとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(一部改正〔平成16年条例19号・17年54号・20年8号〕)

(利用の資格)

第6条 教材等の貸出しを受けることができるものは、市内の学校、社会教育関係団体、公共団体又はこれに準じる団体とする。

(一部改正〔平成20年条例8号〕)

(利用の手続)

第7条 ライブラリーを利用しようとするものは、あらかじめ委員会の定める手続によらなければならない。

(一部改正〔平成20年条例8号〕)

(利用目的の制限)

第8条 教材等は、営利を目的として利用してはならない。

(一部改正〔平成20年条例8号〕)

(損害賠償の義務)

第9条 故意又は過失により教材等を破損し、又は滅失したものは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔平成20年条例8号〕)

(視聴覚ライブラリー運営委員会)

第10条 ライブラリーにさいたま市立視聴覚ライブラリー運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

2 運営委員会は、ライブラリーの運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、ライブラリーの行う事業につき、館長に意見を述べるものとする。

3 運営委員会は、委員12人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成20年条例8号〕)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(一部改正〔平成20年条例8号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浦和市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例(昭和43年浦和市条例第35号)、大宮市立視聴覚ライブラリー設置条例(昭和47年大宮市条例第23号)又は与野市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例(昭和53年与野市条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

3 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例(昭和51年岩槻市条例第9号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成17年条例54号〕)

附 則 (平成14年12月26日条例第67号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日条例第19号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第54号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月18日条例第8号)

この条例は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○さいたま市立視聴覚ライブラリー 条例施行規則

〔平成13年5月1日〕
〔教育委員会規則第30号〕

最終改正 平成20年3月27日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市立視聴覚ライブラリー条例(平成13年さいたま市条例第124号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成20年教委規則5号〕)

(職務)

第2条 さいたま市立視聴覚ライブラリー(以下「ライブラリー」

という。)の館長(以下「館長」という。)は、上司の命を受け、ライブラリーの所掌する事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

2 館長以外の職員は、上司の命を受け、それぞれの職務に従事する。

(一部改正〔平成20年教委規則5号〕)

(貸出しの期間及び点数)

第3条 視聴覚教材及び機材の貸出しの期間及び点数は、次のとおりとする。ただし、市教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

教材・機材	期間	点数
映画フィルム 録音・録画資料	5日以内	1回6点以内
映写機及び附属品	5日以内	1回1式

(委員及び副委員長)

第4条 条例第11条に規定するさいたま市立視聴覚ライブラリー運営委員会(以下「運営委員会」という。)に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(一部改正〔平成20年教委規則5号〕)

(運営委員会の会議)

第5条 運営委員会の会議(以下「会議」という。)は、館長の諮問に応じ、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 運営委員会は、必要があると認めるときは、ライブラリーの職員を会議に出席させることができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、あらかじめ教育長の承認を得て、館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浦和市視聴覚ライブラリー管理運営規則(昭和50年浦和市教育委員会規則第3号)、大宮市立視聴覚ライブラリー運営委員会規則(昭和48年大宮市教育委員会規則第6号)又は与野市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例施行規則(昭和53年与野市教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成20年3月27日教委規則第5号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年5月1日から施行する。

●学校図書館支援センター運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市立北浦和図書館(以下「北浦和図書館」という。)が所管する学校図書館支援センター(以下「センター」という。)の運営に関して、さいたま市図書館条例(平成13年さいたま市条例第123号。以下「条例」という。)及びさいたま市図書館条例施行規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第28号。以下「規則」という。)で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、さいたま市立学校及びさいたま市立の教育相談室並びに北浦和図書館長が適当と認める市内の教育機関(以下「学校等」という。)の読書活動推進に資するため、事業を行うものとする。

(構成)

第3条 センターは、北浦和図書館内に設置する。

2 規則第2条第1項から第3項までに規定する図書館並びにさいたま市立大宮西部図書館三橋分館、さいたま市立与野図書館西分館及びさいたま市立桜図書館大久保東分館は、センターに加入するものとする。

(業務内容)

第4条 センターは、学校教育部との連絡調整を行うほか、学校等に配属された学校図書館司書からの依頼を受け、次に掲げる事業を行う。

(1) 学校等で不足している資料の団体貸出し

(2) 学校等の資料で調べられない内容の参考調査

2 規則第2条第1項及び第2項に規定する図書館は、学校等からの依頼を受け、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学校訪問
- (2) 学校招待
- (3) センターを通じた資料提供の協力
(開室日及び開室時間)

第5条 センターの開室日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 1月2日から同月4日まで及び12月29日から同月31日までの日
- (3) 北浦和図書館長がセンターの管理上閉室の必要があると認めるとき

2 センターの開室時間は午前9時から午後5時までとする。
(施設利用者)

第6条 センターを利用できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校等職員
- (2) 北浦和図書館長が適当と認める者

附 則

この要領は、令和2年8月17日から施行する。

●学校図書館支援センター貸出業務等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市立北浦和図書館(以下「北浦和図書館」という。)が所管する学校図書館支援センター(以下「センター」という。)が行う学校図書館支援センター運営要領第4条第1項に基づく図書館資料(以下「資料」という。)の団体貸出しに関し、さいたま市図書館条例(平成13年さいたま市条例第123号。以下「条例」という。)及びさいたま市図書館条例施行規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第28号。以下「規則」という。)で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(団体貸出しの目的)

第2条 条例第8条第2項の規定によりさいたま市立学校等(以下「学校等」という。)に団体貸出しをしようとする場合は、その貸出しの目的が、読書活動の振興に資するものでなければならない。

2 前項に規定する学校等には、さいたま市立の教育相談室及び北浦和図書館長が適当と認める市内の教育機関を含めるものとする。

(団体貸出しの手続)

第3条 学校等が資料の貸出しを受けようとするときは、貸出しを希望する日の3週間前(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その前日)までに貸出申込書をセンターに提出しなければならない。ただし、北浦和図書館長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。
(貸出しの点数及び期間)

第4条 貸出しの点数及び期間については、1団体1,000点以内でその期間は5週間以内とする。ただし、自然の教室及び修学旅行に関する資料の貸出期間は4週間以内とする。

2 前項の期間は、貸出日の属する学期を超えることができない。
(貸出期間の特例)

第5条 センターは、前条に定める期間を超える貸出申込書の提出又は貸出期間の延長依頼を受け、その期間が適当であると認めるときは、期間を別に指定することができる。

(団体貸出しの資料)

第6条 センターは、第3条の規定により貸出申込書を提出した学校等に対し、センター所蔵の資料を貸出すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、北浦和図書館長が必要と認めるときは、センター所蔵以外の資料を貸出すことができるものとする。
(学校等の責務)

第7条 学校等は、借り受けた資料を適切に管理し、貸出期間内に返却しなければならない。

2 借り受けた資料を損傷し、又は紛失した学校等は、団体貸出資料事故報告書をセンターに提出しなければならない。

3 さいたま市立以外の学校等が、前項の規定により団体貸出事故報告書を提出したときは、現品又は北浦和図書館長が指定する資料をもって弁償しなければならない。

4 前項の規定により、さいたま市立以外の学校等が弁償する場合には、さいたま市図書館団体貸出業務等実施要領第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「団体等」とあるのは「学校等」と、「委員会」とあるのは「北浦和図書

館長」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月17日から施行する。

●さいたま市移動図書館運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市図書館条例、さいたま市図書館条例施行規則及びさいたま市図書館個人貸出業務等実施要領に定めるもののほか、さいたま市立大宮西部図書館(以下「図書館」という。)が所管する移動図書館の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(巡回駐車場)

第2条 移動図書館の駐車場(以下「駐車場」という。)については、年度当初に定めるものとする。ただし、特に必要がある場合は、さいたま市移動図書館駐車場の設置・統廃合基準により、年度内に駐車場の新設または統廃合をすることができる。

2 駐車場は、別表のとおりとする。

(巡回日及び周期)

第3条 移動図書館の巡回日及び巡回時間(以下「巡回日時」という。)については、図書館の年度開館日内において定めるものとする。

2 移動図書館の巡回周期は2週間に1度とする。ただし、天候等により移動図書館の巡回ができない時は、さらに2週間おくものとする。

3 巡回日時は、交通事情等の理由により、年度内にあっても変更することができる。

(広報)

第4条 移動図書館の巡回日時については、市報さいたま各版、図書館のホームページ及び巡回チラシに掲載する。また、天候等により巡回が中止されたときは、速やかに該当エリアの図書館あてに連絡を行う。

(情報セキュリティ)

第5条 移動図書館で使用する図書館業務端末等の運用は、さいたま市移動図書館業務端末取扱基準に基づき適切に行い、情報セキュリティ事故の防止を図る。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

別表(第2条関係)

	駐 車 場 名	位 置
1	浮谷市営住宅	岩槻区大字浮谷浮谷2042番地1
2	和土住宅	岩槻区大字黒谷991番地
3	J A南彩川通支店	岩槻区大字大口255番地
4	大戸自治会館	岩槻区大字大戸1668番地
5	西大宮3丁目第二公園	西区西大宮3丁目39番地1
6	西楽園	西区大字宝来60番地1
7	三橋四丁目自治会館	大宮区三橋4丁目258番地
8	東大宮藁田島公園	見沼区東大宮6丁目42番地
9	東大宮築地公園	見沼区東大宮1丁目26番地
10	砂団地内公園	見沼区東大宮3丁目6番地
11	加茂川団地	西区大字植田谷本137番地1
12	東新井団地22号棟前	見沼区大字東新井710番地50
13	中川自治会館	見沼区大字中川694番地2
14	井沼方公園	緑区東浦和2丁目15番地1号

15	明花公園	南区大字大谷口5732番地
16	原前公園	緑区大字三室984番地1

●さいたま市移動図書館駐車場の設置・統廃合基準

移動図書館の駐車場（以下「駐車場」という。）については、次の基準による。ただしさいたま市教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 1 設置
次の各項すべてに該当するときは、新たに駐車場を設置することができる。
(1) 図書館からおおむね2 km以上離れ、設置場所の近隣に配本所または駐車場がないこと。
(2) ある程度の利用が見込めること。
(3) 駐車スペースが確保でき、安全に一定時間駐車ができること。
- 2 統廃合
次の各項いずれかに該当するときは、既設駐車場の統廃合をすることができる。
(1) 既設図書館または新設図書館から、おおむね2 km以内の場合。
(2) 利用が著しく少ない場合。
(3) 運営が困難になった場合。
- 3 施行期日
この基準は、平成31年4月1日から施行する。

●さいたま市移動図書館業務端末取扱基準

- 1 趣旨
この基準は、移動図書館の各駐車場で使用する移動図書館用の業務端末（以下、業務端末と称する。）の取り扱いについて定めるものとする。
- 2 対象物
業務端末並びにバーコードリーダー、ACアダプター等 6式有線LAN機器 1式
その他 移動図書館業務に必要な機器
- 3 運用
(1) 使用場所、使用日時については、あらかじめ情報管理者に許可を受けなければならない。
(2) 業務端末は、パスワード設定によるアクセス制限などの不正利用の防止策を講じなければならない。
(3) 業務端末は、紛失や盗難を防止するため常に携帯し、業務中はワイヤーで固定して使用する。
(4) 業務端末を持ち帰ったときは、最新のパターンファイルに更新したコンピュータウィルス検査ソフトウェアを用いてコンピュータウィルスに感染していないことを確認し、情報管理者に報告しなければならない。
- 4 運用報告
業務端末を使用後は、使用日時等を記録した「移動図書館業務日報（端末記録）」（様式）を情報管理者に提出し、報告しなければならない。
- 5 その他
移動図書館各駐車場で業務端末の運用にあたっては、情報管理者の指示に従う。
- 6 この基準は、平成21年11月25日から施行する。

●さいたま市配本所運営要領

（趣旨）

- 第1条 この要領は、さいたま市図書館条例、さいたま市図書館条例施行規則及びさいたま市図書館個人貸出業務等実施要領に定めるもののほか、さいたま市立大宮西部図書館（以下「図書館」という。）が所管する配本所の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。
（名称及び位置）

- 第2条 配本所の名称及び位置は、次のとおりとする。ただし、利用が著しく少ない場合、運営が困難になった場合は統廃合をすることができる。

名 称	位 置
上小町配本所	さいたま市大宮区上小825 上小町集会所内

三橋南配本所	さいたま市大宮区三橋3-52 三つ和会館内（開室日）
--------	----------------------------

- 第3条 配本所の開室日については、図書館の開館日内において定めるものとする。ただし、設置施設の都合等により、特に必要がある場合は臨時に閉室日を設けることができる。
（開室曜日及び時間）

- 第4条 開室曜日は水曜日と土曜日とし、開室時間は午後1時から午後4時30分までとする。
（事務連絡）

- 第5条 図書館職員は各開室日までに、予約資料、事務用品等の搬送を行う。
（資料の装備）

- 第6条 配本所資料は、さいたま市立大宮西部図書館図書整理仕様書（配本所）に基づいて装備する。
（負担金）

- 第7条 上小町配本所の年間電気料金及び消防用設備等点検費用については、上小町配本所管理費負担に関する協定書に基づき、図書館が負担する。負担金は、当該年度終了後ただちに上小町自治会へ支払うものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

●さいたま市図書館運営検討委員会設置要綱

（設置）

- 第1条 さいたま市図書館の整備について、総合的かつ計画的な整備を図るため、さいたま市図書館運営検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

- 第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項を協議し、検討を行うものとする。

- (1) さいたま市図書館専門部会が提示した議題に関すること。
- (2) 図書館サービス及び資料の整備並びに管理運営の検討に必要な事項に関すること。

（構成員）

- 第3条 検討委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 中央図書館長
- (2) 中央図書館副館長
- (3) 中央図書館管理課長
- (4) 中央図書館資料サービス課長
- (5) 各拠点図書館長
- (6) その他、検討委員会が必要と認める者

- 2 検討委員会に委員長を置き、委員長は中央図書館長をもって充て、副委員長は資料サービス課長をもって充てる。

- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を代表する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

- 第4条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会に構成員以外の者の出席を求め、その説明、意見又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

- 第5条 検討委員会の庶務は、中央図書館資料サービス課において処理する。

（委任）

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

●さいたま市図書館専門部会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、さいたま市図書館の行う図書館奉仕について、調査研究し、問題点や課題を整理し、計画的で効果的な図書館活動に資するために設置する図書館専門部会（以下「専門部会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(専門部会の名称及び所掌事務)

第2条 専門部会の名称及び所掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
図書館ビジョン実施計画作成専門部会	図書館ビジョン実施計画作成及び図書館ビジョン原案に関すること。
図書館評価専門部会	図書館評価に関すること。
資料案内専門部会	図書館サービスに関すること。
児童・地域専門部会	児童サービス並びに地区図書館及び分館の管理運営に関すること。
図書館電算システム専門部会	図書館電算システムに関すること。

(専門部会員)

第3条 専門部会の構成員（以下「部会員」という。）は、図書館職員の中から中央図書館長が指名する。

(部会員の任期)

第4条 部会員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
2 部会員が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長、副部会長及び座長)

第5条 専門部会に、部会長、副部会長及び座長を各1人置き、部会員の互選により定める。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
4 座長は、会議の進行を行う。

(専門部会の会議)

第6条 専門部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。
2 前項の場合において、部会長を定めるまでは、中央図書館管理課長又は中央図書館資料サービス課長が招集する。
3 専門部会の活動内容は、中央図書館長へ報告するものとする。
(作業グループの設置)

第7条 各専門部会に作業グループを置く。

2 作業グループの構成員は、各専門部会長の推薦に基づき、中央図書館長が指名する。
(庶務)

第8条 図書館電算システム専門部会の庶務は、中央図書館管理課において処理し、他の専門部会の庶務は中央図書館資料サービス課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年11月5日から施行する。
(部会員の任期の特例)
2 この要綱の施行後、最初に指名される第3条に規定する者の任期については、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

●さいたま市図書館の運営状況に関する評価実施要項

(目的)

第1条 この要項は、図書館法（昭和25年法律第118号）第7条の3の規定に基づき実施する、さいたま市図書館（以下「図書館」という。）の運営状況に関する評価（以下「評価」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(評価の対象)

第2条 評価は、図書館の運営状況について、毎年度行うものとする。

(目標、指標及び目標値)

第3条 評価にあたっての目標及び指標は、「さいたま市図書館ビジョン（第2期）実施計画 前期」に基づき、別表第1に定める

とおりとする。

2 各年度の指標の目標値については、「さいたま市図書館ビジョン（第2期）実施計画 前期」に基づき、図書館に設置される図書館評価専門部会が検討し、中央図書館長が定める。

(評価者)

第4条 評価にあたっては、図書館評価専門部会が、目標の達成状況を点検するとともに、さいたま市図書館協議会の意見を聴取した上で、評価案を作成し、中央図書館長が決定する。

(評価及び評価の段階)

第5条 目標ごとの各指標の目標値に対して、達成率を算出し、その達成率により当該目標の目標別評価を行う。ただし、複数の指標がある目標については、各指標の達成率の平均により目標別評価を行う。

2 評価の段階は、4段階とし、段階ごとの評価基準は、別表第2に定めるとおりとする。

(評価票)

第6条 評価の内容及び結果を記録する評価票の様式は、様式第1号に定めるとおりとする。

(評価結果の公表)

第7条 図書館は、評価の結果をホームページ等を活用して、市民に公表するものとする。

(評価結果の活用)

第8条 図書館は、評価の結果に基づき、その運営の改善に努めるものとする。

(庶務)

第9条 評価に関する庶務は、中央図書館資料サービス課において処理する。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成24年11月5日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

目標	指標
レファレンスサービスの充実による市民の課題解決の支援	レファレンス受付件数
市民の課題解決に役立てられる資料の提供	知識の獲得に対する図書館資料の貢献度 課題解決に対する図書館資料の貢献度 新しいチャレンジに対する図書館資料の貢献度 個人的な楽しみに対する図書館資料の貢献度
図書館利用に障害のある方への支援	バリアフリー資料の所蔵数
専門的職員の養成による図書館サービスの質の向上	図書館専門研修の実施・派遣回数
図書館評価と市民意識の反映	利用者満足度
市民の多様な要求にこたえる資料の充実	蔵書新鮮度
情報発信による図書館利用の促進	貸出総数
講座等の催しと市民の交流の場の提供	講座等の満足度

資料の紹介による本との出会いの創出	テーマ資料展示の実施回数
安全で快適な環境の整備	防災・消防訓練の実施回数
子どもの世界をひろげる資料の紹介	子ども向けブックリストの作成数
子どもが本に親しむ機会の提供	おはなし会の開催回数
家庭・学校等との連携による子どもの読書活動への支援	読書が好きな子どもの割合（小学生） 読書が好きな子どもの割合（中学生） 読書が好きな子どもの割合（高校生）
地域の歴史と文化の保存	地域・行政資料の蔵書数
市民との協働による地域交流の活性化と継続的な交流の場の提供	ボランティアとの協働事業数
市の各部署との連携による市民生活の向上	さいたま市との連携部署数
県・他自治体・民間等との連携による市民の知的活動への支援	さいたま市以外の自治体及びNPO等民間との連携機関数

別表第2（第5条関係）

目標別評価	評価基準	目標達成率
A	目標値を達成できた	目標値の100%以上
B	目標値をほぼ達成できた	目標の80%以上100%未満
C	目標値をあまり達成できなかった	目標値の50%以上80%未満
D	目標値を達成できなかった	目標値の50%未満

●さいたま市図書館指定管理業務履行にかかる抽出検査実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、さいたま市図書館指定管理業務履行にかかる抽出検査（以下、「検査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 指定管理者制度の適正な運用において、協定書その他関連する文書（以下、「協定書等」という。）に基づく業務履行の確保はもとより、業務内容等の見直しなど効果的・効率的な公の施設の管理運営に資することにより更なる市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（検査事務）

第3条 検査にかかる指定管理者との調整等各種事務は管理課が行う。

（検査員）

第4条 検査員は、中央図書館長が指定する職員とする。

（検査の方法）

第5条 検査員は、業務が協定書等の内容どおり適正に行われているかを実地調査により検査を行う。

2 検査は、各年度1回行う。ただし、指定管理期間が年度の途中で終了するなど、検査の対象期間が著しく短い場合は、中央図書館長の承認を得たうえで検査を省略することができる。

3 前項のほか、中央図書館長が必要と認める場合に、臨時に検査を行うことができる。

4 検査員は、指定管理者に対して検査に必要な文書の提出を求めることができる。

（立会い）

第6条 検査員は、検査を実施するときは、指定管理者を立ち会わせなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りではない。

2 前項本文中において、指定管理者がやむを得ない理由により立会いに応じられないと認められるときは、検査員は立会いがないまま検査を行うことができる。

（検査調書等）

第7条 検査員は、指定管理業務履行検査評定表（様式第2号）により検査を実施し、検査を終了したときは、当該評定表に基づき指定管理業務検査調書（様式第1号）を作成し、中央図書館長に報告しなければならない。

（不適正な履行状況であると評定した場合の措置）

第8条 検査員は、検査の結果、不適正な履行状況であると評定した場合は、指定管理業務手直し指示書（様式第3号）により指定管理者に修補その他手直しの措置を命じなければならない。

2 検査員は、前項の指定管理業務手直し指示書（様式第3号）を作成したときは、指示書の写しを前条の検査調書に添付しなければならない。

3 指定管理者は、手直しの措置を命じられた場合は、手直しを行い、指定管理業務手直し完了届（様式第4号）を中央図書館長に提出しなければならない。

4 検査員は、前項の届出を受けた後、速やかに手直しの状況を確認しなければならない。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。

●さいたま市図書館Twitter（ツイッター）運用方針

1 目的

さいたま市図書館の情報を、携帯端末でも情報を入手でき利便性が高いツイッターを活用することで、市民を始め広く多くの方がさいたま市図書館の所蔵資料や事業に触れる機会を増やすことを目的とする。あわせて、さいたま市図書館に関する情報発信手段の拡充を図る。

2 発信主体及び管理者

発信主体は、さいたま市立中央図書館とし、管理者はさいたま市立中央図書館長とする。

3 アカウント

アカウント名は、「SaitamaCityLib」とする。さいたま市図書館ツイッターのURLは、<https://twitter.com/SaitamaCityLib/>とする。

4 情報発信時間

発信時間は、9時から21時までとする。ただし、管理者が必要と判断した場合はこの限りではない。

5 発信内容

発信内容は、管理者の監督のもと、さいたま市図書館に関する次の各号に掲げる情報を発信するものとする。

(1) さいたま市図書館の所蔵資料に関する情報

(2) さいたま市図書館の利用に関する情報

(3) さいたま市図書館の報道発表に関する情報

(4) さいたま市図書館の事業に関する情報

(5) その他、中央図書館長が許可した内容

（補足）なお、情報発信については、内閣官房情報セキュリティセンター、総務省、経済産業省の指針（平成23年4月5日付）に基づき、運営するものとする。

6 利用方法

管理者の発信に対する意見などに対しては、個別の返信はおこなわないものとする。また、原則さいたま市図書館からはフォロー、リツイートは行わないものとする。ただし、国や他自治体、公共交通機関など公共性が高い組織等で、特に中央図書館長が必要と認めるものはこの限りではない。

7 免責事項

(1) さいたま市図書館は、本ツイッターに掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではない。

(2) さいたま市図書館は、利用者が本アカウントの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。

- (3) さいたま市図書館は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (4) 前2号に掲げるものの他、さいたま市図書館は本アカウントに関連する事項に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (5) さいたま市図書館は、予告なく本アカウントの運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があるものとする。
- 8 その他
ツイッターの利用について、なんらかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとする。

(適用)

この運用方針は、平成29年10月1日から適用する。

第8条 管理責任者及び職員は、防犯カメラ等の管理運用等に関する苦情等を受けたときは、誠意をもって対応するものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

●さいたま市図書館防犯カメラ等の設置及び運用等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市図書館（以下「図書館」という。）の利用者の安全確保及び犯罪の防止を目的として、さいたま市教育委員会が設置し、図書館において管理運用する防犯カメラ等に関し、個人情報の適切な取扱いを確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 施設に固定して設置される映像撮影装置をいう。
- (2) 監視モニター 防犯カメラで撮影した映像を表示し、当該映像を記録する機能を備えた装置をいう。
- (3) 防犯カメラ等 防犯カメラ及び監視モニターをいう。
- (4) 個人情報画像 防犯カメラによって撮影する映像又は監視モニターに記録された映像（以下「防犯カメラ映像」という。）のうち、当該映像から特定の個人を識別することができるものをいう。

(管理責任者)

第3条 防犯カメラ等の管理運用にあたり、図書館に防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、中央図書館にあつては管理課長を、その他の図書館にあつては当該図書館の館長をもってこれに充てる。

2 管理責任者は、防犯カメラ等を適正に管理運用し、個人情報画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じるものとする。

(防犯カメラの撮影範囲等)

第4条 管理責任者は、防犯カメラの撮影範囲が適切であることを確認するとともに、防犯カメラが作動中である旨を明確かつ適切な方法により表示するものとする。

(個人情報の保護)

第5条 管理責任者は、防犯カメラ等の運用に当たっては、個人の権利利益を侵害しないように努めるとともに、その旨を所属する職員に対し周知徹底しなければならない。

2 この要領に定めるもののほか、個人情報の保護に関して必要な事項は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）及びさいたま市個人情報保護条例施行規則（平成13年さいたま市規則第19号）の規定による。

(映像の外部提供)

第6条 防犯カメラ映像は、設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、管理責任者が市民等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性があると認めた場合又は犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他法令等に基づく手続により照会等を受けた場合は、この限りでない。

(映像の管理)

第7条 監視モニターは、管理責任者及び職員以外の者にその操作を行わせてはならない。

2 記録された映像は、編集又は加工をせず、図書館の状況に応じて撮影時から概ね2週間から3週間保存し、保存期間が終了した映像は確実に消去するものとする。

3 記録された映像は、これを複製し、又は印刷してはならない。ただし、管理責任者が特に必要と認める場合は、この限りでない。（苦情等への対応）



としょ丸 としょ子

さいたま市図書館 児童サービスPRキャラクター

さいたま市図書館要覧 令和4年度

発行日
編集・発行

令和4年 7月15日
さいたま市立中央図書館
〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町 11-1
電話 048-871-2100
FAX 048-884-5500
メール chuo-lib-kanri@city.saitama.lg.jp
ホームページ <https://www.lib.city.saitama.jp/>